

第 1 章

昇降機等定期検査報告制度に 係る建築関係法令等

第 1 章－ 1 建築基準法（抄）

第1章 昇降機定期検査報告制度に係る建築関係法令

1. 建築基準法（抄）

【目的】

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

【用語の定義】

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二 【略】

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四～八 【略】

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 ～十二 【略】

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

十七～三十四 【略】

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

【適用の除外】

第3条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一～四 【略】

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくは

その敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。

一 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基づく命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。）後のこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

二 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域若しくは防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定若しくは変更、第42条第1項、第52条第2項第二号若しくは第三号若しくは第8項、第56条第1項第二号イ若しくは別表第3備考三の号の区域の指定若しくはその取消し又は第52条第1項第七号、第2項第三号若しくは第8項、第53条第1項第六号、第56条第1項第二号ニ若しくは別表第3（に）欄の五の項に掲げる数値の決定若しくは変更により、第43条第1項、第48条第1項から第14項まで、第52条第1項、第2項、第7項若しくは第8項、第53条第1項から第3項まで、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の2第1項若しくは第61条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限又は第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで若しくは第68条の9の規定に基づく条例に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に相当する従前の制限に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分

五 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するに至つた建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

【建築物の建築等に関する申請及び確認】

第6条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする

場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
 - 二 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
 - 三 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの
 - 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であるときについては、適用しない。
- 3 建築主事は、第1項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。
- 一 建築士法第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項、第20条の2第1項若しくは第20条の3第1項の規定又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
 - 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第20条の2第1項の建築物の構造設計を行つた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
 - 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第20条の3第1項の建築物の設備設計を行つた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第1項の規定による確認をすることができる。
- 6 建築主事は、第4項の場合（申請に係る建築物の計画が第6条の3第1項の特定構造計算基準（第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第4項の期間内に当該申請者に第1項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、第4項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載

した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

- 7 建築主事は、第4項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第4項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 8 第1項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
- 9 第1項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第6項及び第7項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

【国土交通大臣等の指定を受けた者による確認】

- 第6条の2** 前条第1項各号に掲げる建築物の計画(前条第3項各号のいずれかに該当するものを除く。)が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第1項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。
- 2 前項の規定による指定は、2以上の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の規定による確認の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。
 - 3 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が次条第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第1項の規定による確認をすることができる。
 - 4 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。
 - 5 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の確認済証又は前項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
 - 6 特定行政庁は、前項の規定による確認審査報告書の提出を受けた場合において、第1項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該確認済証を交付した同項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該確認済証は、その効力を失う。
 - 7 前項の場合において、特定行政庁は、必要に応じ、第9条第1項又は第10項の命令その他の措置を講ずるものとする。

【建築物に関する完了検査】

- 第7条** 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、第6条第1項の規定による工事が完了した日から4日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。
- 4 建築主事が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「建築主事等」という。）は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

【国土交通大臣等の指定を受けたものによる完了検査】

- 第7条の2** 第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が、第6条第1項の規定による工事の完了の日から4日が経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、前条第1項から第3項までの規定は、適用しない。
- 2 前項の規定による指定は、2以上の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。
- 3 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行つたときは、当該検査の引受けを行つた第6条第1項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日から7日以内に、第1項の検査をしなければならない。
- 5 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。この場合において、当該検査済証は、前条第五項の検査済証とみなす。
- 6 第1項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、完了検査報告書を作成し、同項の検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による完了検査報告書の提出を受けた場合において、第1項の検査をし

た建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、遅滞なく、第9条第1項又は第7項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

【維持保全】

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの

二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

【違反建築物に対する措置】

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2～15 【略】

【保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言】

第9条の4 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

【著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令】

第10条 特定行政庁は、第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2～4 【略】

【報告、検査等】

- 第12条** 第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの〔**政令第16条**〕（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第3項において「国等の建築物という。」）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところ〔**規則第5条略**〕により、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第3項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところ〔**規則第5条の2略**〕により、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第4項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。
- 3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの〔**政令第16条**〕（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところ〔**規則第6条**〕により、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところ〔**規則第6条の2**〕により、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。
- 5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分（以下「建築材料等」という。）の受取

若しくは引渡し状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査（以下「建築物に関する調査」という。）の状況に関する報告を求めることができる。

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者

二～三 【略】

6 特定行政庁又は建築主事にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができる。

7 建築主事又は特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員にあつては第6条第4項、第6条の2第6項、第7条第4項、第7条の3第4項、第9条第1項、第10項若しくは第13項、第10条第1項から第3項まで、前条第1項又は第90条の2第1項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第9条第10項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件若しくは建築物に関する調査に関係がある物件を検査し、若しくは試験し、又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に対し必要な事項について質問することができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

8 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第1項及び第3項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。）を保存しなければならない。

9 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項及び当該台帳（同項の国土交通省令で定める書類を含む。）の保存期間その他その保存に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【建築物調査員資格者証】

第12条の2 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

一 前条第1項の調査及び同条第2項の点検（第3項第三号において「調査等」という。）に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者

二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

2 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物調査員資格者証の交付を行わないことができる。

一 未成年者

- 二 成年被後見人又は被保佐人
 - 三 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
 - 四 次項（第二号を除く。）の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して1年を経過しない者
- 3 国土交通大臣は、建築物調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その建築物調査員資格者証の返納を命ずることができる。
- 一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。
 - 二 前項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 調査等に関して不誠実な行為をしたとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により建築物調査員資格者証の交付を受けたとき。
- 4 建築物調査員資格者証の交付の手續その他建築物調査員資格者証に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【建築設備等検査員資格者証】

第12条の3 建築設備等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。〔規則第6条の5第2項〕

- 2 建築設備等検査員が第12条第3項の検査及び同条第4項の点検（次項第一号において「検査等」という。）を行うことができる建築設備等の種類は、前項の建築設備等検査員資格者証の種類に応じて国土交通省令で定める。〔規則第6条の6〕
- 3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者証を交付する。
- 一 検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者〔規則第6条の12〕〔規則第6条の14〕〔規則第6条の16〕
 - 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者〔H28 告示483号〕
- 4 前条第2項から第4項までの規定は、建築設備等検査員資格者証について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第3項」と、同条第3項第三号中「調査等」とあるのは「次条第2項に規定する検査等」と読み替えるものとする。

【報告、検査等】

第15条の2 国土交通大臣は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第68条の10第1項の型式適合認定、第68条の25第1項の構造方法等の認定若しくは第68条の26の特殊構造方法等認定（以下この項において「型式適合認定等」という。）を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡し状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況若しくは建築物に関する調査の状況に関する報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場、建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築

材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件、建築物に関する調査に関係がある物件若しくは型式適合認定等に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2～3 【略】

【昇降機】

第34条 建築物に設ける昇降機は、安全な構造で、かつ、その昇降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない。

2 高さ31mをこえる建築物（政令で定めるものを除く。）には、非常用の昇降機を設けなければならない。

【この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準】

第36条 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火床、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

【建築設備への準用】

第87条の4 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第18条第2項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第6条（第3項、第5項及び第6項を除く。）、第6条の2（第3項を除く。）、第6条の4（第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第7条から第7条の4まで、第7条の5（第6条の4第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第7条の6、第18条（第4項から第13項まで及び第25項を除く。）及び第89条から第90条の3までの規定を準用する。この場合において、第6条第4項中「同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第4号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に」とあるのは、「その受理した日から7日以内に」と読み替えるものとする。

【工作物への準用】

第88条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第3条、第6条（第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、昇降機等については第1項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第6条の2（第3項を除く。）、第6条の4（第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第7条から第7条の4まで、第7条の5（第6条

の4第1項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第8条から第11条まで、第12条第5項(第三号を除く。)及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条(第4項から第13項まで及び第24項を除く。)、第20条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第32条、第33条、第34条第1項、第36条(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)、第37条、第38条、第40条、第3章の2(第68条の20第2項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。)、第86条の7第1項(第28条の2(第86条の7第1項の政令で定める基準に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、第86条の7第2項(第20条に係る部分に限る。)、第86条の7第3項(第32条、第34条第1項及び第36条(昇降機に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、前条、次条並びに第90条の規定を、昇降機等については、第7条の6、第12条第1項から第4項まで、第12条の2、第12条の3及び第18条第24項の規定を準用する。この場合において、第20条第1項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2～4【略】

【罰則】

第99条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一【略】

二 第6条第8項(第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は第7条の3第6項(第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者

三・四【略】

五 第12条第5項(第一号に係る部分に限る。)又は第15条の2第1項(これらの規定を第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第12条第6項又は第15条の2第1項(これらの規定を第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による物件の提出をせず、又は虚偽の物件の提出をした者

七 第12条第7項又は第15条の2第1項(これらの規定を第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による検査若しくは試験を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

八～十六【略】

2【略】

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一 第5条の6第1項から第3項まで又は第5項の規定に違反した場合における当該建築物の工事施工者

二 第12条第1項若しくは第3項(これらの規定を第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)又は第5項(第二号に係る部分に限り、第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三～十八【略】

2 【略】

第105条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 【略】

二 第98条（前号に係る部分を除く。）、第99条第1項第一号から第七号まで、第八号及び第九号（特殊建築物等に係る部分を除く。）、第12号（第77条の25第1項に係る部分に限る。）、第十三号、第十四号並びに第十五号及び第十六号（特殊建築物等に係る部分を除く。）並びに第2項（特殊建築物等に係る部分を除く。）、第101条並びに第103条 各本条の罰金刑

第 1 章－ 2 建築基準法施行令（抄）

2. 建築基準法施行令（抄）

第5節 定期報告を要する建築物等

第16条 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第1（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

- 一 地階又は3階以上の階を法別表第1（い）欄（一）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が100㎡以上の建築物
- 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
- 三 法別表第1（い）欄（二）項又は（四）項に掲げる用途に供する建築物
- 四 3階以上の階を法別表第1（い）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物

2 法第12条第1項の政令で定める建築物は、第14条の2に規定する建築物とする。

3 法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

- 一 第129条の3第1項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）〔平28告示240号〕
- 二 防火設備のうち、法第6条第1項第一号に掲げる建築物で第1項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）〔平28告示240号〕

第2節 昇降機

【適用の範囲】

第129条の3 この節の規定は、建築物に設ける次に掲げる昇降機に適用する。

- 一 人又は人及び物を運搬する昇降機（次号に掲げるものを除く。）並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるもの（以下「エレベーター」という。）

二 エスカレーター

- 三 物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のもの（以下「小荷物専用昇降機」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇降機については、それぞれ当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- 一 特殊な構造又は使用形態のエレベーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項及び第4項並びに第129条の13の3の規定〔平12告示1413号〕
- 二 特殊な構造又は使用形態のエスカレーターで国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第129条の12第1項の規定〔平12告示1413号〕
- 三 特殊な構造又は使用形態の小荷物専用昇降機で国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの 第

129 条の 13 の規定〔未制定〕

【エレベーターの構造上主要な部分】

第 129 条の 4 エレベーターのかご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この条において「主要な支持部分」という。）の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとしなければならない。

一 設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。〔未制定〕

イ かごの昇降によつて摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分以外の部分は、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃により損傷を生じないこと。

ロ かごの昇降によつて摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分については、通常の使用状態において、通常の昇降時の衝撃及び安全装置が作動した場合の衝撃によりかごの落下をもたらすような損傷が生じないこと。

二 かごを主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーターにあつては、設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、通常の使用状態における摩損及び疲労破壊を考慮したエレベーター強度検証法により、前号イ及びロに掲げる基準に適合するものであることについて確かめられたものであること。〔平 12 告示 1414 号〕

三 設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の構造が、それぞれ第一号イ及びロに掲げる基準に適合することについて、通常の使用状態における摩損又は疲労破壊を考慮して行う国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2 前項の「エレベーター強度検証法」とは、次に定めるところにより、エレベーターの設置時及び使用時のかご及び主要な支持部分の強度を検証する方法をいう。

一 次条に規定する荷重によつて主要な支持部分並びにかごの床版及び枠（以下この条において「主要な支持部分等」という。）に生ずる力を計算すること。

二 前号の主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置の作動時の各応力度を次の表に掲げる式によつて計算すること。

荷重について想定する状態	式
常時	$G_1 + \alpha_1 (G_2 + P)$
安全装置の作動時	$G_1 + \alpha_2 (G_2 + P)$

この表において、 G_1 、 G_2 及び P はそれぞれ次の力を、 α_1 及び α_2 はそれぞれ次の数値を表すものとする。

G_1 次条第 1 項に規定する固定荷重のうち昇降する部分以外の部分に係るものによつて生ずる力

G_2 次条第 1 項に規定する固定荷重のうち昇降する部分に係るものによつて生ずる力

P 次条第 2 項に規定する積載荷重によつて生ずる力

α_1 通常の昇降時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める数値〔平 12 告示 1414 号〕

α_2 安全装置が作動した場合に昇降する部分に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める数値〔平 12 告示 1414 号〕

三 前号の規定によつて計算した常時及び安全装置の作動時の各応力度が、それぞれ主要な支持部分

等の材料の破壊強度を安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、主要な支持部分等の材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた許容応力度を超えないことを確かめること。【平12告示1414号】

四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を限界安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。【平12告示1414号】

3 前2項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一 エレベーターのかご及び主要な支持部分のうち、腐食又は腐朽のおそれのあるものにあつては、腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いるか、又は有効なさび止め若しくは防錆のための措置を講じたものであること。

二 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、2以上の部分で構成され、かつ、それぞれが独立してかごを支え、又は吊ることができるものであること。

三 滑節構造とした接合部にあつては、地震その他の震動によつて外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。【平20告示1494号】・【平21告示541号】・【平21告示621号】

四 滑車を使用してかごを吊るエレベーターにあつては、地震その他の震動によつて索が滑車から外れるおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。【平20告示1498号】

五 釣合おもりを用いるエレベーターにあつては、地震その他の震動によつて釣合おもりが脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。【平25告示1048号】

六 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。【平25告示1407号】

七 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により風圧に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。【平12告示1414号】

【エレベーターの荷重】

第129条の5 エレベーターの各部の固定荷重は、当該エレベーターの実況に応じて計算しなければならない。

2 エレベーターのかごの積載荷重は、当該エレベーターの実況に応じて定めなければならない。ただし、かごの種類に応じて、次の表に定める数値（用途が特殊なエレベーターで国土交通大臣が定めるものにあつては、当該用途に応じて国土交通大臣が定める数値）を下回つてはならない【平12告示1415号】

かごの種類		積載荷重（単位 N）
乗用エレベーター（人荷共用エレベーターを含み、寝台用エレベーターを除く。以下この節において同じ。）のかご	床面積が 1.5 m ² 以下のもの	床面積 1 m ² につき 3,600 として計算した数値
	床面積が 1.5 m ² を超え 3 m ² 以下のもの	床面積の 1.5 m ² を超える面積に対して 1 m ² につき 4,900 として計算した数値に 5,400 を加えた数値
	床面積が 3 m ² を超えるもの	床面積の 3 m ² を超える面積に対して 1 m ² につき 5,900 として計算した数値に 13,000 を加えた数値
乗用エレベーター以外エレベーターのかご		床面積 1 m ² につき 2,500（自動車運搬用エレベーターにあつては、1,500）として計算した数値

【エレベーターのかごの構造】

第129条の6 エレベーターのかごは、次に定める構造としなければならない。

- 一 各部は、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。〔平20告示1455号〕
- 二 構造上軽微な部分を除き、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は3階以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターのかごその他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターのかごにあつては、この限りでない。〔平12告示1416号〕
- 三 かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の物に触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。〔平20告示1455号〕
- 四 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部をかごの天井部に設けること。
- 五 用途及び積載量（kgで表した重量とする。以下同じ。）並びに乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては最大定員（積載荷重を前条第2項の表に定める数値とし、重力加速度を9.8m毎秒毎秒と、一人当たりの体重を65kgとして計算した定員をいう。第129条の13の3第3項第九号において同じ。）を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

【エレベーターの昇降路の構造】

第129条の7 エレベーターの昇降路は、次に定める構造としなければならない。

- 一 昇降路外の人又は物が籠又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口（非常口を含む。以下この節において同じ。）の戸を設けること。〔平20告示1454号〕
- 二 構造上軽微な部分を除き、昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は3階以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターの昇降路その他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターの昇降路にあつては、この限りでない。〔平12告示1416号〕
- 三 昇降路の出入口の戸には、籠がその戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人又は物

の昇降路内への落下を防止することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する施錠装置を設けること。【平 20 告示 1447 号】

四 出入口の床先と籠の床先との水平距離は、4cm 以下とし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては、籠の床先と昇降路壁との水平距離は、12.5cm 以下とすること。

五 昇降路内には、次のいずれかに該当するものを除き、突出物を設けないこと。

イ レールブラケット又は横架材であつて、次に掲げる基準に適合するもの

(1) 地震時において主索その他の索が触れた場合においても、籠の昇降、籠の出入口の戸の開閉その他のエレベーターの機能に支障が生じないよう金網、鉄板その他これらに類するものが設置されていること。

(2) (1)に掲げるもののほか、国土交通大臣の定める措置が講じられていること。【平 20 告示 1495 号】

ロ 第 129 条の 2 の 4 第 1 項第三号ただし書の配管設備で同条の規定に適合するもの

ハ イ又はロに掲げるもののほか、係合装置その他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないものであつて、地震時においても主索、電線その他のものの機能に支障が生じないように必要な措置が講じられたもの

【エレベーターの駆動装置及び制御器】

第 129 条の 8 エレベーターの駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によつて転倒し又は移動するおそれがないものとして国土交通大臣が定める方法により設置しなければならない。【平 21 告示 703 号】

2 エレベーターの制御器の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。【平 12 告示 1429 号】

一 荷重の変動によりかごの停止位置が著しく移動しないこととするものであること。

二 かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。

三 エレベーターの保守点検を安全に行うために必要な制御ができるものであること。

【エレベーターの機械室】

第 129 条の 9 エレベーターの機械室は、次に定める構造としなければならない。

一 床面積は、昇降路の水平投影面積の 2 倍以上とすること。ただし、機械の配置及び管理に支障がない場合においては、この限りでない。

二 床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は、かごの定格速度（積載荷重を作用させて上昇する場合の毎分の最高速度をいう。以下この節において同じ。）に応じて、次の表に定める数値以上とすること。

定格速度	垂直距離（単位 m）
60m以下の場合	2.0
60mをこえ、150m以下の場合	2.2
150mをこえ、210m以下の場合	2.5
210mをこえる場合	2.8

三 換気上有効な開口部又は換気設備を設けること。

四 出入口の幅及び高さは、それぞれ、70cm 以上及び 1.8m 以上とし、施錠装置を有する鋼製の戸を

設けること。

五 機械室に通ずる階段のけあげ及び踏面は、それぞれ、23cm 以下及び 15cm 以上とし、かつ、当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合においては、手すりを設けること。

【エレベーターの安全装置】

第 129 条の 10 エレベーターには、制動装置を設けなければならない。

2 前項のエレベーターの制動装置の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。〔平 12 告示 1423 号〕

一 かごが昇降路の頂部又は底部に衝突するおそれがある場合に、自動的かつ段階的に作動し、これにより、かごに生ずる垂直方向の加速度が 9.8m 毎秒毎秒を、水向の加速度が 5.0m 毎秒毎秒を超えることなく安全にかごを制止させることができるものであること。

二 保守点検をかごの上に人が乗り行うエレベーターにあつては、点検を行う者が昇降路の頂部とかごの間に挟まれることのないよう自動的にかごを制止させることができるものであること。

3 エレベーターには、前項に定める制動装置のほか、次に掲げる安全装置を設けなければならない。

一 次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置

イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合

ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合

二 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかごの戸を開くことができることとする装置 〔平 20 告示 1536 号〕

三 停電等の非常の場合においてかご内からかご外に連絡することができる装置

四 乗用エレベーター又は寝台用エレベーターにあつては、次に掲げる安全装置

イ 積載荷重に 1.1 を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置

ロ 停電の場合においても、床面で 1 lx 以上の照度を確保することができる照明装置

4 前項第一号及び第二号に掲げる装置の構造は、それぞれ、その機能を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。〔平 20 告示 1536 号〕

【適用の除外】

第 129 条の 11 第 129 条の 7 第四号、第 129 条の 8 第 2 項第二号又は前条第 3 項第一号から第三号までの規定は、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターのうち、それぞれ昇降路、制御器又は安全装置について安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。〔平 25 告示 1050 号〕・〔平 25 告示 1051 号〕・〔平 25 告示 1052 号〕

【エスカレーターの構造】

第 129 条の 12 エスカレーターは、次に定める構造としなければならない。

- 一 国土交通大臣が定めるところにより、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにすること。【平 12 告示 1417 号】
- 二 勾配は、30 度以下とすること。
- 三 踏段（人を乗せて昇降する部分をいう。以下同じ。）の両側に手すりを設け、手すりの上端部が踏段と同一方向に同一速度で連動するようにすること。
- 四 踏段の幅は、1.1m以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25cm 以下とすること。
- 五 踏段の定格速度は、50m以下の範囲内において、エスカレーターの勾配に応じ国土交通大臣が定める毎分の速度以下とすること。【平 20 告示 1417 号】
- 六 地震その他の震動によつて脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

【平 25 告示 1046 号】

- 2 建築物に設けるエスカレーターについては、第 129 条の 4（第 3 項第五号から第七号までを除く。）及び第 129 条の 5 第 1 項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 129 条の 4 の見出し、同条第 1 項各号列記以外の部分、第 2 項及び第 3 項並びに第 129 条の 5 の見出し及び同条第 1 項	エレベーター	エスカレーター
第 129 条の 4	かご	踏段
第 129 条の 4 第 1 項第二号	主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	くさりで吊るエスカレーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーター
第 129 条の 4 第 1 項第二号及び第 2 項	エレベーター強度検証法	エスカレーター強度検証法
第 129 条の 4 第 2 項第一号	次条	次条第 1 項及び第 129 条の 12 第 3 項
第 129 条の 4 第 2 項第二号	次条第 2 項に規定する積載荷重	第 129 条の 12 第 3 項に規定する積載荷重

【平 25 告示 1418 号】

- 3 エスカレーターの踏段の積載荷重は、次の式によつて計算した数値以上としなければならない。

$$P = 2,600A$$

この式において、P 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P エスカレーターの積載荷重（単位 N）

A エスカレーターの踏段面の水平投影面積（単位 m^2 ）

- 4 エスカレーターには、制動装置及び昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置を設けなければならない。
- 5 前項の制動装置の構造は、動力が切れた場合、駆動装置に故障が生じた場合、人又は物が挟まれた場合その他の人が危害を受け又は物が損傷するおそれがある場合に自動的に作動し、踏段に生ずる進行方向の加速度が 1.25m毎秒毎秒を超えることなく安全に踏段を制止させることができるものとし

て、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。【平12告示1424号】

【小荷物専用昇降機の構造】

第129条の13 小荷物専用昇降機は、次に定める構造としなければならない。

- 一 昇降路には昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する壁又は囲い及び出し入れ口の戸を設けること。【平20告示1446号】
- 二 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は三階以上の階に居室を有さない建築物に設ける小荷物専用昇降機の昇降路その他防火上支障のないものとして国土交通大臣が定める小荷物専用昇降機の昇降路にあつては、この限りでない。【平12告示1416号】
- 三 昇降路のすべての出し入れ口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること。
- 四 昇降路の出し入れ口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ外から開くことができない装置を設けること。ただし、当該出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高い場合においては、この限りでない。

【非常用の昇降機の設置を要しない建築物】

第129条の13の2 法第34条第2項の規定により政令で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 高さ31mを超える部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する用途に供する建築物
- 二 高さ31mを超える部分の各階の床面積の合計が500㎡以下の建築物
- 三 高さ31mを超える部分の階数が四以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が第112条第19項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口面積が1㎡以内のものに設けられる法第2条第九号の二ロに規定する防火設備を含む。）で区画されているもの【昭48告示2563号】（添付略）
- 四 高さ31mを超える部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの

【非常用の昇降機の設置及び構造】

第129条の13の3 法第34条第2項の規定による非常用の昇降機は、エレベーターとし、その設置及び構造は、第129条の4から第129条の10までの規定によるほか、この条に定めるところによらなければならない。

- 2 前項の非常用の昇降機であるエレベーター（以下「非常用エレベーター」という。）の数は、高さ31mを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて、次の表に定める数以上とし、2以上の非常用エレベーターを設置する場合には、避難上及び消火上有効な間隔を保つて配置しなければならない。

高さ 31mを超える部分の床面積が最大の階の床面積		非常用エレベーターの数
(一)	1,500 m ² 以下の場合	1
(二)	1,500 m ² を超える場合	3,000 m ² 以内を増すごとに (一) の数に 1 を加えた数

3 乗降ロビーは、次に定める構造としなければならない。

一 各階（屋内と連絡する乗降ロビーを設けることが構造上著しく困難である階で次のイからホまでのいずれかに該当するもの及び避難階を除く。）において屋内と連絡すること。

イ 当該階及びその直上階（当該階が、地階である場合にあっては当該階及びその直下階、最上階又は地階の最下階である場合にあっては当該階）が次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、当該階の直下階（当該階が地階である場合にあっては、その直上階）において乗降ロビーが設けられている階

(1) 階段室、昇降機その他の建築設備の機械室その他これらに類する用途に供する階

(2) その主要構造部が不燃材料で造られた建築物その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造の建築物の階で、機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供するもの

ロ 当該階以上の階の床面積の合計が 500 m²以下の階

ハ 避難階の直上階又は直下階

ニ その主要構造部が不燃材料で造られた建築物の地階（他の非常用エレベーターの乗降ロビーが設けられているものに限る。）で居室を有しないもの

ホ 当該階の床面積に応じ、次の表に定める数の他の非常用エレベーターの乗降ロビーが屋内と連絡している階

当該階の床面積		当該階で乗降ロビーが屋内と連絡している他の非常用エレベーターの数
(一)	1,500 m ² 以下の場合	1
(二)	1,500 m ² を超える場合	3,000 m ² 以内を増すごとに (一) の数に 1 を加えた数

二 バルコニーを設けること。

三 出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）には、第 123 条第 1 項第六号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

四 窓若しくは排煙設備又は出入口を除き、耐火構造の床及び壁で囲むこと。

五 天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

六 予備電源を有する照明設備を設けること。

七 床面積は、非常用エレベーター1基について 10 m²以上とすること。

八 屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できるものとする。

九 乗降ロビーには、見やすい方法で、積載量及び最大定員のほか、非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示し、かつ、非常の用に供し

ている場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものを設けること。

- 4 非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター2基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲を除き、耐火構造の床及び壁で囲まなければならない。
- 5 避難階においては、非常用エレベーターの昇降路の出入口（第3項に規定する構造の乗降ロビーを設けた場合には、その出入口）から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4m以上の通路、空地その他これらに類するものに接している部分に限る。）の一に至る歩行距離は、30m以下としなければならない。
- 6 非常用エレベーターの籠及びその出入口の寸法並びに籠の積載量は、国土交通大臣の指定する日本産業規格に定める数値以上としなければならない。〔昭46告示112号〕
- 7 非常用エレベーターには、籠を呼び戻す装置（各階の乗降ロビー及び非常用エレベーターの籠内に設けられた通常の制御装置の機能を停止させ、籠を避難階又はその直上階若しくは直下階に呼び戻す装置をいう。）を設け、かつ、当該装置の作動は、避難階又はその直上階若しくは直下階の乗降ロビー及び中央管理室において行うことができるものとしなければならない。
- 8 非常用エレベーターには、籠内と中央管理室とを連絡する電話装置を設けなければならない。
- 9 非常用エレベーターには、第129条の8第2項第二号及び第129条の10第3項第二号に掲げる装置の機能を停止させ、籠の戸を開いたまま籠を昇降させることができる装置を設けなければならない。
- 10 非常用エレベーターには、予備電源を設けなければならない。
- 11 非常用エレベーターの籠の定格速度は、60m以上としなければならない。
- 12 第2項から前項までの規定によるほか、非常用エレベーターの構造は、その機能を確保するために必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。〔平12告示1428号〕
- 13 第3項第二号の規定は、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造が、通常の火災時に生ずる煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、適用しない。〔平28告示697号〕

【工作物の指定】

第138条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。）とする。

一～五【略】

2 昇降機、ウオーターシユート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
- 二 ウオーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

3 【略】

【維持保全に関する準則の作成等を要する昇降機等】

第138条の3 法第88条第1項において準用する法第8条第2項第一号の政令で定める昇降機等、法第88条第1項において準用する法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める昇降機等及び法第88条第1項において準用する法第12条第3項の政令で定める昇降機等は、第138条第2項各号に掲げるものとする。

【乗用エレベーター又はエスカレーター】

第143条 第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターに関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次項から第4項までにおいて準用する規定（第7章の8の規定を除く。）に適合する構造方法を用いることとする。

2 前項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターについては、第129条の3から第129条の10まで、第129条の12、第7章の8並びに第139条第1項第三号及び第四号の規定を準用する。

3 第1項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項において準用する第139条第1項第三号又は第四号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第36条、第36条の2、第39条第4項、第41条、第49条並びに第80条において準用する第72条及び第74条から第76条までの規定を除く。）を準用する。

4 第1項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項に規定するもの以外のものについては、第2項に規定するもののほか、第36条の3、第37条、第38条、第39条第1項及び第2項、第3章第5節、第6節及び第6節の2並びに第80条の2の規定を準用する。

【遊戯施設】

第144条 第138条第2項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下この条において単に「遊戯施設」という。）に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 籠、車両その他人を乗せる部分（以下この条において「客席部分」という。）を支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この条において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。〔平12告示1419号〕

ロ 高さが60mを超える遊戯施設にあつては、その用いる構造方法が、荷重及び外力によつて主要な支持部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。〔平12告示1419号〕

ハ 高さが60m以下の遊戯施設にあつては、その用いる構造方法が、次の(1)又は(2)のいずれかに

適合するものであること。

(1) 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

〔平 12 告示 1419 号〕

(2) ロの国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 軌条又は索条を用いるものにあつては、客席部分が当該軌条又は索条から脱落するおそれのない構造とすること。

三 遊戯施設の客席部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に、客席にいる人を落下させないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。〔平 29 告示 247 号〕

ロ 客席部分は、堅固で、かつ、客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。〔令 2 告示 252 号〕

ハ 客席部分には、定員を明示した標識を見やすい場所に掲示すること。

四 動力が切れた場合、駆動装置に故障が生じた場合その他客席にいる人が危害を受けるおそれのある事故が発生し、又は発生するおそれのある場合に自動的に作動する非常止め装置を設けること。

五 前号の非常止め装置の構造は、自動的に作動し、かつ、当該客席部分以外の遊戯施設の部分に衝突することなく制止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。〔平 12 告示 1427 号〕

六 前各号に定めるもののほか、客席にいる人その他当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。〔平 12 告示 1419 号〕

七 次項において読み替えて準用する第 129 条の 4（第 1 項第一号イを除く。）及び第 129 条の 5 第 1 項の規定に適合する構造方法を用いること。

2 遊戯施設については第 7 章の 8 の規定を、その主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分については第 129 条の 4（第 1 項第一号イを除く。）及び第 129 条の 5 第 1 項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 129 条の 4 の見出し、同条第 1 項（第二号を除く。）、第 2 項第三号及び第四号並びに第 3 項（第七号を除く。）並びに第 129 条の 5 の見出し及び同条第 1 項	エレベーター	遊戯施設
第 129 条の 4 第 1 項	かご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分（	客席部分を支え、又は吊る構造上主要な部分（摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分に限る。
第 129 条の 4	かご及び主要な支持部分	主要な支持部分
第 129 条の 4 第 1 項第一号ロ、第 2 項第四号並びに第 3 項第二号及び第四号	かご	客席部分

第129条の4第1項第一号ロ	昇降に	走行又は回転に
第129条の4第1項第一号ロ及び第2項第二号	通常の昇降時	通常の走行又は回転時
第129条の4第1項第二号	かごを主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	客席部分を主索で吊る遊戯施設その他国土交通大臣が定める遊戯施設 〔平12告示1419号〕
	前号イ及びロ	前号ロ
第129条の4第1項第二号及び第2項	エレベーター強度検証法	遊戯施設強度検証法
第129条の4第1項第三号	第一号イ及びロ	第一号ロ
第129条の4第2項	、エレベーター	、遊戯施設
第129条の4第2項第一号	次条に規定する荷重	次条第1項に規定する固定荷重及び国土交通大臣が定める積載荷重 〔平12告示1419号〕
	主要な支持部分並びにかごの床版及び枠（以下この条において「主要な支持部分等」という。）	主要な支持部分
第129条の4第2項第二号及び第三号	主要な支持部分等	主要な支持部分
第129条の4第2項第二号	昇降する	走行し、又は回転する
	次条第2項に規定する	国土交通大臣が定める 〔平12告示1419号〕
第129条の4第3項第二号	主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、2以上	2以上
第129条の4第3項第七号	エレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないもの	遊戯施設

【確認等を要する建築設備】

第146条 法第87条の4（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。

一 エレベーター及びエスカレーター

二 小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）〔平28告示239号〕

三 【略】

2 【略】

第 1 章－ 3

建築基準法施行規則（抄）

Ⅲ. 建築基準法施行規則（抄）

【建築設備等の定期報告】

第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一 法第12条第3項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合

二 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

〔平20告示283号(昇降機)〕〔平20告示285号(建築設備)・平28告示723号(防火設備)〕：(添付省略)

3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第三十六号の八様式による報告書及び別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の八様式、別記第三十六号の九様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 法第12条第3項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

【国の機関の長等による建築設備等の点検】

第6条の2 法第12条第4項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして1年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については3年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。〔平20告示283号(昇降機)〕〔平20告示285号(建築設備)・平28告示723号(防火設備)〕：(添付省略)

2 法第18条第18項（法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して2年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については6年）以内に行うものとする。

【工作物の定期報告】

第6条の2の2 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告の時期は、法第64条に規定する工作物（高さ4メートルを超えるものに限る。以下「看板等」という。）又は法第88条第1項に規定する昇降機等（以下単に「昇降機等」という。）（次項及び次条第1項においてこれらを総称して単に「工作物」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一 法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の政令で定める昇降機等について、築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

二 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定により特定行政庁が指定する工作物について、築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

2 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による調査及び検査は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査及び検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。〔平20告示284号（遊戯施設）〕

3 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告は、看板等にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、観光用エレベーター等にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、令第138条第2項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあつては別記第三十六号の十様式による報告書及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の十様式、別記第三十六号の十一様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が工作物の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

【国の機関の長等による工作物の点検】

第6条の2の3 法第88条第1項及び第3項において準用する法第12条第2項及び第4項の点検（次項において単に「点検」という。）は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして1年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については3年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めると

ころによるものとする。〔平 20 告示 284 号(遊戯施設)〕

- 2 法第 88 条第 1 項及び第 3 項において準用する法第 18 条第 18 項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して 2 年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については 6 年）以内に行うものとする。

【台帳の記載事項等】

第 6 条の 3 法第 12 条第 8 項（法第 88 条第 1 項から第 3 項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 【略】

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第八号様式による申請書の第二面、別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものを除く。）及び処分等概要書並びに別記第 42 号の 7 様式による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ 【略】

三 【略】

四 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第 88 条第 1 項に規定する工作物にあつては、別記第十号様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第八号様式（昇降機用））による申請書の第 2 面及び別記第四十二号の九様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第四十二号の七様式（昇降機用））による通知書の第二面に記載すべき事項

ロ 【略】

ハ 別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものに限る。）及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書並びに処分等概要書に記載すべき事項

ニ（略）

- 2 法第 12 条第 8 項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～六 【略】

七 第 5 条第 3 項に規定する書類

八 第 6 条第 3 項に規定する書類

九 第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する書類

十 【略】

- 3 【略】

- 4 法第 12 条第 8 項に規定する台帳（第 2 項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

- 5 第 2 項に規定する書類（第 3 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 第2項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して15年間
- 二 第2項第七号から第九号までの書類 特定行政庁が定める期間

6 【略】

【都道府県知事による台帳の記載等】

第6条の4 都道府県知事は、構造計算適合性判定に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（第3条の7の申請書及び第8条の2第7項において準用する第3条の7（第3条の10において準用する場合を除く。）の通知書（以下この条において「申請書等」という。）を含む。）を保存しなければならない。

2 前項に規定する台帳は、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項
- 二 申請書等の受付年月日
- 三 構造計算適合性判定の結果
- 四 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日その他都道府県知事が必要と認める事項

3 申請書等又は前項に規定する事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ都道府県において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて申請書等の保存又は第1項に規定する台帳への記載に代えることができる。

4 第1項に規定する台帳（申請書等を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

5 申請書等（第3項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、法第6条の3第4項又は法第18条第7項の規定による通知書の交付の日から起算して15年間保存しなければならない。

【建築物調査員資格者証等の種類】

第6条の5 法第12条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築物調査員資格者証の種類は、特定建築物調査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

2 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する建築設備等検査員資格者証の種類は、建築設備検査員資格者証、防火設備検査員資格者証及び昇降機等検査員資格者証とする。

【建築物などの種類等】

第6条の6 建築物調査員が法第12条第1項の調査及び同条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の点検（以下「調査等」という。）を行うことができる建築物及び昇降機等並びに建築設備等検査員が法第12条第3項の検査及び同条第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の点検（以下「検査等」という。）を行うことができる建築設備等及び昇降機等の種類は、次の表の（い）欄に掲げる建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証（以下この条において建築物調査員

資格者証等」という。)の種類に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる建築物、建築設備等及び昇降機等の種類とし、法第12条の2第1項第二号及び法第12条の3第3項第一号(これらの規定を法第88条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める講習は、同表の(い)欄に掲げる建築物調査員資格者証等の種類に応じ、それぞれ同表(は)欄に掲げる講習とする。

	(い) 建築物調査員資格者証等の種類	(ろ) 建築物、建築設備等及び昇降機等の種類	(は) 講習
(一)	特定建築物調査員資格者証	特定建築物	特定建築物調査員(特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者をいう。以下同じ。)として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条、第6条の8及び第6条の10において準用する第3条の14(第1項を除く。)から第3条の16(第1項を除く。)までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録特定建築物調査員講習」という。)
(二)	建築設備検査員資格者証	建築設備(昇降機を除く。以下この表において同じ。)及び防火設備(建築設備についての法第12条第3項の検査及び同条第4項の点検(以下この表において「検査等」という。))と併せて検査等を一体的に行うことが合理的であるものとして国土交通大臣が定めたものに限る。)	建築設備検査員資格者証の交付を受けている者(以下「建築設備検査員」という。))として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第6条の11並びに第6条の12において準用する第3条の14(第1項を除く。)から第3条の16(第1項を除く。))まで及び第6条の8の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録建築設備検査員講習」という。))
(三)	防火設備検査員資格者証	防火設備((二)項の(ろ)欄に規定する国土交通大臣が定めたものを除く。)	防火設備検査員資格者証の交付を受けている者(以下「防火設備検査員」という。))として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第6条の13条並びに第6条の14において準用する第3条の14(第1項を除く。)から第3条の16(第1項を除く。))まで及び第6条の8の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録防火設備検査員講習」という。))
(四)	昇降機等検査員資格者証	昇降機(観光用エレベーター等を含む。))及び遊戯施設	昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者(以下「昇降機等検査員」という。))として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第6条の15並びに第6条の16において準用する第3条の14(第1項を除く。)から第3条の16(第1項を除く。))まで及び第6条の8の規定により国土交通

		大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機等検査員講習」という。）
--	--	----------------------------------

【準用】

第6条の12 第3条の14から第3条の28まで（第3条の14第1項、第3条の16第1項及び第3条の18を除く。）、第6条の8及び第6条の9の規定は、第6条の6の表の(二)項の(は)欄の登録及びその更新、登録建築設備検査員講習、登録建築設備検査員講習事務並びに登録建築設備検査員講習実施機関（登録建築設備検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第3条の14第3項第三号中「第3条の16第1項第二号イからハまで」とあるのは「第6条の12において読み替えて準用する第6条の8第二号イからホまで」と、第3条の17第2項中「前3条」とあるのは「第6条の11並びに第6条の12において読み替えて準用する第3条の14（第1項を除く。）から第3条の16（第1項を除く。）まで及び第6条の8」と、第3条の20第八号及び第3条の26第1項第五号中「修了証明書」とあるのは「第6条の12において読み替えて準用する第6条の9第12号に規定する修了証明書」と、第3条の23中「第3条の16第1項各号」とあるのは「第6条の12において読み替えて準用する第6条の8各号」と、第3条の24中「第3条の18」とあるのは「第6条の12において読み替えて準用する第6条の9」と、第6条の8中「前条」とあるのは「第6条の11」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第6条の9第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第6条の12の表」と、第6条の8第二号ロ及び第6条の9第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「建築設備検査員」と、同条第十二号中「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の三様式」と読み替えるものとする。

科 目	時 間
建築設備定期検査制度総論	1 時間
建築学概論	2 時間
建築設備に関する建築基準法令	3 時間 30 分
建築設備に関する維持保全	1 時間 30 分
建築設備の耐震規制、設計指針	1 時間 30 分
換気、空気調和設備	4 時間 30 分
排煙設備	2 時間
電気設備	2 時間 30 分
給排水衛生設備	2 時間 30 分
建築設備定期検査業務基準	2 時間 30 分

【準用】

第6条の16 第3条の14から第3条の28まで（第3条の14第1項、第3条の16第1項及び第3条の18を除く。）、第6条の8及び第6条の9の規定は、第6条の6の表の(四)項の(は)欄の登録及びその更新、登録昇降機等検査員講習、登録昇降機等検査員講習事務並びに登録昇降機等検査員講習実施機関（登録昇降機等検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第3条の14第3項第三号中「第3条の16第1項第二号イからハまで」とあるのは「第6条の16において読み替えて準用する第6条の8第二号イからホまで」と、第3条の17第2項中「前三条」とあるのは「第6条の15並びに第6条の16において読み替えて準用する第3条の14（第1項を除く。）から第3条の16（第1項を除く。）まで及び第6条の8」と、第3条の20第八号及び第3条の26第1項第五号中「修

了証明書」とあるのは「第 6 条の 16 において読み替えて準用する第 6 条の 9 第十二号に規定する修了証明書」と、第 3 条の 23 中「第 3 条の 16 第 1 項各号」とあるのは「第 6 条の 16 において読み替えて準用する第 6 条の 8 各号」と、第 3 条の 24 中「第 3 条の 18」とあるのは「第 6 条の 16 において読み替えて準用する第 6 条の 9」と、第 6 条の 8 中「前条」とあるのは「第 6 条の 15」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第 6 条の 9 第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第 6 条の 16 の表」と、第 6 条の 8 第二号ロ及び第 6 条の 9 第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「昇降機等検査員」と、同条第十二号中「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の五様式」と読み替えるものとする。

科 目	時 間
昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	1 時間
建築学概論	2 時間
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	2 時間
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	2 時間
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	5 時間
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	1 時間
昇降機概論	3 時間
遊戯施設概論	30 分
昇降機・遊戯施設の検査標準	4 時間

【特定建築物調査員資格者証の交付の申請】

第 6 条の 17 法第 12 条の 2 第 1 項の規定によつて特定建築物調査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の六様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 住民票の写しその他の氏名及び生年月日を証明する書類
- 二 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）
- 三 第 6 条の 9 第十二号に規定する修了証明書又は法第 12 条の 2 第 1 項第二号の規定による認定を受けた者であることを証する書類

3 第 1 項の特定建築物調査員資格者証の交付の申請は、修了証明書の交付を受けた日又は法第 12 条の 2 第 1 項第二号の規定による認定を受けた日から 3 月以内に行わなければならない。

【特定建築物調査員資格者証の条件】

第 6 条の 18 国土交通大臣は、建築物の調査等の適正な実施を確保するため必要な限度において、特定建築物調査員資格者証に、当該資格者証の交付を受ける者の建築物の調査等に関する知識又は経験に応じ、その者が調査等を行うことができる建築物の範囲を限定し、その他建築物の調査等について必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

【特定建築物調査員資格者証の交付】

第 6 条の 19 国土交通大臣は、第 6 条の 17 の規定による申請があつた場合においては、別記第三十七号の七様式による特定建築物調査員資格者証を交付する。

【特定建築物調査員資格者証の再交付】

第 6 条の 20 特定建築物調査員は、氏名に変更を生じた場合又は特定建築物調査員資格者証を汚損し、若しくは失った場合においては、遅滞なく、別記第三十七号の八様式による特定建築物調査員資格者証再交付申請書に、汚損した場合にあつてはその特定建築物調査員資格者証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に特定建築物調査員資格者証を再交付する。
- 3 特定建築物調査員は、第 1 項の規定によつて特定建築物調査員資格者証の再交付を申請した後、失った特定建築物調査員資格者証を発見した場合においては、発見した日から 10 日以内に、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

【特定建築物調査員資格者証の返納の命令等】

第 6 条の 21 法第 12 条の 2 第 3 項の規定による特定建築物調査員資格者証の返納の命令は、別記第三十七号の九様式による返納命令書を交付して行うものとする。

- 2 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から 10 日以内に、特定建築物調査員資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。
- 3 特定建築物調査員が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）による死亡又は失踪宣告の届出義務者は、遅滞なくその特定建築物調査員資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

【建築設備検査員資格者証の交付の申請】

第 6 条の 22 法第 12 条の 3 第 3 項の規定によつて建築設備検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

【昇降機等検査員資格者証の交付の申請】

第 6 条の 26 法第 12 条の 3 第 3 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条の 2 第 1 項の規定によつて昇降機等検査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の十八様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

【準用】

第 6 条の 27 第 6 条の 17 第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条の 18 から第 6 条の 21 までの規定は、昇降機等検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（上欄）	（中欄）	（下欄）
第 6 条の 17 第 2 項	前項	第 6 条の 26
第 6 条の 17 第 2 項第三号	第 6 条の 9 第十二号	第 6 条の 16 において読み替えて準用する第 6 条の 9 第十二号
第 6 条の 17 第 2 項第三号及び第 3 項	法第 12 条の 2 第 1 項第二号	法第 12 条の 3 第 3 項第二号（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条

第 1 章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令等

		の 2 第 1 項第二号
第 6 条の 17 第 3 項	第 1 項	第 6 条の 26
第 6 条の 18	建築物の	昇降機等の
	調査等	調査等及び検査等
第 6 条の 19	第 6 条の 17	第 6 条の 26 並びに第 6 条の 27 において読み替えて準用する第 6 条の 18 第 2 項及び第 3 項
	別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十九様式
第 6 条の 20 第 1 項	別記第三十七号の八様式	別記第三十七号の二十様式
第 6 条の 21 第 1 項	法第 12 条の 2 第 3 項	法第 12 条の 3 第 4 項において読み替えて準用する法第 12 条の 2 第 3 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条の 2 第 3 項
	別記第三十七号の九様式	別記第三十七号の二十一様式

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

定期検査報告書

（昇降機）

（第一面）

建築基準法第12条第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

様

年 月 日

報告者氏名

印

検査者氏名

印

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】（ 台）

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 台（うち既存不適格 台）

要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無

【ホ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

第1章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令等
(第二面)

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 ☐ 実施 (年 月 日報告) ☐ 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

【5. 昇降機の概要】 (番号)

【イ. 種類】 ☐ 建築設備 ☐ 工作物

【ロ. 種別】 ☐ エレベーター (☐ 斜行) ☐ エスカレーター ☐ 小荷物専用

【ハ. 駆動方式】 ☐ ロープ式 ☐ 油圧式 ☐ その他 ()

【ニ. 用途等】 ☐ 乗用 (☐ 人荷共用 ☐ 非常用) ☐ 寝台用 ☐ 自動車運搬用 ☐ 荷物用

【ホ. 機械室の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定格速度) (積載量) (定員) (踏段の幅) (勾配)
(kW) (m/min) (kg) (人) (m) (度)

【ト. 停止階】 階 (停止階床数)

【チ. 製造者名】

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)
☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定)
☐ 無

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無

【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無

【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【8. 備考】

第1章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令等
(第三面)

昇降機に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 4欄の「イ」は、報告する昇降機の台数を記入してください。
- ⑤ 4欄の「ロ」の「要是正の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた昇降機の合計台数を記入してください。「要重点点検の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークがなく、かつ「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた昇降機の台数を記入してください。
- ⑥ 4欄の「ハ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑦ 4欄の「ニ」は、第二面の6欄の「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄の「ハ」で記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑧ 4欄の「ホ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。ただし、複数の昇降機について同時に報告する場合には、この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② 1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」

の場合には、併せてその名称を記入してください。

- ④ 2欄の「イ」は、検査を複数の日にまたがって行ったときは、その最終日の年月日を記入し、「ロ」は、直前の報告について記入してください。
- ⑤ 2欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 3欄は、代表となる検査者並びに当該昇降機の検査を行ったすべての検査者について記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が昇降機等検査員である場合は、昇降機等検査員資格者証の交付番号を「昇降機等検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 3欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 3欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していないときはその者の住所について記入してください。
- ⑪ 4欄は、昇降機の維持保全を行う者が3欄の「ニ」の勤務先（検査者に勤務先がないときは、検査者）と異なるときに記入することとし、当該維持保全を行う者が個人のときは、「イ」は氏名を、「ハ」は住所を記入してください。
- ⑫ 5欄の「番号」は、報告する昇降機を特定できる番号、記号等を記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、建築設備である昇降機の場合には「建築設備」のチェックボックスに、工作物である昇降機の場合には「工作物」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 5欄の「ロ」は、「エレベーター」、「エスカレーター」又は「小荷物専用昇降機」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、エレベーターであつて階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するものは、併せて「斜行」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑮ 5欄の「ハ」は、「ロ」で「エレベーター」の場合に、「ロープ式」、「油圧式」又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せてその具体的な駆動方式を記入してください。
- ⑯ 5欄の「ニ」は、「ロ」で「エレベーター」の場合に、「乗用」、「寝台用」、「自動車運搬用」又は「荷物用」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて、「乗用」の場合に、「人荷共用」又は「非常用」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「荷物用」とは、エレベーターのうち、乗用、寝台用又は自動車運搬用以外のものをいいます。
- ⑰ 5欄の「ホ」は、エレベーターについてのみ、「ヘ」の「電動機の定格容量」は、駆動装置が電動機である場合のみ、「定員」は乗用エレベーターについてのみ、「踏段の幅」はエスカレーターについてのみ、「勾配」はエスカレーター及び階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターについてのみそれぞれ記入してください。
- ⑱ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、検査結果において、重点的に点検することが必要と認められるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

- ⑳ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉑ 前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する戸開走行、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉒ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した昇降機に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を可能な限り特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を（ ）書きで記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第三十六号の五様式（第六条、第六条二の二、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

定期検査報告概要書

(昇降機)

(第一面)

検査等の概要

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【口. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【二. 住所】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【口. 氏名】

【八. 郵便番号】

【二. 住所】

【3. 報告対象建築物等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【八. 名称】

【二. 用途】

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (台)

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 台（うち既存不適格 台）

要重点点検の指摘あり	台	指摘なし	台
------------	---	------	---

【ハ. 指摘の概要】

【二. 改善予定の有無】 ☐有 (年 月に改善予定) ☐無

【ホ. その他特記事項】

(第二面)

昇降機の状態等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】 ☐ 実施 (年 月 日報告) ☐ 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

【5. 昇降機の概要】 (番号)

【イ. 種類】 ☐ 建築設備 ☐ 工作物

【ロ. 種別】 ☐ エレベーター (☐ 斜行) ☐ エスカレーター ☐ 小荷物専用

【ハ. 駆動方式】 ☐ ロープ式 ☐ 油圧式 ☐ その他 ()

【ニ. 用途等】 ☐ 乗用 (☐ 人荷共用 ☐ 非常用) ☐ 寝台用 ☐ 自動車運搬用 ☐ 荷物用

【ホ. 機械室の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【へ. 仕様】（電動機の定格容量）（ 定 格 速 度 ）（ 積 載 量 ）（ 定 員 ）（踏段の幅）（ 勾配 ）
 （ kW ）（ m/min ）（ kg ）（ 人 ）（ m ）（ 度 ）
 【ト. 停止階】 階（停止階床数 ）
 【チ. 製造者名】

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり（☐既存不適格）
☐要重点点検の指摘あり ☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無

【ニ. その他特記事項】

【7. 不具合の状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無

【ロ. 不具合記録】 ☐有 ☐無

【ハ. 不具合の概要】

【ニ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定）

☐予定なし（理由： ）

【8. 備考】

（注意）

この様式には、第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一建築物内に設置されている複数の昇降機について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、同様式第二面において指摘があつた昇降機についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十六号の十様式（第六条の二の二関係）（A 4）

定期検査報告書

（遊戯施設）

（第一面）

建築基準法第88条第1項において準用する同法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。
この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様

年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象遊園地等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

【イ. 検査対象遊戯施設の台数】（ 台）

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 台（うち既存不適格 台）

要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】 ☐ 有（ 年 月に改善予定） ☐ 無

【ホ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

遊戯施設の状況等

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】			
【イ. 確認済証交付年月日】	年	月	日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】	☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()		
【ハ. 検査済証交付年月日】	年	月	日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】	☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()		
【2. 検査日等】			
【イ. 今回の検査】	年	月	日 実施
【ロ. 前回の検査】	☐ 実施 (年 月 日 報告) ☐ 未実施		
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】	☐ 有 ☐ 無		
【3. 検査者】			
(代表となる検査者)			
【イ. 資格】	() 建築士	() 登録第	号
	昇降機等検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 勤務先】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
(その他の検査者)			
【イ. 資格】	() 建築士	() 登録第	号
	昇降機等検査員	第	号
【ロ. 氏名のフリガナ】			
【ハ. 氏名】			
【ニ. 勤務先】	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
【ホ. 郵便番号】			
【ヘ. 所在地】			
【ト. 電話番号】			
【4. 保守業者】			
【イ. 名称】			
【ロ. 郵便番号】			
【ハ. 所在地】			
【ニ. 電話番号】			
【5. 遊戯施設の概要】 (番号)			
【イ. 種別】	☐ 高架の遊戯施設 (令第138条第2項第二号)		
	☐ 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第138条第2項第三号)		
【ロ. 固有名名称】			
【ハ. 一般名称】			
【ニ. 仕様】	(総定員)	(乗物数)	(乗物当たり定員)
	(人)	(× 編成)	(人)
	(定常走行速度又は定常円周速度)	(最高部高さ)	(走路全長) (回転直径)
	(km/h 又は m/min)	(m)	(m) (m)
	(勾配 又は 傾斜角度)	(度)	
【ホ. ウォータースライド仕様】	(滑走路数)	(高低差)	(滑走路全長) (滑走路平均 勾配)
	(本)	(m)	(m) (度)
	(揚水装置台数)	(吐出量)	
	(台)	(m^3/s)	
【ヘ. 製造者名】			
【6. 検査の状況】			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)		
	☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし		
【ロ. 指摘の概要】			

【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (年 月に改善予定) ☐無

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無

【ロ. 不具合記録】 ☐有 ☐無

【ハ. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定 (年 月に改善予定) ☐予定なし

【8. 備考】

(第三面)

遊戯施設に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ④ 4欄の「イ」は、報告する遊戯施設の台数を記入してください。
- ⑤ 4欄の「ロ」の「要是正の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた遊戯施設の台数を記入してください。「要重点点検の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークがなく、かつ「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた遊戯施設の台数を記入してください。
- ⑥ 4欄の「ハ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑦ 4欄の「ニ」は、第二面の6欄の「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄の「ハ」で記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑧ 4欄の「ホ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、遊戯施設ごとに作成してください。ただし、複数の遊戯施設について同時に報告する場合には、この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② 1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。

- ④ 2欄の「イ」は、検査を複数の日にまたがって行ったときは、その最終日の年月日を記入し、「ロ」は、直前の報告について記入してください。
- ⑤ 2欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 3欄は、代表となる検査者並びに当該遊戯施設の検査を行ったすべての検査者について記入してください。当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が昇降機等検査員である場合は、昇降機等検査員資格者証の交付番号を「昇降機等検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 3欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 3欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していないときはその者の住所について記入してください。
- ⑪ 4欄は、遊戯施設の維持保全を行う者が3欄の「ニ」の勤務先（検査者に勤務先がないときは、検査者）と異なるときに記入することとし、当該維持保全を行う者が個人のときは、「イ」は氏名を、「ハ」は住所を記入してください。
- ⑫ 5欄の「番号」は、報告する遊戯施設を特定できる番号、記号等を記入してください。
- ⑬ 5欄の「ハ」は、建築基準法施行令第138条第2項第二号及び同項第三号に掲げる名称の例により記入してください。
- ⑭ 5欄の「ニ」の「定常走行速度又は定常円周速度」は、当該遊戯施設が走行をするものである場合には定常走行速度をkm/hで、回転をするものである場合には定常円周速度をm/minで記入してください。
- ⑮ 5欄の「ホ」の「高低差」、「滑走路全長」、「滑走路平均勾配」は、滑走路が複数ある場合は滑走路ごとに、「吐油量」は、揚水装置が複数ある場合は揚水装置ごとに記入してください。
- ⑯ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、検査結果において、重点的に点検することが必要と認められるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑱ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する衝突、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年

月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑳ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した遊戯施設に係る不具合のうち第二面の6 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ③ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ④ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑤ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第三十六号の十一様式（第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係）（A 4）

定期検査報告概要書

（遊戯施設）

（第一面）

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【3. 報告対象遊園地等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【4. 報告対象遊戯施設】

【イ. 検査対象遊戯施設の台数】（ 台）

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 台（うち既存不適格 台）

要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無

【ホ. その他特記事項】

(第二面)

遊戯施設の状況等

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の検査】 ☐ 実施 (年 月 日報告) ☐ 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 昇降機等検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 昇降機等検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】
 【ロ. 郵便番号】
 【ハ. 所在地】
 【ニ. 電話番号】

【5. 遊戯施設の概要】 (番号)

【イ. 種別】 ☐ 高架の遊戯施設 (令第138条第2項第二号)
☐ 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第138条第2項第三号)
 【ロ. 固有名称】
 【ハ. 一般名称】
 【ニ. 仕様】 (総定員) (乗 物 数) (乗物当たり定員)
 (人) (× 編成) (人)
 (定常走行速度又は定常円周速度) (最高部高さ) (走路全長) (回転直径)
 (km/h 又は m/min) (m) (m) (m)
 (勾配 又は 傾斜角度)
 (度)
 【ホ. ウォータースライド仕様】 (滑走路数) (高低差) (滑走路全長) (滑走路平均 勾配)
 (本) (m) (m) (度)
 (揚水装置台数) (吐 出 量)
 (台) (m^3/s)

【ヘ. 製造者名】

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)
☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐有 (年 月に改善予定) ☐無

【二. その他特記事項】

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無

【口、不具合記錄】 ☐有 ☐無

【ハ. 不具合の概要】

【二. 改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定）

☐ 予定なし（理由： ）

【8. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の十様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一遊園地等内に設置されている複数の遊戯施設について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、同様式第二面において指摘があつた遊戯施設についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第 1 章－ 4 昇降機等に関する国土交通省告示

4. 昇降機等に関する国土交通省告示

(1) 収録の告示一覧（掲載順）

No.	告示の件名	備考
①	建築基準法第12条の2第1項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者等を定める件 平成28年3月9日国土交通省告示第483号	定期報告関係
②	定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件 平成28年1月21日 国土交通省告示第240号	
③	昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件 平成20年3月10日国土交通省告示第283号	
④	遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件 平成20年3月10日国土交通省告示第284号	
⑤	特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件 平成12年5月31日建設省告示第1413号	
⑥	エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件 平成12年5月31日建設省告示第1414号	
⑦	滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件 平成20年12月19日国土交通省告示第1494号	エレベーター
⑧	滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件 平成21年5月14日国土交通省告示第541号	エスカレーター
⑨	滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件 平成21年6月8日国土交通省告示第621号	遊戯施設
⑩	滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件 平成20年12月22日国土交通省告示第1498号	エレベーター
⑪	滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件 平成21年6月8日国土交通省告示第622号	遊戯施設
⑫	地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件 平成25年9月28日国土交通省告示第1048号	
⑬	エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件 平成25年10月29日国土交通省告示第1047号	
⑭	用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件 平成12年5月31日建設省告示第1415号	

⑮	かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件 平成 20 年 12 月 10 日国土交通省告示第 1455 号	
⑯	防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件 平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1416 号	
⑰	昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件 平成 20 年 12 月 10 日国土交通省告示第 1454 号	
⑱	昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件 平成 20 年 12 月 9 日国土交通省告示第 1447 号	
⑲	建築基準法施行令第 129 条の 7 第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件 平成 20 年 12 月 19 日国土交通省告示第 1495 号	
㉔	エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件 平成 21 年 7 月 6 日国土交通省告示第 703 号	
㉕	エレベーターの制御器の構造方法を定める件 平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1429 号	
㉖	エレベーターの制動装置の構造方法を定める件 平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1423 号	
㉗	地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人やこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件 平成 20 年 12 月 26 日国土交通省告示第 1536 号	
㉘	乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を定める件 平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1050 号	
㉙	乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を定める件 平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1051 号	
㉚	乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件 平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1052 号	
㉛	通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーター構造及びエスカレーター勾配に応じた踏段の定格速度を定める件 平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1417 号	
㉜	地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件 平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1046 号	
㉝	エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーターの強度検証法を定める件 平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1418 号	

③⑩	エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件 平成12年5月31日建設省告示第1424号	
③⑪	小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件 平成20年12月9日国土交通省告示第1446号	
③⑫	非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本工業規格を指定する件 昭和46年1月29日建設省告示第112号	
③⑬	非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件 平成12年5月31日建設省告示第1428号	
③⑭	非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件 平成28年4月22日国土交通省告示第697号	
【参考】	特別避難階段の階段室又は乗降ロビーの構造方法を定める件(平成28年4月22日国土交通省告示第696号)を非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件に読み替え	
③⑮	確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を定める件 平成28年1月21日国土交通省告示第239号	
③⑯	遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件 平成12年5月31日建設省告示第1419号	遊戯施設
③⑰	走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に客席にいる人を落下させない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件 平成29年3月29日国土交通省告示第247号	
③⑱	遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件 平成12年5月31日建設省告示第1427号	
③⑲	客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件 令和2年3月6日国土交通省告示252号	

(2) 昇降機の定期検査に係る告示

① 建築基準法第12条の2第1項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者等を定める件

平成28年3月9日国土交通省告示第483号

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）附則第2条第1項の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の2第1項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者及び同法第12条の3第3項第一号（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者を次のように定める。

第1 建築基準法（以下「法」という。）第12条の2第1項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、次のとおりとする。

- 一 建築基準適合判定資格者
- 二 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）による改正前の建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「旧施行規則」という。）第4条の20第1項第二号の登録を受けた講習を修了した者

第2 法第12条第2項の点検について法第12条の2第1項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の建築物の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有する者とする。

第3 法第12条の3第3項第一号（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、次のとおりとする。

- 一 建築基準適合判定資格者
- 二 旧施行規則第4条の20第2項第二号又は同条第3項第二号の登録を受けた講習を修了した者
- 三 一般財団法人日本建築防災協会が行う防火設備検査員に関する講習の課程を修了した者（平成28年2月9日までに実施された修了審査に合格した者に限る。）

第4 法第12条第4項の点検について法第12条の3第3項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、国等の建築物の昇降機、昇降機以外の建築設備又は防火設備の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有する者とする。

附 則（平成28年3月9日国土交通省告示第483号）

この告示は、公布の日から施行する。

② 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件

平成28年1月21日 国土交通省告示第240号

改正：平成30年2月21日国土交通省告示第199号

令和元年6月21日 国土交通省告示第200号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第16条第1項の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物を第1に、同条第3項第一号の規定に基づき、定期報告を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機を第2に、及び同項第二号の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備を第3に定める。

第1 【略】

第2 令第16条第3項第一号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 籠が住戸内のみを昇降するもの
- 二 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第六号に規定するエレベーター
- 三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm

以上高いもの
第3 【略】

附 則（平成28年1月21日 国土交通省告示第240号）
この告示は、平成28年6月1日から施行する。
附 則（平成30年2月21日 国土交通省告示第199号）
この告示は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（令和元年6月21日 国土交通省告示第200号）
この告示は、令和元年6月25日から施行する。

③ 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成20年3月10日 国土交通省告示第283号
改正：平成20年3月31日 国土交通省告示第415号
平成21年9月28日 国土交通省告示第1024号
平成24年12月12日 国土交通省告示第1449号
平成27年1月29日 国土交通省告示第187号
平成28年4月25日 国土交通省告示第708号
平成28年11月1日 国土交通省告示第1179号
平成30年9月12日 国土交通省告示第1098号
令和元年6月21日 国土交通省告示第200号
令和2年4月1日 国土交通省告示第508号

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第6条第2項及び第3項、第6条の2第1項、第6条の2の2第2項及び第3項並びに第6条の2の3第1項の規定に基づき、第6条第3項に規定する昇降機及び第6条の2の2第3項に規定する観光用エレベーター等（以下単に「昇降機」という。）について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する検査及び法第12条第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第1 定期検査等は、施行規則第6条第2項、第6条の2第1項、第6条の2の2第2項及び第6条の2の3第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第1から第6までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第12条第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとし、併せて、前回の定期検査等以降に不具合が生じている場合にあっては、当該不具合に係る同表（い）欄に掲げる項目に応じ、不具合の改善の状況等について、適切な方法により実施し、改善措置が講じられていないかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター（次号から第四号に掲げるものを除く。） 別表第1
- 二 油圧エレベーター（次号及び第四号に掲げるものを除く。） 別表第2
- 三 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が15m以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 別表第3
- 四 階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が9m以下のもの 別表第4
- 五 エスカレーター 別表第5
- 六 小荷物専用昇降機 別表第6

2 前項の規定にかかわらず、法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法

を用いた昇降機に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書若しくは同条第3項に規定する評価書又は施行規則第10条の5の23第1項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第2 昇降機の検査結果表は、施行規則第6条第3項及び第6条の2の2第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第1第1項第一号に規定する昇降機 別記第1号
- 二 第1第1項第二号に規定する昇降機 別記第2号
- 三 第1第1項第三号に規定する昇降機 別記第3号
- 四 第1第1項第四号に規定する昇降機 別記第4号
- 五 第1第1項第五号に規定する昇降機 別記第5号
- 六 第1第1項第六号に規定する昇降機 別記第6号

附 則（平20国告第283号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20国告第415号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21国告第1024号）

（施行期日）

1 この告示は、平成21年9月28日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定にかかわらず、法第12条第3項に基づく検査及び報告並びに同条第4項に基づく点検については、平成22年3月27日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成24年国土交通省告示第1449号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年国土交通省告示第708号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年国土交通省告示第1179号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月12日国土交通省告示第1098号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日（平成30年9月25日）から施行する。

附 則（令和元年6月21日国土交通省告示第200号）

この告示は、令和元年6月25日から施行する。

附 則（令和2年4月1日国土交通省告示第508号）

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

別表第1 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター（次号から第四号に掲げるものを除く。）

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
一 機械室 （機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）	(一)	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の9第四号の規定に適合しないこと又は解錠若しくは施錠ができないこと。	
			手すりの位置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと又は取付けが確実でないこと。	
			機械室への通路の状況	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を目視により確認し又は測定する。	通行経路の寸法が高さ1.8m未満又は幅0.7m未満であること。	
			階段の状況	最も大きいけあげ及び最も小さい踏面を測定する。	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと。	
	(二)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	定期検査又は定期点検に支障が生じていること。	
			壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視により確認する。	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。	
			機械室の床及び機器の汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。	
			照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。	照明装置が正常に作動しないこと。	
			開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつては、その設定を確認する。	令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。	
	(三)	機械室の床の貫通部	貫通部の状況	機械室又はかご上において目視により確認する。	主索、調速機ロープ等が機械室の床の貫通部分と接触していること。	
	(四)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電回路等の設置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1413号（以下「特殊告示」という。）第1第一号ロ又は第三号トの規定に適合しないこと。	
			制動装置等の開放の状況	制動装置等の作動の状況を確認する。	制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと。	
	(五)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
	(六)		接 触 器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
				電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。
						ロ 変形があること。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機 械 室 (機 械 室 を 有 し な い エ レ ベ ー タ ー に あ っ て は、 共 通)	(六)	制御器	接 触 器、継 電器及 び運転 制御用 基板	ブレーキ用接触器の 接点の状況	目視により確認し、交換基 準に従って交換されている か確認する。
					イ 著しい摩耗があること又は交換 基準に従って交換されていないこ と。 ロ 変形があること。
	(七)		ヒュー ズ	設置の状況	目視により確認する。
					ヒューズの溶断電流が制御器等で指 定されたものと異なること。
	(八)	制御器	絶縁	電動発電機、電動機、 制御器等の回路の絶 縁の状況（一次側と 二次側が電氣的に分 離され、二次側の一 方が接地され、他方 にヒューズが設けら れており、電圧が直 流60V又は交流25V 以下である回路を除 く。）	絶縁抵抗計等により測定す る。
					回路の電圧が300Vを超えるものに あつては0.4MΩ、150Vを超え300 V以下のものにあつては0.2MΩ、 150V以下のものにあつては0.1MΩ 以上の絶縁抵抗がないこと。
	(九)		接地	接地の状況	触診により確認する。
					接地線が接地端子に緊結されていな いこと。
	(十)	階床選択機		表示灯の点灯の状況	目視により確認する。
				呼びの応答の状況	昇降機を運転し、呼びの応 答を確認する。
					呼びの応答がないこと又は呼びを保 持若しくは消去しないこと。
	(十一)	巻上機	減速歯 車	潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により 確認する。
				潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により 確認する。
				歯の状況（ウォーム ・ホイール式のもの に限る。）	異常音及び異常な振動がな いか確認し、異常音又は異 常な振動が認められる場合 にあつては、歯の段差及び 欠損について目視により確 認し又は測定する。
					イ 歯厚が設置時の7/8未満であ ること又は運行に支障が生ずるお それがある歯の欠損があること。 ロ 異常音又は異常な振動があるこ と。
	(十二)	綱車又 は巻胴	綱車と主索のかかり の状況（巻胴式のも のを除く。）	主索及び溝の摩耗の状況を 目視により確認し又は溝と 主索のすき間若しくは綱車 外周からの主索の出張りを 測定し、主索と綱車が滑ら ないことを確認する。	溝と主索のすき間若しくは綱車外周 からの主索の出張りが十分でなく運 行に支障が生ずるおそれがあるこ と、無積載のかごを低速で上昇させ て最上階付近において停止させたと きに主索と綱車に著しい滑りが生じ ていること若しくはU溝を除く溝で 主索が底当たりしていること又は複 数ある溝間に著しい摩耗差があること。
			回転の状況	振動を触診及び聴診により 確認する。	回転時に異常音又は異常な振動があ ること。
			欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
	(十三)	軸受	発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認す る。	異常な振動があること。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機械室（機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）	(十)	巻上機	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。 ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれがある油の付着があること。
				取付けの状況	目視及び触診により確認する。 取付けが確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること
				制動力の状況	かごの無積載上昇時（巻胴式にあつてはかごの無積載下降時）のブレーキの制動を確認する。 ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと。
				保持力の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認する。 ロ ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認する。 ハ かごに荷重を加え、かごの位置を確認する。 平成12年建設省告示第1429号（以下「制御器告示」という。）第1第一号の規定に適合しないこと。
				パッドの厚さの状況	イ 運行に支障が生じている又は次の定期検査時若しくは定期点検時までにパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。
					ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの1.2倍（電気制動式のものにあつては、1.1倍）以下であつて、重点的な点検が必要な状態にあること。
				パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。）	目視及び聴診により確認する。 走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。
				ブレーキ制動時のプランジャーの状況	イ プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーのストロークが要是正となる基準値から外れていること。
					ロ プランジャーのストロークが要重点点検となる基準値から外れていること。
				ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。 ブレーキコイルに異常な発熱があること。
				構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。 作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。
				摩耗粉の状況（電気制動式のものに限り。）	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視により確認する。 パッド等の摩耗粉があること。
				作動時の状況（電気制動式のものに限り。）	ブレーキ制動時の状態を目視及び聴診により確認する。 電気制動により停止速度に達する前にパッドとドラムがしゅう動していること。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機械室（機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）	(五)	そらせ車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検又は緩み確認マークの位置等の点検（以下「テストハンマーによる打検等」という。）により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(十六)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
			整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	著しい火花があること。
			ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から5mm以内であること。
	(十七)	電動発電機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
			整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	著しい火花があること。
			ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から5mm以内であること。
	(十八)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。
			ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
	(十九)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計又は電子式速度表示装置（以下単に「瞬間式回転速度計」という。）により測定する。	定格速度の125%を超えていること。
二 共通	(一)	かご側調速機	滑車の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			支点部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。
					ロ 給油が不十分であること。
			過速スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。
			過速スイッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	平成12年建設省告示第1423号（以下「制動装置告示」という。）第2第二号の規定に適合しないこと。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 共 通	(一)	かご側調速機	キャッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第2第四号の規定に適合しないこと。
			キャッチと過速スイッチとの整合性の状況	目視により作動の順位を確認する。	キャッチの作動速度が過速スイッチの作動速度を下回ること。
			キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること。
	(二)	釣合おもり側調速機	滑車の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			支点部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。
					ロ 給油が不十分であること。
			かご側調速機との整合性の状況	瞬間式回転速度計により釣合おもり側のキャッチの作動速度を測定し、かご側のキャッチの作動速度と比較する。	釣合おもり側のキャッチの作動速度がかご側のキャッチの作動速度以下であること又は釣合おもり側のキャッチの作動速度がかご側のキャッチの作動速度の1.1倍を超えていること。
			キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること。
	(三)	主索又は鎖	主索の径の状況	乗降する頻度の最も高い階（以下「基準階」という。）から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。
					ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
			主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 次に掲げる基準（以下「素線切れ要正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては24本、8より鋼索にあつては32本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが4本を超えていること。 (2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては12本、8より鋼索にあつては16本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが9本を超えていること。 (3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合は、1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。 (4) 谷部で素線切れが生じていること。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 共通	(三)	主索又は鎖	主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	ロ 次に掲げる基準（以下「素線切れ要重点点検判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては18本、8より鋼索にあつては24本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが3本を超えていること。 (2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあつては9本、8より鋼索にあつては12本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の素線切れが7本を超えていること。 (3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下であること。
			主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 次に掲げる基準（以下「錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。 (2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。 (3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること。 (4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。
					ロ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること（以下「錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準」という。）
			主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
			鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。
					ロ 給油が不十分であること。
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 共 通	(四)	主索又は鎖の張り	張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又は鎖の端末部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ かご上において主索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。 ハ かご上において触診により主索又は鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
	(五)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
			主索又は鎖及び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
			止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付け部に損傷があること。
	(六)	主索又は鎖の緩み検出装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(七)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
			作動の位置	作動したときのかごと緩衝器等とのすき間及びロープの巻き溝の状況を確認する。	かごが緩衝器等に接する前に作動しないこと又はロープの巻き溝がなくなる前に作動しないこと。
	(八)	はかり装置（乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第1第六号に掲げるもの（籠の床面積が1.1㎡以下のものに限る。以下同じ。）以外のものに限る。）	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況	検出装置を作動させ確認する。	令第129条の10第3項第四号イの規定に適合しないこと。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(九)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと。
	(十)	地震時等管制運転装置（特殊告示第1第四号に掲げるエレベーターを除く。）	加速度を検知する部分の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	平成20年国土交通省告示第1536号第2第一号又は第二号の規定に適合しないこと。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 共通	(十)	地震時等管制運転装置（特殊告示第1 第四号に掲げるエレベーターを除く。）	作動の状況	作動の状況を確認する。	平成20年国土交通省告示第1536号第2 第三号(かごの定格速度が240m以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあつては、特殊告示第1 第五号)の規定に適合しないこと。
			予備電源の作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
	(十一)	降下防止装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第1 第三号チの規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。
	(十二)	換気設備等（機械室を有しないエレベーターに限る。）	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつてはその設定を確認する。	特殊告示第1 第三号ニの規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
	(十三)	制御盤扉（かご及び釣合おもりと干渉しないものを除く。）	設置又は開放スイッチの作動の状況	開放スイッチがあるものにあつてはその作動の状況を確認し、開放スイッチがないものにあつてはねじ等により固定されている等容易に制御盤扉が開かない措置が講じられているかを確認する。	開放スイッチがあるものにあつては制御盤扉を引き出したときに開放スイッチが作動しないこと、開放スイッチがないものにあつては容易に制御盤扉が開く又は開くおそれがあること。
三 かご室	(一)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の6 第二号の規定に適合しないこと。
	(二)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（特殊告示第1 第七号に掲げるエレベーターを除く。）	目視により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第2 第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
			敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
			ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあつては無負荷時において敷居溝とドアシューのかかりが6 mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
			戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の6 第二号の規定に適合しないこと。
			戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
			戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限る。）	目視及び触診により確認する。	反転作動をしないこと。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 か ご 室	(二)	かごの戸及び敷居	連結ロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
		(三) かごの戸のスイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。	制御器告示第1第二号若しくは第三号の規定に適合しないこと又は作動の位置が両引き戸若しくは上下戸にあっては75mm、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあっては50mmを超えていること。
	(四)	床合わせ補正装置及び着床装置	床合わせ補正装置の状況	着床面からかごをおおむね50mmの位置及び75mmを超え200mmの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。	制御器告示第1第一号の規定に適合しないこと。
			着床装置の状況	作動の状況を確認する。	乗り場の床を基準として着床位置が上下75mmを超えること。
	(五)	車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）	光電装置の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第1第七号ハの規定に適合しないこと。
			車止めの設置の状況	目視及び触診により確認する。	イ 車止めがない又はその機能が確実でないこと。
					ロ 車止めが変形又は摩損していること。
	(六)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないものにあっては、特殊告示第1第七号イの規定に適合しないこと。
			操作箱の施錠の状況	触診により確認する。	施錠できないこと。
			表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
			破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
	(七)	操縦機	操作後の自動復帰の状況	作動の状況を確認する。	イ 制動装置告示第2第一号の規定に適合しないこと。
					ロ 動きが円滑でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 か ご 室	(八)	外部への連絡装置（令第129条の11の規定の適用のあるエレベーターを除く。）	設置及び作動の状況	通電時及び電源遮断時において外部との連絡ができるか確認する。	イ 令第129条の10第3項第三号の規定に適合しないこと又は連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと。
					ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。
	(九)	かご内の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第1第四号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
	(十)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
	(十一)	かごの照明装置	設置、作動及び照度の状況	目視により確認し又は照度計により測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第1第八号の規定に適合しないこと。
	(十二)	停電灯装置（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね1分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	令第129条の10第3項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。
四 か ご 上	(十三)	かごの床先（令第129条の11の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第1第七号に掲げるものを除く。）	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	令第129条の7第四号の規定に適合しないこと。
			フェッシャプレート の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(一)	かご上の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第1第四号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
			設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第1の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
	(二)	頂部安全距離確保スイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第2第五号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあっては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあっては昇降機が上昇運転できること。
			ファイナルリミット スイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかご又は釣合おもりと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあっては釣合おもりが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあってはストロークの1/2を超えるまでに、巻胴式の場合にあってはかごが上部緩衝器又は上部緩衝材に接するまでに作動しないこと。
			リミットスイッチの 作動の位置	スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
	(三)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 か ご 上	(四)	上部緩衝器又は上部緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第1の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(五)	頂部綱車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(六)	調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。
					ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
			素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。
					ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
			錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
					ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
			損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
	(七)	かごの非常救出口（特殊告示第1第七号に掲げるエレベーターを除く。）	構造及び設置の状況	ふたの構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	令第129条の6 第一号又は第四号（かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあっては、特殊告示第1 第一号）の規定に適合しないこと。
	(八)	かごのガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 か ご 上	(九)	かご吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(十)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(十一)	施錠装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			ロック機構の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の7第三号の規定に適合しないこと。
			スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の8第2項の規定に適合しないこと。
			スイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	昇降機の検査標準（JIS A4302）における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に適合しないこと。
			劣化の状況	目視により確認する。	イ 著しい損傷又は腐食があること。
					ロ ロック機構に変形があること。
	(十二)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
	(十三)	乗り場の戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	目視により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1454号第七号又は第八号の規定に適合しないこと。
			敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
			ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあっては敷居溝とドアシューのかかりが6mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
			戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
			戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
			戸の自閉の状況	目視及び触診により確認する。	ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 かい 上	(十二)	乗り場の戸及び敷居	連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
	(十三)	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
			ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
			突出物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
	(十四)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視により確認する。	損傷があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
	(十五)	釣合おもりの各部	枠の状況	目視及び触診により確認する。	枠の組立てが堅固でないこと又は変形があること。
			ガイドシュー等の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			ガイドシュー等の摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
			釣合おもり片の脱落防止措置の状況	目視及び触診により確認する。	釣合おもり片の脱落防止措置が確実でないこと。
	(十六)	釣合おもり非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放してもかごが動かないことを確認する。 ロ 非常止め作動時に綱車が空転することを確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。 ハ 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認する。 ニ スラック式のものにあつては、主索を緩めた後に釣合おもりが動かず、主索が緩んだままであることを確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
			作動時及び復帰時の構成機器の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。
					ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 かご上	(十八)	釣合おもりの吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(十九)	かごの戸の開閉機構	開閉の状況	目視及び聴診により確認する。	戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。
			摩耗の状況	目視により確認する。	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。
			構成部材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			停電時等の手動開放の状況	かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。	停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。
	(二十)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
五 乗り場	(一)	押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
			表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
			破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
	(二)	非常解錠装置	設置及び作動の状況	最上階及び最下階にあっては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあってはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。	イ 平成20年国土交通省告示第1447号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(三)	乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況	目視により確認する。	劣化、破損等があること。
			気密材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
			停電時の戸閉機能の状況	戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
			火災時の戸閉機能の状況	制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
			戸閉時間の状況（戸の面積が3㎡以内のものに限る。）	戸の閉鎖時間を確認する。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号イの規定に適合しないこと。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
五 乗 り 場	(四)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	構造及び設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第1 第二号の規定に適合しないこと。
	(五)	制御盤扉（三方枠の一部に収納されたものに限る。）	構造及び設置の状況	目視及び触診により確認する。	制御盤扉がないこと、破損していること又は施錠若しくは解錠ができないこと。
六 ピ ット	(一)	保守用停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第1 第三号チの規定に適合しないこと、作動時にかごが動く又は自己保持しないこと。
	(二)	底部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第1 第三号チの規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が下降運転できること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(三)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第2 第五号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあっては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあっては昇降機が下降運転できること。
			ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかごと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合及び巻胴式の場合にあっては、かごが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあっては、ストロークの1/2を超えるまでに作動しないこと。
			リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(四)	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第2 第六号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			作動の状況（油入式のものに限る。）	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
			油量の状況（油入式のものに限る。）	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ 油量が適量でないこと。
					ロ ドレン部から油漏れがあること。
	(五)	張り車	張り車の作動の状況	目視及び聴診により確認する。	かごの走行中の異常音、異常な振動等があり運行に支障が生じていること。
			張り車の取付け及びピット床等とのすき間の状況	目視及び触診により確認する。	張り車の取付けが確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること。
			タイダウンスイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 ピ ット	(五)	張り車	タイダウンの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(六)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
			冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
			ピット内機器の状況	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(七)	かご非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 釣合おもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放してもかごが動かないことを確認する。 ロ 非常止め作動時に綱車が空転することを確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。 ハ 非常止め作動時に釣合おもりを持ち上げ、主索又は鎖が緩んだことを確認する。 ニ スラック式のものにあつては、主索又は鎖を緩めた後にかごが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
			非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が 1 / 30を超えていること。
			作動時及び復帰時の構成機器の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。
					ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
			非常止めロープの状況	目視により確認する。	巻き取り、ロープ抜け出し、形崩れ、より戻り、錆等があり非常止め装置の作動に支障が生じていること。
			(八)	かご下綱車	外観の状況
	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。			ナットに緩みがあること。
	音の状況	聴診により確認する。			異常音があること。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 ピ ット	(九)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部	摩耗の状況	目視により確認する。	著しい摩耗、変形、伸び又は錆があること。
			釣合ロープの張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 釣合ロープを揺らし、その振幅を確認する。 ロ 触診により釣合ロープの張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
			釣合鎖とピット床のすき間の状況	目視により確認する。	釣合鎖がピット床に接触していること。
			かご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
			釣合ロープ又は釣合鎖の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
			止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付け部に損傷があること。
	(十)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	すき間を測定する。	イ 最小値が昇降機の検査標準(JIS A4302)における「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていないこと又は最大値が当該検査標準における「定格速度と頂部すき間」の頂部すき間の規定値を確保できないこと。
					ロ 次回の定期検査時又は定期点検時までにはイの基準に該当するおそれがあること。
	(十一)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがある又は損傷があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
			移動ケーブルとピット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。	移動ケーブルがピット床と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の1/2より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。
	(十二)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
			ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
			突出物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 ピ ット	(十三)	駆動装置の主索保護カバー（機械室を有しないエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(十四)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
七 非 常 用 エ レ ベ ー タ ー	(一)	かご呼び戻し装置	作動の状況	乗り場及び中央管理室のかご呼び戻し装置を操作し、かご及び乗り場の呼びが取り消され、かご内に設けられた非常停止スイッチの機能が停止することを確認する。	令第129条の13の3第7項の規定に適合しないこと。
			取付け及び操作の状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。
	(二)	一次消防運転	作動の状況	作動の状況を確認する。	一次消防運転をしないこと又は乗り場の呼びに応答すること。
			取付け及び操作の状況	目視及び触診により確認する。	スイッチの取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。
			最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は一次消防運転モード時の信号入力制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を目視により確認する。	信号が入力されても作動しないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。
	(三)	二次消防運転	作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の13の3第9項の規定に適合しないこと、通常時の戸閉時間と同程度の間ブザーが鳴動しないこと、通常時の戸閉時間内で起動すること又はかごの戸若しくは乗り場の戸を開いた状態で運転をしないこと。
			取付け及び操作の状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は操作が円滑に行えないこと。
			最下階床面以下のスイッチの切り離し又は防滴処理の状況	スイッチ等に防滴処理がされていない場合は二次消防運転モード時の信号入力制御器で正しく処理されているか確認し、スイッチ等に防滴処理がされている場合はその外観を目視により確認する。	信号が入力されても作動しないこと。ただし、防滴処理がされている場合は、防滴処理が適切に施されていないこと。
			速度の状況	瞬間式回転速度計により測定する。	令第129条の13の3第11項の規定に適合しないこと。
	(四)	予備電源切替え回路	作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。

【別表第1 ロープ式エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
七 非常用エレベーター	(五)	その他	中央管理室とかごの連絡装置の設置及び作動の状況	通話状態が良好か確認する。	令第129条の13の3第8項の規定に適合しないこと又は通話が確実でないこと。
			かご及び昇降路の可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の13の3第4項の規定に適合しないこと、特殊告示第1第三号ロの規定に適合しないこと又は平成12年建設省告示第1428号第1若しくは第2の規定に適合しないこと。
			ピット内の水に浮く物の状況	目視により確認する。	ピット内の水に浮く物があること。
			防滴処理の状況	目視により確認する。	機器の防滴処理が適切に施されていないこと。

別表第2 油圧エレベーター（次号及び第四号に掲げるものを除く。）

(い) 検査項目			(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
一 機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）	(一)	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	令第129条の9 第四号の規定に適合しないこと又は解錠若しくは施錠ができないこと。	
			手すりの位置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	令第129条の9 第五号の規定に適合しないこと又は取付けが確実でないこと。	
			機械室への通路の状況	機械室までの通路において、高さ又は幅員が最小となる箇所及び障害物がある箇所を目視により確認し又は測定する。	通行経路の寸法が高さ1.8m未満又は幅0.7m未満であること。	
			階段の状況	最も大きいけあげ及び最も小さい踏面を測定する。	令第129条の9 第五号の規定に適合しないこと。	
			機械室の戸の自閉機能の状況	戸の自閉の状況を確認する。	自閉できないこと。	
	(二)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	定期検査又は定期点検に支障が生じていること。	
			壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視により確認する。	漏水が機器に達していること又は窓が破損していること。	
			機械室の床及び機器の汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損があること。	
			照明装置の状況	照明の点灯の状況を確認する。	照明装置が正常に作動しないこと。	
			開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにおいて、その設定を確認する。	令第129条の9 第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。	
			防油堤の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があり、外部に油が流出するおそれがあること。	
			標識の状況	目視により確認する。	火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に認識できないこと。	
			消火設備の状況	目視により確認する。	機械室又は機械室付近に消火器又は消火砂が設置されていないこと。	
	(三)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電回路等の設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第1 第一号ロ又は第三号トの規定に適合しないこと。	
			下降弁等の開放の状況	下降弁等の作動の状況を確認する。	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。	
	(四)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
			(五)	接 触 器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。
	電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。			イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。	
						ロ 変形があること。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 機 械 室 （ 機 械 室 を 有 し な い エ レ ベ ー タ ー に あ っ て は 、 共 通 ）	(六)	制御器	ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されるものと異なること。
	(七)		絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。）	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。
	(八)		接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
	(九)	空転防止装置		設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第4第二号又は第5第二号の規定に適合しないこと。
	(十)	階床選択機		表示灯の点灯の状況	目視により確認する。	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと。
				呼びの応答の状況	昇降機を運転し、呼びの応答を確認する。	呼びの応答がないこと又は呼びを保持若しくは消去しないこと。
	(十一)	油圧パワーユニット	電動機及びポンプ	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
				発熱の状況（油浸式のものを除く。）	触診により確認する。	異常な発熱があること。
				振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
				電動機とポンプの連結部の状況（油浸式のものを除く。）	目視、聴診又は触診により確認する。	欠損、き裂又は滑りの異常があること。
				ポンプのパッキン部の状況（油浸式のものを除く。）	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
	(十二)		圧力計	設置の状況	目視により確認する。	制御器告示第2第二号の規定に適合しないこと。
				作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
				損傷の状況	目視により確認する。	圧力表示に影響があるような損傷があること。
(十三)		安全弁	設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させること又はプランジャーストップパーの作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。	制動装置告示第4第二号又は第5第二号の規定に適合しないこと。	
(十四)		逆止弁	設置及び作動の状況	かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況を確認する。	制動装置告示第4第二号又は第5第二号の規定に適合しないこと、かごが停止しないこと又は作動が緩慢であること。	

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機械室（機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）	(五)	流量制御弁	作動の状況	加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。
	(六)	油タンク及び圧力配管	油漏れの状況	目視により確認する。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブリーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。
			作動油の状況	目視又は触診により確認する。	運行に支障が生ずるおそれがある異物の混入があること。
			作動油の油量の状況	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視により確認する。	油面計の下限值未満であること又は作動油の油面の高さが吸込口より低いこと。
	(七)	作動油温度抑制装置	設置及び作動の状況	起動設定温度の操作又は起動信号の入力を行い確認する。	制動装置告示第4 第二号若しくは第5 第二号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
			起動設定温度の状況	目視により確認する。	設定値が低温にあつては摂氏5 度未満、高温にあつては摂氏60度を超えないよう設定されていないこと。
	(八)	ストップバルブ	作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視により確認する。	かごが動くこと又は作動油量が変動すること。
			油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。
	(九)	高圧ゴムホース	変形の状況	ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストップバーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視により確認する。	異常な変形があること。
			油漏れ及び損傷の状況	目視により確認する。	イ 油漏れ、き裂等の損傷があること
					ロ 油のにじみがあること。
			曲げの状況	目視により確認し又は測定する。	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B8360）の最小曲げ半径又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B8364）の最小曲げ半径未満であること。
			可動部との接触の状況	目視により確認する。	可動部と接触していること。
二 共通	(十)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。
	(一)	圧力配管	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は可動部と接触していること。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。
			浸水の状況	目視により確認する。	圧力配管又はブラケットが水に浸かること。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 共通	(二)	調速機（間接式のエレベーターに限る。）	滑車の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			支点部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。
					ロ 給油が不十分であること。
			過速スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。
			過速スイッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第5 第二号の規定に適合しないこと。
			キャッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計により作動速度を測定する。	制動装置告示第5 第二号の規定に適合しないこと。
			キャッチと過速スイッチとの整合性の状況	目視により作動の順位を確認する。	キャッチの作動速度が過速スイッチの作動速度を下回ること。
			キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること。
	(三)	主索又は鎖（間接式のエレベーターに限る。）	主索の径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。
					ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
			主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。
					ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
			主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
					ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
			主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
			主索又は鎖の伸びの状況	かごを最上階に移動させてプランジャーリミットスイッチの作動の状況を確認する。	かごが最上階の着床位置より低い状態でプランジャーリミットスイッチが作動すること。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 共 通	(三)	主索又は鎖（間接式のエレベーターに限る。）	鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	ロ 給油が不十分であること。 最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。
	(四)	主索又は鎖の張り（間接式のエレベーターに限る。）	張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索又は鎖の端末部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ かご上において主索又は鎖を揺らし、その振幅を確認する。 ハ かご上において触診により主索又は鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
	(五)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部（間接式のエレベーターに限る。）	かご及びシリンダーにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
			主索又は鎖及び調速機ロープの端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
			止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付け部に損傷があること。
	(六)	主索又は鎖の緩み検出装置（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(七)	はかり装置（乗用エレベーター又は寝台用エレベーターであって、特殊告示第1第六号に掲げるもの以外のものに限る。）	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況	検出装置を作動させ確認する。	令第129条の10第3項第四号イの規定に適合しないこと。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(八)	プランジャー	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	構成部材の取付けが堅固でないこと。
			劣化の状況	かご上又はピットにおいて目視又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合にあっては、全長を詳細に確認する。	著しい損傷又は腐食があること。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 共 通	(九)	プランジャーストッパー	設置及び作動の状況	リミットスイッチを無効とした上でかごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第4 第二号又は第5 第二号の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと。
	(十)	シリンダー	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
	(十一)	防火区画貫通部	油圧配管、電線及び作動油戻し配管の防火区画貫通部の状況	防火区画貫通部の措置の状況を目視により確認する。	令第112条第20項又は令第129条の2の4 第1 項第七号の規定に適合しないこと。
	(十二)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の125%を超えていること。
	(十三)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	令第129条の10 第3 項第一号の規定に適合しないこと。
	(十四)	地震時等管制運転装置（特殊告示第1 第四号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）	加速度を検知する部分の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	平成20年国土交通省告示第1536号第2 第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	平成20年国土交通省告示第1536号第2 第三号の規定に適合しないこと。
			予備電源の作動の状況	予備電源回路に切り替え、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
	(十五)	降下防止装置	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第1 第三号チの規定に適合しないこと又は機械的にかごの降下を停止することができないこと。
三 か ご 室	(十六)	換気設備等（機械室を有しないエレベーターに限る。）	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつてはその設定を確認する。	特殊告示第1 第三号ニの規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。
	(十七)	制御盤扉（かごと干渉しないものを除く。）	設置又は開放スイッチの作動の状況	開放スイッチがあるものにあつてはその作動の状況を確認し、開放スイッチがないものにあつてはねじ等により固定されている等容易に制御盤扉が開かない措置が講じられているかを確認する。	開放スイッチがあるものにあつては制御盤扉を引き出したときに開放スイッチが作動しないこと、開放スイッチがないものにあつては容易に制御盤扉が開く又は開くおそれがあること。
	(一)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の6 第二号の規定に適合しないこと。
三 か ご 室	(二)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 かご室	(二)	かごの戸及び敷居	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（特殊告示第1第七号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）	目視により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第2第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
			敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
			ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあつては無負荷時において敷居溝とドアシューのかかりが6mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあつてはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
			戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと。
			戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
			戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限る。）	目視及び触診により確認する。	反転作動をしないこと。
			連結ロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
	(三)	かごの戸のスイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。	制御器告示第2第三号の規定に適合しないこと又は作動の位置が両引き戸若しくは上下戸にあつては75mm、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあつては50mmを超えていること。
	(四)	戸開き状態において作動する予圧装置	作動の状況	予圧時にかごが動かないことを確認する。	かごが動くこと。
	(五)	床合わせ補正装置及び着床装置	床合わせ補正装置の状況	着床面からかごをおおむね50mmの位置及び75mmを超え200mmの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。	制御器告示第2第一号の規定に適合しないこと。
			着床装置の状況	作動の状況を確認する。	乗り場の床を基準として着床位置が上下75mmを超えること。
	(六)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置	作動の状況	かごを着床面からおおむね300mmの位置に停止させてかごの戸を開き作動を確認する。	かごが動くこと。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 か ご 室	(七)	車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）	光電装置の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第1 第七号ハの規定に適合しないこと。
			車止めの設置の状況	目視及び触診により確認する。	イ 車止めがない又はその機能が確実でないこと。
					ロ 車止めが変形又は摩損していること。
	(八)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないものにあつては、特殊告示第1 第七号イの規定に適合しないこと。
			操作箱の施錠の状況	触診により確認する。	施錠できないこと。
			表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
			破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
			設置及び作動の状況	通電時及び電源遮断時に外部との連絡ができるか確認する。ヘリコプターの発着の用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの（以下「ヘリポート用エレベーター」という。）にあつては、屋上と他の出入口との連絡ができるかを併せて確認する。	イ 令第129条の10第3 項第三号の規定に適合しないこと、連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと又はヘリポート用エレベーターにあつては特殊告示第1 第八号ロの規定に適合しないこと。
					ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。
	(十)	かご内の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第2 第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
	(十一)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第129条の6 第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
	(十二)	かごの照明装置	設置及び照度の状況	目視により確認し又は照度計により測定する。	平成20年国土交通省告示第1455号第1 第八号の規定に適合しないこと。
	(十三)	停電灯装置（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	設置、作動及び照度の状況	設置の状況を目視により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね1 分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	令第129条の10第3 項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。
	(十四)	かごの床先（令第129条の11の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第1 第七号に掲げるものを除く。）	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	令第129条の7 第四号の規定に適合しないこと。
			フェッシアプレートの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 か ご 上	(一)	かご上の停止スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制御器告示第2第三号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。
		頂部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第4第二号又は第5第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
	(二)	上部リミット（強制停止）スイッチ（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	昇降機が上昇運転できること。
			作動の位置	スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
	(三)	上部リミット（強制停止）スイッチ（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	昇降機が上昇運転できること。
			作動の位置	スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
	(四)	プランジャーリミットスイッチ（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第5第二号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。
			作動の位置	スイッチによりかごを停止させ、その停止位置を確認する。	スイッチより先にプランジャーストップパーが作動すること。
	(五)	プランジャーストップパーで停止したときのかごの頂部すき間（間接式のエレベーターに限る。）	すき間の状況	プランジャーストップパーによりかごを停止させ、かごの頂部すき間を測定する。	昇降機の検査標準（JIS A4302）の「かご最上部の機器との頂部すき間」の規定値を満たしていないこと。
			外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
	(六)	頂部綱車（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
	(七)	プランジャー頂部綱車又は鎖車（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			鎖車と鎖のかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	かみ合いに異常があること。
			外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
	(八)	プランジャーのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障をきたしていること。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 か い 上	(九)	調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。
					ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
			素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合にロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。
					ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
			錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
					ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
			損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
	(十)	かごの非常救出口（特殊告示第1第七号に掲げるエレベーターを除く。）	構造及び設置の状況	ふたの構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	令第129条の6 第一号又は第四号（かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあっては、特殊告示第1 第一号）の規定に適合しないこと。
	(十一)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
	(十二)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(十三)	施錠装置（特殊告示第1第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			ロック機構の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の7 第三号の規定に適合しないこと。
			スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の8 第2項の規定に適合しないこと。
			スイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	昇降機の検査標準（JIS A4302）における乗り場の戸のロック及びスイッチに係る規定に適合しないこと。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 か ご 上	(十三)	施錠装置（特殊告示第1第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）	劣化の状況	目視により確認する。	イ 著しい損傷又は腐食があること。 ロ ロック機構に変形があること。
	(十四)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
	(十五)	乗りの場の戸及び敷居（特殊告示第1第八号に掲げるエレベーターの屋上の昇降路の開口部の戸を除く。）	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	目視により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1454号第七号又は第八号の規定に適合しないこと。
			敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
			ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあっては敷居溝とドアシューのかかりが6mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。
			戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
			戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
			戸の自閉の状況	目視及び触診により確認する。	ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと。
			連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。
	(十六)	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
			ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
			突出物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
	(十七)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視により確認する。	損傷があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 か ご 上	(八)	かごの戸の開閉機構	開閉の状況	目視及び聴診により確認する。	戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。
			摩耗の状況	目視により確認する。	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。
			構成部材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			停電時等の手動開放の状況	かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。	停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。
	(九)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
五 乗 り 場	(一)	押しボタン等及び表示器	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。ヘリポート用エレベーターにあっては、鍵を用いなければ操作できないことを併せて確認する。	押しボタン等が機能しない若しくは操作が円滑に行えないこと又はヘリポート用エレベーターにあっては、特殊告示第1第8号ホの規定に適合しないこと。
			表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
			破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
	(二)	非常解錠装置	設置及び作動の状況	最上階及び最下階にあっては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあってはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。	イ 平成20年国土交通省告示第1447号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できないこと。 ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(三)	乗り場の戸の遮煙構造	気密材の状況	目視により確認する。	劣化、破損等があること。
			気密材の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
			停電時の戸閉機能の状況	戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
			火災時の戸閉機能の状況	制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。	戸が閉じないこと。
			戸閉時間の状況（戸の面積が3㎡以内のものに限る。）	戸の閉鎖時間を確認する。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号イの規定に適合しないこと。
	(四)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造	構造及び設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第1第二号の規定に適合しないこと。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
五 乗 り 場	(五)	屋上の昇降路の開口部の戸（ヘリポート用エレベーターに限る。）	可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと。
	(六)	屋上の柵及び警報装置（ヘリポート用エレベーターに限る。）	柵の設置及び警報装置の作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第1第八号ロの規定に適合しないこと。
	(七)	制御盤扉（三方枠の一部に収納されたものに限る。）	構造及び設置の状況	目視及び触診により確認する。	制御盤扉がないこと、破損していること又は施錠若しくは解錠ができないこと。
六 ピ ット	(一)	保守用停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第1第三号チの規定に適合しないこと、作動時にかごが動く又は自己保持しないこと。
	(二)	底部安全距離確保スイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	特殊告示第1第三号チの規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が下降運転できること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(三)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ（間接式のエレベーターに限る。）	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	制動装置告示第5第二号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあっては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあっては昇降機が下降運転できること。
			ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかごと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあってはかごと緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあってはストロークの1/2を超えるまでに作動しないこと。
			リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置を確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(四)	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第4第二号又は第5第二号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			作動の状況（油入式のものに限る。）	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
			油量の状況（油入式のものに限る。）	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ 油量が適量でないこと。
					ロ ドレン部から油漏れがあること。
	(五)	張り車（間接式のエレベーターに限る。）	作動の状況	目視及び聴診により確認する。	かごの走行中の異常音、異常な振動等により運行に支障が生じていること。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 ピ ット	(五)	張り車（間接式のエレベーターに限る。）	取付け及びピット床等とのすき間の状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること。
	(六)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
			冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
			ピット内機器の状況	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(七)	かご非常止め装置（間接式のエレベーターに限る。）	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	主索又は鎖が緩んだことを目視又は緩み検出装置の作動により確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
			非常止め作動時のかごの水平度	かごの床若しくはかごの枠を目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が1/30を超えていること。
			作動時及び復帰時の構成部材の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	イ 非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。
					ロ 可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。
	(八)	かご下綱車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(九)	シリンダー下の綱車（間接式のエレベーターに限る。）	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(十)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かごの昇降時の移動ケーブルの振れを目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部又は引止め部の取付けが確実ではなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
			移動ケーブルとピット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ、移動ケーブルとピット床とのすき間を確認し又はかごの停止位置と最下階床面までの距離及び移動ケーブルとピット床面までの距離を確認する。	移動ケーブルがピット床と接触していること又はかごの停止位置と最下階床面までの距離の1/2より移動ケーブルとピット床面までの距離が長くないこと。

【別表第2 油圧エレベーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 ピ ット	(±)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況（間接式のエレベーターに限る。）	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
			ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
			突出物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。
	(±)	かごの枠	かごの枠材相互の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。

別表第3 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が15m以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの（段差解消機）

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 駆動装置 (油圧式以外)	(一)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
	(二)	減速機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
			油漏れの状況	目視により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			非常止め装置のキャッチの作動の状況 (間接駆動があるものに限る。)	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと。
	(三)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。
			パッドとドラム及びディスクとの接触の状況 (同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。)	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。
			ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
			制動力の状況	次に掲げる方法のいずれかにより確認する。 イ かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。 ロ かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。	イの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が100mmを超えていること、ロの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が次の式によって算出されるLを超えていること。 $L = \frac{100G}{G + 1.25P}$ この式において、L、G及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。 L 制動距離の基準値 (単位 mm) G かご等の昇降する部分の固定荷重 (単位 kg) P 定格積載量 (単位 kg)

【別表第3 段差解消機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 駆動装置（油圧式以外）	四	駆動方式（該当するものを選択する。）	ロープ式・巻胴式	主索の径の状況	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
				主索の素線切れの状況	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
				主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
				主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。 著しい損傷又は変形があること。
				主索の張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。 著しい不均等があること。
				主索と昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。 ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
				主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。 取付けが確実でないこと。
				止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視により確認する。 止め金具又はその取付け部に損傷があること。
				ロープ式におけるスプロケット型綱車の歯の欠損及びき裂の状況	目視により確認する。 欠損又はき裂があること。
				巻胴式における主索の緩み検出装置の作動の状況	作動の状況を確認する。 作動しないこと。
				綱車又は巻胴の欠損及びき裂の状況	目視により確認する。 欠損又はき裂があること。

【別表第3 段差解消機】

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 駆動装置（油圧式以外）	(四)	駆動方式（該当するものを選択する。）	ラックピニオン式	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
				振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
				取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
				歯の欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	歯に欠損又はき裂があること。
		チェーン sprocket 式	滑車の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。	
			鎖の張りの状況	触診により鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。	
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。	
		チェーンラックピニオン式	滑節構造部材の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。	
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。	
		二 駆動装置（油圧式）	(一)	空転防止装置		設置及び作動の状況
(二)	油圧パワーユニット		油圧パワーユニットの取付けの状況	パワーユニットの状況	目視により確認する。	転倒防止又は移動防止ストッパーの取付けが確実でないこと。
				油圧配管の状況	目視により確認する。	圧力配管の固定、振動又は衝撃緩和措置が確実でないこと。
				油圧配管貫通部の状況	目視により確認する。	圧力配管の壁、床等の貫通部への措置が適切に行われていないこと。
(三)			電動機及びポンプ	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
				発熱の状況（油浸式のものを除く。）	触診により確認する。	異常な発熱があること。
				振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。

【別表第3 段差解消機】

		(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 駆動装置 (油圧式)	(三)	油圧パワーユニット	電動機及びポンプ	電動機とポンプの連結部の状況（油浸式のものを除く。）	目視、聴診又は触診により確認する。	欠損、き裂又は滑りの異常があること。
				ポンプのパッキン部の状況（油浸式のものを除く。）	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
	(四)		圧力計	設置の状況	目視により確認する。	制御器告示第2第二号の規定に適合しないこと。
				作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
				損傷の状況	目視により確認する。	圧力表示に影響があるような損傷があること。
	(五)		安全弁	設置及び作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させること又はプランジャーストップバーの作動の位置でかごを上昇させることにより安全弁作動時の圧力計の指示値を確認する。	制動装置告示第6第三号の規定に適合しないこと又は安全弁作動圧力の銘板値があるときはその値を超えていること。
	(六)		逆止弁	設置及び作動の状況	かごが下降中に動力用電源を遮断して作動の状況を確認する。	制動装置告示第6第三号の規定に適合しないこと、かごが停止しないこと又は作動が緩慢であること。
	(七)		流量制御弁	作動の状況	加速時、減速時及び走行時のかごの振動を確認する。	かごの加速時若しくは減速時に異常な衝撃があること、加速若しくは減速が緩慢であること又は走行中に異常な振動があること。
	(八)		油タンク及び圧力配管	油漏れの状況	目視により確認する。	油タンク、圧力配管、圧力計、ふた、エアブリーザー、油面計等に著しい油漏れがあること。
				作動油の状況	目視又は触診により確認する。	運行に支障が生ずるおそれがある異物の混入があること。
				作動油の油量の状況	かごを最上階若しくは最下階に停止させ、油面計を確認し又はかごを最上階に停止させ、作動油の油面の高さを目視により確認する。	油面計の下限値未満であること又は作動油の油面の高さが吸込口より低いこと。
	(九)		作動油温度抑制装置	設置及び作動の状況	起動設定温度の操作又は起動信号の入力を行い確認する。	制動装置告示第6第三号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
				起動設定温度の状況	目視により確認する。	設定値が低温にあつては摂氏5度未満、高温にあつては摂氏60度を超えないよう設定されていないこと。
	(十)	ストップバルブ		作動の状況	ストップバルブを閉じ、かごを上昇させ、かごの位置又は作動油量を目視により確認する。	かごが動くこと又は作動油量が変動すること。
				油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。

【別表第3 段差解消機】

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 駆動装置 (油圧式)	(一) 高圧ゴムホース	変形の状況	ストップバルブが閉じている状態又はプランジャーストップバーが作動した状態においてかごを上昇させ、目視により確認する。	異常な変形があること。
		油漏れ及び損傷の状況	目視により確認する。	イ 油漏れ、き裂等の損傷があること。 ロ 油のにじみがあること。
		曲げの状況	目視により確認し又は測定する。	ゴムホースの曲げが液圧用鋼線補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B8360）の最小曲げ半径又は液圧用繊維補強ゴムホースアセンブリの規格（JIS B8364）の最小曲げ半径未満であること。
		可動部との接触の状況	目視により確認する。	可動部と接触していること。
	(二) 圧力配管	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は可動部と接触していること。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		油漏れの状況	目視により確認する。	油漏れがあること。
		浸水の状況	目視により確認する。	圧力配管又はブラケットが水に浸かること。
	(三) パンタグラフ式（下枠及びアーム）	かごの保持の状況	上部乗り場において、かごの前後又は左右に概ね65kgの偏荷重をかけ、かごの床の傾きを目視により確認し又はかごの床の傾きを精密水準器により測定する。	かごの床の水平度が1/30を超えていること。
		下枠及びアーム部の状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
	(四) プランジャー	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	構成部材の取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	かご上又はピットにおいて目視又は触診により確認し、シリンダーパッキンからの著しい油漏れがある場合にあっては、全長を詳細に確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(五) プランジャーストップバー	設置及び作動の状況	リミットスイッチを無効とした上でかごを上昇させ、作動の状況を確認する。	制動装置告示第6第三号の規定に適合しないこと又はかごが停止しないこと。
	(六) シリンダー	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		パッキン及びエア抜き部からの油漏れの状況	目視により確認する。	著しい油漏れがあること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。

【別表第3 段差解消機】

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 駆動装置 (油圧式)	(七)	主索又は鎖（間接式のエレベーターに限る。）	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。
		主索の素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
		主索の損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
		鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する。	イ 著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。 ロ 給油が不十分であること。
		鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の直径が鎖車にかからない部分の直径と比較してその伸びが1.5%以上であること。
	(八)	主索又は鎖の伸び	かごを最上階の着床位置に移動させてプランジャーリミットスイッチの作動の状況を確認する。	かごが最上階の着床位置より低い状態でプランジャーリミットスイッチが作動すること。
	(九)	主索又は鎖の張り（間接式のエレベーターに限る。）	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
	(十)	主索又は鎖の取付部（間接式のエレベーターに限る。）	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。

【別表第3 段差解消機】

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
二 駆動装置 (油圧式)	(㊦)	主索又は鎖の取付部（間接式のエレベーターに限る。）	主索又は鎖の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。	
			止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付け部に損傷があること。	
	(㊧)	主索又は鎖の緩み検出装置（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
			作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
三 共通	(一)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電回路等の設置の状況	目視により確認する。	手巻きハンドル等又は充電回路等が設置されていないこと。	
			制動装置等の開放の状況（油圧式のエレベーター以外のものに限る。）	制動装置等の作動の状況を確認する。	制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと。	
			下降弁等の開放の状況（油圧式のエレベーターに限る。）	下降弁等の作動の状況を確認する。	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。	
			専用救出用具の設置の状況	目視により確認する。	渡し板等の専用救出用具が装備されていないこと。	
	(二)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
	(三)	接 触 器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。	
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗があること。	
					ロ 変形があること。	
	(四)	ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。	
	(五)	絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は、交流25V以下である回路を除く。）	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。	
	(六)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
	(七)	耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	
			ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。	
			突出物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。	

【別表第3 段差解消機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 共通	(七)	耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと。
	(八)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の125%を超えていること。
四 かご室	(一)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
	(二)	かごの戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	目視により確認する。	特殊告示第1第九号ロの規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
			戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸又は可動式の手すりの開閉が円滑でないこと。
	(三)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ（かごの戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。）	スイッチの設置及び作動の状況	乗降位置において戸又は可動式の手すりを徐々に閉じ、作動の状況を確認する。	特殊告示第1第九号ハの規定に適合しないこと又は戸若しくは可動式の手すりが閉じていない状態においてかごが昇降すること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(四)	かご操作盤及び表示器	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
			表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
			破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
	(五)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。
	(六)	外部への連絡装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	イ 通話装置、警報ベル等の連絡装置が作動しないこと又は容易に操作できないこと。
					ロ 通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。
	(七)	非常停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	制動装置告示第6第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(八)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	特殊告示第1第九号イの規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
	(九)	車止め	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	車止めの機能が適切でないこと。

【別表第3 段差解消機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 かご室	(十)	かごの床先と出入口の床先との水平距離	かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	特殊告示第1第九号ロの規定に適合しないこと。
			渡し板の劣化の状況及び作動の状況	目視により確認し及び作動の状況を確認する。	著しい損傷若しくは腐食があること又は渡し板若しくはその跳ね上げ機構が作動しないこと。
	(十一)	かご非常止め装置（かご非常止め装置が必要なものに限る。）	作動の状況	非常止め装置を作動させ、ブレーキを開放し、かごが動かないことを確認する。	かごが動くこと。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			非常止め作動時のかごの水平度	かごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が1/30を超えていること。
	(十二)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
	(十三)	かごの折りたたみ機構	作動の状況（手動でかごを開閉するものに限る。）	作動の状況を確認する。	かごが昇降中に、かごの折りたたみ機構が開いてもかごが停止しないこと又はかごの折りたたみ機構を折りたたんでもかごが停止しないこと。
			作動の状況（動力を使用してかごを開閉するものに限る。）	作動の状況を確認する。	特殊告示第1第九号ニの規定に適合しないこと。
	(十四)	かごの着脱機構（かごが着脱するものに限る。）	ロックの状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
			インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。
			機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(十五)	運転キー（運転キーが必要なものに限る。）	作動の状況	作動の状況を確認する。	特殊告示第1第九号ニの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
五 乗り場及び昇降路	(一)	乗り場の操作盤	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
			表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
			破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。
	(二)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ（乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチが必要なものに限る。）	スイッチの作動の状況	乗降位置において、徐々に戸又は可動式の手すりを閉じ、作動の状況を確認する。	特殊告示第1第九号ハの規定に適合しないこと又は戸若しくは可動式の手すりが閉じていない状態においてかごが昇降すること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

【別表第3 段差解消機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
五 乗り場及び昇降路	(三)	ドアロック	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。
			ドアロックの解錠の状況（電気式解錠タイプのものに限る。）	かごを乗り場停止位置以外で停止させ、解錠の状況を確認する。	解錠すること。
			ドアロックの解錠の状況（機械式解錠タイプのものに限る。）	かごを乗り場停止位置から50mmから100mmまでの位置に停止させ、解錠の状況を確認する。	解錠すること。
	(四)	非常停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	制動装置告示第6 第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(五)	乗り場の戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
			戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸又は可動式の手すりの開閉が円滑でないこと。
	(六)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	設置の状況	設置の状況を確認する。	制動装置告示第6 第五号の規定に適合しないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	ファイナルリミットスイッチにあつては緩衝器若しくは緩衝材に当たる前に作動しないこと又はファイナルリミットスイッチの代替スイッチ（障害物検出装置等を含む。）が床面等に当たっても作動しないこと、リミットスイッチにあつては着床位置の75mm以内において作動しないこと又はリミットスイッチが作動している状態において昇降機が運転できること（上部リミットスイッチ作動時における昇降機の下降運転の場合又は下部リミットスイッチ作動時における昇降機の上昇運転の場合を除く。）。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(七)	移動ケーブル及びトロリー	移動ケーブルの軌跡の状況	目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブル及びトロリーの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
	(八)	昇降路側壁等の囲い	囲いの構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂又は漏水により運行に支障が生じていること。
	(九)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。

【別表第3 段差解消機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
五 乗 り 場 及 び 昇 降 路	(十)	ガイドレール、 駆動装置等のカ バー	取付けの状況	目視及び触診により確認す る。	取付けが堅固でないこと。
	(十一)	障害物検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	接触式にあつては障害物に接触して も作動しないこと、非接触式にあつ ては障害物を感知しても作動しない こと。
			障害物除去後の作動 の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタンを押し直さなくとも作動 すること。
	(十二)	折りたたみレー ル	ジョイント部の状況	かごを昇降して確認する。	ジョイント部のすき間、段差又は芯 ずれにより、走行中に著しいかごの 振動があること。
			進入防止用安全スイ ッチの作動の状況	レールを折りたたんだ状態 でかごを昇降し、進入防止 用安全スイッチの作動の状 況を確認する。	進入防止用安全スイッチが作動しな いこと。
			進入防止用ストッパ ーの状況（機械式の ものに限る。）	目視及び触診により確認す る。	進入防止用ストッパーの取付けが堅 固でないこと。

別表第4 階段及び傾斜路に沿って1人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が9 m以下のもの（いす式階段昇降機）

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 駆 動 装 置	(一)	制御器	開閉器 及び遮 断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
				(二)	接 触 器、継 電器及 び運転 制御用 基板	作動の状況
			電動機主回路用接触器の主接点の状況			目視により確認する。
			(三)	ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。
	(四)	絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。）	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。	
	(五)		接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
	(六)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
	(七)	減速機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。	
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。	
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。	
			油漏れの状況	目視により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。	
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
			非常止め装置のキャッチの作動の状況（間接駆動があるものに限る。）	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと。	
	(八)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。	

【別表第4 いす式階段昇降機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 駆 動 装 置	(八)	ブレーキ	パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。）	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。
			ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
			制動力の状況	次に掲げる方法のいずれかにより確認する。 イ いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。 ロ いすが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する。	イの検査方法により検査した場合にあっては制動距離が100mmを超えていること、ロの検査方法により検査した場合にあっては、制動距離が次の式によって算出されるLを超えていること。 $L = \frac{100G}{G + 1.25P}$ この式において、L、G及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。 L 制動距離の基準値（単位 mm） G かご等の昇降する部分の固定荷重（単位 kg） P 定格積載量（単位 kg）
	(九)	駆動方式（該当するものを選択する。）	摩擦式（駆動ローラー）	駆動ローラーの状況	かごを昇降して確認する。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			歯の欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	歯に欠損又はき裂があること。
		チェーン sprocket 式	滑車の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。
			鎖の張りの状況	触診により鎖の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
			鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。
		チェーンラックピニオン式	滑節構造部材の作動の状況	作動の状況を確認する。	動力の伝達に支障が生ずるおそれがあること。

【別表第4 いす式階段昇降機】

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 駆 動 装 置	(九)	駆動方式（該当するものを選択する。）	チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが1.5%以上であること。
	(十)	鎖の緩み検出装置		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(十一)	駆動装置等のカバー		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(十二)	かご非常止め装置（かご非常止め装置が必要なものに限る。）		作動の状況	非常止め装置を作動させ、ブレーキを開放し、かごが動かないことを確認する。	かごが動くこと。
				劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
				取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
				非常止め作動時のかごの水平度	かごの床の傾きを精密水準器により測定する。	非常止め装置が作動した状態においてかごの床の水平度が1/30を超えていること。
	(十三)	かごのガイドシュー等		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
				摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
	(十四)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ		設置の状況	設置の状況を確認する。	制動装置告示第7第四号の規定に適合しないこと。
				作動の状況	作動の状況を確認する。	ファイナルリミットスイッチにあつては緩衝器若しくは緩衝材に当たる前に作動しないこと又はファイナルリミットスイッチの代替スイッチ（障害物検出装置等を含む。）が床面等に当たっても作動しないこと、リミットスイッチにあつては着床位置の75mm以内において作動しないこと又はリミットスイッチが作動している状態において昇降機が運転できること（上部リミットスイッチ作動時における昇降機の下降運転の場合又は下部リミットスイッチ作動時における昇降機の上昇運転の場合を除く。）。
				取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(十五)	充電電池		作動電圧の状況	電圧を電圧計等により測定する。	定格電圧が得られないこと。
				外観の状況	目視により確認する。	電解液漏れがあること。
				端子部の状況	触診により確認する。	端子部に緩みがあること。
				給電部の絶縁処置の状況	目視により確認する。	通常の使用状態において給電部に容易に触れられること。

【別表第4 いす式階段昇降機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 駆動装置	(六)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと。
	(七)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の125%を超えていること。
二 いす関係	(一)	いす部	いす部の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
	(二)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー	押しボタン又は操作レバーの作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン又は操作レバーから手を離しても停止しないこと。
	(三)	いすの回転装置	回転装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	回転装置のロックがかからないこと。
			インターロックの状況	作動の状況を確認する。	機械的ロックがかかる前に、電気スイッチが入ること。
	(四)	用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。
	(五)	障害物検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	接触式にあっては障害物に接触しても作動しないこと、非接触式にあっては障害物を感知しても作動しないこと。
			障害物除去後の作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタンを押し直さなくとも作動すること。
	(六)	運転キー	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(七)	安全ベルト	安全ベルトの状況	目視により確認する。	変形若しくは破損により切断するおそれがあること又は切断していること。
			装着の状況	装着することにより確認する。	バックルを装着できないこと又は装着した状態を保持できないこと。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	装置の取付ビス又はボルトに緩みがあること。
	(八)	いすの折りたたみ機構	作動の状況	作動の状況を確認する。	いすの折りたたみ機構が折りたたまれた状態又は開いた状態を保持しないこと。
			損傷の状況	目視により確認する。	構成部材の損傷、摩耗等によりいすが水平な状態を保持できないこと。
三 乗り場及び階段	(一)	乗り場の押しボタン等	押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等から手を離しても停止しないこと。
	(二)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。
	(三)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。

【別表第4 いす式階段昇降機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 乗 り 場 及 び 階 段	(四)	折りたたみレール	ジョイント部の状況	かごを昇降して確認する。	ジョイント部のすき間、段差又は芯ずれにより、走行中に著しいかごの振動があること。
			進入防止用安全スイッチの作動の状況	レールを折りたたんだ状態でかごを昇降し、進入防止用安全スイッチの作動の状況を確認する。	進入防止用安全スイッチが作動しないこと。
			進入防止用ストッパーの状況（機械式のものに限る。）	目視及び触診により確認する。	進入防止用ストッパーの取付けが堅固でないこと。
	(五)	移動ケーブル及びトロリー	移動ケーブルの軌跡の状況	目視により確認する。	移動ケーブルが他の機器若しくは突出物と接触し、損傷を受けるおそれがあること又は損傷があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブル及びトロリーの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
	(六)	充電装置	充電の状況	充電されることを確認する。	充電されないこと。
			端子部の状況	触診により確認する。	端子部に緩みがあること。
			接触子の状況	目視により確認する。	接触子に変形、摩耗、錆又は腐食があること。
	(七)	耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。
			ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
			突出物の状況	目視により確認する。	令第129条の7第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。

別表第5 エスカレーター

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
機 械 室	(一)	機械室内の状況		昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	機械室内に昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じていること。
				汚損の状況	目視により確認する。	機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損があること。
	(二)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	手動により遮断操作及び投入操作を行い、電氣的に開閉することを確認する。	電氣的に開閉しないこと。
	(三)		接 触 器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
				電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。
					ロ 変形があること。	
				ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。
	ロ 変形があること。					
	(四)		ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
	(五)	絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。）	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。	
	(六)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
	(七)	電動機		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
				発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
				振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
				整流子の状況	無負荷運転し、目視により火花を確認する。	著しい火花があること。
				ブラシの摩耗の状況	目視により残存長さを確認し又は測定する。	ピグテールの金具から5mm以内であること。
	(八)	ブレーキ		油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。

【別表第5 エスカレーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機 械 室	(八)	ブレーキ	パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ 次回の定期検査時又は定期点検時までにパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。
					ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの1.2倍（電気制動式のものにあっては、1.1倍）以下であって、重点的に点検が必要な状態にあること。
			パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。）	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。
			ブレーキ制動時のブランジャーの状況	踏段を保持している状態において目視により確認し、ストロークを測定する。	イ ブラランジャーが他の機器等と干渉していること又はブランジャーのストロークが要是正となる基準値から外れていること。
					ロ ブラランジャーのストロークが要重点点検となる基準値から外れていること。
			ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
			構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。
			停止距離の状況	踏段の無積載上昇時に非常停止ボタンを押し、停止距離を測定する。	平成12年建設省告示第1424号第三号の規定に適合しないこと。
	(九)	減速機	潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
			油漏れの状況	目視により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
	(十)	駆動鎖（駆動鎖を設けたものに限る。）	駆動鎖の張りの状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	振幅が基準値から外れていること。
			スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。
			駆動鎖の伸びの状況	駆動鎖の伸びを測定する。	イ 駆動鎖の伸びが要是正となる基準値を超えていること。
					ロ 駆動鎖の伸びが要重点点検となる基準値を超えていること。

【別表第5 エスカレーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機 械 室	(十)	駆動鎖（駆動鎖を設けたものに限る。）	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視により確認する。	イ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要正となる基準値を超えていること又はスプロケットの歯面に傷若しくは欠損があること。
			給油の状況	目視により確認する。	ロ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要重点点検となる基準値を超えていること。
	(十一)	踏段反転装置	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いの状況（ベルトのものを除く。）	目視及び聴診により確認する。	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いに異常があること。
			反転装置の作動の状況	目視及び聴診により確認する。	踏段の反転が円滑でないこと。
			踏段鎖の張りの状況（ベルトのものを除く。）	目視により確認する。	従動輪に著しい揺れがあること。
二 昇 降 口	(一)	ランディングプレート	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(二)	くし板	欠損の状況	目視により確認する。	くし歯が欠損していること。
	(三)	くし板及び踏段のかみ合い	かみ合いの状況	目視により確認する。	くし板と踏段とのかみ合いに異常があること。
	(四)	インレットガード	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(五)	昇降起動スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
	(六)	警報及び運転休止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	警報音が鳴動しないこと又は運転休止ができないこと。
	(七)	速度	踏段の上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時の踏段の速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の110%を超えていること。
三 中 間 部	(一)	ハンドレール駆動装置	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。
			ハンドレールの駆動力の状況	踏段の下降中に上部乗り場においてハンドレールを手で水平に引っ張ることにより確認し又はばね秤等を使用しハンドレールが停止する力を測定するとともに、駆動装置の劣化の状況を目視及び聴診により確認する。	イ ハンドレールが150N未満の力により停止すること。 ロ 駆動輪、ローラー若しくはベルトにき裂、摩耗等があること又は異常音があること。
			ハンドレールと踏段の同期の状況	踏段の上昇及び下降中に踏段上でハンドレールをつかみ、踏段とハンドレールの同期を確認する。	令第129条の12第1項第三号（速度が途中で変化するエスカレーターにあつては、特殊告示第2第三号ト）の規定に適合しないこと。
	(二)	ハンドレール	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。

【別表第5 エスカレーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三	中間部	(三) 内側板	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		(四) 踏段	踏面とライザー面の劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			ローラゴムの劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		(五) 踏段レール又はローラー	劣化及び振動の状況	目視により確認し、踏段上での振動の有無を確認する。	著しい損傷若しくは腐食があること又は踏段上で異常な振動があること。ただし、ローラーにあっては剥離、損傷、ローラー締結部の緩み等によりベルトの運行に支障が生ずるおそれがあること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		(六) 踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。
			ベルトの劣化の状況	目視により確認する。	剥離、摩耗、亀裂又はたるみがあること。
			踏段相互のすき間	上水平部において最も大きい踏段相互のすき間を測定する。	イ 平成12年建設省告示第1417号第1 第二号（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第2 第三号ハ）の規定に適合しないこと。
					ロ 平成12年建設省告示第1417号第1 第二号（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第2 第三号ハ）に定める基準の0.95倍を超えていること。
		(七) スカートガード	劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			踏段とスカートガードのすき間	全長にわたり目視により確認し又は測定する。	平成12年建設省告示第1417号第1 第一号（速度が途中で変化するエスカレーターにあっては、特殊告示第2 第三号ロ）の規定に適合しないこと。
四	安全装置	(一) インレットスイッチ	設置及び作動の状況	設置及び作動の状況を確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号ホの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
		(二) 非常停止ボタン	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
		(三) スカートガードスイッチ	設置及び作動の状況	設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号ニの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
		(四) 踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	設置及び作動の状況	設置の状況を目視により確認し及びスイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号イの規定に適合しないこと又は作動しないこと。

【別表第5 エスカレーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 安全装置	(四)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。
					ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。
	(五)	踏段浮上り検出装置	作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。
			可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。
					ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。
	(六)	駆動鎖切断時停止装置	作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。
			可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。
					ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。
			設定の状況	駆動鎖切断を検出したときに停止機構が作動する設定がなされていることを確認する。	設定されていないこと。
	(七)	ハンドレール停止検出装置	作動の状況	ハンドレール停止を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	作動しないこと。
五 安全対策	(一)	交差部固定保護板	取付けの状況	目視及び触診により確認し又は設置寸法を測定する。	平成12年建設省告示第1417号第1第三号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
			破損の状況	目視により確認する。	破損していること。
	(二)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が140mm未満であること又は200mmを超えていること。
			外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	外側板又は建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が100mmを超えていること。
			ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること又は150mmを超えていること。
			取付けの状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

【別表第5 エスカレーター】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
五 安全 対策	(二)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	破損の状況	ハンドレールの外縁又は先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認する。	破損していること。
	(三)	落下物防止網	破損の状況	ハンドレールの外縁あるいは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認する。	破損していること。
	(四)	踏段上直部の障害物	障害物の状況	目視により確認し又は測定する。	踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物があること。
	(五)	交差部可動警告板	設置の状況	目視により確認し又は測定する。	可動警告板が厚さ3mm未満、前縁の円筒部が直径50mm未満又は円筒部がハンドレールを乗り越えること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			破損の状況	目視により確認する。	破損していること。
	(六)	踏段面注意標識	標識の状況	目視により確認する。	標識が鮮明でないこと。
	(七)	登り防止用仕切板	設置の状況	目視により確認し又は測定する。	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			破損の状況	目視により確認する。	破損していること。
	(八)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置（連動停止装置が必要なものに限る。）	設置及び連動停止の作動の状況	設置の状況を目視により確認し並びにシャッター及び戸の閉鎖を検出する信号を入力し、作動の状況を確認する。	平成12年建設省告示第1424号第二号ハの規定に適合しないこと又は作動しないこと。
六 その他	(一)	車いす搬送用踏段（車いす搬送用踏段が必要なものに限る。）	車いすを搬送する運転の状況	目視により確認する。	踏面が同一水平でないこと又は車止めに異常があること。

別表第6 小荷物専用昇降機

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機 械 室	(一)	機械室への経路及び点検口の戸	機械室への経路の状況	目視により確認する。	機械室への経路が確保されていないこと。
			点検口の戸の設置及び施錠の状況	設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸を解錠及び施錠して確認する。	戸がないこと、戸が破損していること又は解錠若しくは施錠ができないこと。
	(二)	点検用コンセント	設置の状況	目視により確認する。	コンセントが設置されていないこと。
			破損の状況	目視により確認する。	破損していること。
			通電の状況	点検灯、作業灯、テスター等により通電の状況を確認する。	通電していないこと。
	(三)	制御器	開閉器及び遮断器	作動の状況	電氣的に開閉しないこと。
	(四)	接 触 器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
			電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
			ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
	(五)	ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	ヒューズの溶断電流が制御器等で指定されたものと異なること。
	(六)	絶縁	電動機、制御器等の回路の絶縁の状況（一次側と二次側が電氣的に分離され、二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流60V又は交流25V以下である回路を除く。）	絶縁抵抗計等により測定する。	回路の電圧が300Vを超えるものにあつては0.4MΩ、150Vを超え300V以下のものにあつては0.2MΩ、150V以下のものにあつては0.1MΩ以上の絶縁抵抗がないこと。
	(七)	接地	接地の状況	触診により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
	(八)	巻上機	減速歯車	音の状況	異常音があること。
			振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
			潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
			潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。

【別表第6 小荷物専用昇降機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 機 械 室	(八)	巻上機	減速歯車	油漏れの状況	目視により確認する。 オイルシールから著しい油漏れがあること。
				発熱の状況	触診により確認する。 異常な発熱があること。
	(九)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況（巻胴式のものを除く。）	主索及び溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りを測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りが十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること若しくはU溝を除く溝で主索が底当たりしていること又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること。
			回転の状況	振動を触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音又は異常な振動があること。
			欠損及びき裂の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
	(十)	軸受	発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。
	(十一)	ブレーキ	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること。
			パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ 次回の定期検査時又は定期点検時までパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。
					ロ パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの1.2倍（電気制動式のものにあっては、1.1倍）以下であって、重点的な点検が必要な状態にあること。
			パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。）	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。
			ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視又は触診により確認する。	プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ストロークがないこと。
			ブレーキコイルの発熱の状況	触診により確認する。	ブレーキコイルに異常な発熱があること。
			構成機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異常な振動があること又は作動が円滑でないこと。

【別表第6 小荷物専用昇降機】

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
一 機 械 室	(十一)	巻上機	ブレーキ	作動時の状況(電気制動式のものに限る。)	ブレーキ制動時の状態を目視及び聴診により確認する。	電気制動により停止速度に達する前にパッドとドラムがしゅう動していること。
				制動力の状況	かごの無積載上昇時(巻胴式にあつてはかごの無積載下降時)にブレーキの制動を確認する。	ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと。
	(十二)	そらせ車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。	
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。	
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
	(十三)	電動機	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。	
			発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。	
			振動の状況	触診及び聴診により確認する。	異常な振動があること。	
	(十四)	主索の緩み検出装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
			作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
	(十五)	主索の巻過ぎ検出装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
			作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
			作動の位置	作動したときのかごと緩衝器等とのすき間及びロープの巻き溝の状況を確認する。	かごが緩衝器等に接する前に作動しないこと又はロープの巻き溝がなくなる前に作動しないこと。	
	(十六)	速度	かごの上昇時及び下降時の速度の状況	無負荷運転時のかごの速度を瞬間式回転速度計により測定する。	定格速度の125%を超えていること。	
二 か ご 室	(一)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。	
			可燃物の状況	目視により確認する。	難燃材料を使用していないこと。	
	(二)	積載量の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	設置されていないこと又は表示に誤りがあること。	
	(三)	搭乗禁止の標識	設置の状況	目視により確認する。	設置されていないこと。	
三 最 上 階 出 し 入 れ 口	(四)	かごの戸	戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。	
	(一)	主索	径の状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して90%未満であること。	
					ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して92%未満であること。	

【別表第6 小荷物専用昇降機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 最上階出し入れ口	(一)	主索	素線切れの状況	出し入れする頻度の最も高い階から加速終了位置又は減速開始位置から当該階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
			錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
			損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
	(二)	主索の張り	張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
	(三)	主索の取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
			主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
			止め金具及びその取付け部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付け部に損傷があること。
	(四)	上部リミット（強制停止）スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時にかごが上昇すること。
			作動の位置	作動の位置を確認する。	かごが最上階を行き過ぎても停止せず、昇降路の頂部に衝突すること又は衝突するおそれがあること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(五)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			摩損の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障をきたしていること。
	(六)	かご吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。

【別表第6 小荷物専用昇降機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 各 階 出 し 入 れ 口	(一)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の13第二号の規定に適合しないこと。
	(二)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠	戸及び出し入れ口枠の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
			戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況	目視により確認し又は測定する。	平成20年国土交通省告示第1446号第七号の規定に適合しないこと。
			敷居とドアシュアの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシュアに著しい摩耗があること。
			ドアシュアのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあっては敷居溝とドアシュアのかかりが6mm未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて、容易にドアシュアが外れること。
			戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第129条の13第二号の規定に適合しないこと。
			戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
			連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により、運行に支障が生じていること。
	(三)	操作ボタン及び信号装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	操作ボタン又は信号装置が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
	(四)	走行停止ボタン又はスイッチ	設置及び作動の状況	かごの走行中にボタン等を押して確認する。	設置されていないこと又は作動せずかごが停止しないこと。
	(五)	ドアスイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の13第三号の規定に適合しないこと又は全閉位置から30mmを超えるすき間があり、戸が開いた状態においてかごが走行すること。
	(六)	ドアロック	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の13第四号の規定に適合しないこと。
			劣化の状況	目視により確認する。	イ 著しい損傷又は腐食があること。
					ロ 変形があること。
	(七)	戸開放防止警報装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	戸を開放した後、3分以上経過しても作動しないこと。

【別表第6 小荷物専用昇降機】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 各 階 出 し 入 れ 口	(ハ)	二方向同時開放警告装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	二方向の戸が同時開放されたときに作動しないこと。
	(九)	積載量の標識	設置及び表示の状況	設置及び表示の状況を確認する。	設置されていないこと又は表示に誤りがあること。
	(十)	搭乗禁止の標識	設置の状況	目視により確認する。	設置されていないこと。
	(±)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
五 最 下 階 出 し 入 れ 口	(一)	下部リミット（強制停止）スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時にかごが下降すること。
			作動の位置	作動の位置を確認する。	かごが最下階を行き過ぎても停止せず、ピット床に衝突すること又は衝突するおそれがあること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(二)	ピット床	汚損及び防水の状況	目視により確認する。	汚損又は防水不良があり運行に支障が生じていること。
			冠水の状況	目視により確認する。	機器に影響を及ぼす冠水があること。
			ピット内機器の状況	目視及び触診により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(三)	鈎合おもり底部すき間	すき間の状況	ピット床又は緩衝器と鈎合おもり底部のすき間を目視により確認する。	かごが最上階に停止させたときにすき間がないこと。
	(四)	鈎合おもりの各部	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	おもり片の落下等のおそれがあること又は取付けが確実でなく運行に支障が生じていること。
			ガイドシュー等の摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
	(五)	鈎合おもりの吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
			取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
	(六)	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの損傷の状況	目視により確認する。	損傷していること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	移動ケーブルの端部及び引止め部の取付けが確実でなく、運行に支障が生ずるおそれがあること。
	(七)	かご非常止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			作動の状況	作動の状況を確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
			復帰時の状況	目視により確認する。	非常止め装置とガイドレールが接触していること。

【別表第6 小荷物専用昇降機】

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(ハ)	釣合おもり非常 止め装置	機構部の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		作動の状況	作動の状況を確認する。	非常止め装置が作動しないこと。
		復帰時の状況	目視により確認する。	非常止め装置とガイドレールが接触していること。

別記第一号（A4）

検査結果表
(第1第1項第1号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者			氏 名	検査者番号
	代表となる検査者			
	その他の検査者			

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	

1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）					
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					
(3)	機械室の床の貫通部					
(4)	救出装置					
(5)	開閉器及び遮断器					
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	適 ・ 否 ・ 確認不可		
			交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	最終交換日 年 月 日		
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	適 ・ 否 ・ 確認不可		
			交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	最終交換日 年 月 日		
(7)	ヒューズ					
(8)	絶縁		電動発電機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ		
			電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ		
			制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ		
			制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ		
(9)	接地					
(10)	階床選択機					
(11)	減速歯車					
(12)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm)		mm		
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm)				
		ハ. 綱車と主索の滑り等により判定				
		複数の溝間の摩耗差の状況				
(13)	軸受					
(14)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適 ・ 否		
			保持力 イ. ブレーキをかけた状態において、トルク レンチにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機 にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認	適 ・ 否		
			パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	右 mm 左 mm		
			プランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm		

第1章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令等

【ロープ式エレベーター】

番号	検 査 項 目		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格	
(15)	そらせ車						
(16)	電動機						
(17)	電動発電機						
(18)	駆動装置等の耐震対策						
(19)	速度 定格速度 (m/min)	上昇 m/min 下降 m/min					
2	共通						
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min				
		キャッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min				
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)	m/min				
(3)	主索又は鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%				
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1 よりピッチ内の 素線切れ数 本 1 構成より 1 ピッチ内の最大の素線 切れ数 本				
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	% 1 構成より 1 ピッチ内の最大の素線 切れ数 本				
		主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()					
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)				
	鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()						
	(4)	主索又は鎖の張り					
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部						
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置						
(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置						
(8)	はかり装置						
(9)	戸開走行保護装置						
(10)	地震時等管制運転装置						
(11)	降下防止装置						
(12)	換気設備等						
(13)	制御盤扉						
3	かご室						
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床						
(2)	かごの戸及び敷居						
(3)	かごの戸のスイッチ						
(4)	床合わせ補正装置及び着床装置						
(5)	車止め、光電装置等						
(6)	かご操作盤及び表示器						
(7)	操縦機						
(8)	外部への連絡装置						
(9)	かご内の停止スイッチ						
(10)	用途、積載量及び最大定員の標識						
(11)	かごの照明装置						
(12)	停電灯装置						
(13)	かごの床先						
4	かご上						
(1)	かご上の停止スイッチ						
(2)	頂部安全距離確保スイッチ						
(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ						
(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材						
(5)	頂部綱車						

【 ロープ式エレベーター 】

134

【 ロープ式エレベーター 】

番号	検 査 項 目	検査結果				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格		
(3)	二次消防運転	二次消防運転時の速度	m/min				
(4)	予備電源切替え回路						
(5)	その他						
8	上記以外の検査項目						
特記事項							
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月		

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第1(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第1(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(6)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ 1(8)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(12)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、

右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

- ⑭ 1(14)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ⑮ 1(14)「ブレーキ」の「保持力」には、該当する検査方法を選択し、「イ。」から「ハ。」のうち該当するものを○で囲んだ上で、別表第1（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ⑯ 1(14)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑰ 1(14)「ブレーキ」の「ブランジャーストローク」には、「イ。」又は「ロ。」のうち該当するものを○で囲んでください。「ロ。」を○で囲んだ場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑱ 1(19)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑲ 2(1)「かご側調速機」及び2(2)「釣合おもり側調速機」には、右欄には検査の測定値を記入し、左欄には、かご側調速機にあっては、作動速度の測定値の定格速度に対する割合、釣合おもり側調速機にあっては、作動速度の測定値のかご側キャッチ作動速度に対する割合を記入してください。
- ⑳ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ㉑ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲んでください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。	
a	素線切れの判定記号
1	素線切れが平均的に分布する場合
2	素線切れが特定の部分に集中している場合
3	素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
4	谷部で素線切れが生じている場合
b	判定結果の記号
イ	要是正判定の場合
ロ	要重点点検判定の場合
ハ	指摘なしの場合
<記入例> 素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合 該当する素線切れ判定基準（1－イ） 指摘事項がない場合 該当する素線切れ判定基準（ハ）	

- ㉒ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、

右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること	
a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	
1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	
2 点状の腐食が多数生じている場合	
3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合	
4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	
b 判定結果の記号	
イ 要是正判定の場合	
ロ 要重点点検判定の場合	
ハ 指摘なしの場合	
<記入例> 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1ーイ） 指摘事項がない場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）	

- ②③ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ②④ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ②⑤ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ②⑥ 4(6)「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、②④から②⑤までに準じて記入してください。
- ②⑦ 4(17)「釣合おもり非常止め装置」及び6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また、「作動の状況」には、該当する確認方法を選択し、「イ。」から「ニ。」のうち該当するものを○で囲んでください。
- ②⑧ 6(4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ②⑨ 6(10)「釣合おもり底部すき間」には、該当する緩衝器形式及び制御方式を○で囲んだ上で、前回の定期検査時の値を（ mm）に記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（ mm）内に「ー」を記入してください。
- ②⑩ 7(3)「二次消防運転」には、二次消防運転時の速度の測定結果を右欄に記入してください。
- ②⑪ 8「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、8は削除して構いません。
- ②⑫ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ②⑬ 2(3)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたものと及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、主索又は鎖及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

別記第二号（A4）

【油圧エレベーター】

検査結果表
 （第1第1項第2号に規定する昇降機）

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		検査結果				
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）					
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					
(3)	救出装置					
(4)	開閉器及び遮断器					
(5)	制御器	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ．製造者が指定する交換基準 （ ロ．やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 （	適・否・確認不可			
(6)	ヒューズ					
(7)	絶縁	電動機の回路（300V以下・300V超） 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ MΩ MΩ MΩ			
(8)	接地					
(9)	空転防止装置					
(10)	階床選択機					
(11)	電動機及びポンプ					
(12)	圧力計					
(13)	油圧パワユニット	安全弁	常用圧力銘板値（ MPa） 作動圧力測定値（ MPa）	常用圧力の %		
(14)	逆止弁					
(15)	流量制御弁					
(16)	油タンク及び圧力配管					
(17)	作動油温度抑制装置					
(18)	ストップバルブ					
(19)	高圧ゴムホース					
(20)	駆動装置等の耐震対策					
2 共通						
(1)	圧力配管					
(2)	調速機	過速スイッチの作動速度（定格速度の %） キャッチ作動速度（定格速度の %）	m/min m/min			
(3)	主索又は鎖	主索 径の状況 最も摩耗した主索の番号（ ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） % 索線切れ 最も摩耗した主索の番号（ ） 該当する索線切れ判定基準（ ） 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 1よりピッチ内の索線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の索線切れ数 本 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （あり・なし） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（ ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ ） 1構成より1ピッチ内の最大の索線切れ数 本 主索本数（ 本） 要重点点検の主索の番号（ ） 要是正の主索の番号（ ） 鎖 摩耗 最も摩耗した鎖の番号（ ） 測定長さ（ mm） 基準長さ（ mm） 伸び % 鎖本数（ 本） 要重点点検の鎖の番号（ ） 要是正の鎖の番号（ ）				
(4)	主索又は鎖の張り					
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部					
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置					
(7)	はかり装置					
(8)	ブランジャー					
(9)	ブランジャーストップパー					

【 油圧エレベーター 】

139

番号	検 査 項 目		検査結果				担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不適格		
(4)	緩衝器及び緩衝材	形式 ばね式 ・ 油入式 ・ 緩衝材						
		劣化の状況						適 ・ 否
		作動の状況（油入式のものに限る。）						適 ・ 否
		油量の状況（油入式のものに限る。）						適 ・ 否
(5)	張り車							
(6)	ピット床							
(7)	かご非常止め装置 形式 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式							
(8)	かご下綱車							
(9)	シリンダー下の綱車							
(10)	移動ケーブル及び取付部							
(11)	ピット内の耐震対策							
(12)	かごの枠							
7	上記以外の検査項目							
特記事項								
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予 定)年月			

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに明らかに適用されないものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第2(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第2(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(5)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」には、接点を目視により確認し、別表第2(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項が

ある場合はその事項を記入してください。

- ⑫ 1 (7)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1 (13)「安全弁」には、常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄に作動圧力（測定値）の常用圧力（銘板値）に対する比率を記入してください。
- ⑭ 2 (2)「調速機」には、右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入してください。
- ⑮ 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑯ 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲んでください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。	
a 素線切れの判定記号	
1 素線切れが平均的に分布する場合	
2 素線切れが特定の部分に集中している場合	
3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合	
4 谷部で素線切れが生じている場合	
b 判定結果の記号	
イ 要是正判定の場合	
ロ 要重点点検判定の場合	
ハ 指摘なしの場合	
<記入例> 素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合 該当する素線切れ判定基準（ 1ーイ ） 指摘事項がない場合 該当する素線切れ判定基準（ ハ ）	

- ⑰ 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること	
a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	
1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	
2 点状の腐食が多数生じている場合	
3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合	
4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	
b 判定結果の記号	
イ 要是正判定の場合	

- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合

<記入例>

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（１－イ）

指摘事項がない場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）

- ⑮ ２(３)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑯ ２(３)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑰ ２(３)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ⑱ ２(１２)「速度」には、上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉒ ４(９)「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑮から⑰までに準じて記入してください。
- ㉓ ６(４)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第２(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ㉔ ４(５)「プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間」には、プランジャーストッパーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入してください。
- ㉕ ６(７)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。
- ㉖ ７「上記以外の検査項目」には、第１第１項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第１第２項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第１第２項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、７は削除して構いません。
- ㉗ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉘ ２(３)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真をそれぞれ別添１様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、主索又は鎖を除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添２様式に従い添付してください。

別記第三号（A4）

【段差解消機】

検査結果表
(第1第1項第3号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏 名		検査者番号										
代表となる検査者														
その他の検査者														
昇降機番号														
番号	検 査 項 目				検査結果				担当検査者番号					
					指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格						
1	駆動装置（油圧式以外）													
(1)	電動機													
(2)	減速機													
(3)	ブレーキ	制動力 イ. かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重 (kg) 定格速度 (m/min) ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値 (mm)			mm									
(4)	駆動方式	ロープ式・巻胴式	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)	%									
				素線切れ 最も摩耗した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本									
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 () 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm) 該当する錆び及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	% 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本									
				主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()										
				ラックピニオン式										
		チェーンスプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	%										
		チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	%										
		2	駆動装置（油圧式）											
		(1)	空転防止装置											
		(2)	油圧パワーユニットの取付けの状況											
(3)	電動機及びポンプ													
(4)	圧力計													
(5)	安全弁	銘板値 (安全弁の作動圧力 MPa) (常用圧力 MPa) 測定値 (安全弁の作動圧力 MPa)	常用圧力の %											
(6)	逆止弁													
(7)	流量制御弁													
(8)	油タンク及び圧力配管													
(9)	作動油温度抑制装置													
(10)	ストップバルブ													
(11)	高圧ゴムホース													
(12)	圧力配管													
(13)	パンタグラフ式（下枠及びアーム）													
(14)	ブランジャー													
(15)	ブランジャーストッパー													
(16)	シリンダー													
(17)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm)	%										
			素線切れ 最も摩耗した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本										
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 () 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 末摩耗直径 (mm) 該当する錆び及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	% 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本										
			主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()											

第1章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令等

【 段差解消機 】

番号	検 査 項 目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不適格	
(17)	鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び %					
		鎖本数 (本)						
		要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()						
(18)	主索又は鎖の伸び							
(19)	主索又は鎖の張り							
(20)	主索又は鎖の取付部							
(21)	主索又は鎖の緩み検出装置							
3	共通							
(1)	救出装置							
(2)	制御器	開閉器及び遮断器						
(3)		接触器、継電器及び運転制御用基板						
(4)		ヒューズ						
(5)		絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)		MΩ				
		制御器等の回路の300Vを超える回路		MΩ				
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路		MΩ					
(6)		接地		MΩ				
(7)	耐震対策							
(8)	速度 定格速度 (m/min)	上昇	m/min					
		下降	m/min					
4	かご室							
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床							
(2)	かごの戸又は可動式の手すり							
(3)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ							
(4)	かご操作盤及び表示器							
(5)	リモートコントロールスイッチ							
(6)	外部への連絡装置							
(7)	非常停止スイッチ							
(8)	用途、積載量及び最大定員の標識							
(9)	車止め							
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離							
(11)	かご非常止め装置 形式：速度検出式・緩み検出式							
(12)	かごのガイドシュー等							
(13)	かごの折りたたみ機構							
(14)	かごの着脱機構							
(15)	運転キー							
5	乗り場及び昇降路							
(1)	乗り場の操作盤							
(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ							
(3)	ドアロック							
(4)	非常停止スイッチ							
(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり							
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ							
(7)	移動ケーブル及びトロリー							
(8)	昇降路側壁等の囲い							
(9)	ガイドレール及びレールブラケット							
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー							
(11)	障害物検出装置							
(12)	折りたたみレール							
6	上記以外の検査項目							
特記事項								
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善(予定)年月	

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号

の4様式第二面5欄の番号を記入してください。

- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第3(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第3(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第3(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1「駆動装置(油圧式以外)」には、駆動装置が油圧式の場合は抹消してください。
- ⑫ 1(3)「ブレーキ」の「制動力」には、かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で囲み、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。
- ⑬ 1(4)「駆動方式」の該当しない項目を抹消してください。
- ⑭ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑮ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲んでください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせることで記入すること。

a 素線切れの判定記号

- 1 素線切れが平均的に分布する場合
- 2 素線切れが特定の部分に集中している場合
- 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
- 4 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合

<記入例>

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

該当する素線切れ判定基準 (1ーイ)

指摘事項がない場合

該当する素線切れ判定基準 (ハ)

- ⑯ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗

していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせることを

a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- 1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- 2 点状の腐食が多数生じている場合
- 3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合
- 4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合

<記入例>

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1－イ）

指摘事項がない場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）

- ⑰ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑱ 1(4)「駆動方式」の「チェンスプロケット式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の摩耗」の「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗の進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑲ 2「駆動装置（油圧式）」には駆動装置が油圧式以外の場合は抹消してください。
- ⑳ 2(5)「安全弁」の「銘板値」には、安全弁の作動圧力の銘板値を記入することとし、安全弁の作動圧力の銘板値がない場合は、常用圧力の銘板値を記入してください。「測定値」には、安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄には、左欄に常用圧力の銘板値が記入した場合のみ安全弁の作動圧力の測定値の常用圧力の銘板値に対する比率を記入してください。
- ㉑ 2(17)「主索又は鎖」の「鎖」のうち「伸び」には、最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ㉒ 2(17)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」には、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ㉓ 3(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ㉔ 3(8)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉕ 4(11)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。
- ㉖ 6「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、6は削除して構いません。
- ㉗ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉘ 1(4)「駆動方式」及び2(17)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩耗した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、1枚添付すれば足ります。また、主索又は鎖及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

別記第四号（A4）

【いす式階段昇降機】

検査結果表
 （第1第1項第4号に規定する昇降機）

番号	検査項目		氏 名		検査者番号		昇降機番号		担当 検査者 番号
							検査結果		
							指摘 なし	要重点 点 検	
1	駆動装置								
(1)	制御器	開閉器及び遮断器							
(2)		接触器、継電器及び運転制御用基板							
(3)		ヒューズ							
(4)		絶縁 電動機の回路（300V以下・300V超）	MΩ						
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ						
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ							
	制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ							
(5)		接地							
(6)	電動機								
(7)	減速機								
(8)	ブレーキ	制動力 イ．いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で 下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重（ kg） 定格速度（ m/min） ロ．かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動 力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値（ mm）	mm						
(9)	駆動方式	摩擦式（駆動ローラー）							
		ラックピニオン式							
		チェーンス ロケット式	鎖の摩耗 測定長さ（ mm） 基準長さ（ mm）	%					
		チェーンラ ックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ（ mm） 基準長さ（ mm）	%					
(10)	鎖の緩み検出装置								
(11)	駆動装置等のカバー								
(12)	かご非常止め装置 形式：速度検出式・緩み検出式								
(13)	かごのガイドシュー等								
(14)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ								
(15)	充電電池								
(16)	駆動装置等の耐震対策								
(17)	速度 定格速度（ m/min）	上昇 m/min 下降 m/min							
2	いす関係								
(1)	いす部								
(2)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー								
(3)	いすの回転装置								
(4)	用途、積載量及び最大定員の標識								
(5)	障害物検出装置								
(6)	運転キー								
(7)	安全ベルト								
(8)	いす折りたたみ機構								
3	乗り場及び階段								
(1)	乗り場の押しボタン等								
(2)	リモートコントロールスイッチ								
(3)	ガイドレール及びレールブラケット								
(4)	折りたたみレール								
(5)	移動ケーブル及びトロリー								
(6)	充電装置								
(7)	耐震対策								

番号	検 査 項 目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格	
4	上記以外の検査項目					
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のいす式階段昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第4(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第4(い)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第4(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(い)欄に掲げる検査項目について(ろ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(4)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 1(8)「ブレーキ」の「制動力」には、いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ.」を○印で囲み、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ.」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。
- ⑬ 1(9)「駆動方式」欄には、該当しない項目を取消線で抹消した上で、「チェーン sprocket 式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の伸び」のうち「測定長さ」には、その鎖の摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑭ 1(12)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。

- ⑮ 1 (17)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑯ 4「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑰ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑱ ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

別記第五号（A4）

【 エスカレーター 】

検査結果表
（第1第1項第5号に規定する昇降機）

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

		昇降機番号	検査結果				担当検査者番号
番号	検査項目	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	機械室						
(1)	機械室内の状況						
(2)	開閉器及び遮断器						
(3)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)		適 ・ 否 ・ 確認不可		
			交換基準 イ．製造者が指定する交換基準 () ロ．やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()		最終交換日 年 月 日		
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)		適 ・ 否 ・ 確認不可		
			交換基準 イ．製造者が指定する交換基準 () ロ．やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()		最終交換日 年 月 日		
(4)	ヒューズ						
(5)	絶縁	電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ				
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ				
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ				
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ				
(6)	接地						
(7)	電動機						
(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適 ・ 否				
		パッドの厚さ イ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm				
		ブランジャーストローク イ．構造上対象外 ロ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm				
		非常停止時の階段停止距離測定 ($V^2/9 \leq$ 階段停止距離 ≤ 600 mm)	mm				
(9)	減速機						
(10)	駆動鎖	駆動鎖の張りの状況 イ．製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%) ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%)	mm・%				
		スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況	適 ・ 否				
		駆動鎖の伸び イ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%)	mm・%				

第1章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令等

【 エスカレーター 】

番号	検 査 項 目		検査結果				担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格		
(10)	駆動鎖	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ニ. 歯面を目視により確認 給油の状況	mm・%	適・否	適・否			
(11)	階段反転装置							
2	乗降口							
(1)	ランディングプレート							
(2)	くし板							
(3)	くし板及び階段のかみ合い							
(4)	インレットガード							
(5)	昇降起動スイッチ							
(6)	警報及び運転休止スイッチ							
(7)	速度 定格速度 (m/min)	上昇 m/min 下降 m/min						
3	中間部							
(1)	ハンドレール駆動装置							
(2)	ハンドレール							
(3)	内側板							
(4)	階段							
(5)	階段レール又はローラー							
(6)	階段鎖、ベルト又は階段相互のすき間	階段鎖の給油の状況	適・否					
		ベルトの劣化の状況	適・否					
		階段相互のすき間	mm					
(7)	スカートガード							
4	安全装置							
(1)	インレットスイッチ							
(2)	非常停止ボタン							
(3)	スカートガードスイッチ							
(4)	階段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ							
(5)	階段浮上り検出装置							
(6)	駆動鎖切断時停止装置	作動の状況	適・否					
		可動部の状況	適・否					
		設定の状況	適・否					
(7)	ハンドレール停止検出装置							
5	安全対策							
(1)	交差部固定保護板							
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵							
(3)	落下物防止網							
(4)	階段上直部の障害物							
(5)	交差部可動警告板							
(6)	階段面注意標識							
(7)	登り防止用仕切板							
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置							
6	その他							
(1)	車いす搬送用階段							
7	上記以外の検査項目							
特記事項								
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善(予定)年月	

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該エスカレーターの検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第5(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第5(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第5(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(3)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的に踏段を制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ 1(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(8)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ⑭ 1(8)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑮ 1(8)「ブレーキ」の「プランジャストローク」には、「イ。」又は「ロ。」のうち該当するものを○で囲んでください。「ロ。」を○で囲んだ場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑯ 1(8)「ブレーキ」の「非常停止時の踏段停止距離測定」には、右欄に測定した停止距離を記入してください。
- ⑰ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の張りの状況」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。
- ⑱ 1(10)「駆動鎖」の「スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当し

ない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

- ⑲ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の伸び」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。
- ⑳ 1(10)「駆動鎖」の「駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ」には、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造を用いており、駆動鎖交換時又は張力調整時に芯ずれ調整が不要の場合は「イ。」を○で囲んでください。「イ。」に該当しない場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。歯面を目視により確認した場合は、「ニ。」を○で囲んだ上で、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合には「否」を○で囲んでください。
- ㉑ 2(7)「速度」には定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉒ 3(6)「階段鎖、ベルト又は階段相互のすき間」の「階段鎖の給油の状況」及び「ベルトの劣化の状況」には別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。また、「階段相互のすき間」には、右欄に検査で測定した階段相互のすき間を記入してください。
- ㉓ 4(6)「駆動鎖切断時停止装置」の「作動の状況」、「可動部の状況」及び「設定の状況」には、別表第5(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ㉔ 7「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ㉕ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉖ ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

別記第六号（A4）

【小荷物専用昇降機】

検査結果表
(第1第1項第6号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

		昇降機番号	検査結果				担当検査者番号
番号	検査項目	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	機械室						
(1)	機械室への経路及び点検口の戸						
(2)	点検用コンセント						
(3)	開閉器及び遮断器						
(4)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()		適・否・確認不可		
			最終交換日 年 月 日				
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()		適・否・確認不可		
			最終交換日 年 月 日				
(5)	ヒューズ						
(6)	絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ					
		MΩ					
		MΩ					
		MΩ					
(7)	接地						
(8)	減速歯車						
(9)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定		適・否			
		複数の溝間の摩耗差の状況		適・否			
(10)	軸受						
(11)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況		適・否		
			パッドの厚さ イ. 製造者が指定する要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)		右 mm 左 mm		
			制動力		適・否		
(12)	そらせ車						
(13)	電動機						
(14)	主索の緩み検出装置						
(15)	主索の巻過ぎ検出装置						
(16)	速度 定格速度 (m/min)	上昇 m/min					
		下降 m/min					
2	かご室						
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床						
(2)	積載量の標識						
(3)	搭乗禁止の標識						
(4)	かごの戸						

第1章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令等

【小荷物専用昇降機】

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不適格		
3	最上階出し入れ口						
(1)	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)					%
		索線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する索線切れ判定基準 () 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の 索線切れ数				本
			1構成より1ピッ チ内の最大の索線 切れ数				本
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					%
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1構成より1ピッ チ内の最大の索線 切れ数				本
	主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 ()、要是正の主索の番号 ()						
(2)	主索の張り						
(3)	主索の取付部						
(4)	上部リミット（強制停止）スイッチ						
(5)	かごのガイドシュー等						
(6)	かご吊り車						
4	各階出し入れ口						
(1)	昇降路における壁又は囲い						
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠						
(3)	操作ボタン及び信号装置						
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ						
(5)	ドアスイッチ						
(6)	ドアロック						
(7)	戸開放防止警報装置						
(8)	二方向同時開放警告装置						
(9)	積載量の標識						
(10)	搭乗禁止の標識						
(11)	ガイドレール及びレールブラケット						
5	最下階出し入れ口						
(1)	下部リミット（強制停止）スイッチ						
(2)	ピット床						
(3)	釣合おもり底部すき間						
(4)	釣合おもりの各部						
(5)	釣合おもりの吊り車						
(6)	移動ケーブル及び取付部						
(7)	かご非常止め装置						
(8)	釣合おもり非常止め装置						
6	上記以外の検査項目						
特記事項							
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予 定)年月		

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。

- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の小荷物専用昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第6(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第6(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第6(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1(4)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、別表第6(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ 1(6)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(9)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入し、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、別表第6(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第6(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ⑭ 1(11)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」及び「制動力」には、別表第6(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。
- ⑮ 1(11)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑯ 1(16)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。

- ⑰ 3(1)「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑱ 3(1)「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲んでください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。	
a 素線切れの判定記号	
1 素線切れが平均的に分布する場合	
2 素線切れが特定の部分に集中している場合	
3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合	
4 谷部で素線切れが生じている場合	
b 判定結果の記号	
イ 要是正判定の場合	
ロ 要重点点検判定の場合	
ハ 指摘なしの場合	
<記入例> 素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合 該当する素線切れ判定基準（ 1ーイ ） 指摘事項がない場合 該当する素線切れ判定基準（ ハ ）	

- ⑲ 3(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること	
a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	
1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	
2 点状の腐食が多数生じている場合	
3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合	
4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	
b 判定結果の記号	
イ 要是正判定の場合	
ロ 要重点点検判定の場合	
ハ 指摘なしの場合	
<記入例> 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ 1ーイ ） 指摘事項がない場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ ハ ）	

- ⑳ 3(1)「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ㉑ 6「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、6は削除して構いません。
- ㉒ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉓ 3(1)「主索」において最も摩耗した主索として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足りる。また、主索及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

別添1 様式 主索、鎖及びブレーキパッドの写真（A4）

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号（ ）		検査結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真貼付		特記事項

ブレーキパッド ブレーキパッドの取付位置 ☐ 右 ☐ 左		検査結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真貼付		特記事項

（注意）

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドについて作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合は、写真貼付を省略しても構いません。
- ⑤ 写真は、主索及びブレーキパッドの摩損状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

別添2様式 関係写真（A4）

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果
			☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ その他
写真貼付		特記事項	

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果
			☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ その他
写真貼付		特記事項	

（注意）

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドを除く、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目又は「要重点点検」の項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」及び「要重点点検」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目・検査事項」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目、検査事項に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを貼付してください。

(3) 遊戯施設の定期検査に係る告示

④ 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 284 号
改正：平成 20 年 3 月 31 日国土交通省告示第 416 号
平成 21 年 9 月 28 日国土交通省告示第 1025 号
平成 23 年 4 月 27 日国土交通省告示第 431 号
平成 24 年 12 月 12 日国土交通省告示第 1450 号
平成 27 年 1 月 29 日国土交通省告示第 187 号
平成 28 年 4 月 25 日国土交通省告示第 708 号
平成 29 年 2 月 13 日国土交通省告示第 98 号
平成 29 年 3 月 27 日国土交通省告示第 247 号

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条第 1 項に規定する調査及び法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条第 3 項に規定する検査並びに法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第 1 定期検査等は、施行規則第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び第 6 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、遊戯施設について、別表(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項（ただし、法第 88 条第 1 項において準用する法第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第 68 条の 25 第 1 項又は法第 68 条の 26 第 1 項に規定する認定を受けた構造方法を用いた遊戯施設に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第 10 条の 5 の 21 第 1 項第三号に規定する図書若しくは同条第 3 項に規定する評価書又は施行規則第 10 条の 5 の 23 第 1 項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第 2 遊戯施設の検査結果表は、施行規則第 6 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、別記に示すとおりとする。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年国土交通省告示第 416 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年国土交通省告示第 1025 号）

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（平成 23 年国土交通省告示第 431 号）抄

1 この告示は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年国土交通省告示第 1450 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年国土交通省告示第 187 号）

この告示は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年国土交通省告示第 708 号）

この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年国土交通省告示第 98 号）

この告示は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年国土交通省告示第 247 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 遊戯施設

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 構造部分	(一)	地盤	遊戯施設付近の地盤の陥没、土砂流出及び地割れ等の状況	目視により確認する。	イ 遊戯施設の周辺地盤に陥没があること。
					ロ 遊戯施設の周辺地盤に土砂流出、地割れ等があること。
	(二)	基礎	基礎コンクリートのき裂の状況	き裂の幅が最も大きい箇所を測定する。	イ おおむね幅 0.5 mmを超えるき裂などにより、コンクリート面に著しいひび割れ、欠損等があること。
					ロ おおむね幅 0.3 mmを超えるき裂などにより、コンクリート面にひび割れ、欠損等が進行するおそれがあること。
			基礎の不同沈下及び移動の状況	目視により確認する。	不同沈下又は移動があること。
	(三)	道床	道床付近の地盤の陥没、土砂流出及び地割れ等並びに道床の不同沈下、傾斜及び移動等の状況	目視により確認する。	イ 道床の周辺地盤に陥没があること又は道床に不同沈下、傾斜、移動等があること。
					ロ 道床の周辺地盤に土砂流出、地割れ等があること。
	(四)	基礎と構造物を定着させる部分	アンカーボルト及びベースプレートの子裂、破損及び変形の状況	目視により確認する。	き裂、破損又は変形があること。
			ベースプレートの錆及び腐食の状況	目視により確認し、腐食が認められた場合にあっては、腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。	イ 腐食により部材の残存厚みが設置時の厚みの 90 %未満であること。
					ロ 著しい錆又は腐食があること。
			アンカーボルト及びナットの錆及び腐食の状況	目視により確認する。	イ 腐食があること。
					ロ 著しい錆があること。
			アンカーボルト及びナットの緩みの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	ボルト又はナットに緩みがあること。
			ナットの緩み止めの状況	目視により確認する。	ナットの緩み止めが施されていないこと。
			根巻きコンクリートのき裂及び剥離の状況	き裂の幅が最も大きい箇所を目視により確認し、測定する。	イ おおむね幅 0.5 mmを超えるき裂などにより、コンクリート面に著しいひび割れ、欠損等があること。
					ロ おおむね幅 0.3 mmを超えるき裂などにより、コンクリート面にひび割れ、欠損等が進行するおそれがあること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一 構造部分	(五)	構造物	構造部材及び補助部材の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	構造部材又は補助部材の取付けが堅固でないこと。
			構造部材の腐食の状況	目視により確認し、腐食が認められた場合にあつては、腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。	イ 腐食により部材の残存厚みが設置時の厚みの 90 %未満であること。 ロ 著しい錆又は腐食があること。
			補助部材の腐食の状況	目視により確認し、腐食が認められた場合にあつては、腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。	イ 腐食により部材の残存厚みが設置時の厚みの 90 %未満であること。 ロ 著しい錆又は腐食があること。
			構造部材の変形、偏位、き裂及び破損の状況	目視により確認する。	構造部材に変形、偏位、き裂又は破損があること。
			構造部材の接合部分の緩み及びき裂の状況	き裂を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	接合部に緩みがあること又は溶接部にき裂があること。
			設置時の荷重を超える荷重の有無	設計図書との照合等により確認する。	設計図書と異なる構造物又は装飾物等が設置されていること。
	(六)	舞台及び床	舞台の構造部材及び床の破損、腐食及び変形の状況	目視により確認する。	構造耐力上又は運転上支障をきたすおそれがある破損、腐食又は変形があること。
			舞台及び床の接合部の緩みの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	接合部に緩みがあること。
			安全柵及び手すりの破損の状況	目視及び触診により確認する。	安全柵又は手すりに破損があること。
			回転舞台と接する床との隙間及び段差の状況	回転舞台と接する床面との隙間及び段差を測定する。	回転舞台と床が接触すること又は隙間及び段差が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、すき間にあつては 30 mm、段差にあつては± 10 mm）を超えていること。
	(七)	屋根及び天井	屋根の構造部材及び天井の破損、腐食及び変形の状況	目視により確認する。	構造耐力上又は運転上支障をきたすおそれがある破損、腐食又は変形があること。
			屋根及び天井の接合部の緩みの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	接合部に緩みがあること。
二 軌道部分	(一)	軌条、軌道、水路及び滑走路	軌条、軌道及び水路のき裂及び変形の状況	目視により確認する。	き裂又は変形があること。
			軌条、軌道及び水路の錆及び腐食の状況	目視により確認し、腐食が認められた場合にあつては、腐食を除去して部材の厚さが最も薄い箇所を測定する。	イ 腐食により部材の残存厚みが設置時の厚みの 90 %未満であること。
					ロ 著しい錆又は腐食があること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 軌道部分	(一)	軌条、軌道、水路及び滑走路	軌条、軌道及び水路の摩耗の状況	部材の厚さが最も薄い箇所を測定する。	イ 摩耗量が製造者が定める基準値（基準値がない場合にあつては遊戯施設の検査標準（JIS A1701）表1に規定する値）を超えていること。
					ロ 摩耗量が製造者が定める基準値（基準値がない場合にあつては遊戯施設の検査標準（JIS A1701）表1に規定する値）の90%を超えていること。
			軌条、軌道及び水路の接合部の緩み及びき裂の状況	き裂を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	接合部に緩みがあること又は溶接部にき裂があること。
			軌条、軌道及び水路の接合部の緩衝用ゴム材の破損及び劣化の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがある破損又は劣化があること。
			軌条の軌間寸法及びカント（高架を走行する子供汽車その他これに類するものに限る。）の状況	軌条の軌間寸法及びカントを目視により確認し、異常が認められた場合には測定する。	製造者が定める軌間寸法又はカントの許容値（製造者が指定していない場合にあつては、軌間寸法は0mmから+15mm、カントは0度から+3度）から外れていること。
			ソフトマット製滑走路その他これに類する滑走路の劣化及び損傷の状況	目視及び触診により確認する。	イ 滑走路表面にき裂又は剥離があること。
					ロ 滑走路表面に変色又はざらつきがあること。
			繊維強化プラスチック製滑走路の劣化及び損傷の状況	目視及び触診により確認する。	イ クモの巣状のき裂若しくは微細なき裂が集中していること又は繊維が露出していること。
					ロ クモの巣状のき裂又は微細なき裂があること。
			金属製滑走路の劣化及び損傷の状況	目視及び触診により確認するとともに、必要に応じて残存厚みを測定する。	イ 残存厚みが設置時の厚みの90%未満であること又は滑走路表面の塗膜にき裂若しくは剥離があること。
					ロ 滑走路表面の塗膜厚が摩耗により著しく薄くなっていること。
			コンクリート製滑走路の劣化及び損傷の状況	目視及び触診により確認するとともに、必要に応じてき裂を測定する。	イ コンクリートに幅0.5mm程度を超えるき裂があること又は滑走路表面の塗膜にき裂若しくは剥離があること。
					ロ 滑走路表面の塗膜厚が摩耗により著しく薄くなっていること。
			滑走路の接合部の取付け及び漏水の状況	漏水を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	滑走路の接合部に緩みがあること又は接合部より著しい漏水があること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
二 軌道部分	(一)	軌条、軌道、水路及び滑走路	滑走路張出し部分、飛出防止壁の取付けの状況並びにき裂、破損及び変形の状況	き裂等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	滑走路張出し部分又は滑走路飛出防止壁にき裂、破損若しくは変形があること又は接合部に緩みがあること。
			水路及びその接合部の漏水の状況	目視により確認する。	水路のき裂、水路の接合部のパッキンの破損等により著しい漏水があること。
	(二)	支持部材	支持部材のき裂及び変形の状況	目視により確認する。	き裂又は変形があること。
			支持部材の腐食の状況	目視により確認し、腐食が認められた場合にあっては、腐食を除去して部材厚さが最も薄い箇所を測定する。	イ 腐食により部材の残存厚みが設置時の厚みの 90 %未満であること。 ロ 著しい錆又は腐食があること。
			支持部材の取付け部の緩みの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	支持部材の取付け部に緩みがあること。
			軌条、軌道、水路及び滑走路と支持部材及び支柱との取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	支持部材若しくは支柱との接合部に緩みがあること又は溶接部にき裂があること。
三 駆動装置及び伝動装置	(一)	電動機及び制動機	電動機の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付け部に緩みがあること。
			電動機の作動の状況	目視、触診及び聴診により確認する。	異常音、異常な発熱又は異常な振動があること。
			制動片の残存厚みの状況	製造者が指定する方法により確認する。ただし、製造者が検査方法を指定していない場合にあっては、制動片の残存厚みを測定し、前回の定期検査又は定期点検時からの制動片の摩耗量を確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準を超えていること（製造者が検査方法を指定していない場合にあっては、パッド以外の部分がドラム又はディスクに接触していること）。 ロ 摩耗が重点的な点検が必要な状態として製造者が定める基準を超えていること（製造者がパッドの厚みについては是正が必要な状態の基準を定めており、かつ重点的な点検が必要な状態の基準を定めていない場合においては、電気制動タイプのものにあつては是正が必要な状態として製造者が定める基準値の 1.1 倍以下、ブレーキ制動タイプのものにあつては是正が必要な状態として製造者が定める基準値の 1.2 倍以下であること）。ただし、製造者が検査方法を指定していない場合は、パッド以外の部分がドラム又はディスクに接触するまでの残存厚みが前回の定期検査時からの摩耗量の 1.2 倍以下であること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 駆置及び伝動装置	(二) 軸継手		軸継手の取付けの状況	目視及び聴診により確認するとともに、作動の状況を確認する。	取付部に心ずれ若しくは偏心があること又は運転時に異常音若しくは異常な振動があること。
			軸継手の結合の状況	目視及び聴診により確認するとともに、作動の状況を確認する。	結合が円滑でないこと。
			油及び粉体の量及び劣化の状況	目視及び触診により確認する。	継手の媒体となる油又は粉体に過不足、異物の混入又は著しい変色があること。
			ローラーチェーン、ゴム等の継手媒体の摩耗、変形及び劣化の状況	運転状態において目視により確認し、異常が認められた場合にあっては分解して確認する。	運転上支障をきたすおそれがある摩耗、変形又は劣化があること。
			クラッチの作動の状況	運転状態において目視により確認し、滑り等がある場合にあっては摩擦板の摩耗、表面の傷及び破損の状況を目視により確認する。	クラッチによる動力の伝達又は遮断が確実でないこと。
	(三) 減速機		減速機の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			開放型減速機の歯車の歯面の摩耗の状況	片当たり及び偏摩耗を目視、触診及び聴診により確認するとともに、歯の厚さを測定する。	歯車の歯面に片当たり又は偏摩耗があること又は歯の摩耗が遊戯施設の検査標準（JIS A1701）5.3.3b)に規定する値を超えていること。
			減速機の軸受部の給油の状況及び軸受の破損の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	異常音、異常な発熱又は異常な振動があること又は回転が円滑でないこと。
			密閉型減速機の潤滑油の量及び劣化の状況	油量を油面計等により確認するとともに、油を少量抜き取り、目視及び触診により確認する。	油量が適量でないこと又は著しい変色若しくは摩耗粉があること。
			減速機の作動の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	異常音、異常な発熱又は異常な振動があること。
	(四) 伝動装置		伝動装置の取付け及び給油の状況	取付部及び給油の状況を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又は給油が適切でないこと。
			ローラーチェーン及びVベルトの設置及び摩耗の状況	目視及び運転状態において聴診により確認する。	ローラーチェーンに著しい伸びがあること、Vベルトがプリー溝に底当たりすること又はスリップ、異常音若しくは異常な振動があること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 駆置及び伝動装置	(五)	軸及び軸受装置	軸受装置の取付部の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認する方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又は取付部に著しい錆、腐食若しくは損傷があること。
			軸受装置の給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。
			軸及び軸受装置の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること、著しい劣化があること又は損傷があること。
	(六)	駆動用歯車装置	駆動用歯車装置の設置の状況	軸及び歯車を目視及び触診により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認する方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又は歯車装置に心ずれ若しくは過度な余裕があること。
			駆動用歯車装置の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	著しい錆又は腐食があること。
			歯車の歯面の摩耗の状況	片当たり及び偏摩耗を目視、触診及び聴診により確認するとともに、歯の厚さを測定する。	歯車の歯面に片当たり若しくは偏摩耗があること又は歯の摩耗が遊戯施設の検査標準 (JIS A1701) 5.3.6b) に規定する値を超えていること。
			歯車の給油の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。
			歯車の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがあるき裂又は部分的な欠損があること。
	(七)	駆動車輪装置	車輪の取付け及び給油の状況	運転状態において心ずれを目視により確認するとともに、軸受部の給油状況を聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱、異常な振動若しくはすべりがあること又は給油が適切でないこと。
			軸受の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること。
			車輪（溝付きタイヤを除く。）の摩耗の状況	車輪（溝付きタイヤを除く。）の径を測定する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の2.5%又は6mmのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25%又は5mmのうちいずれか小さい値）を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の2.5%又は6mmのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25%又は5mmのうちいずれか小さい値）の90%を超えていること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
三 駆動装置及び伝動装置	(七)	駆動車輪装置	車輪表面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがある傷、剥離又は偏摩耗があること。
			溝付きタイヤの溝深さの状況	目視により確認し、又は溝深さを測定する。	溝深さが製造者が定める基準に適合していないこと。ただし、製造者が基準を定めていない場合にあつては、溝深さが設定時の25%未満であること。
			空気入りタイヤの空気圧の状況	運転状態で目視及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	スリップ等の運転上支障をきたすおそれがあること又は空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値の90%未満であること。
			車輪の取付金具及び取付ボルトの劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	き裂又は破損があること。
			車軸の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	き裂又は著しい摩耗があること。
四 巻上装置	(一)	チェーンコンベア巻上装置	巻上用チェーンの劣化及び損傷並びに給油の状況	目視により確認する。	チェーンのリンク板若しくは軸にき裂若しくは著しい錆若しくは腐食があること又は給油が適切でないこと。
					イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、設置時の直径の10%）を超えていること。
			巻上用チェーンの軸、リンク孔及びリンク板の摩耗の状況	目視により確認し、異常が認められた場合にあつては、2リンク以上抜き取り、摩耗量を測定する。また、目視により異常が確認されない場合にあつては、1年以内に行った測定の結果により確認する。	ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、設置時の直径の10%）の90%を超えていること。
					イ 伸び率が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、設置時の長さの1.5%）を超えていること。
			巻上用チェーンの伸びの状況	4リンク以上の長さを測定する。	ロ 伸び率が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、設置時の長さの1.5%）の90%を超えていること。
		スプロケット	スプロケットの歯の摩耗の状況	歯の幅を測定する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、設置時の幅の15%）を超えていること。
					ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、設置時の幅の15%）の90%を超えていること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 巻上装置	(一)	チェーンコベア巻上装置	軸及び軸受装置	スプロケット軸受装置の取付部の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認する方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又は取付部に著しい錆若しくは腐食若しくは異常な振動があること。
				スプロケット軸受装置の給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。
				スプロケット軸及びスプロケット軸受装置の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること、著しい劣化があること又は損傷があること。
		チェーンガイド	チェーンガイドの取付け及び変形の状況	目視により確認する。	チェーンガイドの取付けに緩みがあること又は変形があること。	
			しゅう動材の取付け並びに摩耗及び変形の状況	目視により確認する。	しゅう動材の取付けに緩みがあること、著しい摩耗があること又は変形があること。	
		(二)	ベルトコベア巻上装置	巻上用ベルト	巻上用ベルトの滑りの状況	滑りの有無を目視及び聴診により確認する。
	巻上用ベルトの劣化及び損傷の状況				目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがある破損、摩耗又は劣化があること。
	巻上用ベルト接合部の劣化及び損傷の状況				目視により確認する。	き裂又は剥離があること。
	駆動プーリー及びローラー		駆動用プーリーのき裂、腐食及びライニングの摩耗の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがあるき裂若しくは腐食があること又はライニングに摩耗があること。	
			駆動用プーリーの取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認する方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又は取付部に心ずれ、偏心若しくはベルトの緩みがあること。	
			ローラーの回転の状況	運転状態において目視により確認する。	ローラーの回転が円滑でないこと。	
	軸及び軸受装置		軸受装置の取付部の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認する方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又は取付部に著しい錆若しくは腐食若しくは損傷があること。	
			軸受装置の給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。	
			スプロケット軸及びスプロケット軸受装置の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること、著しい劣化があること又は損傷があること。	

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 巻上装置	(二)	ワイロープ上巻装	主索	径の状況	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 90 %未満であること。 ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 92 %未満であること。
				素線切れの状況	イ 次に掲げる基準（以下「遊戯施設素線切れ要正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1 よりピッチ内の素線切れ総数が 6 より鋼索にあつては 18 本、8 より鋼索にあつては 24 本を超えていること又は 1 構成より 1 ピッチ内の素線切れが 3 本を超えていること。 (2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1 よりピッチ内の素線切れ総数が 6 より鋼索にあつては 10 本、8 より鋼索にあつては 12 本を超えていること又は 1 構成より 1 ピッチ内の素線切れが 7 本を超えていること。 (3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が 80 %以下である場合は、1 構成より 1 ピッチ内の素線切れが 2 本を超えていること。 (4) 谷部で素線切れが生じていること。 ロ 次に掲げる基準（以下「遊戯施設素線切れ要重点点検判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 素線切れが平均的に分布する場合は、1 よりピッチ内の素線切れ総数が 6 より鋼索にあつては 12 本、8 より鋼索にあつては 16 本を超えていること又は 1 構成より 1 ピッチ内の素線切れが 2 本を超えていること。 (2) 素線切れが特定の部分に集中している場合は、1 よりピッチ内の素線切れ総数が 6 より鋼索にあつては 9 本、8 より鋼索にあつては 10 本を超えていること又は 1 構成より 1 ピッチ内の素線切れが 6 本を超えていること。 (3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が 80 %以下であること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 巻上装置	(三)	ワイヤロープ巻上装置	主索	錆び及び錆びた摩耗粉の状況	イ 次に掲げる基準（以下「遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。 (2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。 (3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 94 %未満であること。 (4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の 1 構成より 1 ピッチ内の素線切れが 2 本を超えていること。
				損傷及び変形の状況	ロ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること（以下「遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準」という。） 著しい損傷又は変形があること。
			主索の張り	張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各主索端末部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ 主索を揺らし、その振幅を確認する。 ハ 触診により主索の張りが均等であることを確認する。 著しい不均等があること。
				止め金具の取付けの状況	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあること、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があること又はその他の方法にあっては取付けが確実でないこと。
			主索及び取部（止め金具があるものに限る。）	主索の端部における止め金具の取付けの状況	取付けが確実でないこと。
				止め金具及びその取付部の損傷の状況	止め金具及びその取付部に損傷があること。
			綱車	綱車の配列の状況	ワイヤロープが外れないよう綱車が配列されていないこと。
				綱車の劣化及び損傷の状況	耳部に欠損、き裂又は溝部に著しい摩耗があること又はワイヤロープとの間で滑りがあること。
				綱車の軸受の劣化及び損傷並びに給油の状況	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
四 巻上装置	(三)	ワイヤロープ巻上装置	綱車	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			巻上機	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			駆動ドラムの劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	駆動ドラムに腐食若しくはき裂があること又はロープ溝に著しい摩耗があること若しくは摩耗が不均一であること。
		ロープガード	ロープガードの状況	目視及び触診により確認するとともに、滑車の索に面する部分の端部との距離を測定する。	次のいずれかに該当すること。 (1) 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の3/4以下でないこと。 (2) 滑車の索に面する部分の端部のうち、(1)に掲げるもの以外のものとの最短距離が索の直径の17/20以下でないこと。
	(四)	緊張装置	緊張装置の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれのある腐食、変形、偏位、き裂又は破損があること。
			緊張装置の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			緊張装置の機能の状況	目視及び触診で確認する。	作動が円滑でないこと又は張力の調整ができないこと。
	(五)	釣合おもり	釣合おもりの枠の状況	目視及び触診により確認する。	枠の組立てが堅固でないこと又は変形があること。
			釣合おもりのガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
			釣合おもりのガイドシュー等の摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
			釣合おもり片の脱落防止装置の状況	目視及び触診により確認する。	釣合おもり片の脱落防止装置が確実でないこと。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
五 安全装置	(一)	非常止め装置	非常止め装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	非常止め装置の作動が確実でないこと。
			非常止め装置の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	著しい錆又は腐食があること。
			非常止め装置の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			過速スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。
			キャッチと過速スイッチの整合性の状況	目視により作動の順位を確認する。	キャッチの作動速度が過速スイッチの作動速度を下回ること。
			キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は調速機ロープが滑ること。
	(二)	緩衝装置	緩衝装置の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			緩衝装置の作動の状況（油入式を除く。）	作動させて機能を確認する。作動させることが困難な場合は、低速で圧縮してストロークを確認する。	減速度が急激であること。
			緩衝装置の作動の状況（油入式に限る。）	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する。	90 秒以内に復帰しないこと。
			油量（油入式に限る。）	目視により確認する。	油量が適切でないこと。
			緩衝装置の腐食の状況	目視により確認する。	緩衝器本体又は取付部に著しい腐食があること。
	(三)	乗物逆行防止装置	乗物逆行防止装置の乗物側の取付並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	逆行防止装置の乗物側の取付けが堅固でないこと又は著しい錆、腐食若しくは損傷があること。
			乗物逆行防止装置の固定側の取付並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	逆行防止装置の固定側の取付けが堅固でないこと又は著しい摩耗、腐食若しくは損傷があること。
			乗物逆行防止装置の作動の状況	乗物を巻上げ部の途中で停止させ、作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。

【別表 遊戯施設】

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
	(四) 乗物急激降下防止装置	乗物急激降下防止装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	急激降下防止装置の取付けが堅固でないこと又は損傷若しくは著しい腐食があること。
		乗物急激降下防止装置の作動の状況	絞り弁を全閉から除々に開放し作動の状況を確認する。	作動が確実にないこと。
	(五) 制動装置	制動装置の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	制動装置の固定側の取付けが堅固でないこと。
五 安全装置	(五) 制動装置	制動装置本体、ブレーキライニング及び乗物の制動板の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	著しい錆、腐食又は変形があること。
		制動装置の機能の状況	作動の状況を確認する。	制動作用が確実になく、制動力の調整が不十分であること。
		ブレーキライニング及び乗物の制動板の残存厚みの状況	制動板の残存厚みを測定する。	イ 残存厚みが是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、ブレーキライニングは設置時の厚みの 50 %、制動板は設置時の厚みの 75 %）以下であること又は取付ビス、リベット等の頭が車両を傷つけていること。
				ロ 残存厚みが是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、ブレーキライニングは設置時の厚みの 50 %、制動板は設置時の厚みの 75 %）の 1.2 倍以下であること。
		ブレーキライニングの取付けの状況及び表面の傷の状況	表面の傷を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	ブレーキライニングの取付けが確実にないこと又は表面に著しい傷があること。
		制動装置の作動の状況	手動操作で開閉し、作動の状況を確認する。	作動が円滑でないこと。
		制動用ばねの取付の状況及び緩み止めの状況	目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	制動用ばねを固定するボルト及びナットの締付けが堅固でないこと又は緩み止めが施されていないこと。

【別表 遊戯施設】

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	
	(五)	制動装置	制動装置のセンサーの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	センサーの取付けが堅固でないこと。	
			制動装置のセンサーの作動の状況	手動で制動装置を解放させ作動の状況を確認する。	センサーの作動が確実でないこと。	
			リンク装置の取付けの状況及び給油の状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと、変形、破損若しくは著しい摩耗、錆若しくは腐食があること又は給油が適切でないこと。	
			空圧シリンダーその他のアクチュエーターの取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい錆若しくは腐食があること。	
	(六)	追突防止装置	追突防止装置の作動の状況	先行する乗物が停止している状態において作動の状況を確認する。	追突防止装置の作動が確実でないこと。	
			追突防止装置のセンサーの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
			追突防止装置のセンサーの作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。	
	(七)	水位検出装置	水位検出装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。	
			水位検出装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は破損若しくは腐食があること。	
	六 乗物 関係	(一)	乗物	外 装 及 床	目視により確認する。	き裂、破損、著しい錆若しくは腐食又は浸水があること。
構 造 部材				目視により確認する。	き裂、破損、変形、緩み又は著しい錆若しくは腐食があること。	
座席、 手 す り等				目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は破損があること。	
扉、 窓、 及 び 掛 金				目視により確認する。	破損があること。	
身 体 保 持 装置				身体保持装置の作動の状況	目視及び触診により確認する。	作動又はロックが確実でないこと。
				身体保持装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又はき裂、破損、変形若しくは著しい錆があること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 乗物関係	(二)	客席部取付装置	客席部取付装置の取付台の劣化及び損傷の状況	損傷を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又は破損があること。
			客席部取付装置の回転軸部の給油の状況	目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。
			客席部分を吊る丸鋼、リンクチェーン等の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付部に緩みがあること。
			客席部分を吊る丸鋼、リンクチェーン等の径の状況	最も摩耗の進んだ部分の直径及び摩耗していない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が摩耗していない部分の直径と比較して 90 %未満であること。
					ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が摩耗していない部分の直径と比較して 92 %未満であること。
			客席部分を吊る丸鋼、リンクチェーン等の劣化の状況	目視により確認する。	き裂、破損、変形又は著しい錆若しくは腐食があること。
			客席部分を吊るワイヤロープの径の状況	乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合にワイヤロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 90 %未満であること。
					ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して 92 %未満であること。
		客席部分を吊るワイヤロープの素線切れの状況	乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合にワイヤロープが綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。		イ 遊戯施設素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。
					ロ 遊戯施設素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		客席部分を吊るワイヤロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。		イ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
					ロ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

【別表 遊戯施設】

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
六 乗物 関係	(二)	客席部取付装置	客席部分を吊るワイヤロープの損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
			客席部分を吊るワイヤロープの張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 各ワイヤロープ端部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ ワイヤロープを揺らし、その振幅を確認する。 ハ 触診によりワイヤロープの張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
			客席部分を吊るワイヤロープ端部の止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具及びその取付部に損傷があること。
			綱車の配列の状況	目視により確認する。	ワイヤロープが外れないよう綱車が配列されていないこと。
			綱車の劣化及び損傷の状況	綱車のき裂及び摩耗を目視により確認するとともに運転時に滑りの有無を確認する。	欠損、き裂又は溝部に著しい摩耗があること又はワイヤロープとの間で滑りがあること。
			綱車の軸受の劣化及び損傷並びに給油の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。
			綱車の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(三)	走行台車	台車枠	走行台車枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験（超音波探傷、磁粉探傷又は浸透液探傷のいずれか適した方法による。以下同じ。）により確認する。また、目視により異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは 5 年以内、それ以外で定常走行速度が毎時 40 km以下のものは 3 年以内、それら以外のものは 1 年以内に行ったもの）により確認する。

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 乗物関係	(三)	走行台車 台車先端軸	走行台車先端軸の摩耗の状況	台車先端軸に振動を加え、台車先端軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあっては、台車先端軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した測定結果（人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03mm、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が軸の直径の1/200又は0.2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の直径の1/200）を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03mm、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が軸の直径の1/200又は0.2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の直径の1/200）の90%を超えていること。
			走行台車先端軸のき裂の状況	目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験により確認する。また、目視により異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する。	き裂又は損傷があること。
		台車中心軸	走行台車中心軸の摩耗の状況	台車中心軸に振動を加え、台車中心軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあっては、台車中心軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した測定結果（人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03mm、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が軸の直径の1/200又は0.2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の直径の1/200）を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03mm、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が軸の直径の1/200又は0.2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては、隙間が軸の直径の1/200）の90%を超えていること。

【別表 遊戯施設】

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
六 乗物関係	(三)	走行台車	台車中心軸	走行台車中心軸のき裂の状況	目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験により確認する。また、目視により異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは 5 年以内、それ以外で定常走行速度が毎時 40 km以下のものは 3 年以内、それら以外のものは 1 年以内に行ったもの）により確認する。	き裂又は損傷があること。
	(四)	車輪装置	車輪	車輪の回転及び軸受の給油の状況	目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。
				車輪（溝付きタイヤを除く。）の摩耗並びに劣化及び損傷の状況	目視により確認するとともに、車輪（溝付きタイヤを除く。）の径を測定する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の 2.5 %又は 6 mmのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの 25 %又は 5 mmのうちいずれか小さい値）を超えていること。
						ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の 2.5 %又は 6 mmのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの 25 %又は 5 mmのうちいずれか小さい値）の 90 %を超えていること。
				溝付きタイヤの溝深さの状況	目視により確認し、又は溝深さを測定する。	溝深さが製造者が定める基準に適合していないこと。ただし、製造者が基準を定めていない場合にあっては、溝深さが設置時の25%未満であること。
				空気入りタイヤの空気圧の状況	運転状態で目視及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	スリップ等の運転上支障をきたすおそれがあること又は空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値の90%未満であること。
			車輪の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付ピン、ボルト、ナット等の締付けが適正でないこと又は緩み止めが必要なものについて緩み止めが施されてないこと。	

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 乗物関係	(四)	車輪装置	車輪軸の摩耗の状況	車輪軸に振動を加え、車輪軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあっては、車輪軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した測定結果（人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03mm、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては、隙間が軸の直径の1/200又は0.2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては、隙間が軸の直径の1/200)を超えていること。
					ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03mm、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては、隙間が軸の直径の1/200又は0.2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては、隙間が軸の直径の1/200)の90%を超えていること。
			車輪軸のき裂の状況	目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験により確認する。また、目視により異常が確認されない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する。	き裂又は損傷があること。
		車輪取付枠	車輪取付枠の取付の状況	目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付ピン、ボルト、ナット等の締付けが適正でないこと又は緩み止めが必要なものについて緩み止めが施されていないこと。
			車輪取付枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、探傷試験により確認する。また、目視により異常が確認されない場合にあっては、分解検査等において実施した探傷試験の結果（人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する。	著しい錆若しくは腐食、き裂、破損又は著しい摩耗があること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六 乗物関係	(五)	乗物引上げ金具	引上げ金具の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			引上げ金具の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
	(六)	車両連結器	車両連結器の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	腐食又は破損があること。
			連結軸の摩耗の状況	連結軸に振動を加え、連結軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあっては、連結軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した測定結果（人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40km以下のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03mm、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては、隙間が軸の直径の1/200又は0.2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては、隙間が軸の直径の1/200）を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03mm、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては、隙間が軸の直径の1/200又は0.2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の直径の1/200）の90%を超えていること。
			車両連結器の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付ピン、ボルト、ナット等の締付けが適正でないこと又は緩み止めが必要なものについて緩み止めが施されてないこと。
七 ガイドシュー及びガイドローラその他これに類するもの	(一)	ガイドシュー等（ガイドローラを除く。）	取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	ナットに緩みがあること。
			摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部の摩耗により運転上支障をきたすおそれがあること。
	(二)	ガイドローラ	ガイドローラの取付け及び給油の状況	運転状態において心ずれを目視により確認するとともに、軸受部の給油状況を聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。
			軸受の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱又は異常な振動があること。
			ガイドローラ（溝付きタイヤを除く。）の摩耗の状況	車輪（溝付きタイヤを除く。）の径を測定する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の2.5%又は6mmのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25%又は5mmのうちいずれか小さい値）を超えていること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
七 ガイド シュー 及び ガイド ローラー その他 これに 類する もの (以下 「ガイド シュー等 」という。)	(二)	ガイドローラー	ガイドローラーの摩耗の状況	車輪の径を測定する。	ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の2.5%又は6mmのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25%又は5mmのうちいずれか小さい値）の90%を超えていること。
			ガイドローラーの表面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがある傷、剥離又は偏摩耗があること。
			溝付きタイヤの溝深さの状況	目視により確認し、又は溝深さを測定する。	溝深さが製造者が定める基準に適合していないこと。ただし、製造者が基準を定めていない場合にあつては、溝深さが設置時の25%未満であること。
			空気入りタイヤの空気圧の状況	運転状態で目視及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	スリップ等の運転上支障をきたすおそれがあること又は空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値の90%未満であること。
			ガイドローラーの取付金具及び取付ボルトの劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	き裂又は破損があること。
			車軸の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	き裂又は著しい摩耗があること。
	(三)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	ナットに緩みがあること。
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
	(四)	ガイドシュー等とガイドレールの接合部	ガイドシュー等とガイドレールの接合部の状況	目視により確認するとともに、ガイドシュー等とガイドレールのかかり代長さを測定する。	次のいずれかに該当すること。 (1) ガイドシュー等とガイドレールが嵌合しないものであること。 (2) ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも10mm以上長いものでないこと。 (3) (1) 及び(2)に掲げるもののほか、地震その他の震動により外れるおそれのないよう必要な措置が講じられていないこと。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
七 ガイド シュー 等	(五)	ガイドロープ	径の状況	ガイドシュー等がガイドロープを移動する範囲内で最も摩耗が進んだ部分の直径及びガイドシュー等が移動する範囲以外の部分の直径を測定する。	イ 最も摩耗の進んだ部分の直径が移動する範囲以外の部分の直径と比較して 90 %未満であること。
					ロ 最も摩耗の進んだ部分の直径が移動する範囲以外の部分の直径と比較して 92 %未満であること。
			素線切れの状況	ガイドシュー等がガイドロープを移動する範囲内で傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ 遊戯施設素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。
					ロ 遊戯施設素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
			錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
					ロ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。
			損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
			張りの状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ ガイドロープ端末部のスプリングの高さを目視により確認する。 ロ ガイドロープを揺らし、その振幅を確認する。ハ 触診によりガイドロープの張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。
			止め金具の取付けの状況	目視及び触診より確認する。	ダブルナットにあつてはナット間に緩みがあること、割ピンにあつてはピンに欠損、曲げ不足等があること又はその他の方法にあつては取付けが確実でないこと。
			ガイドロープの端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
			止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具及びその取付部に損傷があること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
八 油圧装置、 空圧装置及び 揚水装置	(一)	油圧装置	油圧パワーユニット	油圧パワーユニットの取付け及び作動の状況	目視、触診及び聴診により確認する。	取付けが堅固でないこと、油漏れがあること又は異常音があること。	
			安全弁	安全弁の作動の状況	安全弁の設定値を目視で確認するとともに、作動の状況を確認する。	常用圧力の1.25倍を超える設定値であること又は安全弁が正常に作動しないこと。	
		圧力計	圧力計	圧力計の取付けの状況	設計図書との照合等により確認する。	圧力計が設計図書のとおりに取り付けられていないこと。	
				圧力計の破損及び作動の状況	目視により確認する。	破損していること若しくは指示が読み取れないこと又は作動が確実でないこと。	
		制御弁	制御弁	制御弁の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制御弁の取付けが堅固でないこと又は作動が確実でないこと。	
				制御弁の作動の状況	油漏れを目視により確認するとともに、作動の状況を確認する。	油漏れがあること又は作動が確実でないこと。	
		油タンク	油タンク	作動油の劣化及び油量の状況	油量を油面計で確認するとともに、油の状況を目視及び触診により確認する。	運転上支障をきたすおそれのある油の汚れ、劣化又は油量不足があること。	
				油圧タンクの劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	著しい腐食があること。	
		油温等	油温等	油温	油温を制御する装置の設定値を目視で確認するとともに、作動の状況を確認する。	油温が摂氏5度から60度の範囲を超える設定値であること又は油温を制御する装置が正常に作動しないこと。	
			冷却水の配管系統の設置の状況	目視により確認する。	冷却水の配管が飲料水系統に直結していること。		
	(二)	空圧装置	コンプレッサー	コンプレッサー	コンプレッサーの取付け及び作動の状況	目視、触診及び聴診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は異常音若しくは異常な振動があること。
					コンプレッサーの潤滑油の量及び劣化の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれのある汚れ、劣化又は油量不足があること。
			安全弁	安全弁	安全弁の機能の状況	安全弁の設定値を目視で確認するとともに、作動の状況を確認する。	常用圧力の1.25倍を超える設定値であること又は安全弁が正常に作動しないこと。
			圧力計	圧力計	圧力計の取付けの状況	設計図書との照合等により確認する。	圧力計が設計図書のとおりに取り付けられていないこと。
					圧力計の破損及び作動の状況	目視により確認する。	破損していること若しくは指示が読み取れないこと又は作動が確実でないこと。
			制御弁	制御弁	制御弁の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制御弁の取付けが堅固でないこと又は作動が確実でないこと。
					制御弁の作動の状況	空気漏れを目視により確認するとともに、作動の状況を確認する。	空気漏れがあること又は作動が確実でないこと。

【別表 遊戯施設】

		(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
八 油圧装置、 空圧装置及び 揚水装置	(二)	空 圧 装置	エ ア タ ン ク	エアタンクの劣化 及び損傷の状況	目視により確認する。	著しい腐食があること。
	(三)	揚 水 装 置	揚 水 ポ ン プ	揚水ポンプの取付 け及び作動の状況	触診及び聴診により確認 する。	取付けが堅固でないこと又は異常 音若しくは異常な振動があること。
				揚水ポンプの軸受 部の給油の状況	触診及び聴診により確認 する。	異常な発熱があること。
				グランドパッキン の摩耗の状況	目視により確認する。	摩耗により著しい漏水があること。
		電 動 機	揚水ポンプ電動機 の電流	電流値を測定する。	運転時の電流が定格電流値を超え ていること。	
		弁類	弁類の取付け及び 破損の状況	目視により確認すると ともに、作動の状況を確認 する。	取付けが堅固でないこと又は破損 していないこと。	
		集 毛 器	集毛器の損傷の状 況	目視により確認する。	集毛器若しくは集毛かごに腐食若 しくは変形があること又は集毛器 若しくは集毛かごが破損している こと。	
			圧 力 計	圧力計の取付けの 状況	設計図書との照合等によ り確認する。	圧力計が設計図書のとおりに取り 付けられていないこと。
		圧力計の破損及び 作動の状況		目視により確認する。	破損していること若しくは指示が 読み取れないこと又は作動が確実 でないこと。	
	(四)	ア ク チ ュ エ ー ター	アクチュエーター の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は運転 継続に支障をきたしていること。	
			アクチュエーター の劣化及び損傷の 状況	目視により確認する。	ロッド表面に運転上支障をきたす おそれのあるあばた状の錆又は傷 があること。	
			アクチュエーター の作動の状況	目視により確認する。	作動が円滑でないこと又は異常音、 異常な振動、著しい油漏れ若しく は空気漏れがあること。	
	(五)	離脱防止装置		プランジャーの離 脱防止装置の状況	目視により確認する。	プランジャーの離脱防止装置の作 動が確実でないこと。
	(六)	配 管 及 び 耐 震 対策	配管の固定の状況	目視により確認する。	固定が不十分で、運転上支障をき たしていること。	
			配管の油、空気、 水等の漏れの状況	目視、触診及び聴診によ り確認する。	継手の接続部より著しい油、空気、 水等の漏れがあること。	
	(六)	配 管 及 び 耐 震 対策	配管の劣化及び損 傷の状況	目視により確認する。	著しい錆又は腐食があること。	
			配管の耐震措置の 状況	目視及び触診により確認 する。	地震その他の震動又は衝撃を緩和 するための措置が講じられていな いこと。	
	(七)	油圧ゴムホー ス		油圧ゴムホースの 劣化及び損傷の状 況	目視により確認する。	異常な変形若しくは油漏れがある こと又は表層部に著しい傷若しく は摩損があること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
九 電 気 設 備	(一)	受電盤、制御盤及び操作盤	受電盤の設置位置の状況	目視により確認する。	受電盤主開閉器が安全かつ容易に操作できないこと。
			盤の取付け並びに劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は腐食があること。
			盤内環境の状況	目視により確認する。	盤内に著しいほこりの堆積等があること又は過度の湿気の滞留があること。
			盤内の各機器の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は緩みがあること。
			盤内の各機器の作動の状況	作動の状況を確認する。	開閉器、接触器、継電器、抵抗器、スイッチ等の作動が確実でないこと。
			回路の絶縁の状況	絶縁抵抗値を測定する。	絶縁抵抗値が遊戯施設の検査標準(JIS A1701)表6に規定する値に適合していないこと。
			盤の接地の状況	接地抵抗値を測定する。	接地抵抗値が遊戯施設の検査標準(JIS A1701)表7に規定する値に適合していないこと。
	(二)	電圧計、電流計及び表示灯	盤内の計器及び表示灯の作動の状況	目視により確認する。	電圧計、電流計又は表示灯の指示、作動又は点灯が確実でないこと。
			盤内の計器及び表示灯の破損の状況	目視により確認する。	電圧計、電流計又は表示灯が破損していること。
	(三)	配電線及び配管	電線の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	傷又は接続部の緩みにより短絡のおそれがあること。
			接地線の接地抵抗	接地抵抗値を測定する。	接地抵抗値が遊戯施設の検査標準(JIS A1701)表7に規定する値に適合していないこと。
	(四)	避雷設備	避雷設備の総合接地抵抗	総合接地抵抗値を測定する。	総合接地抵抗値が10オームを超えていること。
			突針、支持金物、引下げ導線等の取付けの状況	目視により確認する。	突針、支持金物、引下げ導線等の取付けが堅固でないこと。
	(五)	照明電飾	照明器具の取付け及び破損の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は灯管球が破損していること。
			変圧器の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			照明電飾回路の絶縁抵抗	絶縁抵抗値を測定する。	絶縁抵抗値が遊戯施設の検査標準(JIS A1701)表6に規定する値に適合していないこと。
			照明電飾器具の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(六)	給電線及び集電装置	給電線の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は断線していること。
			集電装置の取付け及び接触の状況	目視により確認するとともに、集電装置側の電圧を測定する。	取付けが堅固でないこと、破損していること又は接触不良があること。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
九 電気設備	(六)	給電線及び集電装置	給電線及び集電線の摩耗の状況	給電線及び集電線の摩耗を測定する。	摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあつては、給電線においては設置時の 30 %、集電線においては設置時の厚みの 50 %）を超えていること又は取付ビスが給電線を傷つけていること。
			給電線及び集電装置の破損の状況	目視により確認する。	破損していること。
	(七)	リミットスイッチ及びセンサー	リミットスイッチ及びセンサーの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			リミットスイッチ及びセンサーの錆及び腐食並びに破損の状況	目視により確認する。	著しい錆若しくは腐食又は破損があること。
			リミットスイッチ及びセンサーの作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
	(八)	非常停止ボタン	非常停止ボタンの作動の状況	作動の状況を確認する。	作動が確実でないこと。
			非常停止ボタンの設置位置の状況	目視により確認する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと。
十 その他の設備	(一)	乗降場及びスタート台	乗降場の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	構造部材に運行上支障をきたすおそれのある腐食があること又は破損していること。
			点検用はしご、踊場の取付け並びに劣化及び損傷の状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと、運行上支障をきたすおそれのある腐食があること又は破損していること。
			スタート台及び階段の構造部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	構造部材に運行上支障をきたすおそれのある腐食があること又は破損していること。
			スタート台及び階段の床の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	腐食があること又は破損していること。
	(二)	着水部	着水部の寸法及び水深（平成29年国土交通省告示第247号第2第二号に掲げる側壁を設けていないものに限る。）	着水部の寸法及び水深を測定する。	客席部分からの出口の直前 1.5 m 以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを 85 cm、当該出口の先端からの長さを 6 m（安全上支障ない場合においては、3 m）以上としたプールを設けていないこと。
			着水部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	き裂があること若しくは破損していること又は滑走者の安全上支障をきたす床若しくは側壁表面の傷又は塗装の剥離があること。

		(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
十 そ の 他 の 設 備	(二)	着 水 部	着 水 及 部 び 水 深	着水部の漏水の状況	24 時間漏水試験により確認する。	漏水により水深が規定の 95 %以上確保できないこと。
				二重吸い込み防止柵の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	二重吸い込み防止柵が設置されていないこと、緩み、変形若しくは腐食があること又は破損していること。
	(三)	点検用歩廊		点検用歩廊の取付け並びに劣化及び損傷の状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと、運行上支障をきたすおそれのある腐食若しくは変形があること又は破損していること。
	(四)	安全柵		安全柵の構造及び寸法の状況	目視及び採寸により確認する。	構造及び寸法が平成 12 年建設省告示第 1419 号第 7 第四号の規定に適合しないこと。
				安全柵の取付け及び劣化及び損傷の状況	目視及び触診により取付部を確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと、運行上支障をきたすおそれのある腐食若しくは変形があること又は破損していること。
	(五)	運転室		運転室の劣化及び損傷並びに窓及び扉の施錠の状況	目視により確認する。	錆若しくは腐食があること、部分的に破損していること又は窓若しくは扉の施錠が確実でないこと。
				運転室の設置の状況	目視により確認する。	運転室から人の乗降が監視できないこと。
				カーブミラー、モニターテレビ等の破損及び作動の状況	目視により確認するとともに、作動の状況を確認する。	破損していること又は作動が正常でないこと。
	(六)	機械室		機械室の劣化及び損傷並びに窓及び扉の機能の状況	目視により確認する。	錆若しくは腐食があること、部分的に破損していること又は窓若しくは扉の施錠が確実でないこと。
	(七)	放送設備及び信号装置		警報ベル、ブザー等の作動の状況	作動の状況を確認する。	警報ベル又はブザーが鳴動しないこと。
				放送設備の作動の状況	作動の状況を確認する。	放送できないこと。
	(八)	定員及び使用制限等の表示		定員の表示の状況	目視により確認する。	客席部分の見やすい位置に定員を明示した標識が掲示されていないこと。
				使用制限の表示の状況	目視により確認する。	客席部分又は乗り場に施設の使用の制限に関する事項が掲示されていないこと。
				運転室の運行管理者、運転者、定期検査報告済証等の表示の状況	目視により確認する。	運行管理者、運転者、定期検査報告済証その他必要な事項が掲示されていないこと。

【別表 遊戯施設】

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
十 その他の設備	(九)	風速計	発信器の取付け及び作動の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は回転が円滑でないこと若しくは感知しないこと。
			風速計の機能の状況	作動の状況を確認する。	警報設定値が製造者等が定める基準値と異なること。ただし、製造者等が指定していない場合にあっては、警報設定値が毎秒 15 mを超えていること。
	(十)	非常救出装置	予備動力装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。
			手動装置の作動の状況	作動の状況を確認する	作動が確実でないこと。
			バッテリーの機能の状況	目視により確認する。	電解液の量又は充電量が適切でないこと。
			移動式の救出用具の設置及び破損の状況	目視により確認する。	破損しており使用できないこと又は保管されていないこと。
	(十一)	装飾物	装飾物の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
			装飾物の取付部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	取付部に腐食があること又は破損していること。

別記（A 4）

【遊戯施設】

検査結果表
(遊戯施設)

当該検査に関与した検査者		氏 名		検査者番号		
		代表となる検査者				
		その他の検査者				
遊戯施設番号						
番号	検 査 項 目			検査結果		担当検査者番号
				指摘なし	要重点点 検	
1	構造部分					
(1)	地盤					
(2)	基礎					
(3)	道床					
(4)	基礎と構造物を定着させる部分			設置時厚さ (mm)	現在厚さ (mm)	%
(5)	構造物	構造部材	設置時厚さ (mm)	現在厚さ (mm)	%	
		補助部材	設置時厚さ (mm)	現在厚さ (mm)	%	
(6)	舞台及び床					
(7)	屋根及び天井					
2	軌道部分					
(1)	軌条、軌道、水路及び滑走路	腐食部分	設置時厚さ (mm)	現在厚さ (mm)	%	
		摩耗部分（形鋼軌条・鋼管軌条・鋼板軌道・鋼板水路・金属製滑走路）	設置時厚さ (mm)	現在厚さ (mm)	%	
		滑走路（ソフトマット・繊維強化プラスチック・金属・コンクリート）				
(2)	支持部材	設置時厚さ (mm)	現在厚さ (mm)	%		
3	駆動装置及び伝動装置					
(1)	電動機及び制動機	制動片の残存厚み イ．製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するもの 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ．製造者が検査方法を指定しているもので、イに該当しないもの 要重点点検となる基準 () 要是正となる基準 () ハ．製造者が検査方法を指定していないもの 前回の定期検査時 右 (mm) 左 (mm)	右 mm 左 mm			
(2)	軸継手					
(3)	減速機	設置時厚さ (mm)	現在厚さ (mm)			
(4)	伝動装置					
(5)	軸及び軸受装置					
(6)	駆動用歯車装置	設置時厚さ (mm)	現在厚さ (mm)			
(7)	駆動車輪装置	鋼製・ライニン・溝無しソリッドタイヤ	基準値 (mm)	現在値 (mm)	%	
		溝付きタイヤ・空気入りタイヤ	設置時溝深さ (mm)	現在溝深さ (mm)	%	
			基準空気圧 (kPa)	現在空気圧 (kPa)	%	
4	巻上装置					
(1)	チェーンコンベア巻上装置	巻上用チェーン	軸直径測定	設置時直径 (mm)	現在直径 (mm)	%
			リンク孔直径測定	設置時直径 (mm)	現在直径 (mm)	%
			リンク板厚さ測定	設置時厚さ (mm)	現在厚さ (mm)	%
			リンク板幅測定	設置時幅 (mm)	現在幅 (mm)	%
			伸び率測定 (リンク)	設置時長さ (mm)	現在長さ (mm)	%
			設置時幅 (mm)	現在幅 (mm)	%	
(2)	スプロケット					
(2)	ベルトコンベア巻上装置					
(3)	ワイヤロープ巻上装置	主索	径 最も摩耗した主索の番号 () 未摩耗直径 (mm) 直径 (mm)	%		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する遊戯施設素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本		
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 未摩耗直径 (mm) 直径 (mm)	%		
			主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()			

第1章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令等

【 遊戯施設 】

(4)	緊張装置								
(5)	釣合いおもり								
5 安全装置									
(1)	非常止め装置								
(2)	緩衝装置								
(3)	乗物逆行防止装置								
(4)	乗物急激降下防止装置								
(5)	制動装置	ブレーキ	ブレーキライニングの残存厚み イ. 製造者が指定しているもの 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ. 製造者が指定していないもの 設置時厚さ (右 mm) (左 mm) 制動板の残存厚さ イ. 製造者が指定しているもの 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ. 製造者が指定していないもの 設置時厚さ (mm)	ブレーキライニング 右 mm 左 mm 制動板 mm					
(6)	追突防止装置								
(7)	水位検出装置								
6 乗物関係									
(1)	乗物								
(2)	客席部取付装置	丸鋼、リンクチェーン等 ワイヤロープ	径 最も摩耗した丸鋼、リンクチェーン等の番号 () 未摩耗直径 (mm) 直径 (mm) % 丸鋼、リンクチェーン等本数 (本) 要重点点検の丸鋼、リンクチェーン等の番号 () 要是正の丸鋼、リンクチェーン等の番号 () 径 最も摩耗したワイヤロープの番号 () 未摩耗直径 (mm) 直径 (mm) % 素線切れ 最も摩耗したワイヤロープの番号 () 該当する遊戯施設素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下 1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 ワイヤロープの番号 () 未摩耗直径 (mm) 直径 (mm) % ワイヤロープ本数 (本) 要重点点検のワイヤロープの番号 () 要是正のワイヤロープの番号 ()						
(3)	走行台車	探傷試験 台車先端軸 台車中心軸	種類 超音波・磁粉・浸透液 実施年月日 年 月 日 基準値 (mm) 現在値 (mm) 基準値 (mm) 現在値 (mm)						
(4)	車輪装置	鋼製・ライニング・溝無しソリッドタイヤ・溝付きタイヤ・空気入りタイヤ 探傷試験 主車輪軸 側車輪軸 受車輪軸	基準値 (mm) 現在値 (mm) % 設置時溝深さ (mm) 現在溝深さ (mm) % 基準空気圧 (kPa) 現在空気圧 (kPa) % 種類 超音波・磁粉・浸透液 実施年月日 年 月 日 基準値 (mm) 現在値 (mm) 基準値 (mm) 現在値 (mm) 基準値 (mm) 現在値 (mm)						
(5)	乗物引上げ金具								
(6)	車両連結器			基準値 (mm) 現在値 (mm)					
7 ガイドシュー等									
(1)	ガイドシュー等 (ガイドローラーを除く。)								
(2)	ガイドローラー	鋼製・ライニング・溝無しソリッドタイヤ・溝付きタイヤ・空気入りタイヤ	基準値 (mm) 現在値 (mm) % 設置時溝深さ (mm) 現在溝深さ (mm) % 基準空気圧 (kPa) 現在空気圧 (kPa) %						
(3)	ガイドレール及びレールブラケット								
(4)	ガイドシュー等とガイドレールの接合部								

第1章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令等

【遊戯施設】

(5)	ガイドロープ	径 最も摩耗したガイドロープの番号 () 未摩耗直径 (mm) 直径 (mm)		%					
		素線切れ 最も摩耗したガイドロープの番号 () 該当する遊戯施設素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下		1よりピッチ内の素線切れ数 本					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 ガイドロープの番号 () 未摩耗直径 (mm) 直径 (mm)		1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
		ガイドロープ本数 (本) 要重点点検のガイドロープの番号 () 要是正のガイドロープの番号 ()		%					
				%					
8 油圧装置、空圧装置及び揚水装置									
(1)	油圧装置								
(2)	空圧装置								
(3)	揚水装置								
(4)	アクチュエーター								
(5)	離脱防止装置								
(6)	配管及び耐震対策								
(7)	油圧ゴムホース								
9 電気設備									
(1)	受電盤、制御盤及び操作盤	絶縁	電動機主回路 (300V以下・300V超)		MΩ				
			制御回路 (150V以下・150V超)		MΩ				
			信号回路 (150V以下・150V超)		MΩ				
			照明回路 (150V以下・150V超)		MΩ				
		接地	動力回路 (300V以下・300V超)		Ω				
			照明回路 (300V以下・300V超)		Ω				
(2)	電圧計、電流計及び表示灯								
(3)	配電線及び配管	接地	基準抵抗値 Ω	Ω					
(4)	避雷設備	接地	基準抵抗値 10Ω	Ω					
(5)	照明電飾								
(6)	給電線及び集電装置	給電線	基準値 (mm) 現在値 (mm)						
		集電子	基準値 (mm) 現在値 (mm)						
(7)	リミットスイッチ及びセンサー								
(8)	非常停止ボタン								
10 その他の設備									
(1)	乗降場及びスタート台								
(2)	着水部								
(3)	点検用歩廊								
(4)	安全柵								
(5)	運転室								
(6)	機械室								
(7)	放送設備及び信号装置								
(8)	定員及び使用制限等の表示								
(9)	風速計								
(10)	非常救出装置								
(11)	装飾物								
(12)	耐震対策								
11 上記以外の検査項目									
特記事項									
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等		改善策の具体的内容等		改善(予定)年月		

(注意)

- この書類は、遊戯施設ごとに作成してください。その際に、「遊戯施設番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の10様式第二面5欄の番号を記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の10様式様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

【 遊戯施設 】

- ④ ウォータースライドの場合は、1 構造部分、2 軌道関係、5 安全装置の(7)水位検出装置、8 油圧装置・空圧装置・揚水装置、9 電気設備、10その他の設備を抜粋して作成して構いません
- ⑤ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の遊戯施設に適用されないことが明らかなものについては、その項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑦に該当せず、別表(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦及び⑧のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑩ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑪ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑫ 1(4)「基礎と構造物を定着させる部分」の「設置時厚さ」には設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。
- ⑬ 1(5)「構造物」の「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。
- ⑭ 2(1)「軌条、軌道、水路及び滑走路」の「摩耗部分」及び「滑走路」は、該当するレールの型式を○で囲み、「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。なお、「腐食部分」の「現在厚さ」には、腐食部分を除去した後に測定した結果を記入してください。
- ⑮ 2(2)「支持部材」の「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。
- ⑯ 3(1)「電動機及び制動機」の「制動片の残存厚み」には、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要重点点検（基準が定められていない場合は、(mm) 内に「—」を記入。）及び要是正となる残存厚み基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、「イ。」に該当しないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、要重点点検（重点点検の基準が定められていない場合を除く。）及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んで、前回定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入して下さい。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、(mm) 内に「—」を記入してください。
- ⑰ 3(3)「減速機」及び3(6)「駆動用歯車装置」の「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを、「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入してください。
- ⑱ 3(7)「駆動車輪装置」、6(4)「車輪装置」の「車輪」及び7(2)「ガイドローラ」には、鋼製、ライニング、溝無しソリッドタイヤ、溝付きタイヤ、空気入りタイヤのうち該当する車輪を○で囲んでください。鋼製又はライニングされた車輪にあつては、「基準値」に、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤの場合は設置時直径の2.5%又は6mmのうちいずれか小さい値を記入してください。ライニングされた車輪の場合はライニング厚さの25%又は5mmのうちいずれか小さい値を記入してください。「現在値」には、検査で測定した摩耗量を記入してください。右欄に現在値の基準値に対する割合を記入してください。溝付きタイヤにあつては、「設置時溝深さ」には、新品時の溝深さを記入してください。「現在溝深さ」には、検査で測定した溝深さを記入してください。右欄に現在溝深さの設置時溝深さに対する割合を記入してください。なお、車輪又はタイヤが複数ある場合は、最も摩耗の進行している車輪について記入してください。空気入りタイヤにあつては、「基準空気圧」に、製造者設計基準値を記入してください。「現在空気圧」には、検査で測定した空気圧を記入してください。右欄に現在空気圧の基準空気圧に対する割合を記入してください。
- ⑲ 4(1)「チェーンコンベア巻上装置」の「巻上用チェーン」の「軸直径測定」及び「リンク孔直径測定」の「設置時直径」には、設計図書等により確認した新設時の直径を記入してください。「現在直径」には、検査で測定した直径を記入してください。また、右欄に現在直径の設置時直径に対する割合を記入してください。

【遊戯施設】

- ⑳ 4(1)「チェーンコンベア巻上装置」の「巻上用チェーン」の「リンク板厚さ測定」及び「リンク板幅測定」の「設置時厚さ」及び「設置時幅」には、設計図書等により確認した新設時の厚さ及び幅を記入してください。「現在厚さ」及び「現在幅」には、検査で測定した厚さ及び幅を記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合及び現在幅の設置時幅に対する割合を記入してください。
- ㉑ 4(1)「チェーンコンベア巻上装置」の「巻上用チェーン」の「伸び率測定」には、測定したリンクの数を記入してください。「設置時長さ」には、設計図書等により確認した新設時の長さ、「現在長さ」には、検査で測定した長さを記入してください。また、右欄に現在長さの設置時長さに対する割合を記入してください。なお、最も伸びが進行しているリンクについて記入してください。
- ㉒ 4(1)「チェーンコンベア巻上装置」の「スプロケット」の「設置時幅」には、設計図書等により確認した新設時のスプロケットの歯の幅を記入してください。「現在幅」には、検査で測定した幅を記入してください。また、右欄に現在幅の設置時幅に対する割合を記入してください。
- ㉓ 4(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6(2)「客席部取付装置」の「ワイヤープ」及び7(5)「ガイドロープ」の「径」には、最も摩耗した主索、ワイヤロープ及びガイドロープ（以下「主索等」という。）の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ㉔ 4(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6(2)「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び7(5)「ガイドロープ」の「素線切れ」には、最も摩損した主索等の番号を記入するとともに、該当する遊戯施設素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線で抹消してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。
- ㉕ 4(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6(2)「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び7(5)「ガイドロープ」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の主索の番号を記入するとともに、直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ㉖ 4(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6(2)「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び7(5)「ガイドロープ」の「主索等本数」には、主索等の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索等の番号」及び「要是正の主索等の番号」には、それぞれ該当する全ての主索等の番号を記入してください。
- ㉗ 5(5)「制動装置」の「ブレーキ」には、ブレーキライニング、制動板（以下「ブレーキライニング等」という。）について、製造者が指定しているものにあつては、「イ。」を○で囲んだ上で、要重点点検及び要是正となる残存厚みの基準値を記入し、製造者が指定していないものにあつては、「ロ。」を○で囲んだ上で、新設時の設置時厚みを記入してください。右欄に検査で測定したブレーキライニング等の残存厚みを記入してください。
- ㉘ 6(2)「客席部取付装置」の「丸鋼、リンクチェーン等」の「径」には、最も摩耗した丸鋼、リンクチェーン等の番号を記入するとともに、丸鋼、リンクチェーン等の最も摩耗が進んだ部分の直径と摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する比率を記入してください。
- ㉙ 6(2)「客席部取付装置」の「丸鋼、リンクチェーン等」の「丸鋼、リンクチェーン等本数」には、丸鋼、リンクチェーン等の本数を、記入してください。また、「要重点点検の丸鋼、リンクチェーン等の番号」、「要是正の丸鋼、リンクチェーン等の番号」には、それぞれ該当する全ての番号を記入してください。
- ㉚ 6(3)「走行台車」及び6(4)「車輪装置」の「探傷試験」の「種類」には、超音波、磁粉、浸透液のうち該当しないものを取消線で抹消し、「実施年月日」には、試験を実施した年月日を記入してください。なお、試験に日数を要した場合は、最終日を記入してください。また、探傷試験結果の概要が分かる資料を添付してください。
- ㉛ 6(3)「走行台車」の「台車先端軸」及び「台車中心軸」、6(4)「車輪装置」の「主車輪軸」、「側車輪軸」及び「受輪軸」並びに6(6)「車両連結器」の「基準値」には、製造者設計基準値がある場合にはその数値を、製造者設計基準値がない場合は、ころがり軸受で軸が回転するときは0.03mm、ころがり軸受で軸が回転しないときは軸の直径の1/200又は0.2mmのうちいずれか小さい値、すべり軸受のときは軸の直径の1/200の値を記入し、「現在値」には、軸と軸受のすき間を測定した値を記入してください。なお、台車先端軸、台車中心軸、主車輪軸、側車輪軸及び受輪軸が複数ある場合は、最も摩耗の進行しているものについて記入してください。
- ㉜ 9(1)「受電盤、制御盤及び操作盤」の「絶縁」及び「接地」には、各回路の電圧区分に該当しないものを取消線で抹消した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ㉝ 9(3)「配電線及び配管」の「接地」の「基準抵抗値」には、基準抵抗値を記入してください。また、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

【 遊戯施設 】

- ③④ 9(4)「避雷設備」の「接地」の「基準抵抗値」には、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ③⑤ 9(6)「給電線及び集電装置」の「基準値」には、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は、給電線は設置時の30%の値を、集電器は設置時の厚みの50%の値を記入してください。また、「現在値」には、検査で測定した摩耗量を記入してください。
- ③⑥ 11「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑦から⑪に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、削除して構いません。
- ③⑦ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ③⑧ 要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における別表(に)欄に掲げる判定基準に該当する部分の写真を別添様式に従い添付してください。

(4) 昇降機等の構造等に係る告示

⑤ 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

平成12年5月31日建設省告示第1413号
 改正：平成14年5月31日国土交通省告示第478号
 平成21年8月4日国土交通省告示第859号
 平成22年12月22日国土交通省告示第1524号
 平成24年6月7日国土交通省告示第678号
 平成25年10月29日国土交通省告示第1053号
 平成27年12月28日国土交通省告示第1274号
 平成28年4月25日国土交通省告示第707号
 平成29年6月2日国土交通省告示第601号
 令和元年6月25日国土交通省告示第203号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の3第2項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあっては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあっては第一号、第二号及び第四号から第十号までの規定は、それぞれ適用しない。

一 籠の天井部に救出用の開口部を設けないエレベーター 令第129条の6第二号、第三号及び第五号、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9並びに第129条の10第3項及び第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第二号に適合するものにあつては令第129条の7第一号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定、第六号に適合するもの（籠の床面積が1.1㎡以下のものに限る。第三号及び第四号において同じ。）にあつては令第129条の10第3項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

イ 籠は、平成20年国土交通省告示第1455号第1に定める構造方法を用いるものとする。この場合において、同告示第1第一号中「令第129条の6第四号に規定する開口部」とあるのは「非常の場合において籠内の人を安全に籠外に救出することができる籠の壁又は囲いに設ける開口部」と、第二号中「、かご内」とあるのは「、鍵を用いなければ籠内」と読み替えるものとする。

ロ 次のいずれかに適合するものとする。

(1) 常用の電源が絶たれた場合においても、制御器を操作することによって籠を昇降させることができるものであること。

(2) 手動で籠を昇降させることができるものであること。

二 昇降路の壁又は囲いの一部を有しないエレベーター 令第129条の6、第129条の7第二号から第五号まで、第129条の8第2項第二号、第129条の9並びに第129条の10第3項及び第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の9の規定、第四号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定は、それぞれ適用しない。

イ 昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造が次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 吹抜きに面した部分又は建築物の外に面する部分であること。

(2) 建築物の床（その上部が吹抜きとなっている部分の床（以下「吹抜き部分の床」という。）を除く。）から水平距離で1.5m以上離れた部分であること。

(3) 吹抜き部分の床若しくは昇降路に面する地面（人が立ち入らない構造となっているからぼりの底部の地面を除く。以下この号において同じ。）と昇降路が接している部分又は昇降路とこれに面する吹抜き部分の床先若しくは地面との水平距離が1.5m以下の部分にあつては、次の(i)又は(ii)のいずれかに適合しているものであること。

- (i) 昇降路の周囲に柵、水面等を設け昇降路から水平距離で1.5m以下の部分に人が立ち入らない構造とし、かつ、昇降路に吹抜き部分の床又は地面から1.8m以上の高さの壁又は囲いを設けていること。
- (ii) 昇降路に吹抜き部分の床又は地面から2.4m以上の高さの壁を設けていること。
- ロ 昇降路は、平成20年国土交通省告示第1454号第二号から第十一号までに定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けたものとする。
- 三 機械室を有しないエレベーター 令第129条の6、第129条の7第二号から第五号まで、第129条の8第2項第二号、第129条の10第3項及び第4項並びに第129条の13の3第2項、第3項及び第5項から第13項までの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第129条の7第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第四号イの規定、非常用エレベーター以外のエレベーターにあつては令第129条の13の3の規定は、それぞれ適用しない。
- イ 昇降路は、平成20年国土交通省告示第1454号（第六号に適合するものにあつては、同告示第六号を除く。）に定める基準に適合する壁又は囲い及び出入口の戸を設けたものとする。この場合において、同告示第一号中「機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲」とあるのは「換気上有効な開口部」と読み替えるものとする。
- ロ 非常用エレベーターの昇降路は、非常用エレベーター二基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる出入口及び換気上有効な開口部を除き、耐火構造の床及び壁で囲まれたものとする。
- ハ 非常用エレベーターにあつては、駆動装置及び制御器（以下この号において「駆動装置等」という。）は、昇降路内（籠が停止する最下階の床面より上方に限る。）に設けること。この場合において、当該駆動装置等を籠が停止する最上階の床面より下方に設ける場合にあつては、当該駆動装置等は、日本産業規格 C0920（電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード））-2003に規定するIPX2に適合するもの又はこれと同等以上の防水の措置を講じたものとする。
- ニ 駆動装置等を設ける場所には、換気上有効な開口部、換気設備又は空気調和設備を設けること。ただし、機器の発熱により駆動装置等を設けた場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合においては、この限りでない。
- ホ 駆動装置等は、その設置する部分を除き、籠、釣合おもりその他の昇降する部分が触れるおそれのないように設けること。
- ヘ 駆動装置等から昇降路の壁又は囲いまでの水平距離は、保守点検に必要な範囲において50cm以上とすること。
- ト 制御器を昇降路内に設けるものにあつては、非常の場合に昇降路外において、籠を制御することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がワイヤロープを用いた構造のものにあつては、非常の場合及び保守点検を行う場合を除き、ワイヤロープの変位が生じないようワイヤロープを壁、床その他の建築物の部分に固定することその他の必要な措置を講ずること。
- チ 駆動装置等を昇降路の底部に設けるものにあつては、トに掲げる装置のほか、保守点検を安全に行うことができるよう次に掲げる装置を設け、かつ、籠又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合においても駆動装置等に触れるおそれのないものとする。ただし、高さが1m以上の退避上有効な空間が確保されたものにあつては、(3)に掲げる装置を設けないこととすることができる。
 - (1) 昇降路外において、籠の降下を停止することができる装置
 - (2) 昇降路内において、機械的に籠の降下を停止することができる装置
 - (3) 非常の場合に昇降路内において、動力を切ることにより、籠の降下を停止することができる装置
- 四 昇降行程が7m以下の乗用エレベーター及び寝台用エレベーター 令第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項第一号、第三号及び第四号並びに同条第4項の規定によること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第129条の7第一号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定、第六号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。
- 五 かごの定格速度が240m以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーター 令第129条の6、第129条の7、第129条の8第2項第二号、第129条の9、第129条の10第3項第一号、第三号及び第四号並び

に同条第4項の規定によるほか、平成20年国土交通省告示第1536号に規定する地震時等管制運転装置を設けること。この場合において、次の表の上欄に掲げるかごの定格速度の区分に応じて、同告示第2第三号口の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の7第一号及び第129条の9の規定は、それぞれ適用しない。

240m以上 280m未満の場合	検知後 10 秒	検知後 15 秒
	かごを 10 秒以内	かごを 15 秒以内
280m以上、600m未満の場合	検知後 10 秒	検知後 15 秒
	かごを 10 秒以内	かごを 15 秒以内
	42m	50m
600m以上の場合	検知後 10 秒	検知後 20 秒
	かごを 10 秒以内	かごを 20 秒以内
	42m	50m

六 籠が住戸内のみを昇降するエレベーターで、籠の床面積が1.3㎡以下のもの 令第129条の6第一号、第二号、第四号及び第五号、第129条の7第二号から第五号まで、第129条の8第2項第二号、第129条の9並びに第129条の10第3項及び第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第129条の6第一号及び第四号の規定、第三号に適合するものにあつては令第129条の9の規定、第四号に適合するものにあつては令第129条の10第3項第二号の規定、籠の床面積が1.1㎡以下のものにあつては同項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。

イ 籠は、次に定める構造とすること。

- (1) 平成20年国土交通省告示第1455号第2第一号及び第三号から第八号までに定める基準に適合するものとする。
- (2) 籠の出入口の戸は、開き戸、折りたたみ戸又は引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
- (3) 開き戸又は折りたたみ戸である籠の出入口の戸は、閉じたときに、次の(i)から(iii)までに掲げるものを除き、隙間が生じないものであること。
 - (i) 籠の出入口の戸と出入口枠の隙間で、8mm以下のもの
 - (ii) 籠の出入口の戸と床の隙間で、8mm以下のもの
 - (iii) 籠の出入口の戸の突合せ部分の隙間で、8mm以下のもの
- (4) 開き戸又は折りたたみ戸である籠の出入口の戸は、籠の昇降中に、籠外に向かって開くことができない構造とすること。
- (5) 自動的に開閉する構造の開き戸又は折りたたみ戸である籠の出入口の戸は、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - (i) 戸の質量(単位 kg)に戸の開閉時の速度(単位 m毎秒)の二乗を乗じて得た値が20以下となるものであること。
 - (ii) 戸は、150N以下の力により開閉するものであること。

ロ 昇降路は、次に定める構造とすること。ただし、第三号に適合するものにあつては、(1)の規定は適用しない。

- (1) 平成20年国土交通省告示第1454号第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに定める基準に適合するものとする。
- (2) 昇降路の出入口の戸は、開き戸、折りたたみ戸又は引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあつては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
- (3) 開き戸又は折りたたみ戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次の(i)から(iii)までに掲げるものを除き、隙間が生じないものであること。
 - (i) 昇降路の出入口の戸と出入口枠の隙間で、6mm以下のもの
 - (ii) 昇降路の出入口の戸と床の隙間で、6mm以下のもの
 - (iii) 昇降路の出入口の戸の突合せ部分の隙間で、6mm以下のもの
- (4) 自動的に開閉する構造の開き戸又は折りたたみ戸である昇降路の出入口の戸は、次に掲げる基

準に適合するものとする。

(i) 戸の質量(単位 kg)に戸の開閉時の速度(単位 m毎秒)の二乗を乗じて得た値が20以下となるものであること。

(ii) 戸は、150N以下の力により開閉するものであること。

ハ 籠外に向かって開く開き戸若しくは折りたたみ戸である籠の出入口の戸又は昇降路外に向かって開く開き戸若しくは折りたたみ戸である昇降路の出入口の戸を設ける場合には、地震時の転倒等により当該戸の開閉に支障を生じさせるおそれのある物を置かない旨を明示した標識を当該戸の近くの見やすい場所に掲示すること。

七 自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないもの 令第129条の6第2号及び第5号、第129条の7第1号から第3号まで及び第5号、第129条の8第2項第2号、第129条の9、第129条の10第3項第1号から第3号まで並びに同条第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。

(1) 出入口の部分を除き、高さ1.4m以上の壁又は囲いを設けること。

(2) 車止めを設けること。

(3) かご内に操作盤(動力を切る装置を除く。)を設ける場合にあっては、当該操作盤は自動車の運転席から自動車の外に出ることなく操作ができる場所に設けること。

(4) 平成20年国土交通省告示第1455号第1第七号及び第八号に定める構造方法を用いるものであって、同告示第2第2号及び第5号から第七号までに定める基準に適合するものとする。

ロ 昇降路は、かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。

ハ 自動車がかご内の通常の停止位置以外の場所にある場合にかごを昇降させることができない装置を設けること。

八 ヘリコプターの発着の用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの 令第129条の6第2号、第四号及び第5号、第129条の7第1号(屋上部分の昇降路に係るものを除く。)、第2号、第4号及び第5号、第129条の9、第129条の10第3項第1号、第3号及び第4号並びに同条第4項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。

(1) かご内の人又は物が釣合おもり、昇降路の壁その他のかご外の物に容易に触れることができない構造とした丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸を設けること。

(2) 平成20年国土交通省告示第1455号第1第六号から第九号までに定める構造方法を用いるものであって、同告示第2第2号及び第5号から第八号までに定める基準に適合するものとする。

ロ 屋上部分の昇降路は、次に定める構造とすること。

(1) 屋上部分の昇降路は、周囲を柵で囲まれたものとする。

(2) 屋上と他の出入口及びかご内とを連絡することができる装置を設けること。

(3) かごが屋上に突出して昇降する場合において、警報を発する装置を設けること。

ハ 昇降路の出入口の戸(屋上の昇降路の開閉部の戸を除く。)には、平成20年国土交通省告示第1447号に定める基準に適合する施錠装置を設けること。この場合において、同告示第一号中「出入口の戸」とあるのは「出入口の戸(屋上の昇降路の開閉部の戸を除く。以下同じ。)」と読み替えるものとする。

ニ 制御器は、平成12年建設省告示第1429号第1第2号から第4号までに定める基準に適合するものとする。この場合において、同告示第1第2号中「戸」とあるのは「戸(屋上の昇降路の開閉部の戸を除く。以下同じ。)」と、同第三号中「建築基準法施行令第129条の7第3号」とあるのは「平成12年国土交通省告示第1413号第八号ハ」と読み替えるものとする。

ホ 鍵を用いなければかごの昇降ができない装置を設けること。

ヘ 屋上と最上階との間を昇降するものとする。

九 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が15m以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 令第129条の7第5号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

- (i) かごの昇降の操作をかご内の人が行うことができない1人乗りのエレベーター出入口の部分を除き、高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から7cm（出入口の幅が80cm以下の場合にあっては、6cm）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ65cm以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。
 - (ii) (i)以外エレベーター 出入口の部分を除き、高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ15cm以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ1m以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。
 - (2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。
 - (3) 用途、積載量（kgで表した重量とする。）及び最大定員（積載荷重を平成12年建設省告示第1415号第五号に定める数値とし、重力加速度を9.8m毎秒毎秒とし、1人当たりの体重を65kg、車いすの重さを110kgとして計算した定員をいう。）並びに1人乗りのエレベーターにあっては車いすに座ったまま使用する1人乗りのものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。
 - ロ 昇降路は、次に定める構造とすること。
 - (1) 高さ1.8m以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあっては、この限りでない。
 - (2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、4cm以下とすること。
 - (3) 釣合おもりを設ける場合にあっては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。
 - (4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。
 - ハ 制御器は、かご及び昇降路の全ての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとする。
 - ニ 次に掲げる安全装置を設けること。
 - (1) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあっては、次に掲げる装置
 - (i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置
 - (ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置
 - (iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置
 - (2) かごが着脱式のものにあっては、かごとレールが確実に取り付けられていなければかごを昇降させることができない装置
 - (3) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあっては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置
 - 十 階段及び傾斜路に沿って1人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が9m以下のもの 令第129条の6第五号及び第129条の7第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。
 - イ 昇降はボタン等の操作によって行い、ボタン等を操作し続けている間だけ昇降する構造とすること。
 - ロ 人又は物がかごと階段又は床との間に強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けること。
 - ハ 転落を防止するためのベルトを、背もたれ、ひじ置き、座席及び足を載せる台を有するいすに設けること。
- 第2 令第129条の3第2項第二号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、次の各号に掲げるエスカレーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。
- 一 勾配が30度を超えるエスカレーター 令第129条の12第1項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定によるほか、次に定める構造であること。

- イ 勾配は、35度以下とされていること。
 - ロ 踏段の定格速度は、30m以下とされていること。
 - ハ 揚程は、6m以下とされていること。
 - ニ 踏段の奥行きは、35cm以上とされていること。
 - ホ 昇降口においては、2段以上の踏段のそれぞれの踏段と踏段の段差（踏段の勾配を15度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。）を4mm以下とされていること。
 - ヘ 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定する車いす使用者用エスカレーターでないこと。
- 二 踏段の幅が1.1mを超えるエスカレーター 令第129条の12第1項第一号、第三号、第五号及び第六号の規定によるほか、次に定める構造であること。
- イ 勾配は、4度以下とされていること。
 - ロ 踏段と踏段の段差は、4mm以下とされていること。
 - ハ 踏段の幅は、1.6m以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25cm以下とされていること。
- 三 速度が途中で変化するエスカレーター 令第129条の12第1項第六号の規定によるほか、次に定める構造であること。
- イ 毎分の速度が50m以上となる部分にあつては、手すりの上端部の外側から壁その他の障害物（毎分の速度が50m以上となる部分において連続している壁で踏段の上の人が挟まれるおそれのないものを除く。）までの距離は、50cm以上とされていること。
 - ロ 踏段側部とスカートガードのすき間は、5mm以下とされていること。
 - ハ 踏段と踏段のすき間は、5mm以下とされていること。
 - ニ 踏段と踏段の段差は、4mm以下とされていること。
 - ホ 勾配は、踏段の速度が変化する部分にあつては4度以下とし、それ以外の部分にあつては8度以下とされていること。
 - ヘ 踏段の幅は、1.6m以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25cm以下とされていること。
 - ト 踏段の両側に手すりを設け、その手すりが次の（1）又は（2）のいずれかの基準に適合するものであること。
 - （1）手すりの上端部が、通常の場合において当該手すりの上端部をつかむ人が乗る踏段と同一方向に同一速度で運動するようにしたものとされていること。
 - （2）複数の速度が異なる手すりを、これらの間に固定部分を設ける等により挟まれにくい構造として組み合わせたもので、次の手すりを持ち替えるまでの間隔が2秒以上（おおむね手すりと同じの高さとした手すりの間の固定部分の長さを15cm以下としたものを除く。）で、かつ、それぞれの手すりの始点から終点に至るまでの手すりとの進む距離の差が40cm以下であること。
 - チ 踏段の毎分の速度は、昇降口において、50m以下とされていること。
 - リ 踏段の速度の変化により踏段の上の人に加わる加速度は、速度が変わる部分の踏段の勾配が3度以下の部分にあつては0.5m毎秒毎秒以下、3度を超え4度以下の部分にあつては0.3m毎秒毎秒以下とされていること。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成21年国土交通省告示第859号）

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

附 則（平成24年国土交通省告示第678号）

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年国土交通省告示第1053号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年国土交通省告示第1274号）

この告示は、公布の日から施行する。（平成27年12月28日）

附 則（平成28年国土交通省告示第707号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年国土交通省告示第601号）

この告示は、公布の日から施行する。（平成29年6月2日）

ただし、第1第九号イ及びハの改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第203号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

⑥ エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件

平成12年5月31日建設省告示第1414号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129号条の4第1項第二号、第2項及び第3項第七号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の4第1項第二号のエレベーター強度検証法の対象となるエレベーターは、かごを鎖でつるエレベーターとする。

第2 かごを主索でつるエレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 令第129条の4第2項第二号に規定する α_1 及び α_2 （以下単にそれぞれ「 α_1 」及び「 α_2 」という。）の数值は、次に掲げる数值とすること。

イ α_1 は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数值とする。

(1) (2) 以外の場合 2.0

(2) エレベーターが次に掲げるものである場合 1.6

(i) かごの定格速度が45m以下であること。

(ii) かごの積載荷重が3,100N以下であること。

(iii) 昇降行程が13m以下であること。

ロ α_2 は、レールにあっては次に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数值とし、レール以外の部分にあっては2.0とする。

(1) 非常止め装置が次第ぎき非常止め装置の場合 3.0

(2) 非常止め装置が早ぎき非常止め装置の場合 6.0

二 かごを主索でつるエレベーターのかごの床版及び枠、支持ばり並びにレールに係る令第129条の4第2項第三号に基づき規定する安全率（以下単に「安全率」という。）は、次の表に定める数值とする。ただし、レールの安全率については、強度試験に基づき許容応力度を定めた場合においては、材料の破壊強度をその許容応力度で除した数值とすることができる。

イ かごの床版及び枠

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
3.0	2.0

ロ 支持ばり

	種 類	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
(一)	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼材の部分	3.0	2.0
(二)	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリートの部分	7.0	1.5

ハ レール

種 類	常時の安全率（レールにかごの固定荷重又は積載荷重が常時作用する構造のものに限る。）	安全装置作動時の安全率
-----	---	-------------

(一)	(二)項以外のもので鋼製とし、鋼製の支持金物で昇降路に取りつけられたもの	3.0	2.0
(二)	令第3章第8節第3款の規定に基づき短期に生ずる力に対する許容応力度が定められた鋼材その他の金属を用いたもの	材料の破壊強度を令第3章第8節第3款の規定に基づき定められた短期に生ずる力に対する許容応力度で除した数値に1.5を乗じた数値	材料の破壊強度を令第3章第8節第3款の規定に基づき定められた短期に生ずる力に対する許容応力度で除した数値

三 かごを主索でつるエレベーターのイに掲げるエレベーターの主索及びその端部に係る安全率は、ロに定める数値とし、第129条の4第2項第四号に規定する限界安全率（以下単に「限界安全率」という。）はハに定める数値とする。

イ 主索及びその端部並びに綱車又は巻胴の直径が次に掲げるものであること。

- (1) 主索をワイヤロープとし、直径は、10mm以上であること。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかのエレベーターに用いるものにあつては、直径は、8mm以上とすることができる。
 - (i) かごの定格速度が30m以下、かごの積載荷重が2,000N以下で、かつ、昇降行程が10m以下であるもの
 - (ii) かごの定格速度が15m以下で、かつ、かごの積載荷重が2,400N以下であるもの
- (2) 端部（クランプ止めとした巻胴式エレベーターの巻胴側の端部を除く。）は、次に掲げるエレベーターにあつては、それぞれ(i)又は(ii)に掲げるものであること。
 - (i) (ii)以外エレベーター 鋼製ソケットにバビット詰又は鋼製の楔式ソケット
 - (ii) (1)(i)又は(ii)に掲げるエレベーター 鋼製ソケットにバビット詰、鋼製の楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又はケミカル固定のロープソケット
- (3) 綱車又は巻胴の直径は、主索の直径の40倍以上であること。ただし、次に掲げるものにあつては、それぞれ(i)から(iv)までに掲げる倍率以上とすることができる。
 - (i) 綱車で、主索に接する部分の長さがその周の長さの4分の1以下であるもの 36倍
 - (ii) 第1号イ(2)の基準に適合するエレベーターの綱車又は巻胴 36倍
 - (iii) (1)(i)又は(ii)に掲げるエレベーターの綱車又は巻胴 30倍
 - (iv) (1)(ii)に掲げるエレベーターの綱車又は巻胴で、主索に接する部分の長さがその周の長さの4分の1以下であるもの 20倍

ロ 主索及びその端部に係る安全率は、次の表に定める数値とする。

(1) 主索

エレベーターの種類		常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
		設置時	使用時	設置時	使用時
(一)	(二)項以外エレベーター	5.0	4.0	3.2	2.5
(二)	巻胴式エレベーターその他の主索に対し摩擦力による動力の伝達がないエレベーター（以下「巻胴式エレベーター等」という。）	5.0	4.0	2.5	2.5

(2) 主索の端部

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
4.0	3.0	2.0	2.0

ハ エレベーターの主索及びその端部に係る限界安全率は、次の表に定める数値とする。

(1) 主索

エレベーターの種類		設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
(一)	(二) 項以外のエレベーター	3.2	2.5
(二)	巻胴式エレベーター等	2.5	2.5

(2) 主索の端部

設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
2.0	2.0

第3 油圧エレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

- 一 α_1 は、プランジャー（有効細長比を安全上支障がない場合を除き、250以下としたもの）に限り、このシリンダーからの離脱を防止する装置を含む。以下同じ。）、シリンダーその他のかごを支える部分、これらに直接支えられるかご並びに圧力配管及び油圧ゴムホースにあっては1.3、その他の部分にあっては第2第一号イに掲げる数値とし、 α_2 は、第2第一号ロに掲げる数値とする。

- 二 かごを鎖でつるエレベーターの鎖以外の部分に係る安全率は、第2第二号及び第三号に定めるほか、次の表に定める数値とし、限界安全率は、第2第三号に定める数値とする。

イ プランジャー、シリンダーその他のかごを支える部分及び圧力配管

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
3.0（脆性金属にあっては、5.0とする。）	2.0（脆性金属にあっては、3.3とする。）

ロ 油圧ゴムホース

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
6.0	4.0

- 三 かごを鎖でつるエレベーターのイに掲げる鎖に係る安全率は、ロに定める数値とし、限界安全率は、ハに定める数値とする。

イ 鎖及びその端部は、次に掲げるものであること。

- (1) ローラーチェーンであること。
(2) 端部は、1本ごとに鋼製留金具により緊結すること。

ロ 鎖及びその端部に係る安全率は、次の表に定める数値とする。

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
5.0	4.0	2.5	2.5

ハ 鎖及びその端部に係る限界安全率は、次の表に定める数値とする。

設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
2.5	2.5

第4 かごを鎖でつるエレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

- 一 α_1 及び α_2 は、それぞれ第2第一号に定める数値とする。
二 安全率は、第2第二号及び第3第三号に定める数値とする。
三 限界安全率は、第3第三号に定める数値とする。

第5 令第129条の4第3項第七号に規定する屋外に設けるエレベーターの風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあっては、固定荷重、積載荷重及び風圧力によって、主要な支持部分（令第129条の4第1項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。）に生ずる力を計算すること。

- 二 主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$G_1 + \alpha_1 (G_2 + P) + W$$

この式において、 W は、令第87条に規定する風圧力によって生ずる力を、 G_1 、 α_1 、 G_2 及び P は、令第129条の4第2項の表に規定するものとする。

- 三 前号の規定によって計算した各応力度が、令第3章第8節第3款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼

材等を用いる場合にあっては、当該材料の引張強さを第1から第4までに規定する安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成25年国土交通省告示第1054号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

⑦ 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件

平成20年12月19日国土交通省告示第1494号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の4第3項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 接合部は、かご及び釣合おもり（釣合おもりを設けないエレベーターにあっては、かご）に設けるガイドシュー、ガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）と昇降路（昇降路を設けないエレベーターにあっては、壁又は床）に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとする。
- 二 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーターにあっては、接合部は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。
 - イ ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。
 - ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも10mm以上長いものであること。
- 三 かごを主索で吊るエレベーター及び油圧エレベーター以外のエレベーターにあっては、接合部は、地震その他の震動による衝撃により外れるおそれがないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

⑧ 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件

平成21年5月14日国土交通省告示第541号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の12第2項において準用する同令第129条の4第3項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 踏段をくさりその他これに類するもので吊るエスカレーターにあっては、次に掲げるものとする。
 - イ 接合部は、ローラーとトラス又ははりに設ける踏段レールが接合し、かつ、ローラーが可動するものであること。
 - ロ 地震その他の震動によりローラーが踏段レールから脱落するおそれのない構造であること。
- 二 踏段をベルトでつくり、当該ベルトを吊るエスカレーターにあっては、次に掲げるものとする。
 - イ 接合部は、ベルトをローラーで支持し、かつ、ベルトが可動するものであること。
 - ロ 地震その他の震動によりベルトがローラーから脱落するおそれのないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

⑨ 滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件

平成 21 年 6 月 8 日国土交通省告示第 621 号

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 144 条第 2 項において準用する同令第 129 条の 4 第 3 項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

一 接合部は、次に掲げるもののいずれかとする。

イ 客席部分及び釣合いおもり(釣合いおもりを設けない遊戯施設にあっては、客席部分)に設けるガイドシュー、ガイドローラーその他これに類するもの(以下「ガイドシュー等」という。)と、主要な支持部分(建築基準法施行令第 144 条第 1 項第一号に規定する主要な支持部分をいう。以下この号において同じ。)に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するもの

ロ ガイドロープがガイドシュー等を貫通し、かつ、ガイドシュー等が鉛直方向に可動するもの

ハ 客席部分と主要な支持部分又は主要な支持部分を相互に地震その他の震動により外れるおそれのないよう必要な措置を講じたピンにより接合し、かつ、客席部分又は主要な支持部分が可動するもの

二 前号イに掲げる接合部は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。

イ ガイドシュー等とガイドレールが帳合するものであること。

ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも 10 mm 以上長いものであること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、地震その他の震動により外れるおそれのないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

⑩ 滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件

平成 20 年 12 月 22 日国土交通省告示第 1498 号

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 4 第 3 項第四号の規定に基づき、滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑車を使用してかごを吊るエレベーターが地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものとする。

二 滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部から溝の深さ(滑車の溝がその最深部に索が接しない形状である場合にあっては、当該溝に索が接した状態における索から溝の最深部までの最短距離を除いたもの。以下同じ。)は、3mm 以上で、かつ、索の直径(平形の索にあっては、その短幅。以下同じ。)の 3 分の 1 以上とすること。

三 索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製の枠その他これに類するもの(以下「ロープガード」という。)を設けること。

四 ロープガードは、次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の 3 分の 4 以下であること。

ロ 滑車の索に面する部分の端部のうち、イに掲げるもの以外のものとの最短距離が索の直径の 20 分の 17 以下であること。

五 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上である巻胴式エレベーターにあっては、前二号の規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

⑪ 滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を定める件

平成21年6月8日国土交通省告示第622号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条第2項において準用する同令第129条の4第3項第四号の規定に基づき、滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑車を使用して客席部分を吊る遊戯施設が地震その他の震動によって索が滑車から外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものとする。
- 二 滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さ（滑車の溝がその最深部に索が接しない形状である場合にあっては、当該溝に索が接した状態における索から溝の最深部までの最短距離を除いたもの。以下同じ。）は、3mm以上で、かつ、索の直径の3分の1以上とすること。
- 三 索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製の枠その他これに類するもの（以下「ロープガード」という。）を設けること。
- 四 ロープガードは、次に掲げる基準に適合するものとする。
 - イ 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の4分の3以下であること。
 - ロ 滑車の索に面する部分の端部のうち、イに掲げるもの以外のものとの最短距離が索の直径の20分の17以下であること。
- 五 滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上である巻胴式の駆動装置による遊戯施設にあっては、前二号の規定は適用しない。
- 六 主要な支持部分（建築基準法施行令第144条第1項第一号に規定する主要な支持部分をいう。）に走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に索が滑車から外れるおそれのないよう、客席部分の走行速度、円周速度及び傾斜角度を保つことができるものとする。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

⑫ 地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件

平成25年9月28日国土交通省告示第1048号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の4第3項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。ただし、実験により釣合おもりが第二号に規定する地震力によって脱落しないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 釣合おもりは、釣合おもりの枠（たて枠、上下の枠その他の釣合おもり片の脱落を防止する部材をいい、これらの接合部を含む。以下同じ。）及び釣合おもり片により構成されること。
- 二 次に定めるところにより構造計算を行うこと。
 - イ 固定荷重及びロに規定する地震力によって、釣合おもりの枠に生ずる力を計算すること。
 - ロ 釣合おもりの枠の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

G+K

この式において、Gは釣合おもりの固定荷重に1.3（特別な調査又は研究の結果に基づき、地震時に釣合おもりに生ずる加速度を考慮した数値を定めた場合は、その数値）を乗じたものによって生ずる力を、Kは地震力によって生ずる力を表すものとする。

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、水平方向及び鉛直方向について次の式によって計算した数値とするものとする。

$$P = kw$$

この式において、及びは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力（単位 N）

K 令第88条第1項に規定するZの数値に、次に掲げる設計用水平標準震度又は設計用鉛直標準震度の数値以上の数値を乗じて得た数値とする。

設計用水平標準震度 0.6

設計用鉛直標準震度 0.3

W 釣合おもりの固定荷重（単位 N）

ハ 釣合おもりの枠の部分ごとに口の規定によって計算した各短期の応力度が、令第3章第8節第3款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、釣合おもりの枠に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあっては、当該材料の引張強さを2.0で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

三 釣合おもりのたて枠は、釣合おもり片及び釣合おもりの上下の枠を全て貫通するボルトによるボルト接合その他のたわみ（前号に規定する地震力によって釣合おもりのたて枠に生ずると想定されるたわみをいう。以下同じ。）によって釣合おもり片が脱落するおそれがない措置を講ずる場合を除き、釣合おもり片と接する部分のたわみの方向の長さが、たわみよりも10mm以上長いものとする。この場合において、特別な調査又は研究の結果に基づき接合部の剛性及び耐力に関する性能を確かめた場合を除き、たて枠及び上下の枠の接合部をピンによる接合とみなして構造計算を行うこと。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

⑬ エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1047号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の4第3項第六号に規定するエレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 令第129条の5第1項に規定する固定荷重及び同条第2項に規定する積載荷重並びに次号に規定する地震力によって、主要な支持部分（令第129条の4第1項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。）に生ずる力を計算すること。

二 前号の主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$G + P + K$$

この式において、G及びPは、それぞれ令第129条の5第1項に規定する固定荷重及び同条第2項に規定する積載荷重によって生ずる力を、Kは、次の力を表すものとする。この場合において、固定荷重及び積載荷重のうち昇降する部分の荷重にあっては、当該荷重に1.3を乗じたものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、地震時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮した数値を定める場合にあっては、この限りでない。

K 地震力によって生ずる力

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、水平方向及び鉛直方向について次の式によって計算した数値とするものとする。

$$P = kw$$

この式において、及びは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力（単位 N）

K 令第88条第1項に規定するこの数値に、次の表の階又は屋上の欄の区分に応じて、それぞれ同表の設計用水平標準震度又は設計用鉛直標準震度の欄に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とする。

階又は屋上	設計用水平標準震度	設計用鉛直標準震度
地階及び一階	0.4	0.2
その他の階及び屋上	0.6	0.3

W エレベーターの固定荷重と積載荷重との和（積載荷重にあっては、地震その他の震動によって人又は物からかごに作用する力の影響に基づいた数値を算出した場合は、その数値）（単位 N）

三 第一号の主要な支持部分ごとに前号の規定によって計算した各短期の応力度が、令第3章第8節第3款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあっては、当該材料の引張強さを平成12年建設省告示第1414号に規定する安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

⑭ 用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件

平成12年5月31日 建設省告示第1415号

改正：平成14年5月31日国土交通省告示第479号

平成21年8月4日国土交通省告示第859号

平成27年12月28日国土交通省告示第1274号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の5第2項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の5第2項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかごの積載荷重（単位 N）は、それぞれ当該各号に定める数値とする。

- 一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターのかごの面積をトランクの面積を除いた面積として、令第129条の5第2項の表に基づき算定した数値
 - イ 床面から天井までの高さが1.2m以下であること。
 - ロ かごの他の部分とトランクの床面の段差が10cm以下であること。
 - ハ 施錠装置を有する扉を設けること。
 - ニ かごの奥行き（トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。）が2.2m以下であり、かつ、トランク部分の奥行きがかごの奥行きの2分の1以下であること。
- 二 フォークリフトその他のかごに荷物を積み込む機械（以下「フォークリフト等」という。）がかごへの荷物の積み込み時にかごに荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター 次に掲げる数値のうち大きいもの
 - イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重（荷物の積み込み時にかごにかかる荷重に限る。）を加えたものを1.5で除した数値
 - ロ 令第129条の5第2項の表に基づき算定した数値
- 三 昇降行程が10m以下で、かつ、かごの床面積が1.1㎡以下のエレベーター 床面積1㎡につき1,800として計算した数値で、かつ、1,300以上の数値
- 四 昇降行程が20m以下で、かつ、かごの床面積が1.3㎡以下の住宅、下宿又は寄宿舎に設けるエレベーター 床面積1㎡につき2,500として計算した数値で、かつ、1,300以上の数値
- 五 平成12年建設省告示第1413号第1第六号に掲げるエレベーター 床面積1㎡につき1,800として計

- 算した数値で、かつ、1,300以上の数値（計算した数値が1,980を超える場合にあっては、1,980）
- 六 平成12年建設省告示第1413号第1第九号に掲げるエレベーター 次に定める床面積及び種類に応じた次に定める数値
- イ 籠の床面積が1㎡以下で住戸内に設置されるもの 床面積1㎡につき1,800として計算した数値で、かつ、1,300以上の数値
- ロ 籠の床面積が2㎡以下のもの（イに掲げるものを除く。） 1,800
- ハ 籠の床面積が2㎡を超え2.25㎡以下のもの 2,400
- 七 平成12年建設省告示第1413号第1第十号に掲げるエレベーター 900

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成27年国土交通省告示第1274号）

この告示は、公布の日から施行する。（平成27年12月28日）

⑮ かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件

平成20年12月10日国土交通省告示第1455号

改正：平成21年3月10日国土交通省告示第252号

令和元年6月25日国土交通省告示第203号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の6第1項第一号及び第三号の規定に基づき、かご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法及びかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の6第1項第一号に規定するかご内の人又は物による衝撃に対して安全なかごの各部の構造方法は、次に定めるものとする。

一 かごは、次のイからハまでに掲げる部分を除き、壁又は囲い、床及び天井で囲むこと。

イ かごの出入口

ロ 令第129条の6第四号に規定する開口部

ハ かごの壁又は囲い（床面からの高さ180cm以上又は30cm以下の部分に限る。）及び天井に設ける換気上有効な開口部

二 前号のロに掲げる開口部には、かご内から開くことができない構造の戸を設けること。

三 第一号のハに掲げる開口部には、ガラリその他これに類するものを設けること。

四 かごの壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の5cm²の面にこれと直角な方向の300Nの力がかご内から作用した場合において、次のイからロに適合するものとする。

イ 15mmを超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

五 かごの壁又は囲い、床、天井及び出入口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、次のイからロに適合するものとする。

イ 合わせガラス（日本産業規格R3205に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。）に使用するガラスにあっては、厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入ガラス（日本産業規格R3204に適合する網入板ガラスに限る。）とすることができる。

ロ かごの壁又は囲い（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。）に使用するガラスにあっては、手すり（ガラスが用いられる部分以外の部分に堅固に取り付けられるものに限る。）を床面から0.8m以上、1.1m以下の高さの位置に設けること。その他安全上必要な措置が講じられたものであること。

六 かごの壁又は囲いは、その脚部を床板に、頂部を天井板に緊結すること。

七 かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。

八 かごの床面で50lx（乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては25lx）以上の照度を確保することができる照明装置を設けること。

- 九 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、かごの天井の高さは2m以上とすること。
- 第2 令第129条の6第1項第三号に規定するかご内の人又は物がかご外の物に触れるおそれのないかごの壁又は囲い及び出入口の戸に基準は、次のとおりとする。
- 一 かごの出入口の戸は、空隙のないものであること。
 - 二 かごの出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。
 - 三 引き戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、8mm以下のもの
 - ロ かごの出入口の戸と敷居のすき間で、8mm以下のもの
 - ハ かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、8mm以下のもの
 - ニ 2枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、8mm以下のもの
 - 四 上げ戸、下げ戸又は上下戸であるかごの出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ かごの出入口の戸と出入口枠のすき間で、9.5mm以下のもの
 - ロ 上げ戸にあっては、かごの出入口の戸と敷居のすき間で、9.5mm以下のもの
 - ハ 上下戸にあっては、かごの出入口の戸の突合せ部分のすき間で、9.5mm以下のもの
 - ニ 2枚以上の戸が重なり合って開閉する構造のかごの出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、9.5mm以下のもの
 - 五 かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。
 - 六 かごの出入口の戸は、かご昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものであること。
 - 七 自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動（人又は物が戸に挟まれ、又は挟まれるおそれがある場合において、戸の閉鎖を自動的に停止し、当該戸を開くことをいう。）ができるものであること。
 - 八 自動的に閉鎖する構造の引き戸であるかごの出入口の戸は、150N以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の3分の1が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。ただし、第1第五号及び九号並びに第2第二号の規定は、平成22年9月28日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第203号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

⑯ 防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件

平成12年5月31日建設省告示第1416号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の6第二号、第129条の7第二号及び第129条の13第二号の規定に基づき、防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の6第二号に規定する防火上支障のないエレベーターのかごは、次の各号のいずれかに該当するエレベーターのかごとする。

- 一 主要構造部を準耐火構造以外の構造とした建築物に設けるもの
- 二 住宅に設ける昇降機で昇降路のすべての出入口が一の住戸内のみにあるもの
- 三 昇降路のすべての出入口が一の階のみにあるもの
- 四 昇降路のすべての出入口が一の吹抜き（当該部分と壁又は戸で区画されていない部分を含む。）のみにあるもの

第2 令第129条の7第二号に規定する防火上支障のないエレベーターの昇降路は、第1各号（第二号を除

く。)のいずれかに該当するエレベーターの昇降路及び階数が3以下で延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けるエレベーターの昇降路とする。

第3 令第129条の13第二号に規定する防火上支障のない小荷物専用昇降機の昇降路は、第1各号(第二号を除く。)のいずれかに該当する小荷物専用昇降機の昇降路及び階数が3以下で延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設ける小荷物専用昇降機の昇降路とする。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

⑪ 昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件

平成20年12月10日国土交通省告示第1454号

改正：平成21年3月10日国土交通省告示第251号

平成24年6月7日国土交通省告示第681号

令和元年6月25日国土交通省告示第203号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の7第一号の規定に基づき、昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第129条の7第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。

一 昇降路は、次のイからニまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。

イ 昇降路の出入口(非常口を含む。次号から第五号まで及び第十号において同じ。)

ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲

ハ 昇降路の頂部及び底部

ニ 保守点検に必要な開口部(かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものに限る。)であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1) 出入口の床面から開口部の下端までの高さが1.8m以上であるもの

(2) 自動的に閉鎖する戸(当該戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置を設けたものに限る。)を設けるもの

二 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の5cm²の面にこれと直角な方向の300Nの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 15mmを超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、合わせガラス(日本産業規格R3205に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸(床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。)に使用するガラスにあつては、厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入ガラス(日本産業規格R3204に適合する網入板ガラスに限る。)又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとすることができる。

四 昇降路の出入口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。

五 昇降路の出入口の戸は、空隙のないものであること。

六 昇降路の出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台エレベーター以外のエレベーターにあつては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。

七 引き戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、6mm以下のもの

ロ 昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、6mm以下のもの

ハ 昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、6mm以下のもの

ニ 2枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあつては、重なり合う戸のすき間で、6mm以下のもの

八 上げ戸、下げ戸又は上下戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるも

のを除き、すき間が生じないものであること。

イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、9.5mm 以下のもの

ロ 上げ戸にあっては、昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、9.5mm 以下のもの

ハ 上下戸にあっては、昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、9.5mm 以下のもの

ニ 2 枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、9.5mm 以下のもの

九 昇降路の非常口の戸は、開き戸又は引き戸とすること。ただし、開き戸にあっては、昇降路内に向かって開くことができない構造とすること。

十 昇降路の出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

十一 自動的に閉鎖する構造の引き戸である昇降路の出入口の戸は、150N 以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の3分の1が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。ただし、第三号及び第六号の規定は、平成22年9月28日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第203号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

⑩ 昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を定める件

平成20年12月9日国土交通省告示第1447号

改正：平成24年6月7日国土交通省告示第680号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の7第三号の規定に基づき、昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第129条の7第三号に規定する昇降路外の人又は物が昇降路内に落下するおそれのない昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準は、次のとおりとする。

一 施錠装置は、昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に堅固に取り付けられたものであること。

二 施錠装置は、昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、当該戸を自動的かつ機械的に施錠するものであること。

三 施錠装置は、かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いずに当該戸を開こうとした場合においても施錠された状態を保持する力が減少しないものであること。

四 施錠装置は、施錠された昇降路の出入口の戸に昇降路外の人又は物による衝撃が作用した場合において、当該戸が容易に開かないよう、施錠された状態を保持することができるものであること。

五 施錠装置は、腐食若しくは腐朽にくい材料を用いたもの、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置が講じられたものであること。

六 施錠装置の係合部分は、7mm 以上であること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

附 則（平成24年国土交通省告示第680号）

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

⑪ 建築基準法施行令第129条の7第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件

平成20年12月19日国土交通省告示第1495号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の7第五号イ(2)の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

建築基準法施行令第129条の7第五号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 かごと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットで、地震時にその回りに昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該レールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。
- 二 鈎合おもりと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットにあつては、索が回り込まないようにその端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。
- 三 昇降路内に設ける横架材で、地震時にその回りに地震時に昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該横架材の端部を昇降路の立柱に緊結すること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

② エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を定める件

平成21年7月6日国土交通省告示第703号

令和元年6月25日国土交通省告示第203号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の8第1項の規定に基づき、エレベーターの駆動装置及び制御器が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の8第1項に規定するエレベーターの駆動装置及び制御器(以下「駆動装置等」という。)が地震その他の震動によって転倒し又は移動するおそれがない方法は、次に定めるものとする。

- 一 駆動装置等は、機械室の部分(機械室以外の部分に設置することが構造上やむを得ないものにあつては昇降路等の部分。以下同じ。)又は駆動装置等を支持する台(以下「支持台」という。)にボルトで緊結すること。ただし、防振ゴムを用いる場合にあつては、ボルト又はボルト及び形鋼、鋼板その他これらに類するもの(以下「形鋼等」という。)で固定すること。
- 二 支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されたものであること。ただし、防振ゴムを用いる場合にあつては、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定されたものであること。
- 三 駆動装置等及び支持台を設置する機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上の支障となる変形又はひび割れその他の損傷が生じないものであること。
- 四 支持台及び形鋼等は、次のイ又はロのいずれかに適合する材料を用いたものであること。
 - イ 日本産業規格 G3101 に規定する SS330、SS400、SS490 若しくは SS540 に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するものであること。
 - ロ 日本産業規格 G5501 に規定する FC250、FC300 若しくは FC350 に適合する鋳鉄又はこれと同等以上の強度を有するものであること。
- 五 ボルトは、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 座金の使用、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めの措置を講じたものであること。
 - ロ ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度が次の表に掲げる式に適合することが確かめられたものであること。

力の種類	式
長期に生ずる力	$(R_1/R_{a1})^2 + (S_1/S_{a1})^2 \leq 1$
短期に生ずる力	$(R_2/R_{a2})^2 + (S_2/S_{a2})^2 \leq 1$
この表において、 R_1 、 R_{a1} 、 S_1 、 S_{a1} 、 R_2 、 R_{a2} 、 S_2 及び S_{a2} は、それぞれ次の数値を表すものとする。	

R_1 ボルトの軸断面に生ずる長期の引張りの応力度（単位 1mm^2 につき N） R_{a1} 令第90条に規定するボルトの長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位 1mm^2 につき N） S_1 ボルトの軸断面に生ずる長期のせん断の応力度（単位 1mm^2 につき N） S_{a1} 令第九十条に規定するボルトの長期に生ずる力に対するせん断の許容応力度（単位 1mm^2 につき N） R_2 ボルトの軸断面に生ずる短期の引張りの応力度（単位 1mm^2 につき N） R_{a2} 令第90条に規定するボルトの短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位 1mm^2 につき N） S_2 ボルトの軸断面に生ずる短期のせん断の応力度（単位 1mm^2 につき N） S_{a2} 令第90条に規定するボルトの短期に生ずる力に対するせん断の許容応力度（単位 1mm^2 につき N）	
---	--

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第203号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

㊦ エレベーターの制御器の構造方法を定める件

平成12年5月31日建設省告示第1429号
改正：平成20年12月15日国土交通省告示第1469号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の8第2項の規定に基づき、エレベーターの制御器の構造方法を次のように定める。

第1 かごを主索で吊るエレベーター又はかごを鎖で吊るエレベーター（油圧エレベーターを除く。）の制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 かごを主索で吊るエレベーターにあっては、かごに積載荷重の1.25倍（平成12年建設省告示第1415号第2に規定するフォークリフト等がかごの停止時にのみ乗り込む乗用及び寝台用エレベーター以外エレベーターにあっては、1.5倍）の荷重が加わった場合においてもかごの位置が著しく変動しないものとする。ただし、かごの停止位置が着床面を基準として75mm以上下降するおそれがある場合において、これを調整するための床合せ補正装置（着床面を基準として75mm以内の位置において補正することのできるものに限る。以下同じ。）を設けた場合にあっては、この限りでない。
- 二 かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置（次号において「調節装置」という。）を設けること。
- 三 調節装置の構造は、次のイ及びロに掲げる基準に適合するものとする。
 - イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。
 - ロ 建築基準法施行令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。
- 四 かご内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。ただし、次に掲げるエレベーターにあっては、かごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けないものとする。
 - イ 昇降行程が10m以下であるエレベーター
 - ロ かごに天井がないエレベーター

第2 油圧エレベーターの制御器の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 かごの停止時における自然降下を調整するための床合せ補正装置を設けること。
- 二 圧力配管には、有効な圧力計を設けること。
- 三 第一第二号から第四号までに定める構造とすること。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成20年12月15日国土交通省告示第1469号）

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

㊦ エレベーターの制動装置の構造方法を定める件

平成12年5月31日建設省告示第1423号

改正：平成14年5月31日国土交通省告示第480号

平成21年8月4日国土交通省告示第859号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の10第2項の規定に基づき、エレベーターの制動装置の構造方法を次のように定める。

エレベーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。

第1 かごを主索でつり、その主索を綱車又は巻胴で動かすエレベーターの制動装置の構造方法は、次の各号に掲げるエレベーターの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 かごが停止する最上階にこれが停止したときのかごの枠の上端から昇降路の頂部にある床又ははりの下端までの垂直距離（以下「頂部すき間」という。）が次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの垂直距離（以下「ピットの深さ」という）が、イに掲げる基準に該当するエレベーター（第二号に掲げる基準に該当するエレベーターを除く。） 第2に定める構造方法

イ 頂部すき間及びピットの深さが、かごの定格速度に応じて、次の表に定める数値以上であること。ただし、ピットの深さを第2第六号に定める緩衝器を設置することができる数値以上とする場合にあっては、当該数値以上とすることができる。

かごの定格速度	頂部すき間（単位 m）	ピットの深さ（単位 m）
45m以下の場合	1.2	1.2
45mを超え、60m以下の場合	1.4	1.5
60mを超え、90m以下の場合	1.6	1.8
90mを超え、120m以下の場合	1.8	2.1
120mを超え、150m以下の場合	2.0	2.4
150mを超え、180m以下の場合	2.3	2.7
180mを超え、210m以下の場合	2.7	3.2
210mを超え、240m以下の場合	3.3	3.8
240mを超える場合	4.0	4.0

ロ イにかかわらず、主索のかごをつる側の反対側につり合おもりをつる構造のエレベーターの頂部すき間の基準にあって(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)の式によって計算した数値以上と、巻胴式エレベーターの頂部すき間の基準にあってはかごが停止する最上階を超えて上昇した場合においてもかごが昇降路の頂部に衝突しない数値以上とすることができる。

- (1) 緩衝器を(2)以外のものとした場合及び緩衝器を設けずに緩衝材を設けた場合

$$H = S + R + V^2 / 720 + C$$

- (2) 緩衝器を第2第六号ロに定めるものとした場合

$$H = S + R + V^2 / 1,068 + C$$

(1)及び(2)の式において、H、S、R、V及びCの値は、それぞれ次の数値を表すものとする。

H 頂部すき間（単位 cm）

S つり合おもり側の緩衝器のストローク又は緩衝材の厚さ（単位 cm）

R かごが最上階に停止した場合におけるつり合おもりとつり合おもり側の緩衝器又は緩衝材のすき間の垂直距離（単位 cm）

V かごの定格速度 (単位 m/min)

C かご上で運転をする場合で頂部安全距離 1.2m以上を確保し、かつ、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に停止するリミットスイッチを設けた場合又はかご上で運転をしない場合においては 2.5、それ以外の場合においては 60 (単位 cm)

二 次に掲げる基準に該当するエレベーター 第3に定める構造方法

イ 昇降行程が5m以下であること。

ロ かごの定格速度が15m以下であること。

ハ かごの床面積が1.5㎡以下であること。

ニ 頂部すき間及びピット深さが前号に掲げる基準に該当すること。

第2 第1 第一号に定めるエレベーターの制動装置の構造方法は、次に掲げる安全装置を設けた構造とすることとする。

一 かごを昇降路の出入口に自動的に停止させる装置又は操縦機操作をする者が操作をやめた場合において操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復する装置

二 かごの速度が異常に増大した場合において毎分の速度が定格速度に相当する速度の1.3倍(かごの定格速度が45m以下のエレベーターにあつては、63m)を超えないうちに動力を自動的に切る装置

三 動力が切れたときに慣性による原動機の回転を自動的に制止する装置

四 次のイ又はロに定める装置

イ かごの降下する速度が第二号に掲げる装置が作動すべき速度を超えた場合(かごの定格速度が45m以下のエレベーターにあつては、かごの降下する速度が同号に掲げる装置が作動すべき速度に達し、又はこれを超えた場合)において毎分の速度が定格速度に相当する速度の1.4倍(かごの定格速度が45m以下のエレベーターにあつては、68m)を超えないうちにかごの降下を自動的に制止する装置(かごの定格速度が45mを超えるエレベーター又は斜行式エレベーターにあつては次第ぎき非常止め装置、その他のエレベーターにあつては早ぎき非常止め装置又は次第ぎき非常止め装置に限る。ロにおいて同じ。)

ロ 積載荷重が3,100N以下、かごの定格速度が45m以下で、かつ、昇降行程が13m以下のエレベーターにあつては、主索が切れた場合においてかごの降下を自動的に制止する装置

五 かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置

六 次のイ又はロ(かごの定格速度が60mを超える場合にあつては、ロ)に掲げる装置。ただし、かごの定格速度が30m以下で、かごの降下する毎分の速度が定格速度に相当する速度の1.4倍を超えないうちにかごの降下を自動的に制止する装置を設けたエレベーターにあつては、適当な緩衝材又は緩衝器とすることができる。

イ ストロークがかごの定格速度に応じて次の表に定める数値以上であるばね緩衝器

かごの定格速度	ストローク (単位 cm)
30m以下の場合	3.8
30mを超え、45m以下の場合	6.6
45mを超え、60m以下の場合	10.0

ロ ストロークが次の式によって計算した数値以上である油入緩衝器

$$L = V^2 / 534$$

この式において、L及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L ストローク (単位 cm)

V かごの定格速度 (単位 m/min)

七 巻胴式エレベーターにあつては、主索が緩んだ場合において動力を自動的に切る装置

第3 第1 第二号に定めるエレベーターの制動装置の構造方法は、次のいずれかに掲げる構造とすることとする。

一 主索が切れた場合においてかごの降下を自動的に制止する安全装置を設けること。

二 第2 第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる安全装置を設けること。

第4 かごを主索又は鎖を用いることなく油圧により直接動かすエレベーター(以下「直接式油圧エレベーター」という。)の制動装置の構造方法は、次の各号(かごの定格速度が30m以下の直接式油圧エレベーターその他安全上支障がない直接式油圧エレベーターにあつては、第二号ハを除く)に定めるものとする。

- 一 昇降路の頂部すき間を、プランジャーの余裕ストロークによるかごの走行距離に 2.5 cmを加えた数値以上とすること。
- 二 次に掲げる安全装置を設けること。
 - イ かごの上昇時に油圧が異常に増大した場合において、作動圧力（ポンプからの吐出圧力をいう。以下同じ。）が常用圧力（積載荷重を作用させて定格速度で上昇中の作動圧力をいう）の 1.5 倍を超えないようにする装置
 - ロ 動力が切れた場合に油圧ジャッキ内の油の逆流によるかごの降下を自動的に制止する装置
 - ハ 油温を摂氏 5 度以上摂氏 60 度以下に保つための装置
 - ニ プランジャーのシリンダーからの離脱を防止するための装置
 - ホ 電動機の空転を防止するための装置
 - ヘ かご上運転をする場合において、頂部安全距離 1.2m以上を確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に制御するための装置
 - ト 第2第六号に掲げる装置

第5 かごを主索又は鎖でつり、その主索又は鎖を油圧で動かすエレベーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 昇降路の構造を次に定めるものとする
 - イ 頂部すき間が、次の式によって計算した数値以上であること。

$$H = S + V^2 / 706 + 2.5$$

この式において、H、S及びVは、それぞれ次の数値を表わすものとする。
 H：頂部すき間（単位 cm）
 S：プランジャーの余裕ストロークによるかごの走行距離（単位 cm）
 V：かごの定格速度（単位 m/min）
 - ロ ピット深さが第1第一号（同号イの表中の「かごの定格速度」にあつては「かごの下降定格速度（積載荷重を作用させて下降する場合の毎分の最高速度をいう。）」と読み替える。）に規定するピット深さであること。
- 二 第2第五号及び第4第二号に掲げる安全装置及び次に掲げる安全装置を設けたものとする。
 - イ 第2第四号イ又はかごの定格速度が 45m以下のエレベーターにあつては主索が切れた場合においてかごの降下を自動的に静止する装置
 - ロ 主索又は鎖が緩んだ場合において動力を自動的に切る装置
 - ハ 主索又は鎖が伸びた場合において、プランジャーの行過ぎを防止する装置。ただし、プランジャーの余裕ストロークにより安全上支障ないものにあつては、この限りでない。

第6 段差解消機（平成 12 年建設省告示第 1413 号第1第九号に定めるエレベーターをいう。）の制動装置の構造方法は、次に掲げる装置を設けた構造とすることとする。

- 一 動力が切れた場合にかごの降下を自動的に制止する装置
- 二 主索又は鎖が切れた場合に自動的に停止する構造の場合を除き、かごの降下を自動的に制止する装置
- 三 かごを油圧により動かす段差解消機にあつては、第4第二号イからへまでに掲げる装置
- 四 かごを主索又は鎖でつり、その主索又は鎖を油圧で動かすエレベーターにあつては、第5第二号ロ及びハに掲げる装置
- 五 かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置
- 六 かごが昇降路の底部に衝突した場合においても、かご内の人が安全であるように衝撃を緩和する緩衝器又は緩衝材
- 七 乗降口及びかご内においてかごの昇降を停止させる装置

第7 いす式階段昇降機（平成 12 年建設省告示第 1413 号第1第九号に定めるエレベーターをいう。）の制動装置の構造方法は、次に掲げる装置を設けた構造とすることとする。

- 一 操縦機操作をする者が操作をやめた場合において操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復する装置
- 二 主索又は鎖が緩んだ場合において動力を自動的に切る装置
- 三 動力が切れたときに慣性による原動機の回転を自動的に制止する装置
- 四 かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合においてこれに衝突しないうちにかご

の昇降を自動的に制御し、及び制止する装置

五 主索又は鎖が切れた場合においてかごの降下を自動的に制止する装置

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平21国土交通省告示第859号）

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

㊤ 地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこの戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件

平成20年12月26日国土交通省告示第1536号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の10第3項第二号及び同条第四項の規定に基づき、地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに同加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこの戸を開くことができることとする装置の構造方法を次のように定める。

第1 建築基準法施行令第129条の10第3項第二号に規定する地震その他の衝撃により生じた加速度（以下単に「加速度」という。）は、建築物の基礎に鉛直方向又は水平方向に生ずる0.1m毎秒毎秒以上3.0m毎秒毎秒以下の加速度に相当するものとする。

第2 加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこの戸を開くことができることとする装置（以下「地震時等管制運転装置」という。）の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。
- 二 加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあっては、この限りでない。
- 三 地震時等管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。

イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあっては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこの戸を開くことができるものであること。

ロ かごが昇降している場合にあっては、加速度の検知後十秒（出入口のない昇降路の部分（その部分の昇降行程が、かごを10秒以内に安全に停止させることができる距離よりも長く、かつ、42m以下であるものに限る。）を昇降する場合にあっては、加速度の検知後30秒）以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に0.8m毎秒毎秒以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあっては、当該支障が起こるおそれがなくなった後90秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこの戸を開くことができるものであること。

ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。

四 地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。

附 則

この告示は、平成21年9月28日から施行する。

㊤ 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1050号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障のない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、同令第129条の7第四号の規定を適用しないことにつき昇降路について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- 一 昇降路又はかごの出入口の戸が下げ戸又は上下戸である場合であって、戸が開いた状態において、下げ戸の上端が出入口の床先又はかごの床先と同じ高さになる場合にあっては、出入口の床先とかごの床先との水平距離から当該下げ戸の上端の部分の厚さ及び当該下げ戸と出入口枠のすき間（二枚以上の下げ戸が重なり合って開閉する構造の昇降路又はかごの出入口の戸である場合であって、戸が開いた状態において、すべての下げ戸の上端が出入口の床先又はかごの床先と同じ高さになる場合にあっては、当該重なり合う下げ戸のすき間を含む。）を除いた長さが4cm以下であること。
- 二 人又は物による衝撃により、安全上の支障となる損傷が生じない平板状の鋼板その他これに類するものを出入口の床先とかごの床先の間に設けるものであること。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

㊥ 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1051号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、同令第129条の8第2項第二号の規定を適用しないことにつき制御器について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤（かごの昇降の操作を行う装置並びにかご及び昇降路の出入口の戸を閉じる装置に限る。以下同じ。）を設置するものであること。
- 二 かごが停止していない階においては、かごを操作できないものであること。
- 三 かごの戸及びかごが停止している階の昇降路の戸が閉じていなければ昇降の操作ができないものであること。
- 四 かご内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

㊦ 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件

平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1052 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 11 の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障のない構造方法を次のように定める。

第 1 令第 129 条の 10 第 3 項第一号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤（かごの昇降の操作を行う装置並びにかご及び昇降路の出入口の戸を閉じる装置に限る。以下同じ。）を設置するものであること。
- 二 かご内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

第 2 令第 129 条の 10 第 3 項第二号及び第三号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤を設置するものであること。
- 二 かご内に人が乗り昇降できないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

㊧ 通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーター^この勾配に応じた踏段の定格速度を定める件

平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1417 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 12 第 1 項第一号及び第五号の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーター^この勾配に応じた踏段の定格速度を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 12 第 1 項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を 30m 以下とし、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

- 一 踏段側部とスカートガードのすき間は、5mm 以下とすること。
- 二 踏段と踏段^このすき間は、5mm 以下とすること。
- 三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が 50cm 以下の部分にあつては、保護板を次のように設けること。
 - イ 交差部の下面に設けること。
 - ロ 端は厚さ 6mm 以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に 20cm 以下の高さまで届く長さの構造とすること。
 - ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

第 2 令第 129 条の 12 第 1 項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度とする。

- 一 勾配が 8 度以下のもの 50m
- 二 勾配が 8 度を超え 30 度（踏段が水平でないものにあつては 15 度）以下のもの 45m

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

㊤ 地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1046号

改正：平成28年8月3日国土交通省告示第917号

令和元年6月25日国土交通省告示第203号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の12第1項第六号に規定する地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法は、エスカレーターが床又は地盤に自立する構造である場合その他地震その他の震動によって脱落するおそれがないことが明らかである場合を除き、次のいずれかに定めるものとする。

第1 次に定める構造方法とすること。

一 一の建築物に設けるものとする。

二 エスカレーターのトラス又ははり（以下「トラス等」という。）を支持する構造は、トラス等の一端を支持部材を用いて建築物のはりその他の堅固な部分（以下「建築物のはり等」という。）に固定し、その他端の支持部材を建築物のはり等の上にトラス等がしゅう動する状態（以下「一端固定状態」という。）で設置したもの又はトラス等の両端の支持部材を建築物のはり等の上にトラス等がしゅう動する状態（以下「両端非固定状態」という。）で設置したものであること。

三 トラス等がしゅう動する状態で設置する部分（以下「非固定部分」という。）において、エスカレーターの水平投影の長辺方向（以下単に「長辺方向」という。）について、トラス等の一端の支持部材を設置した建築物のはり等とその他端の支持部材を設置した建築物のはり等との相互間の距離（以下単に「建築物のはり等の相互間の距離」という。）が地震その他の震動によって長くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下この号において「かかり代長さ」という。）が、次のイ又はロに掲げる場合にに応じてそれぞれ次の表に掲げる式に適合するものであること。

イ 一端固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	かかり代長さ
(一)	$\sum \gamma H - C \leq 0$ の場合	$B \geq \sum \gamma H + 20$
(二)	$0 < \sum \gamma H - C \leq 20$ の場合	$B \geq \sum \gamma H + 20$
(三)	$20 < \sum \gamma H - C$ の場合	$B \geq 2 \sum \gamma H - C$
一 この表において、C、γ、H及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。 C 非固定部分における建築物のはり等の相互間の距離が地震その他の震動によって長辺方向に短くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下「隙間」という。）（単位 mm） γ エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm） B かかり代長さ（単位 mm） 二 (二)項及び(三)の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度検証法（第三に規定するトラス等強度検証法をいう。）によって確かめた場合に限る。		

ロ 両端非固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	かかり代長さ
(一)	$\sum \gamma H - C - D \leq 0$ の場合	$B \geq \sum \gamma H + D + 20$
(二)	$0 < \sum \gamma H - C - D \leq 20$ の場合	$B \geq 2 \sum \gamma H + D + 20$
(三)	$20 < \sum \gamma H - C - D$ の場合	$B \geq 2 \sum \gamma H - C$
一 この表において、C、D、γ、H及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。 C 計算しようとする一端の隙間（単位 mm）		

	D 他端の隙間（単位 mm） γ エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm） B かかり代長さ（単位 mm） 二 （二）項及び（三）の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度安全検証法によって確かめた場合に限る。													
四	非固定部分は、エスカレーターの水平投影の短辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等に衝突しないようにすること。													
五	前二号、第2第四号及び第3の設計用層間変形角は次のいずれかによるものとする。													
イ	令第82条の2の規定によって算出した長辺方向の層間変位の各階の高さに対する割合の5倍（その数値が100分の1に満たない場合にあっては、100分の1）以上とすること。													
ロ	地震力の大部分を筋かいで負担する鉄骨造の建築物であって、平成19年国土交通省告示第593号第1号イ又はロで規定する建築物に該当するものに設けられたエスカレーターにあっては、100分の1以上とすること。													
ハ	鉄筋コンクリート造の建築物であって、平成19年国土交通省告示第593号第2号イで規定する建築物に該当するものに設けられたエスカレーターにあっては、100分の1以上とすること。													
ニ	特別な調査又は研究の結果に基づき地震時における長辺方向の設計用層間変形角を算出することができる場合においては、当該算出した値（その数値が100分の1に満たない場合にあっては、100分の1）以上とすること。													
ホ	24分の1以上とすること。													
六	トラス等の一端を支持部材を用いて建築物のはり等に固定する部分（以下「固定部分」という。）は、次の式の地震力による水平荷重が加わった場合又は第三号イの表の（二）項及び（三）の場合に、安全上支障となる変形を生じないものであること。													
	$S = Z k_h (G + P) + \mu (1 + Z K_v) \cdot R$													
	この式において、S、Z、K_h、G、P、μ、K_v及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。													
S	地震力により固定部分にかかる水平荷重（単位 N）													
Z	令第88条第1項に規定するZの数値													
K_h	次の表の固定部分を設ける場所における設計用水平標準震度の欄に掲げる数値（特別な査又は研究の結果に基づき定めた場合は、その数値）													
G	エスカレーターの固定荷重（単位 N）													
P	令第129条の12第3項に規定するエスカレーターの積載荷重（エスカレーターの積載荷重は地震その他の震動によって人又は物から踏段に作用する力の影響に基づいた数値を算出した場合は、その数値）（単位 N）													
μ	非固定部分の支持部材と建築物のはり等との摩擦係数													
K_v	次の表の非固定部分を設ける場所における設計用鉛直標準震度の欄に掲げる数値（特別な調査又は研究の結果に基づき定めた場合は、その数値）													
R	エスカレーターの固定荷重及び積載荷重により、非固定部分の建築物のはり等に作用する鉛直荷重（単位 N）													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>固定部分又は非固定部分を設ける場所</th><th>固定部分を設ける場所における設計用水平標準震度</th><th>非固定部分を設ける場所における設計用鉛直標準震度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地階及び1階</td><td>0.4</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>中間階</td><td>0.6</td><td>0.3</td></tr> <tr> <td>上層階及び屋上</td><td>1.0</td><td>0.5</td></tr> </tbody> </table>	固定部分又は非固定部分を設ける場所	固定部分を設ける場所における設計用水平標準震度	非固定部分を設ける場所における設計用鉛直標準震度	地階及び1階	0.4	0.2	中間階	0.6	0.3	上層階及び屋上	1.0	0.5	
固定部分又は非固定部分を設ける場所	固定部分を設ける場所における設計用水平標準震度	非固定部分を設ける場所における設計用鉛直標準震度												
地階及び1階	0.4	0.2												
中間階	0.6	0.3												
上層階及び屋上	1.0	0.5												
	この表において、上層階とは、地階を除く階数が2以上6以下の建築物にあっては最上階、地階を除く階数が7以上9以下の建築物にあっては最上階及びその直下階、地階を除く階数が10以上12以下の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が3以内の階、地階を除く階数が13以上の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が4以内の階をいい、中間階とは、地階、1階及び上層階を除く階をいうものとする。													
2	2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建													

建築物の当該建築物の部分は、前項第一号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第2 次に定める構造方法とすること。

- 一 第1第1項第一号、第二号、第四号及び第六号並びに第二項の規定に適合すること。
- 二 第1第1項第三号に適合すること。この場合において、同号に掲げる表のかかり代長さの欄に掲げる設計用層間変形角は、100分の1以上とすること。
- 三 非固定部分の支持部材が建築物のはり等から外れた場合に、エスカレーターが落下しないよう支持する措置（以下「脱落防止措置」という。）を講ずること。
- 四 脱落防止措置に用いる支持部材（以下単に「脱落防止措置の支持部材」という。）は、次に定めるものとする。
 - イ 釣合い良く配置すること。
 - ロ エスカレーターの固定荷重及び積載荷重を支持する強度を有することが確かめられたものとする。
- ハ 長辺方向の設計用層間変形角における層間変位が生じた場合に支持できるものとする。この場合において、トラス等が長辺方向にしゅう動する状態でトラス等の支持部材を脱落防止措置の支持部材の上に設置するときは、建築物のはり等の相互間の距離が地震その他の震動によって長くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下「脱落防止措置のかかり代長さ」という。）が、次の場合に依じてそれぞれ次の表に掲げる式に適合するものであること。

(1) 一端固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	脱落防止措置のかかり代長さ
(一)	$\sum \gamma H - C \leq 0$ の場合	$B \geq \sum \gamma_k H_k + 20$
(二)	$0 < \sum \gamma H - C \leq 20$ の場合	$B \geq \sum \gamma_k H_k + 20$
(三)	$20 < \sum \gamma H - C$ の場合	$B \geq \sum \gamma_k H_k + \sum \gamma H - C$

一 この表において、 C 、 γ 、 H 、 B 、 γ_k 及び H_k は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C エスカレーターの端部の隙間（単位 mm）

γ エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角

H 形角エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）

B 脱落防止措置のかかり代長さ（単位 mm）

γ_k 脱落防止措置が設けられた部分から固定部分までの間の各階の長辺方向の設計用層間変形角

H_k 脱落防止措置が設けられた部分から固定部分までの間の各階の揚程（単位 mm）

二 (二)及び(三)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度安全検証法によって確かめた場合に限る。

(2) 両端非固定状態の場合

隙間及び層間変位について想定する状態		脱落防止措置のかかり代長さ	
(一)	$\sum \gamma H - C - D \leq 0$ の場合	上端側	$B \geq \sum \gamma_{k1} H_{k1} + C + 20$
		下端側	$B \geq \sum \gamma_{k2} H_{k2} + D + 20$
(二)	$0 < \sum \gamma H - C - D \leq 20$ の場合	上端側	$B \geq \sum \gamma_{k1} H_{k1} + C + 20$
		下端側	$B \geq \sum \gamma_{k2} H_{k2} + D + 20$
(三)	$20 < \sum \gamma H - C - D$ の場合	上端側	$B \geq \sum \gamma_{k1} H_{k1} + \sum \gamma H - D$
		下端側	$B \geq \sum \gamma_{k2} H_{k2} + \sum \gamma H - C$

一 この表において、 C 、 D 、 γ 、 H 、 B 、 γ_{k1} 、 H_{k1} 、 γ_{k2} 及び H_{k2} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C エスカレーターの上端の隙間（単位 mm）

D エスカレーターの下端の隙間（単位 mm）

- γ エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角
 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）
 B 脱落防止措置のかかり代長さ（単位 mm）
 γ_{k1} 脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの上端までの間の各階の長辺方向の設計用層間変形角
 H_{k1} 脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの上端までの間の各階の揚程（単位 mm）
 γ_{k2} 脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの下端までの間の各階の長辺方向の設計用層間変形角
 H_{k2} 脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの下端までの間の各階の揚程（単位 mm）
 二 (二)項及び(三)項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことをトラス等強度検証法によって確かめた場合に限る。

第3 トラス等強度検証法は、衝突後のトラス等（次の各号に掲げる構造の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の残存応力度を次の表に掲げる式によって計算し、当該残存応力度がトラス等の常時の応力度（令第129条の10第2項において読み替えて準用する令第129条の4第2項第二号の規定によって計算した数値をいう。）を超えることを確かめることとする。

一 トラス トラスに用いる鋼材は、日本産業規格G3101に規定するS S 400に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの（上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあつては、山形鋼で、かつ、有効細長比が100以下であるものに限る。）とすること。

二 はり はりに用いる鋼材は、日本産業規格G3101に規定するS S 400に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの（構造上主要な部分に用いる鋼材にあつては、H型鋼で、かつ、有効細長比が100以下であるものに限る。）とすること。

構造の種別	残存強度（単位 1 mm ² につき N）
トラス	$\frac{420 - (\sum \gamma H - C)}{1980} F_d$
はり	$\frac{420 - (\sum \gamma H - C)}{1320} F_d$
この表において、C、 γ 、H及び F_d は、それぞれ次の数値を表すものとする。 C エスカレーターの端部の隙間の合計（単位 mm） γ エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm） F_d 材料の破壊強度（単位 1 mm ² につき N）	

2 前項のトラス等強度検証法を行うに当たっては、衝突により建築物のはり等に次の表に掲げる式によって計算した反力が作用する場合において、当該はり等にエスカレーターが脱落するおそれがある変形及び損傷が生じないことを確かめることとする。

	隙間及び層間変位について想定する状態	反力（単位 KN）
(一)	$0 < \sum \gamma H - C \leq 20$ の場合	$25 (\sum \gamma H - C)$
(二)	$20 < \sum \gamma H - C$ の場合	500
この表において、C、 γ 及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。 C エスカレーターの端部の隙間の合計（単位 mm） γ エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角 H エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）		

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年国土交通省告示第917号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第203号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

② エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーターの強度検証法を定める件

平成12年5月30日 建設省告示第1418号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の12条第2項において準用する第129条の4第1項第2号及び第2項の規定に基づき、エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーター強度検証法について次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の12第2項において準用する第129条の4第1項第2号のエスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーターは、踏段を鎖に類するものでつるエスカレーター及び踏段をベルトでつくり、当該ベルトをつるエスカレーターとする。

第2 エスカレーター強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 令第129条の12第2項において準用する第129条の4第2項第2号に規定する α_1 の数值は、1.0と、同号に規定する α_2 の数值は、1.5とする。

二 エスカレーターの踏段の床板及び枠並びにトラス又ははりに係る令第129条の12条第2項において準用する第129条の4第2項第3号に規定する安全率（以下単に「安全率」という。）は、次の表に定める数值とする。

イ 踏段の床板及び枠

	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
鋼製その他の金属製の踏段	3.0	2.0

ロ トラス又ははり

	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
鉄骨造の鋼材の部分	3.0	2.0

三 エスカレーターの鎖その他これに類するもの及びその端部又はベルトに係る安全率は、次の表に定める数值とする。

	常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
	設置時	使用時	設置時	使用時
踏段をつる鎖その他これに類するもの及びその端部	7.0	4.0	2.5	2.5
ベルト	7.0	4.0	4.0	2.5

四 エスカレーターの鎖その他これに類するもの及びその端部又はベルト（踏段が他の摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのないもので支えられていないものに限る。）について令第129条の12条第2項において準用する第129条の4第2項第4号に規定する限界安全率は、次の表に定める数值とする。

	設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
踏段をつる鎖その他これに類するもの及びその端部	2.5	2.5
ベルト	4.0	2.5

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

③ エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件

平成12年5月31日建設省告示第1424号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の12第5項の規定に基づき、エスカレーターの制動装

置の構造方法を次のように定める。

エスカレーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令第129条の12第三号から第五号までの基準に適合するエスカレーターの制動装置であること。
- 二 次のイからホまで（勾配が15度以下で、かつ、踏段と踏段の段差（踏段の勾配を15度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。）が4mm以下のエスカレーターにあっては、二を除く。）に掲げる状態を検知する装置を設けること。
 - イ 踏段くさが異常に伸びた状態
 - ロ 動力が切断された状態
 - ハ 昇降口において床の開口部を覆う戸を設けた場合においては、その戸が閉じようとしている状態
 - ニ 昇降口に近い位置において人又は物が踏段側面とスカートガードとの間に強く挟まれた状態
 - ホ 人又は物がハンドレールの入込口に入り込んだ状態
- 三 前号イからホまでに掲げる状態が検知された場合において、上昇している踏段の何も乗せない状態での停止距離を次の式によって計算した数値以上で、かつ、勾配が15度を超えるエスカレーター又は踏段と踏段の段差が4mmを超えるエスカレーターにあっては、0.6m以下とすること。

$$S = V^2 / 9,000$$

- この式において、S及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。
- | | |
|---|---------------|
| S | 踏段の停止距離(単位 m) |
| V | 定格速度(単位 毎分m) |

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

⑪ 小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件

平成20年12月9日国土交通省告示第1446号

改正：平成21年3月10日国土交通省告示第250号

平成24年6月7日国土交通省告示第679号

令和元年6月25日国土交通省告示第203号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の13第一号の規定に基づき、小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第129条の13第一号に規定する小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準は、次のとおりとする。

- 一 昇降路は、次のイからニまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。
 - イ 昇降路の出し入れ口
 - ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲
 - ハ 昇降路の頂部及び底部
- ニ 保守点検に必要な開口部（かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものに限る。）であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
 - (1) 出し入れ口の床面から開口部の下端までの高さが1.8m以上であるもの
 - (2) 自動的に閉鎖する戸（当該戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置を設けたものに限る。）を設けるもの
- 三 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、任意の5cm²の面にこれと直角な方向の300Nの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 15mmを超える変形が生じないものであること。
 - ロ 塑性変形が生じないものであること。
- 三 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、合わせガラス（日本産業規格 R3205 に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有

するものであること。

- 四 昇降路の出し入れ口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。
- 五 昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること。
- 六 昇降路の出し入れ口の戸は、上げ戸又は上下戸とすること。
- 七 上げ戸又は上下戸である昇降路の出し入れ口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間で、6mm 以下のもの
 - ロ 上げ戸にあっては、昇降路の出し入れ口の戸と敷居のすき間で、2mm（戸の敷居に面する部分に難燃性ゴムを使用するものにあっては、4mm）以下のもの
 - ハ 上下戸にあっては、昇降路の出し入れ口の戸の突合せ部分のすき間で、2mm（戸の突合せ部分に難燃性ゴムを使用するものにあっては、4mm）以下のもの
 - ニ 2 枚の戸が重なり合って開閉する構造の上げ戸である昇降路の出し入れ口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、6mm 以下のもの
- 八 昇降路の出し入れ口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

附 則

この告示は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。ただし、第三号及び第六号の規定は、平成 22 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第 203 号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。

㊿ 非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本産業規格を指定する件

昭和 46 年 1 月 29 日建設省告示第 112 号
令和元年 6 月 25 日国土交通省告示第 203 号

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 13 の 3 第 6 項の規定に基づき、非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法並びにかごの積載荷重の数値を定める日本産業規格を次のように指定する。

日本産業規格 A 4301（エレベーターのかご及び昇降路の寸法）（昭和 45 年改正）のうち E-17-C0 に関する部分

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第 203 号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。

㊿ 非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を定める件

平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1428 号

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 13 の 3 第 12 項に基づき、非常用エレベーターの機能を確保するために必要な構造方法を次のように定める。

第 1 非常用エレベーターのかご(構造上軽微な部分を除く。)は、不燃材料で造り、又は覆うこと。

第 2 非常用エレベーターの昇降路の出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)は、不燃材料で造り、又は覆うこと。

附 則

この告示は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

⑭ 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件

平成 28 年 4 月 22 日国土交通省告示第 697 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 13 の 3 第 13 項の規定に基づき、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 13 の 3 第 13 項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの構造方法は、平成 28 年国土交通省告示第 696 号各号に定めるものとする。この場合において、同告示（第一号ハを除く。）中「乗降ロビー」とあるのは「乗降ロビー」と、同告示第一号ハ中「乗降ロビーを令第 129 条の 13 の 3 第 3 項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する場合」とあるのは「乗降ロビーを令第 123 条第 3 項に規定する特別避難階段の乗降ロビーの用に供する場合」と、同告示第五号ロ中「と連絡する室のうち階段室以外の室」とあるのは「と連絡する室」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

【参考】

特別避難階段の階段室又は乗降ロビーの構造方法を定める件（平成 28 年 4 月 22 日国土交通省告示第 696 号）を非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件に読み替え

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 123 条第 3 項第 2 号に規定する特別避難階段の乗降ロビーの構造方法は、次の各号に定めるものとする。

一 通常の火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出できるものとして、外気に向かって開くことのできる窓（常時開放されている部分を含む。以下同じ。）（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ 排煙時に煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

ロ 乗降ロビーの天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）又は壁の上部（床面からの高さが天井の高さの 2 分の 1 以上の部分をいう。）に設けること。

ハ 開口面積は、2 m²（乗降ロビーを令第 123 条 3 項に規定する特別避難階段の附室の用に供する場合（以下「兼用する場合」という。）にあっては、3 m²）以上とすること。

ニ 常時閉鎖されている部分の開放は、手動開放装置により行なうものとする。

ホ ニの手動開放装置のうち手で操作する部分は、乗降ロビー内の壁面の床面から 0.8m 以上 1.5m 以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること。

二 通常の火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出できるものとして、最上部を直接外気に開放する排煙風道による排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

ロ 排煙口は、開口面積を 4 m²（兼用する場合にあっては、6 m²）以上とし、前号ロの例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ハ 排煙口には、前号ホの例により手動開放装置を設けること。

ニ 排煙口は、ハの手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

ホ 排煙風道は、内部の断面積を 6 m²（兼用する場合にあっては、9 m²）以上とし、鉛直に設けること。

ヘ 給気口は、開口面積を 1 m²（兼用する場合にあっては、1.5 m²）以上とし、乗降ロビーの床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分の部分をいう。）に設け、かつ、内部の断面積が 2 m²（兼用する場合にあっては、3 m²）以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。

ト 電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。

チ 電源、電気配線及び電線については、昭和 45 年建設省告示第 1829 号の規定に適合するものであること。

三 通常の火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出できるものとして、排煙機による排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ 排煙口は、第一号口の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ロ 排煙機は、一秒間につき 4 m³(兼用する場合にあつては、6 m³)以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとする。

ハ 前号イ、ハ、ニ及びヘからチまでに掲げる基準に適合すること。

四 通常の火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出できるものとして、令第126条の3第2項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備(平成12年建設省告示第1437号第一号又は第二号に掲げる基準に適合するものに限る。)を設けたものであること。

五 通常の火災時に生ずる煙が乗降ロビーに流入することを有効に防止することができるものとして、加圧防排煙設備(次に掲げる基準に適合するものに限る。)を設けたものであること。

イ 乗降ロビーに設ける給気口その他の排煙設備の部分にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(1) 給気口その他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

(2) 給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(i) 第一号ホの例により手動開放装置を設けること。

(ii) 給気風道に直結すること。

(iii) 開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有するものであること。

(3) 給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造であること。

(4) (2)の給気口には、送風機が設けられていること。

(5) 送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。

ロ 乗降ロビーは、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室(乗降ロビーと連絡する室。以下同じ。)又は当該空気逃し口を設けている一般室(隣接室と連絡する室のうち乗降ロビー以外の室をいう。以下同じ。)と連絡する隣接室と連絡しているものであること。

(1) イ(2)の給気口の開放に伴って開放されるものであること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。

(i) 直接外気に接するものであること。

(ii) 厚さが 0.15cm 以上の鉄板及び厚さが 2.5cm 以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。

(3) 次の(i)及び(ii)に該当する構造の戸その他これに類するものを設けること。

(i) (1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合は、この限りでない。

(ii) 開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。

(4) 不燃材料で造られていること。

(5) 開口面積(m²で表した面積とする。ハ(2)(i)(ロ)において同じ。)が、次の式で定める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が零以下となる場合は、この限りでない。

$$A_p = (VH - V_e) / 7$$

この式において A_p 、 V 、 H 及び V_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 必要開口面積(単位 m²)

V 乗降ロビーと隣接室を連絡する開口部(以下「遮煙開口部」という。)を通過する排出風速(単位 m/秒)

H 遮煙開口部の開口高さ(単位 m)

V_e 当該隣接室又は一般室において当該空気逃し口からの水平距離が 30m以下となるように設けられた排煙口のうち、令第126条の3第1項第七号の規定に適合する排煙風道で、かつ、開放されているものに直結する排煙口(不燃材料で造られ、かつ、乗降ロビーの給気口の開放に伴い自動的に開放されるものに限る。)の排煙機(当該排煙口の開放に伴い自動的に作動するものに限る。)による排出能力(単位 m³/秒)

ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1) 遮煙開口部における排出風速(m/秒で表した数値とする。)が、当該遮煙開口部の開口幅を 40 cmとしたときに、次の(i)から(iii)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(i)から(iii)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(i) 隣接室が、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁(小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁との隙間をモルタルそ

の他の不燃材料で埋めたものに限る。)又は特定防火設備(当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの4分の1以下とする場合に限る。)で区画され、かつ、令第129条第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室(以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。)である場合

$$V=2.7\sqrt{H}$$

- (ii) 隣接室が、平成12年建設省告示第1400第十五号に規定する不燃材料の壁(小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。)又は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第九号の二に規定する防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合

$$V=3.3\sqrt{H}$$

- (iii) (i)又は(ii)に掲げる場合以外の場合

$$V=3.8\sqrt{H}$$

(i)から(iii)までの式において、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- ┌ V 必要排出風速(単位 1秒間につきm)
- └ H 遮煙開口部の開口高さ(単位 m)

- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- (i) 次の及びに適合するものであること。

(イ) 遮煙開口部に設けられている戸の部分のうち、天井から80cmを超える距離にある部分にガラリその他の圧力調整装置が設けられていること。ただし、遮煙開口部に近接する部分(当該遮煙開口部が設けられている壁の部分のうち、天井から80cmを超える距離にある部分に限る。)に(ロ)に規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

(ロ) (イ)の圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。

$$Admp = 0.04VH$$

この式において、Admp、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- ┌ Admp 必要開口面積(単位 m²)
- └ V 遮煙開口部を通過する排出風速(単位 1秒間につきm)
- └ H 遮煙開口部の開口高さ(単位 m)

- (ii) 遮煙開口部に設けられた戸が、(4)イの送風機を作動させた状態で、100N以下の力で開放することができるものであること。

二 第二号ト及びチに掲げる基準に適合すること。

ホ 法第34条第2項に規定する建築物に設ける加圧防排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとする。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

㊥ 確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を定める件

平成28年1月21日国土交通省告示第239号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第146条第1項第二号の規定に基づき、確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を次のように定める。

建築基準法施行令第146条第1項第二号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機は、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものとする。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

㊦ 遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件

平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1419 号
改正：平成 12 年 12 月 26 日国土交通省告示第 2465 号
平成 19 年 5 月 18 日国土交通省告示第 618 号
平成 23 年 4 月 27 日国土交通省告示第 431 号
平成 27 年 1 月 29 日国土交通省告示第 161 号
令和元年 6 月 25 日国土交通省告示第 203 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条第 1 項第一号イからハまで、同条第 2 項において準用する第 129 条の 4 第 1 項第二号及び第 2 項並びに第 144 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を次のように定める。

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 144 条第 1 項第一号イに規定する構造耐力上安全な構造方法は、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第 36 条の 3、令第 37 条、令第 38 条第 1 項、第 5 項及び第 6 項並びに第 39 条第 1 項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとする。

- 一 主要な支持部分のうち木造の部分にあっては、令第 41 に規定する基準
- 二 主要な支持部分のうち鉄骨造の部分にあっては、令第 70 条に規定する基準
- 三 主要な支持部分のうち鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第 72 条、令第 74 条から令第 76 条まで及び令第 79 条に規定する基準
- 四 主要な支持部分のうち鉄骨鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第 79 条の 3 並びに令第 79 条の 4 において準用する令第 72 条、令第 74 条から令第 76 条まで及び令第 79 条に規定する基準
- 五 主要な支持部分のうち令第 80 条の 2 の規定に基づき建設大臣が安全上必要な技術的基準を定めたものにあっては、その技術的基準（国土交通大臣が耐久性等関係規定として指定するものに限る。）
- 六 主要な支持部分のうち繊維強化プラスチックその他これに類する材料は、軌道（軌道を支える部分を除く。）で摩損又は疲労破壊が生じにくい部分に限り用いるものとし、厚さがおおむね 5 mm 以上のものを用いること。

第 2 令第 144 条第 1 項第一号ロに規定する構造耐力上安全な構造方法は第 1 に規定する遊戯施設以外の遊戯施設にあっては、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第 36 条の 3、令第 37 条から第 39 条までの規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとする。

- 一 主要な支持部分のうち木造の部分にあっては、令第 40 条から令第 42 条まで、令第 44 条、令第 44 条、令第 46 条第 1 項及び第 2 項並びに令第 47 条に規定する基準
- 二 主要な支持部分のうち鉄骨造の部分にあっては、令第 3 章 5 節に規定する基準
- 三 主要な支持部分のうち鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第 3 章 6 節に規定する基準
- 四 主要な支持部分のうち鉄骨鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第 3 章 6 節の 2 に規定する基準
- 五 主要な支持部分のうち令第 80 条の 2 の規定に基づき国土交通大臣が安全上必要な技術基準を定めたものにあっては、その技術基準
- 六 主要な支持部分のうち繊維強化プラスチックその他これに類する材料は、軌道（軌道を支える部分を除く。）で摩損又は疲労破壊が生じにくい部分に限り用いるものとし、厚さがおおむね 5 mm 以上のものを用いること。

第 3 令第 144 条第 1 項第一号ロの国土交通大臣が定める基準は、平成 12 年建設省告示第 1416 号（第二号ハ、第三号ロ及び第八号を除く。）に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。

第 4 令第 144 条第 1 項第一号ハ（1）の国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次項に規定する荷重及び外力によって遊戯施設の主要な支持部分に生ずる力を計算すること。
- 二 前号の主要な支持部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備 考
長期に生ずる力	常時	$G + P + W$	$G + P + W$	高さが15m以下の遊戯施設にあっては、 W を省略することができる。
	積雪時		$G + P + W + 0.7S$	高さが15m以下の遊戯施設にあっては、 W を省略し、積雪時に運行をしない遊戯施設にあっては、 P を省略することができる。
短期に生ずる力	積雪時	$G + P + S$	$G + P + S$	積雪時に運行をしない遊戯施設にあっては、 P を省略することができる。
	暴風時	$G + P + W$	$G + P + W$	遊戯施設の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、 P については、遊戯施設の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとし、暴風時に利用をしない遊戯施設にあっては、暴風時における P を省略することができる。
			$G + P + 0.35S + W$	
	地震時	$G + P + K$	$G + P + 0.35S + K$	
この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。 G 次項第一号に規定する固定荷重によって生ずる力 P 次項第二号に規定する積載荷重によって生ずる力 S 次項第三号に規定する積雪荷重によって生ずる力 W 次項第四号に規定する風圧力によって生ずる力 K 次項第五号に規定する地震力によって生ずる力				

三 第一号の主要な支持部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ第3項の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

2 遊戯施設の構造計算をする場合においては、次に掲げる荷重及び外力を採用しなければならない。

一 遊戯施設の固定荷重は、当該遊戯施設の実況に応じて定めたものにしなければならない。この場合において、可動部の荷重にあっては当該遊戯施設の走行又は回転により生ずる衝撃による荷重を割り増して定めなければならない。ただし、別表第1の遊戯施設の種類に応じて定常走行速度（積載荷重を作用させて運転する場合の最高走行速度をいう。以下同じ。）及び勾配がそれぞれの欄に掲げる数値以下の遊戯施設及び別表第2の遊戯施設の種類に応じて定常円周速度（積載荷重を作用させて運転する場合の最高円周速度をいう。以下同じ。）及び傾斜角度がそれぞれの欄に掲げる数値以下の遊戯施設（以下「別表に掲げる遊戯施設」という。）にあっては、当該遊戯施設の実況に応じて定めた固定荷重に、それぞれの割増係数の欄に掲げる係数を乗じたものとしてすることができる。

二 遊戯施設の客席部分の積載荷重は、客席部分の種類に応じて、次に定める数値以上で当該遊戯施設の実況に応じて定めたものに、当該遊戯施設の走行又は回転により生ずる衝撃による荷重を割り増して定めなければならない。ただし、別表に掲げる遊戯施設にあっては、当該遊戯施設の実況に応じて定めた積載荷重に、それぞれの割増係数の欄に掲げる係数を乗じたものとしてすることができる。

イ 座席を有する客席部分にあっては、1座席につき640Nとして計算した数値（小児専用のものにあつては、使用条件により当該荷重を1/2まで低減した数値）

ロ イ以外の客席部分にあっては、床面積1㎡につき3,600Nとして計算した数値

- 三 積雪荷重は、令第86条に基づき算定した数値を用いなければならない。
- 四 風圧力は、令第87条に基づき算定した数値を用いなければならない。ただし、長期に生じる力を算定する場合にあっては、同条第2項の V_0 の値を15とすることができる。
- 五 地震力は、令第88条第1項、第2項及び第4項に基づき算定した数値を用いなければならない。
- 3 遊戯施設の次の表の上〔左〕欄に掲げる部分に使用する材料の許容応力度は、当該材料の破壊強度をそれぞれ同表の中欄及び下〔右〕欄に掲げる数値で除した数値に、これ以外の部分に使用する材料の許容応力度は、令第3章第8節第3款に定める許容応力度によらなければならない。ただし、国土交通大臣がその材料の種類に応じて指定したものにあっては、国土交通大臣が指定した数値によることができる。

		長期に生ずる力に対する許容 応力度の算定に用いる数値	短期に生ずる力に対する許容 応力度の算定に用いる数値
客席部分		6.0	2.0
動荷重を直接支持する柱またははり	木材の部分	4.0	2.0
	鋼材の部分	4.0	2.0
	コンクリートの部分	7.0	2.0
	繊維強化プラスチック その他これに類するものの部分	5.0	3.0
プランジャー、シリンダーその他の可動部分、機械部分及び圧力配管		4.0（脆性金属にあっては、10）	2.0（脆性金属にあっては、3.3）
油圧ゴムホース		6.0	4.0

第5 令第144条第2項において準用する第129条の4第1項第二号の遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設は、客席部分を鎖で吊る遊戯施設及び客席部分を支える主要な支持部分を主索又は鎖で吊る遊戯施設とする。

第6 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

- 一 令第144条第2項において準用する第129条の4第2項第二号に規定する α_1 の数値は、別表に掲げる遊戯施設について、その種類に応じて、それぞれ割増係数の欄に掲げる数値に2を乗じた数値とする。
- 二 令第144条第2項において準用する第129条の4第2項第二号に規定する α_2 の数値は非常止め装置が設けられたもので、かつ、その非常止め装置の作動による衝撃が主索又は鎖にかかる力を増す方向に働くものにあっては固定荷重と積載荷重による力にその衝撃を加えた数値を固定荷重と積載荷重の和で除した値とし、その他のものにあっては1.0とする。
- 三 イに掲げる主索及びその端部についての令第144条第2項において準用する第129条の4第2項第三号に規定する常時及び安全装置作動時の設置時及び使用時の安全率（以下「安全率」という。）は、ロに定める数値とし、第144条第2項において準用する第129条の4第2項第四号に規定する設置時及び使用時の限界安全率（以下「限界安全率」という。）は、ハに定める数値とする。
- イ 主索及びその端部並びに綱車又は巻胴の直径は、次に掲げるものであること。
- (1) 主索は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第37条第一号の規定に基づき指定された日本産業規格に適合するもの又は同条第二号に基づき国土交通大臣の認定を受けたものとする。
 - (2) 主索の直径は、10mm（巻胴式の駆動装置に用いる主索にあっては、8mm）以上とすること。
 - (3) 端部は、シンブルを使用したクリップ止め（3箇所以上止める方法に限る。）その他これに類する方法により緊結すること。
 - (4) 綱車又は巻胴の直径は、主索の直径の40倍以上とすること。ただし、巻胴式の駆動装置に用いる案内用の綱車にあっては、主索の直径の20倍以上とすることができる。
- ロ 主索及びその端部に係る安全率は、次の表に定める数値とする。

(1) 主索

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
5.0	4.0	2.5	2.0

(2) 主索の端部

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
4.0	3.0	2.0	2.0

ハ 主索及びその端部に係る限界安全率は、次の表に定める数値とする。

(1) 主索

設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
2.5	2.0

(2) 主索の端部

設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
2.0	2.0

四 イに掲げる鎖及びその端部に係る安全率は、ロに定める数値とし、限界安全率は、ハに定める数値とする。

イ 鎖及びその端部は、次に掲げるものであること。

(1) 鎖は、ローラーチェーンその他これに類するものであること。

(2) 端部は、鋼製留金具により緊結すること。

ロ 鎖及びその端部に係る安全率は、次の表に定める数値とする。

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
5.0	4.0	2.5	2.5

ハ 鎖及びその端部に係る限界安全率は、次の表に定める数値とする。

設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
2.5	2.5

第5 令第144条第1項第六号に規定する当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法は、次のとおりとする。

一 運転開始及び運転終了を知らせる装置を設けること。

二 遊戯施設への人の乗降は、客席部分を停止させて行う構造とすること。ただし、乗降部分において客席部分の乗降部分の床に対する毎分の速度が20m以下で安全上支障がない場合にあっては、この限りでない。

三 非常止め装置が作動した場合に、客席にいる人を安全に救出することができる位置へ客席部分を移動するための手動運転装置又は客席にいる人を安全に救出することができる通路その他の施設を設けること。ただし、構造上客席にいる人が安全に避難することができる遊戯施設にあっては、この限りでない。

四 遊戯施設には、次に定めるところにより、安全柵を設けること。

イ 安全柵は、客席にいる人以外の人が遊戯施設の可動部分に触れるおそれのない位置及び地盤面からの高さが2m以上のプラットホームを設ける場合にあっては、その外周に設け、かつ、その高さを110cm以上とすること。

ロ 安全柵は縦柵で人が容易にくぐり抜けることのできない構造のものその他の人が容易に乗り越え、かつ、くぐり抜けることのできないものとする。

ハ 安全柵の出入口は戸その他これに類するものを設け、次号の運転室から十分見通しのよい位置に設けるか、又は管理者以外の者が容易に開放することのできない構造とすること。

五 遊戯施設の運転室は、運転を行うために十分見通しのよい位置に設け、かつ、人の乗降を監視できる構造とすること。

六 駆動装置は、次のように設けること。

イ 油圧パワーユニット（ポンプ、流量制御弁、逆止弁、安全弁及び主モーターを主たる構成要素とするユニットをいう。）を遊戯施設ごとに設ける等一の駆動装置の異常が他の遊戯施設に及ばないように設けること。

ロ 油圧式の駆動装置の圧力配管に有効な圧力計を設けるほか、保守点検に必要な装置を設けること。

ハ 駆動装置のうち地震その他の震動及び衝撃により異常な作動をするおそれのあるものにあっては、地震その他の震動及び衝撃を緩和するための措置を講ずること。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成12年国土交通省告示2465号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則(平成19年国土交通省告示618号)

この告示は、平成19年6月20日から施行する。

附 則(平成23年国土交通省告示431号)

この告示は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成27年国土交通省告示181号)

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(令和元年国土交通省告示第203号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

別表第1

遊戯施設の種類		定常走行速度 (単位 毎時 km)	勾配 ((四)項以外にあ っては最大勾配とし、 (四)項にあっては平均 勾配とする。以下同 じ。)(単位 度)	割増係数
(一)	勾配が5度未満の軌道を走行するもの	40	—	1.5 (ゴムタイヤの使用等振動を減少させる構造とした場合は、1.2)
(二)	軌条を走行するもので(一)項以外のもの	100	50	2.0 (ゴムタイヤの使用等振動を減少させる構造とした場合は、1.5)
(三)	軌条を有さない軌道を走行するもので(一)項以外のもの	60	40	2.0 (ゴムタイヤの使用等振動を減少させる構造とした場合は1.5、水路部分は1.3)
(四)	水を流した水路を人が直接滑走するもの	—	曲線部分を有しないものにあっては30、その他のものにあっては15	1.3
(五)	客席部分をつり昇降させるもの	18	90	1.5

別表第2

遊戯施設の種類		定常円周速度 (単位 毎分m)	傾斜角度(単位 度)	割増係数
(一)	客席部分が主索によりつるされ、かつ、垂直軸又は傾斜した回転軸の周りを一定の速度で回転するもの	600	15	1.3
(二)	客席部分が垂直軸又は傾斜した回転軸の周りを一定の速度で回転するもの(客席部分をゆるやかに上下動させるものを含む。)	270	15	1.3 (客席部分が上下動しないものにあっては1.2)

(三)	客席部分が、垂直軸又は傾斜した回転軸の周りを回転するもので(一)項又は(二)項に掲げるものの以外のもの	500	15	1.5
(四)	客席部分が固定された水平軸の周りを一定の速度で回転するもの	40	—	1.3
(五)	客席部分が可変軸の周りを一定の速度で回転するもの(客席部分をゆるやかに上下動させるものを含む。)	680	90	1.5
(六)	客席部分が可変軸の周りを回転するもので(五)項以外のもの	550	30	2.0
(七)	客席部分が垂直平面内のうち当該円の中心点より低い部分において回転運動の一部を反復して行うもの	800	—	1.3

○国土交通省告示第247号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条第1項第三号イの規定に基づき、遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1426号)の全部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月29日

国土交通大臣

⑰ 走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に客席にいる人を落下させない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件

平成29年3月29日国土交通省告示第247号

令和2年3月6日国土交通省告示第252号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条第1項第三号イの規定に基づき、遊戯施設の客席部分の構造方法を次のように定める。

第1 平成12年建設省告示第1419号の別表第1(以下「別表第1」という。)の遊戯施設の種類の欄(一)項から(三)項まで及び(五)項に掲げる遊戯施設並びに同告示の別表第2(以下「別表第2」という。)の遊戯施設の種類の欄(一)項から(三)項まで及び(五)項から(七)項までに掲げる遊戯施設の客席部分の構造方法は、別図に定める加速度領域1から加速度領域3までの範囲内にある加速度(単位はメートル毎秒毎秒とし、継続時間が0.2秒以上であるものに限る。以下同じ。)及び12未満の横方向の加速度が客席部分に生ずるものについて、次項から第7項までに定めるところによらなければならない。

2 次の各号に掲げる客席部分に生ずる前後方向及び上下方向の加速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める身体保持装置(シートベルトその他の客席部分にいる人が客席部分から落下することを防止する装置をいう。以下同じ。)を設けなければならない。

一 別図に定める加速度領域1及び加速度領域2の範囲内にある加速度 次に定める基準に適合するものであること。

- イ 解除し、又は緩めるために、乗客、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。
- ロ 運転者又は運転補助者による装着確認を容易に行うことができる構造であること。
- ハ 座席に背もたれを設け、かつ、装着している間に乗客が容易にくぐり抜けることができない構造であること。
- 二 別図に定める加速度領域3の範囲内にある加速度 次に定める基準に適合するものであること。
 - イ 前号に定める基準に適合するものであること。
 - ロ 客席部分にいる人の体格に応じて位置を調整することができる構造であること。ただし、客席部分にいる人が客席部分から落下するおそれがない構造である場合は、この限りでない。
- 3 前項の身体保持装置は、次の各号に掲げる客席部分に生ずる横方向の加速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合しなければならない。
 - 一 3以上5未満の加速度 客席部分にいる人に対し個別に設けた構造であること。ただし、横方向の加速度による横滑りを防止できるよう、座席に突起を設けることその他の措置を講じた場合は、この限りでない。
 - 二 5以上12未満の加速度 次に掲げる客席部分に生ずる前後方向及び上下方向の加速度の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - イ 前項第一号に掲げる加速度 次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 前項第二号ロに掲げる基準に適合するものであること。
 - (2) 前号に定める基準に適合するものであること。
 - (3) 客席部分に生ずる横方向の加速度により客席部分にいる人が危害を受けるおそれがないよう、緩衝材その他の上体を保護する部材を設けた構造であること。
 - ロ 前項第二号に掲げる加速度 イ ((1)を除く。)に掲げる基準に適合するものであること。
- 4 前2項に定めるもののほか、身体保持装置は、客席部分に別図に定める加速度領域1から加速度領域3までの範囲内にある加速度が生ずる場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 客席部分の床（床がない場合にあっては、座席面。第7項第一号において同じ。）の最高部の高さが地盤面（客席部分の外側に十分な広さの床がある場合にあっては、当該床。以下同じ。）から2m以上である場合（第7項第二号に該当する場合を除く。）第2項第二号ロに掲げる基準に適合するものであること。
 - 二 客席部分が45度以上傾斜する場合（事故等で停止した場合に客席部分にいる人が客席部分から落下することなく速やかに客席部分が水平に戻るもの又は客席部分を壁若しくは囲いで囲う等客席部分にいる人が客席部分の外へ落下することを防止する措置を講じたものを除く。）第2項第一号イの規定は適用せず、次のイからハまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 第2項第二号ロに掲げる基準に適合するものであること。
 - ロ 客席部分にいる人に対し個別に設けた構造であること。
 - ハ 解除し、又は緩めるために、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。
- 5 手すりその他の客席部分にいる人が自らの身体を支えることができる設備を設けなければならない。
- 6 乗降口の扉を設ける場合は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。
 - 一 施錠する装置を設けた構造であること。ただし、運転中に扉を開くことができない構造である場合は、この限りでない。
 - 二 開閉するために、乗客、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。
 - 三 動力を用いて開閉する扉にあっては、扉の開閉により身体の一部が挟まれることのないように必要な措置を講ずるか、又はその閉まる力が150N以下となるようにすること。
- 7 客席部分に別図に定める加速度領域1の範囲内にある加速度が生ずる場合（客席部分に生ずる横方向の加速度が3未満である場合に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当する場合（第4項第二号に該当する場合を除く。）にあっては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

- 一 客席部分の床の最高部の高さが地盤面から2m未満である場合 第2項
 - 二 次に掲げる客席部分の区分に応じてそれぞれ次に定める構造の側壁その他これに類するもの（以下「側壁等」という。）を客席部分に設け、かつ、乗降口に前項に定める構造の扉を設けた場合（客席部分に床がない場合を除く。） 第2項及び第5項
 - イ 客席部分にいる人が座席に座って利用するもので、客席部分の床の最高部の高さが地盤面から5m未満である客席部分 床面からの高さが55cm以上で、かつ、座席面からの高さが30cm以上の側壁等
 - ロ 客席部分にいる人が座席に座って利用するもので、客席部分の床の最高部の高さが地盤面から5m以上である客席部分 床面からの高さが80cm以上で、かつ、座席面からの高さが40cm以上の側壁等
 - ハ 客席部分にいる人が立って利用する客席部分 床面からの高さが1.1m以上の側壁等
- 第2 別表第1の遊戯施設の種類の欄(四)項に掲げる遊戯施設の客席部分の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 勾配が、別表第1の勾配の欄(四)項に掲げる数値以下であること。
 - 二 高さを50cm（水を流した水路（以下「滑走路」という。）を滑走する人に走行方向に直交する方向に遠心力が作用する部分においては、さらに当該遠心力により滑走する人が外に飛び出さないために必要な高さを加えるものとする。）以上とした側壁を設けること。ただし、次に掲げる部分においては、この限りでない。
 - イ 滑走路への乗入口
 - ロ 滑走路からの出口（当該出口の直前1.5m以上の部分を直線とし、かつ、当該出口に深さを85cm、当該出口の先端からの長さを6m（安全上支障ない場合においては、3m）以上としたプールを設けた場合に限る。）
 - ハ 滑走路の両側に落下防止用の張り出し部分が設けられている部分（曲線部分を有しないものに限る。）
- 第3 別表第2の遊戯施設の種類の欄(四)項に掲げる遊戯施設の客席部分の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 定常円周速度が、別表第2の定常円周速度の欄(四)項に掲げる数値以下であること。
 - 二 客席部分を壁、床、天井その他これらに類するもので囲い、かつ、乗降口に第1第6項に定める構造の扉を設けること。ただし、地盤面から客席部分までの高さが10m以下のもので第一第7項第二号に該当する構造としたものにあつては、この限りでない。
- 第4 客席部分には、遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示しなければならない。ただし、当該遊戯施設の乗り場において当該事項を掲示した場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1427号）の一部を次のように改正する。

本則中「同告示の別表第2」の下に「（以下「別表第2」という。）」を加え、「遊戯施設を除く」を「遊戯施設を除き、別表第2(四)項に掲げる遊戯施設並びに平成29年国土交通省告示第247号の別図に定める加速度領域1から加速度領域3までの範囲内にある加速度（単位はm毎秒毎秒とし、継続時間が0.2秒以上であるものに限る。以下同じ。）及び12未満の横方向の加速度が客席部分に生ずる遊戯施設（別表第2(四)項に掲げる遊戯施設を除く。）に限る」に改める。
- 3 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第284号）の一部を次のように改正する。

別表十(二)の項(ろ)の欄中「平成12年建設省告示第1426号第1第四号」を「平成29年国土交通省告示第247号第2第二号」に改める。

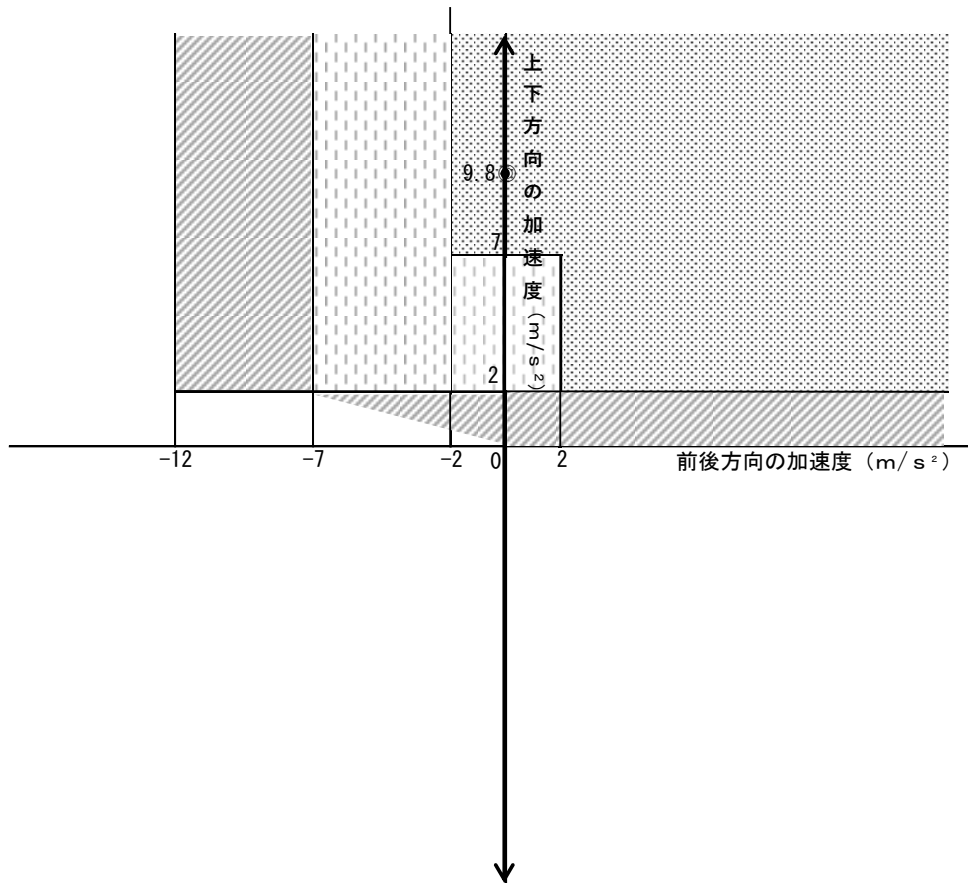
附 則（令和2年国土交通省告示第252号）抄

2 遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成29年国土交通省告示第247号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に客席にいる人を落下させない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件

別図



- 注1)  とは、加速度領域1を示す。  とは、加速度領域2を示す。
 とは、加速度領域3を示す。  とは、加速度領域3超を示す。
- 注2) 横軸における正の値は前方向の加速度、負の値は後方向の加速度を示す。
- 注3) 縦軸上における正の値は上方向の加速度、負の値は下方向の加速度を示す。
- 注4) ◎とは、停止時の状態を示す。
- 注5) 領域間の境界線上の場合は、そのうち最も大きい領域とする。

㊦ 遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件

平成12年5月31日建設省告示第1427号
 改正：平成29年3月27日国土交通省告示第247号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条第五号の規定に基づき、遊戯施設の非常止め装置の構造方法を次のように定める。

遊戯施設の非常止め装置の構造方法は、平成12年建設省告示第1419号の別表第1（以下「別表第1」とい

う。)の遊戯施設の種類の欄各項に掲げる区分に応じ、定常走行速度及び勾配がそれぞれ同表の定常走行速度の欄及び勾配の欄各項に掲げる数値以下の遊戯施設及び同告示の別表第2(以下「別表第2」という。)の遊戯施設の種類の欄各項に掲げる区分に応じ、定常円周速度及び傾斜角度がそれぞれ同表の定常円周速度の欄及び傾斜角度の欄各項に掲げる数値以下の遊戯施設(別表第1(四)項に掲げる遊戯施設その他動力の切断、駆動装置の故障等により客席にいる人が危害を受けるおそれのある事故が発生し、又は発生するおそれのない遊戯施設を除き、別表第2(四)項に掲げる遊戯施設並びに平成29年国土交通省告示第247号の別図に定める加速度領域1から加速度領域3までの範囲内にある加速度(単位はm毎秒毎秒とし、継続時間が0.2秒以上であるものに限る。以下同じ。))及び12未満の横方向の加速度が客席部分に生ずる遊戯施設(別表第2(四)項に掲げる遊戯施設を除く。)に限る。)について、次に定めるものとする。

- 一 客席部分の走行速度、円周速度及び傾斜角度が、それぞれ通常の走行又は回転における速度又は角度を超えた場合に客席部分を制止する装置を設けること。ただし、動力を切った場合において客席部分が加速せず、かつ、安全に停止する構造のものにあっては、動力を切る装置とすることができる。
- 二 動力が切れた場合又は駆動装置に故障が生じた場合に、加速するか、又は通常の走行又は回転の方向と逆の方向に走行又は回転するおそれがあるものにおいて、加速又は逆の方向への走行又は回転を防止する装置を設けること。
- 三 油圧式の駆動装置による遊戯施設にあっては、次に掲げる装置を設けること。
 - イ 遊戯施設の運転中に油圧が異常に増大した場合に、自動的に作動し、かつ、作動圧力(ポンプからの吐出圧力をいう。)を定格圧力(積載荷重と作用させて連続して使用できる最高圧力をいう。)の1.25倍を超えないようにする装置
 - ロ パワーシリンダーで客席部分を支持して昇降させる構造のものにあっては、圧力配管、油圧ゴムホース、ポンプ等が破損した場合に客席部分の急激な降下を防止する装置
 - ハ 油温を摂氏5度以上摂氏60度以下に保つための装置
 - ニ プランジャー及びパワーシリンダーにあっては、ストロークの離脱を防止する装置
- 四 1の軌道の上に2以上の客席部分(複数の客席部分が連結されて走行するものにおいて、これを1の客席部分とみなす。)が同時に走行する遊戯施設にあっては、追突を防止する装置を設けること。

附 則

この告示は、平成12年6月1日より施行する。

附 則(平成29年国土交通省告示第247号)

この告示は、平成30年4月1日より施行する。

③⑨ 客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件

令和2年3月6日国土交通省告示第252号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条第1項第三号ロの規定に基づき、客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法を次のように定める。

第1 建築基準法施行令第144条第1項第三号ロに規定する客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法は、別表に定める体格の人(遊戯施設を利用する人の体格の上限を定め、かつ、別表に定める体格が当該上限を超える場合にあっては、当該上限の体格の人)が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において、他の構造部分(第2に規定する客席にいる人が触れることにより危害を受けるおそれのない他の構造部分を除く。)に触れることがないものとする。

- 一 客席部分(座席に背もたれを設けたものに限る。以下この号から第三号までにおいて同じ。)に身体保持装置(シートベルトその他の客席部分にいる人が客席部分から落下することを防止する装置をいう。)

以下同じ。)のうち、座席の背もたれに上半身を固定し、客席にいる人が身体を前方向又は横方向に容易に傾斜させることができないようにするもの(以下「ハーネス等」という。)を設ける場合 客席部分に座った状態で身体を前方向又は横方向に傾斜させないで手足を伸ばした際に手足その他身体の一部が届く範囲に10cmを加えた範囲

二 客席部分にハーネス等以外の身体保持装置及び座席面からの高さが50cm以上の側壁その他これに類するもの(以下「側壁等」という。)を設ける場合 客席部分に座った状態で身体を横方向に傾斜させないで前方向に0度から70度まで傾斜させて手足を伸ばした際に手足その他身体の一部が届く範囲に10cmを加えた範囲

三 客席部分にハーネス等以外の身体保持装置及び座席面からの高さが50cm未満の側壁等を設ける場合 客席部分に座った状態で身体を前方向に0度から70度まで傾斜させ、かつ、横方向に0度から45度まで傾斜させて手足を伸ばした際に手足その他身体の一部が届く範囲に10cmを加えた範囲

四 前各号に掲げる場合以外の場合 実況に応じた範囲

第2 客席にいる人が触れることにより危害を受けるおそれのない他の構造部分は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、客席部分との隙間に身体の一部が挟まれることを防止するための措置を講じたものとする。

一 客席部分の走行速度が5km毎時以下である区間に存する他の構造部分

二 客席部分の走行速度が10km毎時以下である区間に存する他の構造部分で、緩衝材を設けることその他の客席にいる人が当該部分に触れることによる衝撃を緩和するための措置を講じたもの

別表

身長 (単位 cm)	肩峰高 (単位 cm)	座高 (単位 cm)	座位肩峰高 (単位 cm)	座位肘頭高 (単位 cm)	上肢長 (単位 cm)	股下高 (単位 cm)
187.2	154.6	97.4	65.3	25.5	77.9	88.9

附 則

1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第181号)の施行の日(令和2年4月1日)から施行する。

2 遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件(平成29年国土交通省告示第247号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に客席にいる人を落下させない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件

第 1 章一

5. 東京都建築基準法施行細則（抄）

6. 東京都告示

5. 東京都建築基準法施行細則(抄)

【特定建築設備等の定期報告の時期等】

- 第13条** 法第12条第3項の規定により報告の対象となる特定建築設備等及び令第138条の3に規定する昇降機等(以下「報告対象特定建築設備等」という。)に関する報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、知事が別に定めるところによるものとする。
- 2 法第12条第3項の規定により報告の対象となる特定建築設備等(令第16条第3項第二号及び前条第二号に定める防火設備を除く。)に係る規則第6条第1項の規定により定める報告の時期は、当該特定建築設備等に係る法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(以下この条において「検査済証」という。)の交付を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日までに1回とし、その後においては、前回の報告を行つた日の翌日から起算して1年を経過する日まで(前回の報告を行わなかつた場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して1年を経過する日まで)に1回とする。ただし、規則第6条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定める検査の項目については、検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに1回とし、その後においては、前回の報告を行つた日の翌日から起算して3年を経過する日まで(前回の報告を行わなかつた場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して3年を経過する日まで)に1回とする。
- 3 (略)
- 4 令第138条の3に規定する昇降機等に係る規則第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「2年」とあるのは「1年」と、「1年」とあるのは「6月」と読み替えるものとする。
- 5 報告対象特定建築設備等について、第10項に定める再使用をする場合における規則第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(以下この条において「検査済証」という。)の交付を受けた日」とあるのは「第10項の規定による届出を行つた日」と読み替えるものとする。
- 6 規則第6条第3項に規定する報告書は、報告の日前1月以内に検査し、作成したものでなければならない。
- 7 規則第6条第4項の規定により定める書類は、知事が別に定める建築物概要書とする。
- 8 報告対象特定建築設備等を廃止し、又は使用を休止(当該報告対象特定建築設備等について、最後に法第12条第3項の規定による報告を行つた日の翌日から起算して1年(令第138条の3に規定する昇降機等にあつては、6月)を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。)したときは、遅滞なく、別記第二十一号様式の二による特定建築設備等廃止・使用休止届を知事に届け出なければならない。ただし、建築物の全部を除却することに伴い、除却した建築物に設置された報告対象特定建築設備等を廃し、かつ、別記第四号様式の三による建築物除却届を知事に届け出た場合はこの限りではない。
- 9 第2項から第4項までの規定にかかわらず、前項の規定により休止した旨の届出をした報告

対象特定建築設備等については、当該届出の日から当該報告対象特定建築設備等に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第3項の規定による報告を要しない。

- 10 第8項の規定による休止の届出をした報告対象特定建築設備等を再使用しようとするときは、使用する日の3日前までに、別記第二十一号様式の二の二による特定建築設備等再使用届に規則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項に定めるそれぞれ該当する書類を添えて知事に届け出なければならない。

【所有者等の変更】

- 第13条の2 規則第5条第3項、第6条第3項又は第6条の2の2第3項の規定により報告をした所有者(所有者と管理者とが異なる場合においては、管理者)は、所有者、管理者又は報告をした建築物の名称を変更したときは、遅滞なく、別記第二十一号様式の二の三による建築物等の所有者等変更届を知事に届け出なければならない。

【定期報告の書類の保存期間】

- 第13条の3 規則第6条の3第5項第二号の規定による保存期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。この場合において、当該期間の起算の日は、当該書類を受理した日の属する会計年度の翌会計年度の初めの日とする。

- 一 規則第5条第3項に規定する書類 3年間。ただし、第10条の規定による報告の時期が毎年となる建築物については、1年間
- 二 規則第6条第3項に規定する書類 1年間。ただし、第12条第1号に規定する建築設備については、3年間、令第138条第2項第二号及び第三号に規定する遊戯施設については5年間

- 2 前項の規定にかかわらず、規則別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書並びに別記第三十六号の五様式、第三十六号の七様式、第三十六号の九様式及び第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書の保存期間は、当該書類を受理した日から、当該建築物が滅失し、又は除却されるまでとする。

【事故に係る報告】

- 第14条の3 木造の建築物で高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの又は木造以外の建築物で2以上の階数を有するものに係る建築、修繕、模様替又は除却のための工事に起因する敷地内における死者が生じた事故又は敷地外における人が危害を受けた事故が発生した場合は、当該工事の工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、直ちに、別記第二十一号様式の五による事故報告書(速報)により、事故の状況を知事に報告しなければならない。

- 2 【略】

- 3 法第6条第1項第一号又は令第16条に掲げる建築物の所有者、管理者又は占有者は、法第12条第5項の規定に基づき、当該建築物又は建築設備に起因する死者又は重傷者(負

傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。)が生じた事故が発生した場合は、直ちに別記第二十一号様式の五による事故報告書(速報)により、事故の状況を知事に報告し、速やかに別記第二十一号様式の六による事故報告書(詳細)により、事故の詳細を知事に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、法第88条第1項から第3項までに規定する工作物に準用する。

6. 東京都告示

東京都建築基準法施行細則による検査の項目等(抄)

東京都告示第444号

平成20年3月31日

東京都建築基準法施行細則(昭和25年東京都規則第194号。以下「細則」という。)第13条第1項及び第6項の規定に基づき、知事が別に定める検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに建築物概要書を次のように定め、平成20年4月1日から施行する。

なお、平成18年東京都告示第253号(東京都建築基準法施行細則による定期検査成績表等)は、平成20年3月31日限りで廃止する。

第1 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する検査は、細則第13条第1項の規定に基づき、次の各号に定めるところによるものとする。

一 規則第6条第3項に規定する遊戯施設については、平成20年国土交通省告示第284号(以下この号において「告示」という。)に定めるところによるものとする。ただし、告示別表六乗物関係の部(三)の款台車先端軸の項及び同部(四)の款車輪軸(主輪軸、側輪軸及び受輪軸)の項中「1年」とあるのは、「6月」とする。

二 (略)

第2 (略)

第 1 章－ 7

建築設備の定期検査報告に関する

国土交通省及び東京都の通知等

7. 建築設備の定期検査報告に関する国土交通省及び東京都の通知等

No.	通知等の件名	通知等の年月日等
(1)	建築基準法第12条第1項および第2項に規定する特殊建築物の定期調査報告および昇降機その他の建築設備の定期検査報告の推進について（抄） （平成12年3月31日建設省住指発第192号により廃止）	昭和46年12月28日 建設省住指発第918号
(2)	定期報告制度の運用上の留意事項について （平成15年7月9日国交省住指発第1184号により廃止）	平成12年3月31日 建設省住指発第192号
(3)	建築基準法施行令第149条の規定の改正に係る都区の事務の取扱等について	平成12年6月29日 12都市建調第148号
(4)	定期報告制度の運用に係る留意事項について（技術的助言）	平成15年7月9日 国住指1184号
(5)	東京都建築基準法施行細則の改正について（通知）	平成15年10月30日 15都市建企第334号
(6)	分譲共同住宅の定期調査・検査報告書の報告者等の記載方法に関する周知方について（依頼）	平成18年2月24日 17都市建企第473号
(7)	建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）	平成20年4月1日 国住指第2号
(8)	建築物、遊戯施設等の安全確保対策について	平成20年4月11日 国住指第192号
(9)	建築物等における不具合情報の取扱いについて	平成20年11月20日 事務連絡
(10)	昇降機、遊戯施設に係る事故防止のための対応の運用について	平成24年3月6日 国住昇第19号
(11)	建築物等における不具合情報の取扱いについて	平成24年8月31日 事務連絡
(12)	昇降機等定期検査報告に係る技術基準の見直しについて（技術的助言）	平成25年3月26日 国住指第4518号
(13)	エスカレーターの脱落防止等に係る技術基準の見直し等について（技術的助言）	平成26年3月31日 国住指第4444号
(14)	「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について	平成28年2月19日 国住指3984号
(15)	戸開走行保護装置の部品交換時の手続きについて	平成28年4月21日 事務連絡
(16)	建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）	平成28年6月1日 国住指第599号
(17)	建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）（抄）	平成28年6月1日 国住指第669号
(18)	エレベーターの安全確保の徹底について	平成28年9月1日 国住指第1934号

(19)	昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の改正について（技術的助言）	平成28年11月1日 国住指第2606号
(20)	ブランジャーストロークを測定しなければならないエレベーターの判定について	平成28年11月1日 事務連絡
(21)	昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検におけるブランジャーストロークの測定について	平成29年1月30日 国住昇第33号
(22)	要改善ブレーキの改善措置未完了リストの提供及び留意事項について	平成29年3月24日 国住昇第39号
(23)	遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件等の改正について（技術的助言）	平成29年3月29日 国住指第4511号
(24)	特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件の一部改正について（技術的助言）	平成29年6月2日 国住指第702号
(25)	非常用エレベーターの駆動装置等の防水保護等級の確認について	平成29年6月2日 事務連絡
(26)	エレベーターの外部連絡装置の取扱いについて	平成29年9月7日 事務連絡
(27)	電動機主回路用接触器の主接点の再検査について	平成29年11月30日 29都市建企第896号
(28)	建築物・建築設備等に係る定期調査・検査の適切な実施について	令和元年12月26日 国住防第7号
(29)	建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）	令和2年4月1日 国住指第4658号

(1) 建築基準法第12条第1項および第2項に規定する特殊建築物の定期調査報告および
昇降機その他の建築設備の定期検査報告の推進について（抄）

（平成12年3月31日建設省住指発第192号により廃止）

建設省住指発第918号

昭和46年12月28日

建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

建築基準法第12条第1項および第2項に規定する特殊建築物の定期調査報告および
昇降機その他の建築設備の定期検査報告の推進について

標記について昭和46年12月28日、建設省住指発第917号により住宅局長から、貴知事（市長）あて通知した
とおり、今般その運営の要綱を別紙のとおり定めたので、通知する。

ついては、貴職におかれては、今後この要綱に基づいて諸般の準備を進められたく願います。

【別紙】

定期報告制度運営要綱

1. 建築基準法第12条第1項および第2項に規定する特殊建築物の定期調査報告および昇降機その他の建築設備の定期検査報告の運営方法については、この要綱の定めるところにより早急に整備するものとする。
2. 定期報告の対象となる特殊建築物および昇降機その他の建築設備の指定現況は、必ずしも十分でないので、昭和46年7月1日付建設省住指発第436号（今般、その一部を改正した別添1のとおり。）を参照のうえ、早急に指定対象の拡大整備を行なうものとする。
とくに、特殊建築物調査資格者講習、昇降機検査資格者講習および建築設備検査資格者講習も、別添2のとおり、逐次実施され、昭和47年以降その実施能力も整備される見込であるので、建築基準行政における維持管理の重要性にかんがみ、指定対象の拡大、実施体制の整備を急ぐものとする。
3. 定期検査報告および定期検査報告制度の運営は、基本的に建設省、各都道府県および建築主事を置く市（以下、これらの地方公共団体を「関係行政庁」と総称する。）ならびに(1)および(2)に掲げる公益法人の緊密な連繋のうえに、行なうものとする。
 - (1) 中央組織 建設省の指導のもとに次の業務を行なうものとする。
 - イ. 建設大臣指定講習の実施
 - ロ. 資格者業務登録の実施
 - ハ. 登録簿の配布
 - ニ. 業務基準、業務報酬基準等の制定・保全
 - ホ. (2)の地方組織の指導・援助
 - ヘ. その他
 - a. 特殊建築物調査資格者関係 …… (社)日本科学防火協会
近い将来、(財)日本建築安全協会(仮称)を設置し、これに業務を引継ぐものとする。
 - b. 昇降機検査資格者関係 …… (財)日本建築センター
近い将来、(財)日本昇降機等検査協会(仮称)を設置し、これに業務を引継ぐものとする
 - c. 建築設備検査資格者関係 …… (財)日本建築センター

近い将来、(財)日本建築設備検査協会(仮称)を設置し、これに業務を引継ぐものとする

- (2) 地方組織 各都道府県の区域ごとに、(1)のa～c業務を総括する(財)都道府県建築安全協会(仮称)を設立するものとし、当該都道府県内の関係行政庁の指導のもとに次の業務を行なうものとする。

この場合、新たに設立することに代えて既存の公益法人を活用することを妨げない。

イ. 指定対象台帳の整備

ロ. 定期報告案内(所有者・管理者に対して)(又は、関係行政庁の委託を受けて定期報告提出指示)

ハ. 管内業務登録者の掌握・指導

ニ. 定期報告代行業務の受託

ホ. その他、なお、当面、この法人の設立が行なえない都道府県の区域については、当該区域又はブロックごとの関係行政庁等の協議会を設置し、これに關係の業務の一部又は全部を代行させるものとする。

とくに、昇降機の定期検査報告に関しては、経過措置を早急に講ずるものとする。

注：以上の運営を図示すると、次のとおりである。(図：省略)

4. 定常化した段階における定期報告制度に関する建設省、関係行政庁、中央法人および地域法人のそれぞれの業務の流れおよびその分担を示すと、おおむね、次の(1)および(2)のとおりである。

(1) 業務の流れと分担の概要

(注：◎印は主たるもの、○印は従的なものを、それぞれ示す。)

業務等	建設省	中央法人	関係行政庁	地域法人
イ. 建設大臣指定講習の実施	○(援助)	◎	○(援助)	
ロ. 中央法人の指導・監督	◎			
ハ. 地域法人の指導・監督・援助		○	◎	
ニ. 関係官庁・団体等の調整	◎	○	◎	○
ホ. 関係方面へのPR	○	◎	○	◎
ヘ. 指定対象への通知(指示)			○	◎
ト. 資格者の業務登録その他の一元管理および業務基準等の制定・保全		◎		○(援助)
チ. 業務基準等の運用指導		○		◎
リ. 資格者の指導監督		○		◎
ヌ. 定期報告業務の受託・実施				◎

(2) 各組織の具体的業務

(注：(1)と重複して掲げてあるものがある。)

イ. 建設省

- a. 中央法人の指導・監督(援助)
- b. 関係官公庁・団体等との連絡調整
- c. その他定期報告制度の周知徹底のために必要な措置

ロ. 中央法人

- a. 建設大臣指定講習の実施
- b. 資格者の業務登録の実施(業とする者のみを対象。聴講建築士等を含む。)
- c. 資格者業務登録名簿(写)の関係先配布・周知徹底措置
- d. 業務基準・業務報酬基準等の制定・保全
- e. 地域法人の指導・援助
- f. その他定期報告制度の周知徹底のために必要な措置

ハ．関係行政庁

- a．地域法人の指導・監督・援助
- b．指定対象の拡充・整備
- c．指定対象台帳(写)の交付（対地域法人）
- d．指定対象の所有者・管理者に対する定期報告提出指示(地域法人に代行させる方向を考慮する)
- e．定期報告のないものに対する調査・検査の実施
- f．必要に応じた行政処分および刑事処分手続
- g．関係官庁・団体等との連絡調整
- h．その他定期報告制度の周知徹底のために必要な措置

ニ．地域法人

- a．指定対象台帳の整備（関係行政庁資料および新規資料）
- b．指定対象の所有者・管理者に対する定期報告提出通知（又は関係行政庁の委託を受けて、指示）
- c．管内資格者の掌握・指導
- d．定期報告業務の受託
- e．関係方面へのPR
- f．その他定期報告制度の周知徹底のために必要な措置

5. 当面、とくに緊急に、建設省、関係行政庁および現存の中央法人において、それぞれ、行なう必要のある事項は、次の(1)～(3)のとおりである。

(1) 建設省

- イ．中央法人の体制整備(新規設立)作業の推進
- ロ．各関係行政庁の指定対象の範囲および時期の調整
- ハ．定期報告制度運営要領の制定

(2) 関係行政庁

- イ．地域法人の設立作業の推進
 - a．団体の性格は、財団法人を原則とする。
 - b．建築行政OB等の当該地域のベテランを含め、関係業界団体代表および学識経験者を役員にあてるものとする。
 - c．専任の職員若干名を置くものとする。
 - d．運営の財源は、直接受託収入、事業収入（資格証明用紙販布等）、関係行政庁事務委託料、中央法人および関係行政庁の助成金等によるものとする。
- ロ．指定対象の範囲および報告時期の拡充、整備
- ハ．経過措置としての関係行政庁等の協議会の設立・運営

(3) 中央法人

- イ．業務基準・業務報酬基準の制定
- ロ．資格者業務登録の実施
- ハ．同登録名簿（写）の作成・配布

【以下省略】

(2) 定期報告制度の運用上の留意事項について

(平成15年7月9日国交省住指発第1184号により廃止)

建設省住指発第192号

平成12年 3月31日

都道府県建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

定期報告制度の運用上の留意事項について

定期報告制度は、建築基準法第12条第1項及び第2項（現3項）に基づき、特定行政庁において実施されているところであるが、運用上明確化を図るべき点があるとして、政府の「規制緩和推進3ヶ年計画」（平成10年3月31日閣議決定、平成11年3月30日改定）及び総務庁の「規制行政に関する調査結果に基づく勧告」（平成12年3月23日）において改善等の指摘がなされたところである。

ついては、これらの事項に関する建設省の見解を下記に示すので、これに留意の上、的確な運用を図られたく、通知する。

なお、昭和46年12月28日付建設省建築指導課長通達（建設省住指発第918号）で通知した定期報告制度運営要綱」及び同通達別添3定期報告制度実施体制の経過措置について」は、現行制度の初動期における準備として既に目的を達したことから、明確化のため、この際廃止する。

貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いする。

記

1 調査及び検査事項の重複の排除について

同一の建築物が、建築基準法第12条第1項の特殊建築物等定期調査と同条第2項の建築設備定期検査の両方の対象に指定される場合にあっては、特定行政庁は、調査及び検査の実施において両者の間で重複が生じないように、同法施行規則第5条第2項及び第6条第2項に基づく「報告すべき事項」を定めるにあたり、十分配慮する必要があること。

この場合、「換気設備、排煙設備又は非常用照明装置等の安全対策上必要な建築設備について、これらの設置が建築物の現状の使用状況における各室の用途、間仕切り、避難通路等の状況からみて適切になされているかどうか」の確認を特殊建築物等定期調査において行い、「風量、照度等の測定又は非常時における作動等建築設備の機能が適切に維持されているかどうかの確認」を建築設備定期検査において行うことを原則に仕分けることが適当であること。

2 エレベーターの検査における重複の排除の徹底について

エレベーターの維持保全においては、建築基準法第12条第2項に基づく定期検査と労働安全衛生法第41条第2項に基づく性能検査との重複を避けるため、昭和54年11月8日付建設省建築指導課長通達（建設省住指発第332号）により、別添のとおり定期検査対象の指定方針を通知したところであるが、今般、総務庁行政監察局の調査により、実態上重複受検がみられる地域があるとの指摘がなされていること。

このため、特定行政庁におかれては、管内所在の労働基準監督署とも必要に応じ協議の上、重複の生じないよう改めて徹底されるようお願いする。

3 地域法人の行う定期報告代行業務の性格について

地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関連する業務を行う公益法人等をいう。）が実施している定期報告代行業務については、特定行政庁の行うべき行政行為としての報告の受理を代行するものではないこと。

(3) 建築基準法施行令第149条の規定の改正に係る都区の事務の取扱等について

平成12年6月29日

12都市建調第148号

特別区建築主務部長 殿

東京都都市計画局建築指導部長

建築基準法施行令第149条の規定の改正に係る都区の事務の取扱等について

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下、「令」という。）第149条が改正され、東京都と特別区の建築主事及び特定行政庁の権限に属する事務配分を新たに整備し、平成12年4月1日から施行されております。このことについて、下記のとおり取り扱いますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、昭和50年11月4日首都建調第311号通達は廃止します。

記

1 東京都の建築主事又は特定行政庁の権限に属する事務

(1) 法の規定により定められた事務

ア 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物に係る事務

イ 法51条（卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。）の規定により都知事の許可を要する建築物に係る事務

ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可（区長の権限に属するのを除く）を要する建築物又は工作物に係る事務

エ 令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記アからウに掲げる建築物に附置又は附属するものに係る事務

オ 令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものに係る事務

(2) 都区間の取り決めで定める事務

ア 敷地内に都所管の建築物がある場合の当該敷地内の建築物に係る事務

イ 都所管の建築物を含む法第86条第1項、同条第2項及、第86条の2第1項及び第86条の5第2項の規定による一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の認定区域内の建築物に係る事務

ウ 上記ア、イに掲げる建築物に附置又は附属する工作物及びア、イに掲げる建築物に設ける建築設備に係る事務

2 特別区の建築主事又は特定行政庁の権限に属する事務

上記1以外の事務が特別区の権限に属する事務となります。

3 仮設建築物

仮設建築物についても、上記1、2と同様の扱いとします。

なお、従前は、政令第146条第1項第1号に掲げる建築設備の有無による都扱い並びに特定街区、住宅地高度利用地区計画又は再開発地区計画内の認定を要するものを都の建築主事の権限に属する建築物とする扱いなど、一部変則的な取り扱いが定められていましたが、今回、これらの規定が整備されましたので注意願います。

(4) 定期報告制度の運用に係る留意事項について

国住指1184号

平成15年7月9日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

定期報告制度の運用に係る留意事項について（技術的助言）

国土交通省では、「定期報告制度の適切な運用に関する検討調査委員会」（委員長：松本光平明海大学教授）の検討結果を踏まえ、平成15年3月10日に、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年国土交通省令第16号）を公布し、定期報告の内容として最低限必要な事項等を示したところである。

ついては、その運用に関し下記に留意事項をまとめたので参考とされるとともに、管内特定行政庁に対して、周知方お願いする。

本通知の発出に伴い、「建築基準法第12条の規定に基づく定期検査に係る昇降機の指定方針（案）について」（昭和54年11月8日建設省住指発第232号）及び「定期報告制度の運用上の留意事項について」（平成12年3月31日建設省住指発第192号）については、廃止する。なお、昭和46年12月28日建設省住指発第918号で通知した「定期報告制度運営要綱」及び同通達別添3「定期報告制度実施体制の経過措置について」は、「定期報告制度の運用上の留意事項について」（平成12年3月31日建設省住指発第192号）により、既に廃止されていることを申し添える。

記

1 改正の概要

改正後の建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「改正規則」という。）では、定期報告の内容として最低限必要な事項等を別記第三十六号の二様式から別記第三十六号の四様式まで（フレキシブルディスクによる場合は、それぞれ別記第八十四号の二様式から別記第八十四号の四様式まで）に定め、それぞれ当該様式による報告書によって報告を求めることとした。ただし、改正規則第5条第2項及び第6条第2項により、特定行政庁は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく条例に関する事項その他の必要な事項を記載する報告書の様式を別に定めることができることとし、その場合は当該様式により報告を求めることとした。

また、改正規則第5条第3項及び第6条第3項により、建築物の敷地、構造及び建築設備等の状況を把握するためにそれぞれ報告書に添付させるべき書類についても、特定行政庁が定めることとした。

改正規則の施行日は平成15年9月1日であるが、平成16年3月31日までは、従前の様式によっても報告することができる旨の経過措置をおくこととした。

2 改正省令に関する留意事項

(1) 様式記入上の留意事項

① 建築基準法令への適合について

建築基準法令への適合について、建築物の所有者又は管理者に対して調査又は検査を行う資格者から「法不適合の指摘」や「要注意の指摘」がなされた場合にその旨を報告することとしたことから、報告の受理にあたっては、次の事項に留意されたい。

ア) 法不適合の指摘

調査又は検査を行う資格者に対し、建築基準法令各規定に定める基準に不適合であると判断される事項を見つけた場合は、「法不適合の指摘」を所有者又は管理者に対して行わせることとする。また、現行の建築基準法令の各規定に定める基準には不適合であるが、着工時の建築基準法令に適合すると判断される場合については、「既存不適格」を併せて指摘する。「既存不適格」であることの判断が困難な場合は、「法不適合の指摘」を行った上で、既存不適格に係る判断が困難な旨を添付書類等において示させることが考えられる。

なお、既存不適格が指摘された箇所については、所有者又は管理者において、建築物等の状況が現行の建築基準法令の基準に不適合である旨の認識がされるよう、既存不適格制度の周知に努められたい。

イ) 要注意の指摘

調査又は検査を行う資格者に対し、法不適合となるかどうかの判断が困難な場合や、現時点では法不適合となっていないが、放置することにより短期間に法不適合となる疑いがあると判断される場合など、注意喚起を図る必要があるときには、「要注意の指摘」を所有者又は管理者に対し行わせるものとする。

ウ) 国土交通大臣の認定の取扱い

国土交通大臣の認定を受けている部分のある建築物においては、当該認定を受けた部分について、認定時の条件が維持されていない又はその疑いがあると判断される場合に、それぞれ「法不適合の指摘」又は「要注意の指摘」を行わせることとなる。

エ) 改善の予定

指摘事項があったときは、その改善時期の目安を含め、改善の予定について報告させるものとする。

② 増築、改築及び用途変更等の状況について

建築物及び建築設備等の状況について把握するため、各様式において、確認等に要した図書等の関連図書の整備状況及び定期報告の状況を報告させることとする。

なお、所有者又は管理者においては、維持保全を円滑に行うため、これらの関連図書及び報告書の保存を図るとともに、所有者又は管理者が変更するときにはその継承に努めることが望ましいので、定期報告の機会における啓発に努められたい。

③ その他各様式ごとの留意事項

建築物に係る増築、改築、用途変更等により、防火上、構造上その他の問題が生じることが多いことから、別記第三十六号の二様式の第二面中「増築、改築、用途変更等の経過」欄により、増築、改築及び用途変更等の経緯について報告を求めることとする。

別記第三十六号の三様式について、複数の昇降機等についての報告が同時に行われることが多いことに留意し、別紙を活用することとした。

別記第三十六号の四様式の第二面中「換気設備の概要」欄等の各建築設備の概要の欄は、当該建築物における建築設備の設置状況を示すものであり、検査時になんらかの指摘をした建築設備を指すものではないため、検査による指摘の概要に記入された「法不適合の指摘」又は「要注意の指摘」が建築設備

のどの部分についてなされたものであるかを把握するためには、添付書類等によって確認することが必要となる。

(2) 添付書類に関する留意事項

特殊建築物等の定期報告は、改正規則第5条第2項に規定する様式に、同条第3項に基づき、特定行政庁が規則で定めるところにより、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するために必要な書類を添えて行わせることとする。特定行政庁は、同項に基づく書類としては、例えば、特殊建築物等調査資格者等が実際に調査を行う際に用いる調査票を添付するよう定めることなどが考えられる。

なお、昇降機等、建築設備等についても同様に、改正規則第6条第3項に基づき、特定行政庁が規則で定めるところにより、その状況を把握するために必要な書類を添えて定期報告を行わせることとする。

(3) フレキシブルディスクに関する留意事項、

改正規則第11条の3により、定期報告についても、その手続きをフレキシブルディスクによることができることとし、別記第八十四号の二様式から別記第八十四号の四様式までに、フレキシブルディスクによる報告書の様式を定めたところである。特定行政庁は、フレキシブルディスクによる報告をすることができる区域について規則で定める際には、必要に応じて、各様式ごとに除外する旨の規定をすることができる。

3 定期報告対象の考え方

(1) 定期報告対象建築物の見直しについて

定期報告対象建築物については、「建築基準法第12条の規定に基づく定期報告対象建築物の指定について」（昭和59年4月2日建設省住指発第125号）等の技術的助言により建築基準法別表第1の(ろ)欄から(に)欄までを参考に用途ごとの規模等を示しているところであるが、小規模雑居ビルにおける火災危険性を踏まえ、特にキャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合又は料理店等の用途に用いられる建築物についての指定のあり方について積極的に見直すことを検討されたい。

なお、定期報告対象建築物や定期報告対象建築設備等については、地域の建築物の維持保全の状況を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うことが必要である。

(2) 定期報告における重複の排除の徹底について

① 調査事項及び検査事項の重複の排除

同一の建築物等が、建築基準法第12条第1項の特殊建築物等定期調査と同条第2項の建築設備定期検査の両方の対象に指定される場合にあっては、特定行政庁は、両者の間で調査事項及び検査事項が重複しないよう、例えば「換気設備、排煙設備又は非常用照明装置等の安全対策上必要な建築設備について、これらの設置が建築物の現状の使用状況における各室の用途、間仕切り、避難通路等の状況から見て適切になされているかどうか」の確認を特殊建築物等定期調査において行い、「風量、照度等の測定又は非常時における作動等建築設備の機能が適切に維持されているかどうかの確認」を建築設備定期検査において行うといった配慮をする必要がある。

② 昇降機等の検査における重複の排除

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項に基づく性能検査は、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第一号から第五号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの（専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運

搬のため乗り込むものを含む。)を対象としていることから、建築基準法第12条第2項に基づく昇降機等に係る定期検査の対象の指定にあたっては、重複した指定を行わないなど、関係部局等と十分に調整することが必要である。

(3) 独立行政法人等の取扱い

独立行政法人等のうち、国等の機関とみなして建築基準法第18条が適用される法人であっても、当該法人の建築物等で国又は特定行政庁が所有又は管理していないものは、定期報告の対象となるので、留意されたい。

4 維持保全の推進

(1) 他法令との関係について

消防法(昭和23年法律第186号)、労働安全衛生法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)その他建築基準法令以外の法令に規定する事項については、建築基準法第12条第1項に基づく調査又は同条第2項に基づく検査の対象とならない。

なお、日頃より関係機関との連携体制の整備を図り、他の法令に規定する事項について報告を受けた場合にあっては、当該事項について関係機関への連絡を行うよう努められたい。

(2) 特定行政庁における報告の位置付けについて

特定行政庁は、報告において法不適合とされた事項については、早急にその状況の把握を行い、必要な措置を講ずるべきである。また、要注意とされた事項については、その内容に応じて必要な状況の把握、注意喚起等を行うよう努められたい。

なお、状況の把握は、建築基準法第12条第3項に基づく報告によって行うほか、法不適合が指摘されている場合であって、立入権等の行使がその事実確認に必要である場合には、同条第4項を適用することも考えられる。

建築基準法令への不適合事項については、これまでも必要な措置が行われていたところであるが、改正規則の施行に伴い、調査又は検査の過程で判明した事項への措置を行う業務が新たに発生することから、定期報告の対象となる建築物の数や用途、必要な報告がされていない建築物の数等の状況を考慮し、特定行政庁で行うべき業務の内容に応じ、必要な体制の整備を図るよう努められたい。

なお、地域法人(特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関連する業務を行う公益法人等をいう。)が実施している定期報告代行業務については、特定行政庁の行うべき行政行為としての報告の受理を代行するものではないことに留意されたい。

(3) 所有者又は管理者への報告について

建築物等の維持保全を円滑に行うため、特定行政庁に対する報告事項とならない事項についても、所有者又は管理者が必要に応じ、安全上又は衛生上必要な事項について調査又は検査を行うことが考えられる。こうした要求にこたえるため、調査又は検査を行う資格者は、建築基準法令の施行状況や建築物等の維持保全に係る知識及び技術の更新に努めることが望ましい旨、周知を図られたい。

(5) 東京都建築基準法施行細則の改正について

15都市建企第334号

平成15年10月30日

(財) 東京都防災・建築まちづくりセンター 理事長 殿

(財) 日本建築設備・昇降機センター 理事長 殿

東京都昇降機安全協議会 理事長 殿

東京都都市計画局市街地建築部長

東京都建築基準法施行細則の改正について（通知）

日頃から東京都の建築行政にご協力いただき、感謝しております。

このたび東京都では、建築基準法第12条第1項及び第2項に基づく定期報告制度に関して、東京都建築基準法施行細則（以下「細則」という。）を別添のとおり改正し、平成15年10月15日に公布しましたのでお知らせします。

細則改正にあたっての考え方は別紙のとおりです。

また、東京都では本改正に対応する事務処理要領等の改正等を今後予定しています。

なお、特定行政庁あて通知した細則改正に伴う運用方針等を参考までに添付します。

今後とも、定期報告制度の円滑な運用にご協力方よろしくお願いします。

担当：市街地建築部建築企画課
建防災係

平成15年10月30日
東京都都市計画局市街地建築部建築企画課

定期報告制度に関する東京都建築基準法施行細則の改正について

1 改正の考え方

(1) 報告対象建築物・建築設備・昇降機の指定の変更

建築物の維持保全は所有者・管理者の責任であり、本来公権力が介入する必要はないが、不特定多数の人が多数利用する建築物等の場合には、維持保全の不備による事故・災害の発生や被害の拡大が、第三者に危害を及ぼす恐れがある。

東京都においては、平成13年9月に起こった歌舞伎町雑居ビル火災を契機に定期報告制度の運用を強化するため、さらに、法の趣旨に基づき「自己責任」、「二重行政の排除」の観点からも報告対象建築物等の見直しを行ったものである。

(2) 定期報告に関する関係規定の整備

建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第5条及び第6条の改正に伴い、報告書の様式を改正した。規則で定められた様式に都において必要な項目を追加するとともに、従来告示で定めていた特殊建築物等の項目別評定書の内容を一部変更し細則上の様式とした。

また、定期報告に係る各指定講習機関が作成した添付書類を参考に、これまで事務処理要領を根拠として提出を求めていた各様式を告示で明確に位置づけ、これまで定めていた様式と併せて告示を全面的に改正した。

2 改正の概要

(1) 報告対象建築物・建築設備の指定の変更

ア 特殊建築物等（第10条関係）

(ア) 共同住宅等（共同住宅等と他用途との複合用途を含む。）の指定対象規模を上げるとともに、住戸内は報告対象としないこととした。

(イ) 旅館、ホテル、病院、診療所又は児童福祉施設等の用途で平家建ての場合の指定対象規模を上げた。

(ウ) キャバレー、飲食店等用途が地階にある場合も報告を要することとした。

イ 昇降機（第12条関係）

(ア) ホームエレベーター等個人住宅内に設置された昇降機については報告を要しないこととした。

(イ) 労働安全衛生法に基づく性能検査を受けている昇降機については、報告を要しないこととした。

(ウ) 小荷物専用昇降機のうちテーブルタイプについては、報告を要しないこととした。

ウ 建築設備（第12条関係）

- (ア) 定期報告を要する建築物のうち共同住宅の住戸の部分が定期報告の対象から除かれたことに伴い、共同住宅の住戸内の換気設備及び給排水設備は報告を要しないこととした。
- (イ) 換気設備については対象範囲を限定し、任意設置のものは報告を要しないこととした。
- (ウ) 排煙設備については、自然排煙設備に関しては定期調査項目となったことから、機械式の送風機又は排煙機を有するものに対象範囲を限定した。

(2) 定期報告に関する関係規定の整備

以下の様式について、規則第5条及び第6条の改正を受けて見直した。添付書類の各様式については、今後の法令の改廃及び技術の進展等に対応しやすくするため、知事が別に定めることとし、定期報告に係る各指定講習機関が作成した調査票及び検査表を参考に特定行政庁として必要な項目を追加して告示で定めた。

ア 定期調査報告書（第11条関係）

規則第36号の2様式（第5条関係）に都として必要な項目を追加するとともに、第三面については、今後の統計処理に配慮し、従来告示で定めていた項目別評定書を参考に表形式として定めた。

事務処理要領を根拠として提出を求めていた添付書類の特殊建築物等調査書については、(財)日本建築防災協会が作成した定期調査票の調査項目等を細則の別記第4号様式第三面及び第四面の調査項目順に並び替えたうえで東京都建築安全条例の項目を追加し、告示様式として明確に位置づけた。

イ 定期検査報告書（第13条関係）

- (ア) 昇降機等の定期検査報告書については、規則第36号の3様式（第6条関係）に都として必要な項目を追加し、従来の様式を全面的に改正した。

また、(財)日本建築設備・昇降機センターが作成した様式を参考に、これまで事務処理要領を根拠として提出を求めていた点検表を検査表とし、従来の検査成績書を定期検査成績表とし、併せて告示に明確に位置づけた。

なお、複数の昇降機について同時に報告する場合の様式は、事務処理要領で定めることとした。

- (イ) 建築設備の定期検査報告書については、規則第36号の4様式（第6条関係）に都として必要な項目を追加し、従来の様式を全面的に改正した。

また、(財)日本建築設備・昇降機センターが作成した様式を参考に、これまで事務処理要領を根拠として提出を求めていた定期検査表を検査項目表とし、従来の項目別評定書を定期検査項目別評定書とし、併せて告示に明確に位置づけた。

ウ 休止・廃止する場合及び再使用する場合の規定の整備（第13条第5項から第8項関係）

従来から定めていた休止・廃止の規定に加えて、再使用する場合の規定を整備し、検査の有効期間内の休止届については提出する必要がないものとする一方、再使用する場合には定期検査を義務付けることとした。

(6) 分譲共同住宅の定期調査・検査報告書の報告者等の記載方法に関する周知方について

17都市建企第473号

平成18年 2月24日

財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 建築防災事業部長 様

財団法人 日本建築設備・昇降機センター 常務理事 様

有限責任中間法人 東京都昇降機安全協議会 常務理事 様

東京都定期調査・検査報告行政連絡会会長
(東京都都市整備局市街地建築部建築企画課長)

分譲共同住宅の定期調査・検査報告書の報告者等の
記載方法に関する周知方について(依頼)

日頃から東京都内各特定行政庁の建築行政とりわけ定期報告に関しまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のように平成17年6月1日から建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告の際、閲覧用の書類として定期調査・検査報告概要書の提出が義務付けられ、閲覧の請求があった場合は、一般の閲覧の用に供することとなりました。

一方、これまで定期調査・検査報告書の所有者、管理者及び報告者の記載方法については、本来の記載方法と異なり、必ずしも統一がとれていないものが見受けられます。

そこで、建築基準法及び同法施行規則の改正を機に、今後は、各受付機関の窓口において定期調査・検査報告書及び同概要書の報告者等を下記のように統一して記載のうえ提出していただくよう、調査者・検査者等に対して周知方をよろしく願いいたします。

なお、このことについて、(社)高層住宅管理業協会あてに会員への周知方を別添(写)のとおり依頼しておりますので参考までにお知らせいたします。

記

所有者	〇〇	マンション区分所有者一同		
管理者	〇〇	マンション管理組合	理事長	〇〇 〇〇
報告者	〇〇	マンション管理組合	理事長	〇〇 〇〇

【連絡先】

東京都都市整備局市街地建築部
建築企画課建築防災係

(7) 建築基準法施行規則の一部改正等の施行について

国 住 指 第 2 号

平成20年4月1日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）

建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第7号。以下「改正省令」という。）及び関連する告示（平成20年国土交通省告示第282号から第285号まで。以下それぞれ「定期調査告示」、「昇降機定期検査告示」、「遊戯施設定期検査告示」及び「建築設備等定期検査告示」という。）の運用について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関連する業務を行う公益法人等をいう。）に対しても、この旨を周知いただくようお願いする。

記

第1 省令改正等の概要

- 1 定期調査及び定期検査の項目、事項、調査・検査の方法及び結果の判定基準の明確化これまで建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令の規定において具体的な方法等が明確にされていなかった法第12条第1項に規定する調査（以下単に「調査」という。）及び同条第3項に規定する検査（以下単に「検査」という。）について、今回の省令改正等により、国土交通大臣が定める項目及び事項ごとに国土交通大臣の定める方法により調査又は検査を行い、国土交通大臣の定める基準により是正又は重点的な点検の必要性を判定することとした。

なお、昇降機及び遊戯施設の一部の検査事項については、「要是正」及び「要重点点検」の基準を、これら以外の項目等については「要是正」の基準を示した。

2 報告内容の充実

報告の際に必要な書類について、以下のように改めた。

- (1) 昇降機及び遊戯施設のそれぞれについて報告書及び報告概要書の様式を定めた。
- (2) 調査・検査の項目ごとの調査者・検査者及び代表となる調査者・検査者を明記することとした。
- (3) 調査又は検査の結果指摘のあった項目に対する改善に関する事項、前回の検査以降に発生した不具合等に関する事項等を追加した。
- (4) 調査結果表又は検査結果表の添付を義務付けた。
- (5) 一部の調査項目及び検査事項（以下「調査項目等」という。）について、写真等の関係資料の添付を義務付けた。

第2 留意事項

1 共通事項

(1) 結果の報告に当たって添付すべき資料

「要是正」又は「要重点点検」と判定された調査項目等について、是正を要する状態又は重点的な点検を要する状態を撮影した写真の添付を義務付けることとした。このため、報告の際にこれらの添付資料の提出がない場合は、追加の提出を求める必要がある。

(2) 報告を受けた特定行政庁の対応

次の各号に掲げる報告を受けた場合に依り当該各号に定める措置を講じる必要がある。

ア 要是正の指摘がある報告を受けた場合
法第12条第5項の規定により是正状況の報告徴収を行い、その内容に応じて法第9条の規定による是正命令又は法第10条の規定に基づく勧告若しくは命令等の是正措置（以下「命令等の是正措置」という。）等

イ 不具合の状況（特殊建築物調査については不具合等の状況）について記載のある報告を受けた場合
事故を未然に防ぐ観点から必要な範囲において所有者等への原因究明、再発防止策検討の要請等

(3) 経過措置

施行日以前に調査又は検査を開始した者についてはなお従前の例によることとした。「調査又は検査を開始した」とは、特殊建築物等調査については建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）別記第36号の2の4様式第三面1欄イに記載された日、昇降機検査については施行規則別記第36号の3様式第二面2欄イに記載された日、遊戯施設検査については施行規則別記第36号の3の3様式第二面2欄イに記載された日、建築設備等検査については施行規則別記第36号の4様式第二面3欄イに記載された日から判断するものとする。ただし、当該調査又は検査が二日間以上実施され、かつ契約書等の書面をもって調査又は検査の着手日が明確に確認できる場合は、当該書面により確認された日とすることができるものとする。

2 特殊建築物等の調査（略）

3 昇降機の検査

(1) 検査及び報告

ア パッドの残存厚みの状況（当該状況の検査方法を製造者が指定している場合に限る。）並びに巻上機綱車の溝の摩耗又は綱車と主索のトラクションの状況（昇降機定期検査告示別表第一 一項（14）、別表第二 一項（10）、別表第四 四項（19）、別表第六 二項（19）、別表第九 一項（8）及び別表第十 一項（11）並びに別表第一 一項（12）、別表第二 一項（8）、別表第六 二項（8）及び別表第十 一項（9）関係）

パッドの残存厚みの状況（当該状況の検査方法を製造者が指定している場合に限る。）並びに巻上機綱車の溝の摩耗又は綱車と主索のトラクションの状況については、製造者が指定する方法で検査することとされていることから、必要に応じて当該検査方法に関する資料を求める必要がある。なお、例えばブレーキの構造上パッドの残存厚みを測定することが可能であるにも関わらずブレーキを作動させ目視で保持していることを確認するのみで良いとする等明らかに不適切な方法を指定している場合は、昇降機の所有者等に対し、パッドの残存厚みを測定するよう助言する必要がある。

イ パッドの残存厚みの状況（当該状況の検査方法を製造者が指定していない場合に限る。）及びつり合おもり底部のすき間の状況（昇降機定期検査告示別表第一 一項（14）、別表第二 一項（10）、

別表第四 四項 (19)、別表第六 二項 (19)、別表第九 一項 (8) 及び別表第十 一項 (11) 並びに別表第一 六項 (9) 別表第二 五項 (10)、別表第四 六項 (7)、別表第六 六項 (9) 及び別表第十 五項 (3) 関係)

パッドの残存厚みの状況(当該状況の検査方法を製造者が指定していない場合に限る。)及びつり合おもり底部のすき間の状況については、「要重点点検」の判定に際して前回の検査時の測定値が必要となる(パッドの残存厚みの状況については製造者が検査方法を指定していない場合に限る。)ことから、昇降機の所有者等に対し、測定値が記載された検査結果表等の書類を適切に保管するよう周知徹底する必要がある。なお、昇降機の設置後初回の検査においては、初期値(パッドの残存厚みにあつてはパッドの新品時の厚み、つり合おもり底部のすき間にあつては設置時のすき間)と比較することとし、初期値を得られない場合にあっては「要重点点検」と判定することとする。また、前回検査時に測定していなかった、前回検査の結果の書類を紛失した等の事情によりこれらの測定値を確認できない場合は、「要重点点検」と判定し、維持保全の中で重点的に点検するよう指導する必要がある。

(2) 結果の報告に当たって添付すべき資料

次の各号に掲げる検査事項に応じ当該各号に定める資料の添付を義務付けることとした。このため、報告の際にこれらの添付資料の提出がない場合は、追加の提出を求める必要がある。

ア パッドの残存厚み(昇降機定期検査告示別表第一 一項 (14)、別表第二 一項 (10)、別表第四 四項 (19)、別表第六 二項 (19)、別表第九 一項 (8) 及び別表第十 一項 (11) 関係)

パッドの状況を撮影した写真(パッドが複数ある場合は、最も摩損が進行したもの)ただし、ブレーキの構造上又は設置状況により撮影が不可能な場合は、パッドの状況を撮影した写真を添付しなくても差し支えないこととしたが、この場合、必要に応じてブレーキの構造図、ブレーキの外観を撮影した写真等ブレーキの構造上又は設置状況により撮影が不可能であることが確認できる資料の添付を求める必要がある。

イ 主索(昇降機定期検査告示別表第一 二項 (3)、別表第二 三項 (4)、別表第三 二項 (3)、別表第四 二項 (3)、別表第六 二項 (16)、別表第七 一項 (4) 及び別表第十 三項 (1) 関係)

最も摩損が進行した主索の状況を撮影した写真

(3) 国土交通大臣の認定の取扱

昇降機及び遊戯施設については、構造方法等の認定申請の際に検査の方法を記載した図書の添付を必要とし、検査においては、当該図書に記載された方法により検査を行うこととした。これを受け、平成20年4月1日以降に認定申請のあった昇降機及び遊戯施設に係る認定書に、検査の方法が記載された図書を添付することとした。国土交通大臣の認定を受けた部分のある昇降機にあっては、施行規則別記第36号の3様式第二面8.備考欄に、国土交通大臣の認定を受けた部分(構造上主要な部分、制動装置等)及び認定番号の記載を求める等国土交通大臣の認定を受けたものであることを明確にすることを求めるとともに、当該昇降機に係る認定書の写しにより、構造方法等の認定申請の際に添付される図書に記載されている検査の方法により検査されていることを確認する必要がある。なお、当該昇降機について指定確認検査機関等が確認審査を行った場合等当該昇降機に係る認定書の写しを特定行政庁が所有していない場合は、法第12条第5項の規定により当該昇降機の確認審査を行った指定確認検査機関等に認定を受けた構造方法等について報告を求める必要がある。

なお、構造方法等の認定申請の際に添付される検査の方法を記載した図書においては、当該認定に係る部分について、昇降機定期検査告示に定められた検査の方法の全部又は一部に代えて実施すべき

検査の方法が記載されることとなるため、検査結果表においては、「上記以外の検査項目」欄に、検査の方法を記載した図書に記載されている検査の項目及び事項を追加するとともに、図書に記載されている検査の方法に係る検査の項目及び事項と代替関係にある昇降機定期検査告示に定められた検査の項目及び事項を抹消することとなるが、図書に記載されている検査の方法における検査の項目及び事項が、昇降機定期検査告示に定められた検査の項目及び事項と同一である場合は、検査結果表の特記事項欄等において、項目及び事項ごとの図書に記載されている検査の方法における検査の項目及び事項との対応関係を明確にすれば足りるものとする。

4 遊戯施設の検査

(1) 結果の報告に当たって添付すべき資料

走行台車枠及び車輪取付枠の劣化及び損傷の状況並びに走行台車先端軸、走行台車中心軸及び車輪軸のき裂の状況（遊戯施設定期検査告示別表六項（3）及び（4）関係）について、探傷試験の結果の概要が記載された資料の添付を義務付けることとした。このため、報告の際にこれらの添付資料の提出がない場合は、追加の提出を求める必要がある。

(2) 国土交通大臣の認定の取扱

昇降機及び遊戯施設については、構造方法等の認定申請の際に検査の方法を記載した図書の添付を必要とし、検査においては、当該図書に記載された方法により検査を行うこととした。これを受け、平成20年4月1日以降に認定申請のあった昇降機及び遊戯施設に係る認定書に、検査の方法が記載された図書を添付することとした。

国土交通大臣の認定を受けた部分のある遊戯施設にあっては、施行規則別記第

36号の3の3様式第二面8.備考欄に、国土交通大臣の認定を受けた部分（構造上主要な部分、制動装置等）及び認定番号の記載を求める等国土交通大臣の認定を受けたものであることを明確にすることを求めるとともに、当該遊戯施設に係る認定書の写しにより、構造方法等の認定申請の際に添付される図書に記載されている検査の方法により検査されていることを確認する必要がある。なお、当該遊戯施設について指定確認検査機関等が確認審査を行った場合等当該遊戯施設に係る認定書の写しを特定行政庁が所有していない場合は、法第12条第5項の規定により当該遊戯施設の確認審査を行った指定確認検査機関等に認定を受けた構造方法等について報告を求める必要がある。

なお、構造方法等の認定申請の際に添付される検査の方法を記載した図書においては、当該認定に係る部分について、遊戯施設定期検査告示に定められた検査の方法の全部又は一部に代えて実施すべき検査の方法が記載されることとなるため、検査結果表においては、「上記以外の検査項目」欄に、検査の方法を記載した図書に記載されている検査の項目及び事項を追加するとともに、図書に記載されている検査の方法に係る検査の項目及び事項と代替関係にある遊戯施設定期検査告示に定められた検査の項目及び事項を抹消することとなるが、図書に記載されている検査の方法における検査の項目及び事項が、遊戯施設定期検査告示に定められた検査の項目及び事項と同一である場合は、検査結果表の特記事項欄等において、項目及び事項ごとの図書に記載されている検査の方法における項目及び事項との対応関係を明確にすれば足りるものとする。

5 建築設備等の検査（略）

(8) 建築物、遊戯施設等の安全確保対策について

国住指第192号

平成20年4月11日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物、遊戯施設等の安全確保対策について

建築物、遊戯施設等の安全確保については、かねてよりご尽力いただいているところであるが、昨年10月16日に、総務省から、遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査（以下「緊急実態調査」という。）の結果に基づく勧告がなされたところである。

ついては、貴職におかれても、建築物、遊戯施設の安全を確保するため、下記により必要な措置を講じるようお願いする。

なお、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知するようお願いする。

記

1. 遊戯施設に係る確認審査等について

遊戯施設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の3第1項に規定する確認審査等について、総務省による緊急実態調査において、土地に定着しているとの判断が困難であること等により、適切に実施されていない事例がみられたとされたところである。

ついては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条、第144条、平成12年建設省告示第1419号、別紙1の取扱い等に従い、構造等について適確に確認審査等を行うとともに、築造主に対して確認審査等の申請を適切に行うよう徹底し、対象とする遊戯施設の範囲等について疑義が生じた場合には当職に問い合わせるなど、引き続き適確な確認審査等の実施に努めること。

2. 維持保全計画等の的確な作成等について

建築物の維持保全計画の作成については、（昭和60年建設省告示第606号）により指針を示すとともに、遊戯施設の維持保全計画及び運行管理規程（以下、「維持保全計画等」という。）の作成については、「遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き」の周知による遊戯施設の安全対策の徹底について（依頼）」（平成12年12月26日付け建設省住指発第932号）により東日本遊園地協会理事長及び西日本遊園地協会理事長あて通知し、「遊戯施設における事故対策について」（平成19年5月6日付け国住指第865号）により貴職に対し遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き（以下「手引き」という。）を遊戯施設の所有者等に周知する

よう通知したところである。

しかし、総務省による緊急実態調査において、一部の遊戯施設の所有者等に手引きについての情報がなく維持保全計画等の策定に対する認識がなかった事例、専門的知識がなく作成が困難である事例等がみられたとされたところである。

については、維持保全計画等を作成していない建築物、遊戯施設等（以下、「遊戯施設等」という。）の所有者等に対し、建築確認申請時や定期報告時といった機会を捉え、指針及び手引きを参考に、遊戯施設については当該施設の製造者の協力を得ながら維持保全計画等を作成し、適切な維持保全（遊戯施設については維持保全及び運行管理）に努めるようあらためて指導すること。

3. 定期報告の的確な実施について

(1) 定期報告の励行確保について

法第12条第3項の規定に基づく定期報告について、総務省による緊急実態調査において、一部の特定行政庁で定期報告対象となっている遊戯施設で定期報告を行わない所有者等に対し督促を行わない事例、督促の時期が不適切である事例等、定期報告の励行の確保が不十分である事例がみられたとされたところである。

については、定期報告対象となっている建築物、昇降機、遊戯施設等で定期報告がなされていないものについて、当該遊戯施設等の所有者等に対して報告の督促を行うとともに、必要に応じて法第12条第6項の規定に基づく立入検査を行うなど、定期報告制度の重要性を所有者等に十分認識させ、定期報告の励行の確保を図ること。

(2) 地域法人の行う定期報告代行業務について

地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関連する業務を行う公益法人等をいう。）は、定期報告制度の円滑な運営のため、「建築基準法第12条第1項及び第2項に規定する特殊建築物の定期調査報告および昇降機その他の建築設備の定期検査報告の推進について」（昭和46年12月28日付け建設省住指発第918号）により住宅局長及び当職から設立等を要請したものであり、左通知が「定期報告制度の運用上の留意事項について」（平成12年3月31日付け建設省住指発第192号）により廃止された後も、地域法人が定期報告制度の円滑な運営に果たす役割の重要性はいささかも変わらないものであるが、地域法人が実施している定期報告代行業務については、「定期報告制度の運用に係る留意事項について（技術的助言）」（平成15年7月9日付け国住指第1184号）により、特定行政庁の行うべき行政行為としての報告の受理を代行するものではない旨周知しているところである。

しかし、総務省による緊急実態調査において、地域法人を経由しなければ特定行政庁が定期報告を受け取らないと誤解されるおそれがある事例や、定期報告が地域法人に提出されてから特定行政庁に到達するまでに1ヶ月以上を要している事例がみられたとされたところである。

については、以下の①及び②を着実に実施するとともに、遊戯施設等の所有者等に周知すること。

- ① 法第12条第3項の規定により、検査の結果の報告は特定行政庁に対して行うこととされているところであり、地域法人を経由することを妨げるものではないが、

地域法人を経由しなければ受理しないとの誤解を与えることがないように十分留意すること。

また、行政手続法（平成5年法律第88号）第37条の規定により、建築物の所有者等の報告義務は特定行政庁に到達したときに履行されたものとされることから、地域法人を経由する場合であっても、「要是正」判定を含む報告については直ちに特定行政庁に情報提供するとともに、形式上の要件に適合している報告については速やかに特定行政庁に送付するよう地域法人を指導すること。

- ② 地域法人が行う業務には本来特定行政庁が行うべき業務が含まれることから、地域法人が行う定期報告に係る業務の範囲、処理期間、個人情報や企業秘密等の情報に係る取扱い等について、契約等により具体的に明らかにすること。

4. 事故情報等の収集等について

遊戯施設等における事故の情報については、「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について（通知）」（平成17年3月31日付け国住防第3278号。以下「事故防止対応通知」という。）により、

- ① 法第12条第1項又は第3項の規定に基づく定期報告に併せて事故に係る情報を提供するよう所有者等に対して指導を行うこと、消防部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集等による事故情報の把握
- ② 消防部局等関係行政機関との連携体制の整備と情報共有
- ③ 事故情報を把握した場合の、所有者、管理者等に対する当面の再発防止対策の指導並びに類似の施設・設備等がある建築物等の所有者、管理者に対する注意喚起及び必要に応じた事故防止対策の指導
- ④ 「建築物に関する被害、火災、事故に係る緊急連絡について」（平成8年1月25日付け建設省住防発第4号）による死者が発生した場合の国への報告と併せて、それ以外の場合における、国に対する事故情報の提供等について依頼したところであるが、総務省による緊急実態調査において、事業者からの事故情報の報告の仕組みが設けられていない事例、負傷者が生じている事故について報告されていない事例がみられたとされたところである。

については、以下の(1)から(4)までを参考に、管内の遊戯施設等における事故の発生及び拡大の防止を図ること。

(1) 事故情報等の把握について

事故防止対応通知により、利用者等からの通報、報道情報等の把握、法第12条第1項又は第3項に基づく定期報告に併せた事故情報の提供の所有者等に対する指導、消防部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集をお願いしているところであるが、引き続き、事故情報収集・公表制度の策定、公報やインターネットによる周知等により、広く情報の把握に努めること。

なお、国土交通省においても、事故情報やヒヤリハットに関する情報提供窓口を設置し、広く一般から情報を収集するとともに情報提供された事故情報や再発防止対策等について積極的に情報提供することとしているので、これを参考に貴公共団体においても情報提供窓口を設置するとともに、貴公共団体における取り組みとあわせ、広

報やインターネット等によりご周知いただくよう併せてお願いする。

(2) 消防部局等関係行政機関との連携体制の整備について

「遊戯施設の安全確保対策について」（平成19年10月18日付け国住指第2601号）による調査の結果、別紙2のとおり約6割の特定行政庁において連携体制が整備されておらず、整備されていても事故の未然防止策の検討まで行っているのは約2割にとどまるなど、連携体制の整備・活用がなされていない状況であることから、連絡協議会の設置等により、関係行政機関との更なる緊密な情報共有・連絡体制の整備を図ること。

(3) 事故情報を把握した場合の対応について

事故防止対応通知により、事故の発生した遊戯施設等について、

- ① 法第12条第5項の規定に基づき、事故情報の確認を行い、所有者、管理者等に対して当面の再発防止対策を指導すること。
- ② 類似の施設・設備がある遊戯施設等の所有者、管理者に対して注意喚起を行うとともに、必要に応じて事故防止対策を指導すること。

等をお願いしているところであるが、これらに加え、収集した事故情報や再発防止対策等の公表、遊戯施設等の製造者、保守点検実施者、関係団体への情報提供、再発防止対策要請等により、事故の発生及び拡大の防止に努めること。

なお、情報の取り扱いに当たっては、個人情報保護について十分配慮すること。

(4) 国への事故情報の提供について

これまでも、死者が発生した場合及びそれ以外の場合について、国に対し把握している限りでの事故情報の提供を行うようお願いしているところであるが、これと併せ、所有者、管理者等に対して指導した再発防止対策、類似の施設等の所有者、管理者に対する注意喚起や事故防止対策、遊戯施設等の製造者、保守点検実施者、関係団体への情報提供、再発防止対策依頼等を行った場合には、それらの内容についても情報の提供をお願いする。

(5) 不具合情報の取扱について

建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第7号）により定期報告の報告内容が見直され、当該省令の施行後に着手した調査又は検査に係る報告から、不具合等に係る情報が報告対象に追加されたところであるが、事故を未然に防ぐ観点から、事業者への再発防止策の検討、技術的知見の情報共有の指導等を行うこと。また、事故の予防上特に重要と認められる事案については、不具合の内容、再発防止策、得られた技術的知見等について情報の提供をお願いする。

5. その他

平成20年2月26日に、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において「昇降機、遊戯施設等の安全確保について」がとりまとめられた（国土交通省ウェブページ<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/07/070226.html> 参照、概要は別紙3）ので、併せて参考とされたい。

(9) 建築物等における不具合情報の取扱いについて

事 務 連 絡

平成20年11月20日

各都道府県建築主管課 殿

国土交通省住宅局建築指導課

課長補佐 楠田 勝彦

建築物等における不具合情報の取扱いについて

建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第7号）による建築基準法第12条に基づく定期報告の報告内容の見直しにより、昇降機等の不具合等に係る情報が報告対象に追加されたところであり、その対応については、建築指導課長から、「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」（平成20年4月11日付国住指第192号）4.（5）において、設計ミス、材料欠陥のように他の昇降機等にも同種の不具合が発生し、重大な事故に至るおそれがある等、事故の予防上重要と認められる事案についての情報の提供をお願いしているところですが、今般、その昇降機に係る部分の運用の詳細について下記のとおりとしますので、ご協力をお願いします。

なお、この旨、貴都道府県内の特定行政庁に対してご周知頂くようお願いします。

記

1. 国への不具合情報の提供について

建築基準法第12条に基づく昇降機の定期報告において、特定行政庁に報告のあった不具合情報のうち、設計ミス、材料欠陥のように他の昇降機等にも同種の不具合が発生し、重大な事故に至るおそれがある等、事故の予防上重要と認められる事案について、定期検査報告書等に基づき、別添様式に不具合の内容、改善措置等を記入の上、情報の提供をお願いします。

※国へ報告された不具合情報について、さらに詳細な調査をすることが必要なものについては、詳細な情報の提供をお願いする場合があります。

2. 不具合情報の報告方法について

必要事項を記入頂いた別添様式を貴都道府県にて月毎にとりまとめの上、翌月末までに以下のアドレス宛てに送付して下さい。尚、送付時のメールのタイトルは“【〇〇県】不具合情報”として下さい。

不具合情報の報告先

国土交通省住宅局建築指導課

kenchiku-jiko@mlit.go.jp

(10) 昇降機、遊戯施設に係る事故防止のための対応の運用について

国 住 昇 第 19 号

平成 24 年 3 月 6 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室長

昇降機、遊戯施設に係る事故防止のための対応の運用について

「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」（平成 20 年 4 月 11 日付国住指第 192 号）における事故情報等の収集等については、「建築物等に係る事故防止のための対応等の運用について」（平成 20 年 4 月 16 日付事務連絡。以下「20 年事務連絡」という。）により、運用しているところですが、昇降機及び遊戯施設（以下「昇降機等」という。）について、最近の事故事例等を踏まえ、20 年事務連絡における国土交通省への情報提供の対象となる事故の範囲について、昇降機等に係る事故の対応の明確化を図ることとしますので、下記のとりの対応方よろしくをお願いします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知いただくようお願いします。

記

1. 国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故の範囲について国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故の範囲については、次のとおりといたします。

○人身事故（利用者（消費者、従業員）^{*1}及び保守管理中の作業員の次の事故を対象とし、据え付け等の建設作業中の事故は含まない）

- ・死亡、重傷（治療期間が 30 日以上であると見込まれるもの）
- ・その他の人身事故^{*2}で機器の異常等が原因である可能性のある事故

○上記以外の人身事故^{*2}で、報道が複数回又は広範囲にわたってされるなど、社会的影響が大きいと認められるもの

2. 国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故以外の事故・不具合の範囲について

国土交通省への情報提供の対象となる昇降機等に係る人身事故以外の事故・不具合の範囲については利用者に重大な被害を及ぼすおそれのあるものについて行うこととし、具体的には下表の事故・不具合^{*3}といたします。

エレベーター	エスカレーター	遊戯施設
・戸開走行 ・着床階以外の階での戸開き ・高速突き上げ、突き下げ ・主要な支持部分の破壊 ・火災※⁴	・逆走行 ・駆動チェーン、踏み段チェーン、主要な支持部分の破壊 ・停止不能 ・火災※⁴	・主要な支持部分、身体保持装置（シートベルト等）、連結装置の破壊・逆走行 ・制動装置、追突防止装置等の安全装置の異常 ・部材の脱落 ・火災※⁴

3. その他

上記1又は2に該当しない場合でも、国土交通省から、事故の状況等について情報提供いただくようお願いする場合がありますので、その際にはあわせて対応方よろしくお願いします。

※1. 遊戯施設については、乗客の他に遊戯施設の周囲にいる者を含む。

※2. 負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの（当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。）

※3. 通常の点検により把握し、補修された不具合は除く。

※4. 機器の異常等が原因であるものに限る。

(11) 建築物等における不具合情報の取扱いについて

事 務 連 絡

平成24年8月31日

各都道府県建築主管課 殿

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室

建築物等における不具合情報の取扱いについて

建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第7号）により建築基準法第12条に基づく定期報告（以下「定期報告」という。）において報告を受けた昇降機等の不具合等に係る情報に係る対応については、「建築物、遊戯施設等の安全確保対策について」（平成20年4月11日付国住指第192号）により、情報提供をお願いしているところです。そのうち、昇降機に係る部分の運用の詳細については、平成20年11月20日付事務連絡「建築物等の不具合情報の取り扱いについて」（国土交通省住宅局建築指導課より各都道府県建築主管課あて）にて、お知らせしたところです。

今般、これまで情報提供いただいた不具合等に係る情報について精査をした結果を踏まえ、昇降機に係る部分の情報提供の運用の詳細について、下記のとおりとしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、この旨、貴都道府県内の特定行政庁に対して、ご周知頂くようお願いいたします。

記

1. 国土交通省への不具合情報の提供について

昇降機の定期報告において、特定行政庁に報告のあった不具合情報のうち、「事故の予防上特に重要と認められる事案」として国土交通省に対し情報提供をいただく対象を、エレベーターの戸開走行、エスカレーターの逆走行など重大な事象につながるおそれがある不具合として別紙のとおり明確化します。これらの不具合について定期検査報告書等に基づき、別添様式に不具合の内容、改善措置等を記入の上、情報の提供をお願いします。

ただし、これら以外の不具合であっても、特に重大な事象につながるおそれがあると考えられるものについては、報告いただくようお願いいたします。

※国土交通省へ報告された不具合情報について、さらに詳細な調査をすることが必要なものについては、詳細な情報の提供をお願いする場合があります。

2. 定期検査報告書に記載する不具合について

定期検査報告書に記載する不具合については、以下の通りとするよう、あらかじめ関係事業者への周知、定期報告時の指導等により報告者に指導して下さい。

- ① 昇降機検査資格者は、所有者等が、緊急通報により、保守会社等に依頼し、修理等した結果を含めたすべての不具合情報について、定期検査報告書の第三面に記載する。
- ② 昇降機検査資格者は、発生した不具合事象だけでなく、原因、対応、結果について、保守担当者に確認

をし、記載する。

- ③ 報告対象の不具合のうち、設計段階、製造段階に起因するものについては、より詳細な内容を記載する。

3. 定期検査報告書受領後の特定行政庁の対応について

定期検査報告書受領後、特定行政庁において、国土交通省への報告のほか次の点についてご留意下さい。

- ① 平成24年3月6日付国住昇第19号により個別に国土交通省に対し情報提供の対象となるものがなかったのか確認を行い、該当案件のうち情報提供がされていないものについては、すみやかに国土交通省へ報告を行うこと。
- ② 第三面「改善措置の概要等」の欄において改善措置の内容が不明、未定等となっており、改善がなされていないおそれがある不具合については、個別に指導を行うとともに、必要に応じて、改善されるまでの期間の使用停止等を含めた措置を講ずること。

4. 不具合情報の報告方法について

平成24年10月1日以降に受領した定期検査報告書から本事務連絡での運用をお願いします。

必要事項を記入頂いた別添様式を貴都道府県にて月毎にとりまとめの上、翌月末までに以下の送付先のアドレス宛てに送付してください。尚、送付時のメールのタイトルは“【〇〇県】不具合情報”としてください。

不具合情報の報告先

国土交通省住宅局建築指導課 kenchiku-jiko@mlit.go.jp

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室

<別紙>

国土交通省への報告の対象となる不具合は下表のとおりとする。

表1 報告の対象となる不具合内容及び原因（エレベーター）

不具合が発生した 機器・装置	報告の対象となる不具合内容及び原因
ブレーキ	○ブレーキ自身の不具合（機械部分、回路部分含む） ○ブレーキに起因する全ての不具合
制御装置	○着床誤差が大きい（±100mm以上） ○制御不能 ・指定階に停止不能 ・指定階以外への走行 ・1回の着床でのリレベル動作の繰り返し ・速度の異常 ・減速装置が正常に作動しない
過荷重検出装置設	定値ずれ
主索	○ストランド切れ ○着床停止時の主索と綱車間のスリップ
乗場戸	施錠装置の不良 （かごがその階に停止していないのに、ドアが手で開いてしまう状態）
安全装置	○非常止め装置の作動 ○ファイナルリミットスイッチの作動

表2 報告の対象となる不具合内容及び原因（エスカレーター）

不具合が発生した 機器・装置	報告の対象となる不具合内容及び原因
電動機	駆動トルク不足
ブレーキ	ブレーキセット値の不足 （停止距離の状況が、基準を満たしていない）
ハンドレール	踏段と著しい速度差が発生又は停止
安全装置	踏段チェーン安全スイッチの作動

(12) 昇降機等定期検査に係る技術基準の見直しについて

国住指第4518号
平成25年3月26日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

昇降機等定期検査に係る技術基準の見直しについて（技術的助言）

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成23年7月の東京メトロ有楽町線平和台駅（東京都練馬区）において発生した主索が劣化により破断し、かごが落下するエレベーター事故について、社会資本整備審議会において再発防止の観点から事故発生原因の解明、再発防止対策等に係る検討が行われました。

その結果、本事故については、当該エレベーターの主索が劣化していたにも関わらず適切に点検が実施されることもなく、劣化したまま使用し続けられたことにより、主索が破断しかごが落下したものであり、主索が劣化した原因として、当該エレベーターが、主索の特定部分に著しく多くの曲げ回数が発生する構造であること、さらに起動回数自体が著しく多いエレベーターであったことから、比較的短時間で外から検査しにくい内部断線により素線が断線し強度が低下したものと推定されました。

このような背景を踏まえ、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号）及び遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第284号）の一部改正について平成24年12月12日に公布し、平成25年4月1日に施行することとしましたので通知します。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

昇降機等定期検査に係る技術基準の見直し内容

- (1) 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号。以下「昇降機定期検査告示」という。）の一部改正について

昇降機定期検査告示の検査方法及び判定基準の欄に、錆が著しい場合等についてより具体的な基準を追加し、検査結果表についても所要の改正を行うものである。

1) 主要改正内容について

①主索の錆の状況に対応した基準の追加等

イ. 検査事項の改正

- ・主索の「摩耗粉の状況」を「主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況」と錆の状況を踏まえた、より具体的な表現に改める。

ロ. 検査方法の追加

- ・錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所については直径の測定及び目視による重点的な確認を行うこととする。

ハ. 判定基準の追加

○要是正判定基準（錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準）

- ・内部損傷のおそれのある錆びた摩耗粉が生じた部分については摩損が速く進み、強度の低下が著しくなるため、現行の基準より早い段階での是正が促されるよう、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える場合に「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること」を追加する。また、主索の「表面に点状の腐食が多数生じていること」及び「一構成より一ピッチ内の素線切れが二本を超えていること」も追加する。

○要重点点検判定基準（錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準）

- ・同様の理由により、「錆及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所」を追加する。

②主索の内部損傷に対応した基準の追加

イ. 検査方法の追加

- ・内部損傷が生じやすい箇所として、「綱車による曲げ回数が多し箇所」

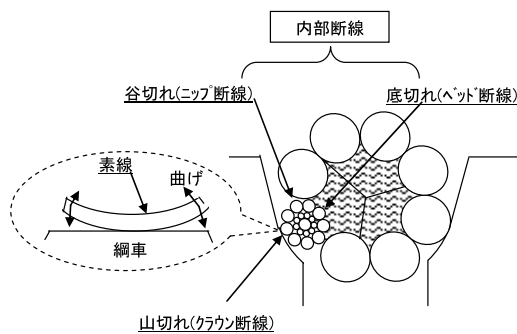
を主索の径の状況及び主索の素線切れの状況の検査箇所に追加する。

ロ. 判定基準の追加

○要是正判定基準（素線切れ要是正判定基準）

- ・上記①のハと同様の理由により、「谷部で素線切れが生じていること」を素線切れの状況の判定基準に追加する。

③その他调速機ロープ等についても同様の改正を行う。



○ワイヤロープの素線断線

<外部損傷（山切れ）>

ワイヤロープが網車で曲げ摺動を受けて摩耗することによって起こる断線であり、外部から目視点検により発見できる。

<内部損傷（谷切れ）>

ワイヤロープが、網車により繰り返し曲げられた場合に、素線相互の接触部で、素線相互が圧接ないし摺動して、摩耗することにより発生する断線。素線が破断しても表面にとび出しにくく、外部から目視による発見が困難な場合が多い。

図1 ワイヤロープの素線断線の種類

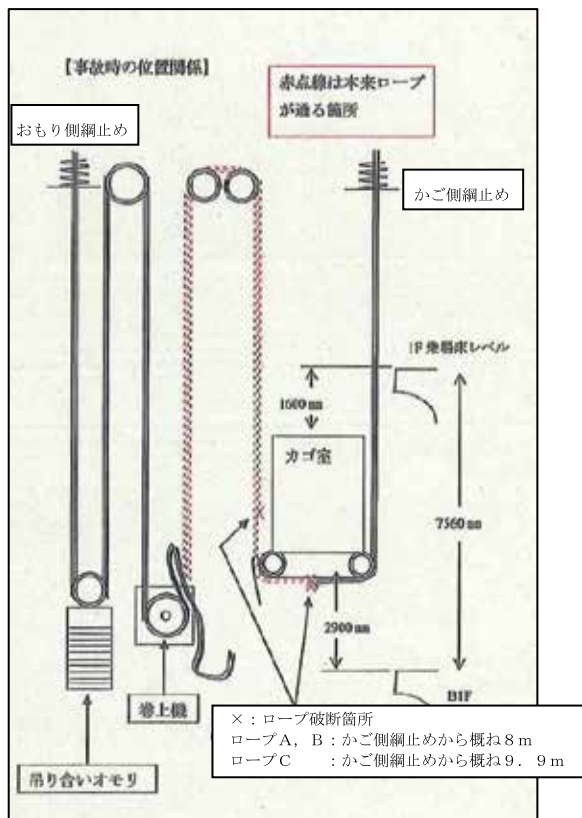


図2 事故直後の状態



図3 ロープA、B破断部

2) 昇降機定期検査告示の検査結果表（別記第一号等）の改正内容について

①昇降機定期検査告示の別記第一号、第二号、第三号及び第六号中、主索等の箇所「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」の径の測定結果の記入欄を追加する。

②昇降機定期検査告示の検査別添1様式（主索、鎖及びブレーキパッドの写真）の「主索、鎖」欄に「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索」を追加する。

3) 昇降機定期検査告示の別添1様式の写真添付について

添付する主索等の写真については、「基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合で主索が綱車にかかる箇所」（素線切れの場合は傷のある箇所を含む。）、「綱車による曲げ回数が多い箇所」等についてそれぞれ測定等を実施し、そのうち「最も摩耗若しくは摩損が進んだ部分の主索」について写真を添付することとする。その際には、特記事項等の欄に「最も摩耗した主索は「曲げ回数が多い箇所」」等と添付した写真の箇所を記載することとする。

また、「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所」がある場合はその箇所を含む主索についても写真を添付することとする。

撮影にあたっては、現場名、点検日及び撮影箇所等の表示を入れて撮影し、場所等を明確にして撮影すること。

(2) 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果を定める件（平成20年国土交通省告示第284号）の一部改正について

上記（1）と同様の趣旨により改正することとする。

(13) エスカレーターの脱落防止等に係る技術基準の見直し等について

国住指第4444号

平成26年3月31日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

エスカレーターの脱落防止等に係る技術基準の見直し等について（技術的助言）

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

今般、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）並びに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）の一部改正並びにそれらに係る告示（別紙参照）の制定及び一部改正について、平成26年4月1日に施行されることとなりました。このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベーター協会その他関係団体に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

第一 昇降機等の地震対策について

- 1 地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件の制定について（令第129条の12第1項第6号関係（別紙の①））エスカレーターが地震により脱落するおそれがない構造とすることとしたものである。

平成25年国土交通省告示第1046号第1第3号イ及びロ並びに第2第4号ハ（1）及び（2）において、実験によりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことを確かめる場合は、設置する建築物及びエスカレーターと同じ条件の構造のものについて、設計用層間変形角による層間変位を強制変位として与えて、トラス等に安全上支障となる変形が生じないことを実験により確かめた結果を確認されたい。

- 2 エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件の制定について（令第129条の4第3項第6号関係（別紙の②））エレベーターの主要な支持部分について、地震に対する安全性を検証するものである。

本告示の構造計算において許容応力度を定める際に用いる基準強度又は引張強さについては、次のとおり取り扱われたい。

- （1）規格が定められた鋼材等の引張強さについて

規格が定められた鋼材等の引張強さは、次の1）から3）までのいずれかに該当する国際規格、地

域規格、国家規格、公的機関の規格又はそれに準ずる規格（以下「国際規格等」という。）に適合する鋼材等の規格に規定された引張強さの下限值とする。

1) 国際規格等の鋼材等の製造業務について、認証機関により日本工業規格Q 9 0 0 1又は国際規格9 0 0 1（以下「品質マネジメントシステム要求事項」という。）の登録を受けた事業所において製造されるもので、当該製造業務が、当該国際規格等に基づいて実施されること及び当該製造業務が品質マネジメントシステム要求事項の登録の対象であることについて確認されたもの、かつ、エレベーター製造者が、当該鋼材等の不適合品が出荷された場合に国土交通省に報告することとなっていることが確認されたもの。

2) 国際規格等の鋼材等について、エレベーター製造者が鋼材等を受け入れるために、抽出検査として、鋼材等の製造者、規格毎に必要な検査を定期的（3年に1回以上）に第三者機関により行ったもの。

3) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第37条第1号又は第2号に該当するもの。

（2）規格に規定された引張強さ以外の引張強さを用いる場合について

（1）の1）から3）までのいずれかに該当する国際規格等に適合する鋼材であって、法第37条第2号の大臣認定を取得した鋼材の認定書の別添図書に記載されている品質基準に適合していることが、当該認定における測定方法及び検査方法により確かめられた鋼材については、当該認定を取得した鋼材の国土交通大臣が指定した基準強度を用いることができる。

（3）加工等された鋼材等の引張強さについて

（1）の1）から3）までのいずれかに該当する国際規格等に適合する鋼材等を加工又は複合（以下「加工等」という。）をした場合については、加工等後の引張強さについて、確認申請時に、第三者機関による試験結果又は技術的な文献により妥当性が確認された場合は、加工等の後の引張強さを用いることができる。

3 地震その他の震動によってエレベーター及び遊戯施設の釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件の制定について（令第129条の4第3項第5号及び令第144条第2項関係（別紙の③、④））
エレベーター又は遊戯施設に釣合おもりを用いる場合について、釣合おもりが地震により脱落しないことを検証することとしたものである。

第二 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターに対する適用除外について（令第129条の11関係）

1 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を定める件の制定について（別紙の⑤）

出入口の床先とかごの床先との水平距離について、物を運搬するためのエレベーターを対象として、安全上必要な距離を確保しなくても安全上支障がない構造方法について明確化したものである。

2 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を定める件の制定について（別紙の⑥）

戸開走行防止装置を設置しなくても安全上支障がない構造方法について明確化したものである。

物を運搬するためのエレベーターで、かご内に人が出入りしない使用形態のエレベーターを対象として、必要な構造方法を定めている。

かご内から人が操作できない位置に操作盤を設置することとしており、遠隔操作によりかご内から操作できる場合や操作盤を操作してからかごに乗ることができるものは、かご内から人が操作できない位置に操作盤を設置しているものには該当しないものとする。

- 3 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件の制定について（別紙の⑦）

戸開走行保護装置、地震時管制運転装置又は非常連絡装置を設置しなくても安全上支障がない構造方法についてそれぞれ明確化したものである。

戸開走行保護装置の適用除外については、物を運搬するためのエレベーターで、かご内に人が出入りしない使用形態のエレベーター対象として、必要な構造方法を定めている。

また、地震時管制運転装置又は非常連絡装置の適用除外については、物を運搬するためのエレベーターで、かご内に人が乗った状態で昇降しない使用形態のエレベーターを対象として、必要な構造方法を定めている。

いずれも操作盤については、上記2と同様に取り扱うものとする。

第三 その他

- 1 規格が定められた鋼材等の強度の確認方法について（令第129条の4第3項第5号、同項第6号及び令第144条第2項関係（別紙の②、③、④））

第一2の基準強度又は引張強さについては、それぞれ根拠となる資料について確認申請時に確認し、当該国際規格等に適合した鋼材等が用いられていることについて、完了検査時において規格品証明書（いわゆるミルシート）により確認されたい。

なお、主要な支持部分等に使用する鋼材等が第一2（1）1）又は2）に該当することについては、構造詳細図に明示すべき「構造方法」又は令第129条の4第3項第6号の規定に適合することの確認に必要な図書に明示すべき「構造計算の結果及びその算出方法」として、次の表に掲げる事項について確認されたい。

第一2（1）1）の確認事項
・ 鋼材等の製造者が主要な支持部分等に使用する鋼材等を国際規格等に基づき製造していることが、品質マネジメントシステム要求事項の登録範囲に含まれていること ・ 当該製造者の当該鋼材等の製造に関する社内規則等が、国際規格等に適合していること ・ 当該国際規格等の不適合品が鋼材等の製造者から出荷された際にエレベーター製造者に報告されることが契約書等に記載されており、エレベーター製造者がその旨国土交通大臣に報告することとなっていること
第一2（1）2）の確認事項
・ エレベーター製造者が第三者評価機関において行った鋼材等の検査の検査方法及び検査結果が、国際規格等に適合していること ・ 当該検査の実施日が3年以内であること

(14) 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について

国住指第3984号

平成28年2月19日

都道府県建築主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課長

「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について

昇降機の安全性を維持するためには、建築物の所有者及び当該所有者からその管理を委託された者（以下「所有者等」という。）、保守点検業者並びに製造業者が、それぞれの役割を認識した上で適切な維持管理を行うことが必要です。

この度、建築基準法（昭和25年法律第201号）第8条第1項の規定に基づき、所有者等が、昇降機を常時適法な状態に維持するための参考にするとともに、同条第2項の規定に基づいて国土交通大臣が定めた指針（昭和60年建設省告示第606号）に掲げる事項の具体的な方策を示すものとして、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を策定しました。

このうち、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」は、所有者等が、昇降機の適切な維持管理のためになすべき事項、保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項、保守点検契約に盛り込むべき事項等を取りまとめたものです。特に、保守点検業者の選定にあたっては、価格のみによって選定するのではなく、昇降機に関する知識及び実務経験に裏打ちされた技術力を有する者を選定することが重要である旨を記載しています。

また、「エレベーター保守・点検業務標準契約書」は、エレベーターに関する専門的な知識を有していない所有者等が、保守点検業者と保守・点検業務を契約する際の標準的な契約書及び仕様書として策定しています。なお、本契約書の使用にあたっては、対象となるエレベーターの実情に応じ、所有者等と保守点検業者の合意のもと、必要事項を修正することを想定しています。

貴職におかれましては、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を積極的に活用いただくとともに、貴管内の市区町村及び関係機関にも周知し、積極的に活用するよう働きかけていただきますようお願いいたします。

なお、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベーター協会その他関係団体に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

添付資料（略）

（第5章 昇降機の適切な維持管理に関する指針 参照）

(15) 戸開走行保護装置の部品交換時の手続きについて

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 21 日

都道府県建築設備担当各位

国土交通省住宅局建築指導課

課長補佐（動力・設備担当）

戸開走行保護装置の部品交換時の手続きについて

平素より、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する際の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の手続きについては、「戸開走行保護装置等の設置の促進について」（平成 24 年 4 月 27 日付国住指第 291 号）により、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要であること、設置後初回の定期検査報告等の際、戸開走行保護装置等が適切に設置されていることを特定行政庁の実務として確認すること等を通知しているところです。

今般、エレベーターの保守時等に戸開走行保護装置の部品を当初と異なる仕様のものに交換した場合等の手続きについて一部疑義が生じていることから、日本建築行政会議等と協議した結果、下記のとおりとしたのでご連絡いたします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨ご周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 戸開走行保護装置は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 10 第 4 項の規定に基づき、装置全体として大臣認定を行っているため、例えば、戸開走行保護装置に用いるブレーキスイッチ（ブレーキパッドの動作感知装置）の仕様が変更・追加される場合には、その他の装置等が同一であっても、当初とは異なる大臣認定番号が付与されることに留意すること。
- 2 エレベーターの保守時等に戸開走行保護装置の部品を当初と異なる仕様のものに交換した場合には、建築確認・検査は不要であり、交換後初回の定期検査報告等の際、交換前と交換後の戸開走行保護装置の大臣認定番号及び部品の変更内容等を報告書に記載させること。（具体的な記載方法については、別添の例示を参考にすること。）

なお、戸開走行保護装置全体を交換した場合についても、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要であり、交換後初回の定期検査報告等の際、同様に報告させること。

別添

第三十六号の三様式（第六条関係）（A4）

定期検査報告書

（昇降機）

（第一面）

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

様

平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

（略）

（第二面）

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関（ ）

【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関（ ）

【2. ～7.（略）】

【8. 備考】

（記載例）

例1）平成□年×月◇日：ブレーキスイッチをA形からB形に交換したことにより、大臣認定番号の変更、大臣認定番号〇〇のUCMP から大臣認定番号△△のUCMP に変更

例2）平成□年×月◇日大臣認定番号〇〇のUCMP から大臣認定番号△△のUCMP に変更
（変更点は別紙に記載）

第二面の備考欄に、ブレーキスイッチの変更等によりUCMPの大臣認定番号が変更となった旨を記載する。変更点が複数にわたる場合には、別紙に記載し明確化すること。

(16) 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について

国住指第599号

平成28年6月1日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「改正法」という。）が平成26年6月4日に公布され、定期報告制度に係る部分については、平成28年6月1日から施行されることとなった。

また、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）及び関連する告示についても、平成28年6月1日から施行されることとなった。

さらに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号。以下「地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、同法第13条の規定による建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の改正部分についても、平成28年6月1日から施行されることとなった。

ついては、今回施行される改正法、地方分権一括法による改正後の法の運用について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

記

第1 改正法関係

1 定期報告の対象の見直しについて

従来、定期報告の対象については、一定の建築物等の中から特定行政庁が指定することとしていたが、今般、改正法により、特に安全性を確保する必要性が高い建築物等については、国が一律に定期報告を義務づけるとともに、それ以外の建築物等の中から特定行政庁が地域の実情に応じて定期報告を要する建築物等を追加的に指定できることとした。

このため、各特定行政庁においては、管内における建築物の状況等地域の実情を踏まえ、多数の者が利用する建築物や防災拠点となる建築物など、定期的に安全性を確認すべきものについて、適切に指定を行うようお願いする。

2 防火設備の定期検査の導入について

従来、防火設備については、建築物の定期調査の一部として設置の有無、劣化状況等について、目視を主とした調査のみを行っていたが、今般、改正法により、防火設備に特化した検査制度を設けることとした。

制度の円滑な運用及び実効性の確保を図るため、定期報告の対象となる防火設備の把握に努めるとともに、その所有者又は管理者に対し、制度の趣旨と報告の重要性について理解を求め、適切な報告の実施を促すようにされたい。

3 資格者制度の導入について

従来、国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「旧資格者」という。）に定期調査・検査を行わせることとしていたが、定期調査・検査に関して不誠実な行為をした者や不正な手段によって資格を取得した者に対して必要な処分を行うことができるよう、今般、改正法により、資格者制度を導入し、定期調査・検査については国土交通大臣により資格者証の交付を受けた者等に行わせるとともに、資格者証を返納させることができることとした。

旧資格者であっても、資格者証の交付を受けていない場合は定期調査・検査を行うことはできないこと、一級建築士又は二級建築士については資格者証の交付を受けずとも定期調査・検査を行うことができることに留意されたい。

第2 地方分権一括法関係

従来、国や特定行政庁に対しては、所有する特定建築物等について、定期的に劣化状況等の点検を義務づけていたが、今般、地方分権一括法による法の改正により、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物等であり、かつ、第三者機関である建築審査会の同意が得られたものに限って、定期点検の対象外とすることができることとした。

本改正については、国等が所有する特定建築物等の中から、例外的に定期点検を行う必要がないものを特定行政庁が指定することができることとしたものであるため、地域の実情を踏まえ、真に安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものについて指定を行うようお願いする。

(17) 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）（抄）

国住指第669号

平成28年6月1日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。平成28年6月1日から施行される部分に限る。以下「改正法」という。）、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号。以下「改正令」という。）、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）、関連する告示及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）等の施行については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」により国土交通省住宅局長から都道府県知事あて通知されたところであるが、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）等の運用に係る細目は下記のとおりであるので、通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願います。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第1 定期報告制度関係

定期報告制度に係る改正の内容及び趣旨については以下のとおりであるが、運用方針については別途通知する。

1 定期報告の対象について（法第12条、令第16条、令第138条の3関係）

① 建築物について（令第16条第1項関係）（略）

② 昇降機について（令第16条第3項第1号関係）

令第16条第3項第1号において、令第129の3第1項各号に掲げる昇降機を定期報告の対象とした上で、定期報告を要しない昇降機の種類を定期報告告示第2各号に示してあることに留意されたい。なお、当該各号の趣旨については以下を参考とされたい。

- (1) 「籠が住戸内のみを昇降するもの」とは、一つの住戸のみの利用に供される昇降機を指しており、これらの昇降機については、使用者と管理者が同一であり、多数の者が利用する共用の昇降機に比べて利用頻度が低いと考えられることから、定期報告の対象外としたところである（第2

第1号)。

- (2) 「労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第6号に規定するエレベーター」とは、労働安全衛生法(昭和47年政令第57号)第1条(9)に規定されているとおり、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第5号に掲げる事業の事業所に設置され、主として一般公衆の用に供されるものを除くエレベーターを指しており、これらのうち積載荷重が1トン以上のものについては、労働安全衛生法第41条第2項に規定する性能検査を受ける必要があることから、検査事項の重複を避けるため、定期報告の対象外としたところである(第2第2号)。
- (3) 定期報告対象外とする「小荷物専用昇降機」とは、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いいわゆる「テーブルタイプ」の小荷物専用昇降機を指しており、これらの昇降機については、通常の使用状況において、物理的に人が乗り込みにくい構造であり、重大な事故が発生するおそれが少ないと考えられることから、定期報告の対象外としたところである(第2第3号)。

③ 建築設備(昇降機を除く。)について(略)

④ 防火設備について(令第16条第3項第2号関係)(略)

⑤ 準用工作物について(令第138条の3関係)

令第138条の3において、令第138条第2項第1号に規定する観光のための昇降機及び令第138条第2項第2号又は3号に規定する遊戯施設については、全て定期報告の対象として指定することとした。

2 定期調査等の資格者について(法第12条、法第12条の2、法第12条の3関係)

① 資格者証及び資格者講習の種類について

改正法により資格者証の交付を受けた者(以下「新資格者」という。)等が定期調査・検査を行うこととなる。新資格者は、法律上は「建築物調査員」及び「建築設備等検査員」として定義されているが、従来の資格制度や、実際の業務内容の専門性に鑑み、規則第6条の6において、以下のとおり分類することとした。

資格者証の種別	調査・検査の対象	登録講習
特定建築物調査員資格者証	・ 特定建築物	登録特定建築物調査員講習
建築設備検査員資格者証	・ 建築設備 ・ 防火ダンパー	登録建築設備検査員講習
防火設備検査員資格者証	・ 防火設備(防火ダンパーを除く。)	登録防火設備検査員講習
昇降機等検査員資格者証	・ 昇降機 ・ 遊戯施設	登録昇降機等検査員講習

なお、防火ダンパーについては、法令上は防火設備として位置付けられているものであるが、換

気設備等の風道に設置されるものであることから、建築設備の検査と一体的に行うことが合理的であることに鑑み、建築設備検査員の業務として定めることとした（建築設備についての検査等と併せて検査等を一体的に行うことが合理的である防火設備を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 699 号））。

また、上記の登録講習については、規則第 6 条の 7 から第 6 条の 16 までの規定において、登録に関する手続きや要件等について定めているところである。平成 28 年 6 月 1 日現在、それぞれの登録講習を実施する機関については、以下のとおり登録されている。

登録講習実施機関の種別	法人名
登録特定建築物調査員講習実施機関	一般財団法人 日本建築防災協会
登録建築設備検査員講習実施機関	一般財団法人 建築設備・昇降機センター
登録防火設備検査員講習実施機関	一般財団法人 日本建築防災協会
登録昇降機等検査員講習実施機関	一般財団法人 建築設備・昇降機センター

② 資格者証の交付について

資格者証については、登録講習の課程を修了した者と、これと同等以上の専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者が申請をすることができる。

当該認定については、「建築基準法第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者等を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 483 号。以下「認定告示」という。）」において既に示しているほか、随時、申請を受け付けることとなる。

資格者証の交付の手続きは具体的には規則第 6 条の 17 から第 6 条の 27 までにおいて示しているところであるが、国土交通大臣の認定を受けたうえで資格者証の交付を申請した場合には、その内容に応じて、規則第 6 条の 18 等の規定に基づき、資格者証に条件を付する場合がある。これは、国等の建築物等の維持保全に関して 2 年以上の実務の経験を有する者に対して条件を付することを念頭にしたものである。

③ 資格者の移行について

改正法による改正前の定期報告制度において、建築物調査・建築設備等検査を行ってきた資格者（以下「旧資格者」という。）については、認定告示において、登録講習の課程を修了した者と同等以上の専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣が認定を行っているため、資格者証の交付を受けることができる。

このため、旧資格者からの申請に応じて、随時、国土交通省（平成 29 年 5 月 31 日までは本省が行い、以降は地方整備局等が行うこととなる。）が以下の区分のとおり資格者証の交付を行っているところである。

なお、防火設備検査員については、新たに設けられたものであるため、移行措置に対応する旧資格者はない。

旧資格者	新資格者
特殊建築物等調査資格者	特定建築物調査員
建築設備検査資格者	建築設備検査員
昇降機検査資格者	昇降機等検査員

また、建築基準適合判定資格者についても、認定告示において、登録講習の課程を修了した者と同等以上の専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣が認定を行っているため、資格者証の交付を受けることができる。

なお、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（平成28年6月1日付け国住指第599号）」に記載しているとおり、一級建築士及び二級建築士については、資格者証は不要であるため、資格者証の申請に係る手続きは不要である。

④ 国等の建築物等を調査・検査する資格者の位置付け

国等の建築物等については、従来の制度において、2年以上の実務を有する者であれば対応可能としてきたことを踏まえて、認定告示において、登録講習の課程を修了した者と同等以上の専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣が認定を行っているため、資格者証の交付を受けることができる。ただし、当該者が点検することができる建築物等は、国等の建築物等（令第16条第1項及び第3項並びに令第138条の3で指定されている建築物等を除く。）に限られることに留意されたい。

⑤ 処分について

国土交通大臣は、新資格者が法第12条の2第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項（法第12条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定により、資格者証の返納を命ずることができることとした。処分は、地方整備局長等（施行の日から1年は、国土交通大臣も実施）が行う予定であるが、資格者に関する情報提供等については各特定行政庁のご協力を頂く必要があるため、この処分の基準については別途通知する。

3 定期調査の点検項目等について（略）

第2 防火・避難に関する規制の合理化関係

1 耐火性能検証における加燃面以外の面の温度に係る評価方法の合理化（令第108条の3第1項関係）（略）

2 防火上有害な損傷を許容する屋根に関する規定の見直し（令第109条の6、令第136条の2の2関係）（略）

別紙：添付省略

3 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化（令第112条第2項、令第114条第2項及び第3項関係）（略）

4 別の建築物とみなす規定の合理化（令第117条第2項第2号、令第129条の2、令第137条の14第2号関係）（略）

5 特別避難階段の付室、非常用エレベーターの乗降ロビーの排煙方法の見直し（令第123条第3項第

2号、令第129条の13の3第13項関係)

特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーについては、それぞれ火災時における避難上又は消防活動上の拠点となることから、従来、告示で定める構造方法の外気に向かって開くことのできる窓（以下5において単に「窓」という。）又は排煙設備を設けることとされていたが、改正令により、以下のとおり改めることとした。

- (1) 窓又は排煙設備の設置を義務づける仕様を定める方式から、「煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止する」又は「煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止する」という性能の実現を求める方式に改めた。これに伴い、所要の性能を実現する構造方法として、窓又は排煙設備の仕様に加えて、国土交通大臣が認定する構造方法を用いることが可能となった。
- (2) (1)の見直しに応じて、付室又は乗降ロビーの構造方法だけでなく、階段室又は昇降路の構造方法において、所要の性能を満たすための措置を行うことが可能となった。

今般制定した「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）」及び「非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第697号）」において、特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーの構造方法を定めたところであるが、これらの告示中の窓及び排煙設備の構造方法については、従来の構造方法と同様であることに留意されたい。

なお、本見直しに併せて令第5章の2の2に規定する避難安全検証において形式改正を行っているが、「全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部を改正する件（平成28年国土交通省告示第705号）」及び「階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部を改正する件（平成28年国土交通省告示第704号）」による改正後の「全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成12年建設省告示第1442号）」第4第5項及び「階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成12年建設省告示第1441号）」第8第4項に定めているとおり、当該検証を行う場合において、特別避難階段の付室が適用除外にはならないことに留意されたい。これは、避難安全性能について国土交通大臣の認定を受ける場合も同様である。

- 6 非常用進入口の設置に係る規制の合理化（令第126条の6第3号関係）（略）
- 7 避難安全検証を適用できる建築物の範囲の合理化について（令第129条、令第129条の2関係）（略）
- 8 全館避難安全検証の合理化について（令第129条の2関係）（略）
- 9 ガス有害性試験不要材料について（施行規則別表第2関係）（略）

第3 構造に関する規制の合理化関係

- 1 だば継ぎ等の接合方法の追加について（令第42条第1項関係）（略）
- 2 床組等の変形防止方法の追加について（令第46条第3項関係）（略）
- 3 法第20条について既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例の対象建築物への超高層建築物の追加について（令第137条の2、令第137条の12第1項関係）

従来、超高層建築物については、令第137条の2及び令第137条の12第1項の対象から除外されていたため、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増改築等」という。）を行う場合は、既存部分を含めた建築物全体を現行の法第20条の規定に適合させなければならないこととしてきたところである。

今般、令第137条の2及び令第137条の12第1項の対象に超高層建築物を追加し、超高層建築物であっても、一定の場合には、法第20条について既存不適格のまま増改築等を行うことができることとした。

具体的な増築又は改築（以下3、4において「増改築」という。）の基準については、「建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成17年国土交通省告示第566号）」を改正し、エキスパンションジョイント等により既存の超高層建築物に分離増改築を行う場合は、超高層建築物以外と同様、既存部分について、地震に対しては耐震診断基準（平成18年国土交通省告示第185号に定める基準をいう。以下同じ。）、地震時を除いては令第82条第1号から第3号までに定めるところによる構造計算等によって、構造耐力上安全であることを確かめることができることとした。

なお、増改築等を行う場合における大臣認定の取扱いについては、認定範囲を超える増改築等を行う場合に限り、法第20条第1項第1号の大臣認定の再取得が必要となることに留意されたい。

- 4 既存不適格建築物の増改築時に係る規制の見直し（令第137条の2関係）（略）
- 5 法第37条の適用除外による既存ストックの活用について（法第37条関係）（略）
- 6 化粧ばり構造用合板の追加について（令第46条第4項等関係）（略）
- 7 含水率の基準の緩和について（令第46条第2項関係）（略）
- 8 特定天井に係る規制の合理化等について（令第39条第3項関係）（略）

第4 その他

- 1 建築設備を除いた型式適合認定制度（令第10条、令第136条の2の11、規則第一条の3第5項関係）（略）
- 2 確認等を要する小荷物専用昇降機について（令第146条関係）

令第16条第3項の改正に伴い、法第87条の2の適用の対象として、小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く。）を新たに追加し、既存の建築物に後から当該小荷物専用昇降機のみを設置する場合において建築確認等を要することとした。ただし、建築物の新築や増築の計画に併せて小荷物専用昇降機を設ける場合は、法第87条の2は適用されないため、これまで通り、テーブルタイプを含め、法第6条等の規定に基づく確認が必要となることに留意されたい。

(10) エレベーターの安全確保の徹底について

国住指第1934号

平成28年9月1日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

エレベーターの安全確保の徹底について

エレベーターの安全確保については、従来から各種事故事案を踏まえた技術基準の見直しを行うとともに、適切な維持管理の徹底等についてお願いしてきたところです。

この度、消費者安全調査委員会より、平成18年6月3日に東京都内で発生したエレベーター事故に係る消費者安全法第24条第3項の規定に基づく事故等原因調査報告書（以下「報告書」という。）がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長から国土交通大臣に対し意見が提出されました。

報告書では、事故原因について、ブレーキの保持力が失われた結果発生したものと推定し、その対応策として、保守・点検が適切に実施されるための設計、適切な維持管理のための情報、作業を行う人材の質の確保、所有者・管理者（以下「所有者等」という。）及び保守点検業者の意識啓発、戸開走行保護装置等の設置、緊急時の体制確保等について指導を求められています。

これまでも、国土交通省においては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正をはじめ、様々な対策を行ってきましたが、本意見を踏まえ、さらなる安全確保に向けた取組みを推進するため、下記の点について確実に対応し、エレベーターの安全が確保されるよう、管内の特定行政庁及びその他市区町村に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」（以下、「維持管理指針等」という。）の積極的な活用について

「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について（平成28年2月19日付国住指第291号）において通知しているとおり、維持管理指針等は、所有者等がエレベーターを常時適法な状態に維持するため、所有者等、保守点検業者、製造業者のそれぞれの役割を定めたほか、保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項、保守点検契約に盛り込むべき事項、エレベーターに関する専門的な知識を有していない所有者等が保守点検業者と保守・点検業務を契約する際の標準的な契約書及び仕様書等を策定したものであり、各市区町村においては、以下の点に留意しつつ、積極的に活用すること。

なお、維持管理指針等については、さらなる周知、普及のために、（一財）日本建築設備・昇降機センターと協力し、実務上必要な情報を取りまとめる作業を行っているところである。

（1）保守・点検契約について

所有者等は、保守点検業者を選定する際に、価格のみではなく、知識及び実務経験に裏打ちされた技

術力を有することを要件として選定する必要があることが望ましいこと。また、保守契約を結ぶ際には、「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を参考としつつ具体的な点検周期を定め、保守点検マニュアル等に定められた内容に沿って行うこと。

(2) 適切な保守・点検について

所有者等は、通常の保守・点検にあたっては、可能な限り実測データ、イラスト、写真等をもって保守点検結果の報告を保守点検業者にさせること。また、不具合対応後に作成される作業報告書等には、保守点検員が取得した不具合情報について、実測データ、イラスト、写真等、不具合の状態が分かるように記載させるとともに、作業の有無等の判断理由及び処置内容等についても正確かつ詳細に記録し、提出させること。なお、内容に不明な点がある場合には、保守点検業者に対し作業報告書等の内容を丁寧に説明させること。

(3) 所有者等への働き掛けについて

各都道府県又は市区町村は、所有者等に対して、維持管理指針等を活用しつつ、所有者等がエレベーターを常時適法な状態に維持する責務を有することを機会を捉えて説明するとともに、維持管理に関する助言を求められた際には、戸開走行保護装置の設置等適切な提案又は助言すること。また、所有者等による作業報告書の保存や緊急時対処訓練の実施等、維持管理に主体的に関わることについて啓発及び助言すること。

2. 既設エレベーターの戸開走行保護装置の設置促進について

既設エレベーターの戸開走行保護装置の設置促進については、「戸開走行保護装置等の設置の促進について」（平成24年4月27日付国住指第291号）において、既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する必要性や、設置の促進策について通知しているところですが、改めて、以下の点に留意しつつ設置促進を行うよう、積極的な取り組みを行うこと。

(1) 戸開走行保護装置の設置に係る手続きについて

戸開走行保護装置を設置する際の建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）上の手続きについては、「戸開走行保護装置等の設置の促進について」（平成24年4月27日付国住指第291号）に記載のとおり、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査（計画通知の場合を含む）は不要であること。

(2) 所有者等への意識啓発について

設置促進のため、各特定行政庁は、戸開走行保護装置の未設置エレベーターの所有者等に対し、保守・点検、定期検査・報告等あらゆる機会を捉え、設置の必要性について啓発を行うこと。

(3) 戸開走行保護装置のマーク表示制度の活用について

戸開走行保護装置が設置されているエレベーターについては、設置済みであることを当該エレベーターの利用者等が容易に把握できるよう、戸開走行保護装置設置済みマークをエレベーター内の見やすい場所に表示するよう、各特定行政庁は、所有者等に対し定期検査・報告の機会等を通じ働きかけること。

(4) 補助制度の活用について

国土交通省においては、戸開走行保護装置の設置等エレベーターの防災対策改修については、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金による支援を行っているところであり、地方公共団体による当該補助制度の状況を確認し活用すること。また、戸開走行保護装置の設置を促進するには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が不可欠と考えられるため、未だ整備していない都道府県又は市区町

村においては、速やかに制度の整備を進めること。

(5) 戸開走行保護装置設置状況の調査、分析について

各特定行政庁においては、法第12条第3項に基づく定期検査・報告制度によって得られた情報を基に、戸開走行保護装置の設置状況を把握、分析し、管内における戸開走行保護装置設置促進を行うこと。

また、本年度に定期検査・報告を受けた戸開走行保護装置の設置状況については、次年度に特定行政庁から国土交通省へ報告を求める予定であることを申し添える。

3. 緊急時の体制確保について

各市区町村は、所有者等に対し、事故の通報受信時の確認項目、初動対応等を定めたマニュアルの作成・整備並びに訓練等を実施するよう促し、必要に応じて支援すること。

(19) 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の改正について

国 住 指 第 2606 号

平成 28 年 11 月 1 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、
事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の改正について（技術的助言）

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 283 号。以下「第 283 号告示」という。）の一部を改正する件及び建築設備等（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 285 号。以下「第 285 号告示」という。）の一部を改正する件は、いずれも平成 28 年 11 月 1 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日に施行することとした。

については、これらの告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第 1 改正の概要

第 283 号告示は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 6 条の 2 第 1 項、第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、第 6 条第 3 項に規定する昇降機及び第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する観光用エレベーター等（以下単に「昇降機」という。）について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する検査及び法第 12 条第 4 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する点検の規定に基づく項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定めている。また、第 285 号告示は、施行規則第 6 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、第 6 条第 3 項に規定する建築設備（昇降機を除く。）について、法第 12 条第 3 項に規定する検査及び同条第 4 項に規定する点検の規定に基づく項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定めている。

今般、昇降機の法第 12 条第 3 項に規定する検査及び同条第 4 項に規定する点検に係る調査（以下「定期検査等」という。）等に関して、近年の事故等を踏まえ、基準の改正を行うこととした。

1. 第283号告示について

(1) 接触器、継電器及び運転制御用基板について（別表第一一機械室(六)等）

電動機主回路用接触器の主接点及びブレーキ用接触器の接点に溶着や接触不良等の不具合が生じた場合は、かごを正しく制御することができず、戸開走行事故等の重大な事故に至るおそれがあるため、それぞれの接点の状況を確認し、検査結果表に記入することとした。また、フェールセーフ設計の有無を確認し、フェールセーフ設計でない場合には製造者が指定する接触器の交換基準及び最終（前回）交換日を記入し、交換基準に従って交換されているか確認することとした。

なお、ここでいう「フェールセーフ設計」とは、それぞれの接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいう。

(2) 綱車について（別表第一一機械室(十二)等）

複数ある溝間に著しい摩耗差が生じている場合は、摩耗差が綱車外周からの主索の出張りの差として現れる。この場合、主索と溝の摩耗が促進され、主索の破断に至るおそれがあるため、各主索の出張りに段差が生じていないことを確認することとした。

(3) プランジャーストロークについて（別表第一一機械室(十四)等）

プランジャーストロークを測定しなければならないエレベーター及びエスカレーターについては、プランジャーストロークを直接又は製造者が指定する方法により測定し、検査結果表に記入することとした。

(4) 主索及び調速機ロープについて（別表第一二共通(三)、別表第一四かご上(六)等）

主索及び調速機ロープについて、それぞれの径の状況、錆の状況の確認を徹底させるため、径の状況、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分等について検査結果表に記入することとした。

(5) 非常止め装置について（別表第一四かご上(十七)、別表第一六ピット(七)等）

釣合もあり非常止め装置及びかご非常止め装置について、それぞれ作動の状況の確認を徹底させるため、検査結果表に作動状況の確認方法を記入することとした。

(6) 緩衝器及び緩衝材について（別表第一六ピット(四)等）

緩衝器及び緩衝材について、それぞれ作動の状況の確認を徹底させるため、検査結果表に緩衝器及び緩衝材の形式及び劣化の状況を記入することとし、油入式緩衝器については、さらに、作動の状況及び油量の状況を記入することとした。

(7) エスカレーター機械室の汚損状況について（別表第五一機械室(一)）

エスカレーター機械室における火災の発生及びその他機器の作動に影響を及ぼす事態を避けるため、汚損の状況を確認することとした。

(8) エスカレーターの駆動鎖について（別表第五一機械室(十)）

エスカレーターの駆動鎖について、駆動鎖の健全性確認を徹底させるため、駆動鎖の張りの状況、駆動鎖の伸びの状況、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれの測定及び給油の状況等を確認し、検査結果表に記入することとした。

(9) その他

その他検査に必要な字句の修正を行った。

2. 第285号告示について

本告示の制定以降、加圧防排煙設備が導入されたことを踏まえ、加圧防排煙設備の定期検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準の追加等を行うこととした。

第2第 283号告示に係る運用上の留意事項

1. 接触器、継電器及び運転制御用基板について（別表第一機械室(六)等）

電動機主回路用接触器の主接点及びブレーキ用接触器の接点の不具合に対して、フェールセーフ設計となっていることの確認は、製造者から提供される情報によること。

また、交換基準の項目は、フェールセーフ設計であった場合でも、製造者から接触器の交換基準が示されている場合には、検査結果表に交換基準及び最終（前回）交換日を記入し、交換基準に従って交換されているか確認すること。交換基準が示されていない場合も、最終（前回）交換日を記入すること。

なお、新設されてから一度も交換がなされていない場合には、最終（前回）交換日の欄に設置日又は使用開始日を記入すること。

2. 綱車について（別表第一機械室(十二)等）

複数の溝間の摩耗差の状況について、製造者が綱車外周からの主索の出張りの差について要是正となる基準を示している場合は、当該基準によること。

3. プランジヤーストロークについて（別表第一機械室(十四)等）

プランジヤーストロークを測定しなければならないエレベーターとは、ブレーキシステムの構造的特性からブレーキライニングの摩耗が進行した場合に、プランジヤの移動が拘束される又はブレーキスプリングのばね力により推力が低下する可能性のある構造と判定されたブレーキを有するものをいう。

なお、具体の判定情報は、別途示す判定フローに基づき、製造者等が示すものによること。小荷物専用昇降機において、具体の判定情報や検査方法を製造者等が示している場合は、その内容及び結果を特記事項に記入すること。

4. ブレーキの摩耗粉の状況について（別表第一機械室(十四)）

ブレーキ周囲の摩耗粉については、パッド以外からの摩耗粉についても目視により確認すること。

5. エスカレーターの駆動鎖について（別表第五機械室(十)）

駆動鎖の張りの状況及び駆動鎖の伸びの状況については、直接又は製造者が指定する方法により測定すること。

また、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれについては、直接若しくは製造者が指定する方法により測定する方法又は歯面を目視により確認する方法により行うこと。歯面を目視により確認する方法による場合にあっては、原則として製造者が示す基準によること。

なお、この項における、芯ずれ測定の構造上対象外とは、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造等により、駆動鎖の交換時又は張力調整時に芯ずれが生じないことから、芯ずれの調整が不要なものをいう。

(20) プランジャーストロークを測定しなければならないエレベーターの判定について

事 務 連 絡

平成28年11月1日

(エレベーター製造者・保守点検業者関係団体 へ)

国土交通省住宅局建築指導課

課長補佐（動力・設備担当）

プランジャーストロークを測定しなければならないエレベーターの判定について

平素より、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

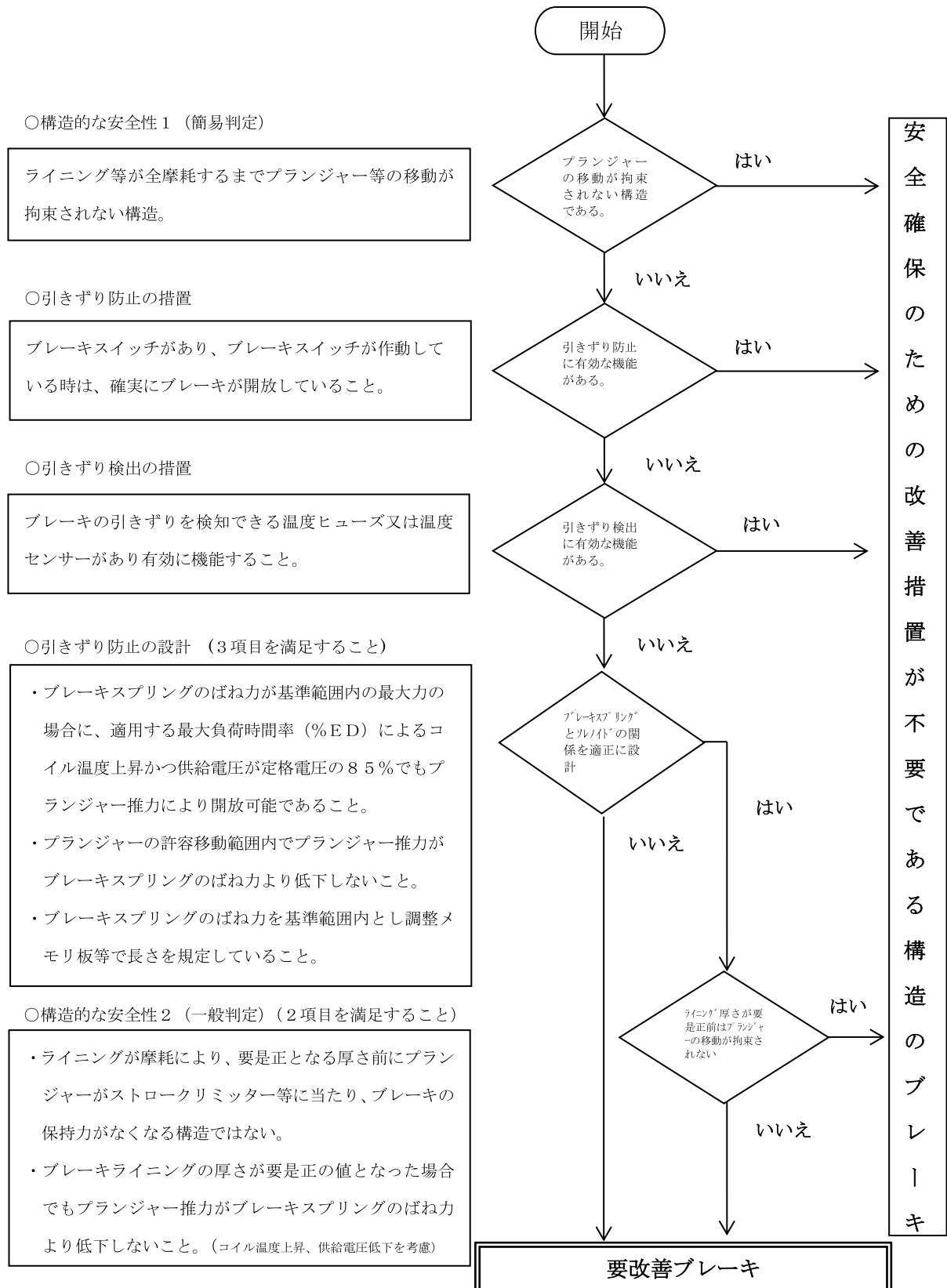
平成28年11月1日付国住指第2606号「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の改正について（技術的助言）」第2の3 プランジャーストロークについて（別表第一 機械室(十四)等）において、「プランジャーストロークを測定しなければならないエレベーターとは、ブレーキシステムの構造的特性からブレーキライニングの摩耗が進行した場合に、プランジャーの移動が拘束される又はブレーキスプリングのばね力により推力が低下する可能性のある構造と判定されたブレーキを有するものをいう」としており、これら安全確保のための改善措置が必要である構造のブレーキ（要改善ブレーキ）の具体の判定情報は、別途示す判定フローに基づき、製造者等が示すものによることとしているところです。

これを踏まえ、安全確保のための改善措置が必要である構造のブレーキ（要改善ブレーキ）の判定フローを別添のとおり示しますので、平成28年11月1日付国住指第2607号のとおり、製造者から所有者等に対して必要な情報を提供又は公表していただきますよう、貴会の会員に対しても、この旨ご周知いただきますようお願いいたします。

安全確保のための改善措置が必要である構造のブレーキ (要改善ブレーキ) 判定フロー

戸開走行保護装置(UCMP)付のエレベーターは、対象外とする。

ギヤの逆効率の関係で、ブレーキが開いてもかごが動かないものは、対象外とする。



要改善ブレーキ判定フローの説明

判定	判定項目	判定内容（複数項目は全て満足すること）
○構造的な安全性 1（簡易判定）	プランジャーの移動が拘束されない構造である。	初期設定から調整をしないで、ブレーキライニングが全摩耗するまで、アームがスプリング力によりドラムを締め付ける。又はスプリング力により可動鉄心を押すことができる構造である。
○引きずり防止の措置	引きずり防止に有効な機能がある。	ブレーキスイッチ（ブレーキライニングの動作感知装置）があり、ブレーキスイッチが作動している時は、ブレーキドラムとブレーキライニングに隙間があり確実にブレーキが開放していること。
○引きずり検出の措置	引きずり検出に有効な機能がある。	ソレノイドのコイルが一部短絡故障した場合でも、ブレーキの引きずりを検知できる温度ヒューズ又は温度センサーがアーム等に固着され、そのセンサー等の信号によりエレベーターを停止させる機能を有する。
○引きずり防止の設計	ブレーキスプリングとソレノイドの関係を適正に設計	ブレーキスプリングのばね力が基準範囲内の最大力の場合に、エレベーターに適用する最大負荷時間率（％ED）によるコイル温度上昇かつ供給電圧が定格電圧の85％以下に低下してもプランジャー推力によりブレーキが開放可能である。
		設計上のプランジャーの許容移動範囲内では、プランジャー推力が低下しブレーキスプリングのばね力を下回りブレーキ引きずりを起こさないこと。（コイル温度上昇、供給電圧低下を考慮）
		ブレーキスプリングのばね力を基準範囲内にする為、調整メモリ板等で長さを規定し人為的ミスを防止している。 又はブレーキスプリング長さを最短にした最大締付力の場合で、コイル電流を考えられる最小値にしてもブレーキ開放を確認している。
○構造的な安全性 2（一般判定）	ライニング厚さが要是正前はプランジャーの移動が拘束されない	ライニングが摩耗により、要是正となる厚さ前にプランジャーがストロークリミッター等に当たり、ブレーキの保持力がなくなる構造ではない。 ライニングの摩耗量測定をブレーキ余裕ストロークの測定にて換算することが可能なブレーキでは、ライニングの要是正判定基準をストローク判定基準により判定しても良い。
		ブレーキライニングの厚さが要是正の値となった場合でもプランジャー推力がブレーキスプリングのばね力より低下しないこと。（コイル温度上昇、供給電圧低下を考慮）

*ライニングには、ディスクブレーキのパッドも含まれる。

(21) 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検における
プランジャーストロークの測定について

国 住 昇 第 3 3 号
平成29年1月30日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
昇降機等事故調査室長

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における
プランジャーストロークの測定について

平素より、建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

平成25年2月8日に社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会から「石川県内エレベーター戸開走行事故調査中間報告書」が公表され、事故機と類似の特性を持つブレーキ（以下、「要改善ブレーキ」という。）を有するエレベーターについて、早急に改善措置を完了するとともに当面の安全の確保を図るよう求められております。

このため、「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の改正について（技術的助言、平成28年11月1日付け国住指第2606号）」において、平成29年4月より、プランジャーストロークを測定しなければならないエレベーターやプランジャーストロークを直接又は製造者が指定する方法により測定することを既に通知しています。

これら、要改善ブレーキを有するエレベーターについては、「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号。以下、「定期検査告示」という。）」の規定のほか、安全性を確保する観点から、下記のとおり、定期検査で求める期間よりも短い期間でプランジャーストロークの測定回数を増やす等当面の安全確保を図ることといたします。

貴職におかれましては、要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターがある場合には、下記について報告を受け、必要に応じて指導していただきますようお願いいたします。また、管内の特定行政庁にこの旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1 要改善ブレーキの改善措置未完了リストの提供

本年1月末時点において、要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターについては、製造者により設置建物リストを取りまとめることとしており、各都道府県単位で3月中旬に提供することとする。

なお、要改善ブレーキがない場合には、その旨連絡することとする。

2 要改善ブレーキを使用するエレベーター機種及びプランジャーストロークの検査方法等

本年1月末時点において、要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターについては、本年2月末日までに、**別紙**のとおり検査に係る技術情報を所有者に送付するとともにホームページへの公表により開示し、昇降機等検査員等が確実に検査可能な状態を整えるよう、製造者に対し要請している。なお、ホームページに開示された情報については、後日、各都道府県に対し、ホームページ掲載箇所を連絡する。

3 要改善ブレーキにおけるプランジャーストロークの検査結果の特定行政庁への報告

1により提供した要改善ブレーキ改善措置未完了のエレベーターについては、**別紙**のとおり、定期的に検査を行い、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に基づく定期報告の際に、特定行政庁に対しまとめて報告されるよう指導することとしているので、当該エレベーターについて点検内容を確認し、報告がない場合は点検を行うよう所有者等を指導されたいこと。

4 要改善ブレーキにおけるプランジャーストロークの検査結果の国土交通省への報告

1によって報告された要改善ブレーキ改善措置未完了のエレベーターについては、3のとおり特定行政庁に報告するほか、国土交通省に対しても**別紙**のとおり対象リストを更新することを求めている。このため、各特定行政庁から国土交通省への報告は不要である。

5 その他

要改善ブレーキの改善措置がなされたと報告されたものであっても、十分な効果が発揮できていない状況を、国土交通省として認めた場合には、追加で上記1～4の措置を求めることがあり、対象が追加されることがありうることに留意すること。

【記2、3、4の記載の「別紙」の補足

記2「別紙」は、別添1記2を示す。

記3「別紙」は、別添1記3を示す。

記4「別紙」は、別添1記4(1)を示す。

国 住 昇 第 3 2 号
平成29年1月30日

要改善ブレーキ改善措置未完了 各社
代 表 取 締 役 殿

国土交通省住宅局建築指導課
昇降機等事故調査室長

エレベーターにおけるブレーキの安全性確保のための対応について

平素より、建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

平成25年2月8日に社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会から「石川県内エレベーター戸開走事故調査中間報告書」が公表され、平成25年10月にブレーキに関する調査を実施するとともに、平成28年9月20日付国住昇第20号において、要改善ブレーキについて、早急に改善措置を完了されたい旨を通知いたしました。

これら、要改善ブレーキについて、改善措置未完了のものについて、戸開走行保護装置の設置等早期に改善措置の実施を図ってください。

なお、要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターについては、「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号。以下、「定期検査告示」という。）」の規定に基づき、平成29年4月よりプランジャーストロークの詳細な検査を求めています。こうした措置に加え、プランジャーストロークの測定回数を増やす等当面の安全確保を図ってください。

このため、貴職におかれましては、下記について、対応、報告していただきますようお願いいたします。

記

1 要改善ブレーキの改善措置未完了リストの提出

本年1月末時点において、要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターについては、貴職において、所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）に対し、当該エレベーターが要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターであり、特別な検査が必要である旨を説明してください。また、設置建物リストを様式1に取りまとめ、2月10日（金）17時までに下記のあて先まで提出してください。

なお、当該エレベーターの安全を確保する観点から、提出されたリストについては、所在地の特定行政庁にも提供します。

2 要改善ブレーキを使用するエレベーター機種及びプランジャーストロークの検査方法等の公表

本年1月末時点において、要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターについては、本年2月末日までに以下の事項について、所有者に送付するとともに、ホームページへの公表により開示し、昇降機等検査員等が確実に検査可能な状態を整えてください。また、所有者等への連絡及びホームページへの公表が完了した旨及び下記事項を網羅した情報のホームページにおける公表URLを下記あて先に報告してください。

なお、ホームページに下記情報を公表する際の当該ページのタイトルは、「プランジャー測定対象エレベーターの技術情報」としてください。

(1) 要改善ブレーキが使用されている旨を判別するための情報

- ① 要改善ブレーキ使用エレベーターであることを判別のための型式、見分け方
- ② 要改善ブレーキが改善済み又は未改善であることを見分ける方法

(2) プランジャーストロークの測定方法

(3) 要改善ブレーキの改善措置の内容

改善措置については、戸開走行保護装置の設置又は平成28年9月20日付国住昇第20号に基づき報告された方法によること。

(4) 本件についての外部からの問合せ窓口、連絡先

3 要改善ブレーキにおけるプランジャーストロークの検査結果の特定行政庁への報告

1によって報告された要改善ブレーキ改善措置未完了のエレベーターについては、以下のとおり定期的に検査を行い、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に基づく定期報告の際に、特定行政庁に対しまとめて報告されるようにしてください。なお、改善措置が完了したものにあっては、その旨も併せて報告してください。

(1) プランジャーストロークの検査間隔

3か月に1回以上行うこと。

※この際、ブレーキスプリングのばね力が基準範囲内であることの確認を徹底すること

(2) 計測結果の報告

様式2により報告すること。

(3) 特定行政庁への報告の時期

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に基づく定期報告に併せて、特定行政庁に報告すること。

(4) 改善措置が終了した際の報告

改善措置が終了したものは、その旨を様式2に記載すること。

4 要改善ブレーキにおけるプランジャーストロークの検査結果の国土交通省への報告

1によって報告された要改善ブレーキ改善措置未完了のエレベーターについては、3のとおりに特定行政庁に報告するほか、国土交通省に対しては、以下のとおり対象リストを見直し、当該リストを定期的に報告してください。なお、改善措置が完了したものにあっては、その旨も併せて報告してください。

(1) 国土交通省への報告の内容及び時期

様式1により、平成29年9月末日時点の状況を、同年10月末までに下記のあて先まで報告すること。また、以降も要改善ブレーキ改善措置未完了のエレベーターが残っていた場合には、毎年9月末日時点の状況を、同年10月末までに報告すること。

(2) 改善措置が終了した際の報告

改善措置が終了したものは、その旨を様式1に記載すること。

5 その他

本対応について不明な点がある場合には、下記の国土交通省のあて先に確認してください。

なお、要改善ブレーキの改善措置がなされたと報告されたものであっても、十分な効果が発揮できていない状況を認めた場合には、追加で上記1～4の措置を求めることがあります。

【様式1】エシベーターにおけるブレーキの安全性確保のための取り組み推進について

会社名	
所在地	
記入者名(所属)	
連絡先(電話)	
(E-mail)	
情報掲載URL	

要改善ブリーキの改善措置未了の建物リスト

[illegible]

注. 行が不足する場合は、適宜追加してください。

【記載要領】

1. 施設名・建物名は、同一施設に複数の建物がある場合は施設名及び建物名を記載してください。
2. 所在地（住所）は、都道府県から記載してください。
3. 番号は、建物ごとに使用している番号を記載してください。（使用していない場合、不明な場合は空欄にしてください）
4. 定期検査報告書（弊施設）の調査記録番号は、定期検査を請け負っている場合に記載してください（不明な場合は空欄にしてください）
5. 改善状況は、平成29年1月末日時点での状況とし、「完了」又は「未了」を記載してください。
6. 改善完了日は、平成28年10月1日以前、改善措置が完了した場合は完了の日を記載してください。

【様式2】プランジャーストロークの測定報告書

報告日		年 月 日			
報告者	所属				
	氏名		電話番号		
エレベーター製造者名					
都道府県			特定行政庁		
施設名・建物名			建物用途		
所在地(住所)					
号機			巻上機型式・ブレーキ形式		
確認済証交付年月日		年 月 日	確認済証番号		
検査済証交付年月日		年 月 日	検査済証番号		
定期検査報告書(昇降機)5欄記載番号					
プランジャーストロークの測定に関する実施状況	プランジャーストロークの基準値(mm)				
	測定日	①	②	③	④
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	測定結果(mm)				
	プランジャーストロークの基準値と測定結果の判定 (基準値内:○基準値外:×)				
	調整内容 (測定の結果、調整を行った場合は、調整内容を数値等を含めて具体的に記入する。)				
調整日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
特記事項	要改善ブレーキの改善予定日	年 月 日	改善完了日	年 月 日	
	改善内容				

【記載要領】

- ※1. 測定の実施状況については、測定日及び当該測定日における測定結果に係る改善等を記入してください。
- ※2. 測定日①については、当該年度の第1四半期中の測定日を、測定日②は当該年度の第2四半期中の測定日を、測定日③は当該年度の第3四半期中の測定日を、測定日④は当該年度の第4四半期中の測定日を記入してください。
- なお、5回以上測定している場合には、余白に測定日、測定結果、判定内容を記載してください。
- ※3. 特記事項については、要改善ブレーキの改善予定日、改善内容及び改善が完了した場合は改善完了日を記載してください。

(22) 要改善ブレーキの改善措置未完了リストの提供及び留意事項について

国 住 昇 第 3 9 号

平成29年3月24日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
昇降機等事故調査室長

要改善ブレーキの改善措置未完了リストの提供及び留意事項について

平素より、建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

平成29年1月30日付国住昇第33号（以下、「第33号通知」という。）により、要改善ブレーキの構造を持つ昇降機のプランジャーストロークの測定について、通知したところですが、リストの提供等の準備が整いました。

貴職におかれましては、これらの要改善ブレーキについて、下記のとおり、必要に応じて指導していただきますようお願いいたします。また、管内の特定行政庁にこの旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1 要改善ブレーキの改善措置未完了リストの提供

本年1月末時点において、要改善ブレーキの改善措置未完了のエレベーターについては、第33号通知に基づき、物件リストを各都道府県単位で提供する。リスト中の昇降機の定期報告を管轄する、各特定行政庁にも貴職から提供されたい。

なお、物件リストについては、当室から担当者あて別途電子データにて送付する。

2 要改善ブレーキを使用するエレベーター機種及びプランジャーストロークの検査方法等

物件リストに各社の要改善ブレーキに関する情報が掲載されたURLを記載しているので、必要に応じ参照されたい。

3 要改善ブレーキにおけるプランジャーストロークの検査結果の特定行政庁への報告

要改善ブレーキ改善措置未完了のエレベーターについては、第33号通知のとおり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項に基づく定期報告の際に、特定行政庁に対しまとめて報告されるよう指導している。

各特定行政庁においては、物件リストに掲載された物件について、プランジャーの測定がなされているか確認し、不足があれば所有者等を指導されたいこと。なお、国土交通省への報告は、第33号通知4のとおり不要であること。

4 その他

要改善ブレーキ改善措置未完了のエレベーターのうち、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第6号に規定するエレベーターに該当するものは、特定行政庁ではなく、国土交通省に対し報告することとしているため、特段の対応は不要である。

(23) 遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件等の改正について（技術的助言）

国住指第4511号

平成29年3月29日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件等の改正について
（技術的助言）

遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1426号。以下「第1426号告示」という。）の全部を改正する件は、平成29年3月29日に公布され、平成30年4月1日から施行することとした。また、これに伴い、同改正告示の附則において、遊戯施設の非常止め装置の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1427号。以下「第1427号告示」という。）の一部を改正することとした。

ついては、改正後の遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成29年国土交通省告示第247号。以下「新告示」という。）及び第1427号告示の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 改正の概要

遊戯施設の客席部分におけるシートベルト等の身体保持装置については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条第1項第3号イの規定に基づき、第1426号告示において、平成12年建設省告示第1419号（以下「第1419号告示」という。）別表第1及び別表第2に規定する遊戯施設の種類、定常走行速度及び勾配等の区分に応じて例示仕様を定めていたが、近年の多様な遊戯施設の開発等により、通常の走行時にも非常に大きな加速度が生ずるものによる事故が発生している。

こうした状況を鑑み、加速度に応じた適切な身体保持装置の基準が求められているところであり、今般、遊戯施設の身体保持装置に係る基準の見直しを図ることとした。

また、遊戯施設の非常止め装置については、令第144条第1項第5号の規定に基づき、第1427号告示において設置条件等を定めているが、今般の身体保持装置に係る基準の見直しに伴い、非常止め装置も含め一体として安全確保の検証を行う必要があることから、大臣認定が必要となる対象範囲

について、整合を図ることとした。

1. 第1426号告示の改正の概要

(1) 加速度に応じた客席部分の構造方法の規定について（第1第1項関係）

第1419号告示別表の区分に係わらず、客席部分に生ずる各方向の加速度に応じて、下記のとおり身体保持装置に必要とされる性能を規定することとした。ここでいう加速度とは、継続時間が0.2秒以上であるものをいう。

なお、第1419号告示別表第1（四）項及び別表第2（四）項に規定する遊戯施設については、通常、側壁等により落下防止対策を行うものであることから、従来と同等の規定とした。

① 前後（X軸）方向及び上下（Z軸）方向の加速度による規定

客席部分に生ずる前後（X軸）方向及び上下（Z軸）方向の加速度が、新告示の別図で定める加速度領域一から加速度領域三までの範囲内である場合、その加速度領域に応じて、身体保持装置に必要とされる性能を規定した。なお、別図注5）のとおり、加速度が領域間の境界線上にある場合は、そのうち最も大きい領域の規定を適用する。

また、加速度領域三を超える場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく性能評価及び大臣認定を受ける必要がある。

② 横（Y軸）方向の加速度による規定

客席部分に生ずる横（Y軸）方向の加速度の最大値が、3（単位 m/s^2 。以下同じ。）以上12未満の範囲内である場合、上記①により必要とされる身体保持装置の性能に加え、その加速度の大きさに応じた横滑り防止対策の規定を付加した。

加速度の最大値が12以上となる場合は、法に基づく性能評価及び大臣認定を受ける必要がある。

(2) 前後（X軸）方向及び上下（Z軸）方向の加速度における客席部分の構造方法について（第1第2項及び第7項関係）

加速度領域一又は加速度領域二に該当する場合、乗客の身体を保持するものとして、シートベルト又は安全バー等の身体保持装置の設置を求めることとした。当該装置については解除等を行うために意図的な操作が必要であることや装着している間に乗客が容易にくぐり抜けることができない構造等を求めており、意図的な動作がなければ乗客が客席部分から立ち上がることができないことを求めるものである。なお、加速度領域一に該当し、かつ、客席部分に側壁等の設置により落下防止対策を行った場合は、身体保持装置の設置を不要とした。

加速度領域三に該当する場合には、加速度領域一又は加速度領域二に該当する場合の性能に加えて、身体保持装置の固定位置が複数箇所設けられ、乗客の体格に合わせ、固定位置を調整できる機能（以下「固定位置調整機能」という。）を求めることとした。

(3) 横（Y軸）方向の加速度における客席部分の構造方法について（第1第3項関係）

横（Y軸）方向の加速度が3以上12未満の場合は、乗客の横滑り防止のために、身体保持装置を乗客毎に個別に設ける（以下「個別設置」という。）こととした。ただし、座席に突起を設ける

等の横滑りを抑制するための措置（以下「横滑り防止対策」という。）を行った場合はこの限りでない。また、横（Y軸）方向の加速度が5以上12未満の場合については、乗客の上体が遠心力により振れることにより客席部分の側面等に衝突するおそれがあることから、緩衝材その他の上体を保護する部材を設ける（以下「危害防止対策」という。）こととした。

（4） 落下防止のための客席部分の構造方法について（第1第4項関係）

上記（2）及び（3）のほか、乗客の落下防止の観点から、座席面の最高部の高さ（地盤面等からの高さをいう。）が2mを超える場合は、固定位置調整機能を求めることとした。

また、座席の傾斜角度が45度以上傾斜する場合においても、固定位置調整機能のほか、個別設置及び乗客が解除等を行うことができないよう運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする（以下「解除防止機能」という。）こととした。

（5） 手すり等の設置について（第1第5項、第7項関係）

客席部分には身体保持装置の設置に加え、手すりその他の客席部分にいる人が自らの身体を支えることができる設備（以下「手すり等」という。）を設けることとした。ここでいう手すり等とは、握り棒やグリップ等を含むものとし、身体保持装置が当該手すり等を兼ねることを可能とする。

なお、加速度領域一に該当し、かつ、客席部分に側壁等の設置により落下防止対策を行い、身体保持装置の設置を不要とした場合については、手すり等の設置は不要とした。

2. 第1427号告示の改正の概要

遊戯施設の非常止め装置における、第1427号告示で定める例示仕様の適用については、第1419号告示別表第1（（四）項を除く。）及び別表第2（（四）項を除く。）に該当する遊戯施設のうち、客席部分に生ずる前後（X軸）方向及び上下（Z軸）方向の加速度による加速度領域一から加速度領域三までの範囲内である場合で、かつ、横（Y軸）方向の加速度の最大値が12未満であるものに限ることとし、それ以外の非常止め装置については、建築基準法に基づく性能評価及び大臣認定を受ける必要がある。

なお、第1419号告示別表第1（四）項及び別表第2（四）項に規定する遊戯施設については、従来と取扱いが変わるところはない。

第2 運用上の留意事項

1. 建築確認審査について

建築確認審査に際しては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条第1項の表2（六）項の「遊戯施設の仕様書」の項に規定する「遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に関する事項」に基づき、客席部分における各方向の設計加速度を客席部分の仕様書に明示させることにより、新告示の規定への適合について確認すること。具体的には、前後（X軸）方向、上下（Z軸）方向、横（Y軸）方向のそれぞれの軸における設計加速度値並びに前後（X軸）方向及び上下（Z軸）方向

の設計加速度値による加速度領域を記載させること。なお、加速度の方向については、客席部分の座席面を基準とした方向で取り扱う等、当該設計加速度の設定に当たっての前提条件は、別紙の「遊戯施設の客席部分に生ずる加速度の計測要綱」※に準拠して設定されている必要がある。

また、各方向の設計加速度に応じて、新告示に定める身体保持装置の要求性能（固定位置調整機能、個別設置、横滑り防止対策、危害防止対策等）に適合していることを、構造詳細図又は仕様書等により確認すること。

2. 完了検査について

完了検査に際しては、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）第3第3項第2号に基づき、簡易な計測機器等による測定により、確認申請図書における設計加速度との整合を確かめることとする。なお、測定に当たっては、事業者が行うことで差し支えないが、できる限り測定に立ち会うことが望ましい。

また、加速度の計測機器や計測方法については、別紙の「遊戯施設の客席部分に生ずる加速度の測定要綱」※によるものとし、計測条件や計測結果を当該要綱上の様式に記載させた上で、確認を行うこと。

3. 定期検査等について

毎回の法第88条第1項において準用する法第12条第3項及び第4項に規定する定期検査等（以下「定期検査等」という。）に際しては、加速度の計測までは求めないこととする。なお、従前の加速度と計測条件が変わる場合においては、再度、加速度の計測を行い、加速度領域等の変更が生じていないことを法第88条第1項において準用する法第12条第5項の報告等により新告示の規定に適合していることを確かめること。

4. 既存の遊戯施設について

既存の遊戯施設については、所有者に対し、過去の測定記録の確認や改めて測定を行う等の対応により、現状の加速度を把握し、新告示に定める身体保持装置の要求性能への適合の可否の確認に努めるよう周知されたい。

新告示については、建築基準法上遡及を求めるものではないが、適合しないものにあつては、新たな身体保持装置の追加や速度調整等の安全対策を行うよう促すこと。なお、加速度領域三を超える場合の安全対策については、当職まで相談されたい。

また、安全対策が行われるまでの間、所有者が新告示に適合しないことにより生じるリスク等を把握し、身体保持装置の作動確認の徹底等について運行担当者向けマニュアルに明示するとともに、研修、訓練等の実施により、当該マニュアルについて周知徹底を図る等、事故発生の防止に向けた取組を行うよう指導すること。

5. 身体保持装置について

（1）シートベルトの取扱いについて（第1第2項第1号関係）

身体保持装置にシートベルトを使用する場合、新告示では上記第1の1.（2）のとおり、解除

等のために「意図的な操作を必要とする構造であること」を求めており、確実に作動させる観点から、車用のシートベルト等に使用されている押しボタン式バックルのシートベルトが望ましい。なお、シートベルトの余りの部分を持ち上げるだけでシートベルトが緩む構造のバックルを使用しているものについては、ベルト通しを設ける等の対応を施したものを除き、乗客が無意識に触れて解除されるおそれがあることから、新告示の規定に適合する身体保持装置とはいえない。

また、使用するシートベルトの許容引張力については、当該シートベルトの引張強さを第1419号告示第4第3項に規定する客席部分の安全率で除した数値を許容引張力とすること。

(2) 固定位置調整機能について（第1第2項第2号関係）

複数人の身体を安全バー等で保持する場合、当該身体保持装置が固定位置調整機能を有していても、体型の違う乗客が並んで乗車する際に隙間が生じることにより、十分な性能が確保できない可能性がある。このため、運転者又は運転補助者により適切な乗客の配置及び装着の際の状況確認を徹底する等、適切な運行管理を行うこと。適切に隙間が調整できない場合には、安全バー等に付加して個別シートベルトの設置等の対策を行うこと。

(3) 横滑り防止対策について（第1第3項関係）

横（Y軸）方向の加速度に対する乗客の横滑り防止対策については、座席に突起を設ける等の措置のほか、乗客間の隔壁、滑り止めシート、着座部をくぼませた座席構造にする等の対策があることから、客席部分の構造に応じて適切な措置を選択すること。

なお、滑り止めシートを使用する場合には、運用する前に十分に機能を満たすことを確認するとともに、定期検査等の際に、劣化状況に留意すること。

(4) 乗客が任意に加速度を変更できる遊戯施設の取扱い（第1第1項関係）

第1419号告示別表第2（二）項に規定するコーヒークップ等、乗客が任意に加速度を変えることができる遊戯施設については、理論上又は実測上の最大加速度により判断し、身体保持装置に必要とされる性能を満たすこと。

※別紙「遊戯施設の客席部分に生ずる加速度の計測要綱」（添付略）

(24) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件の一部改正について（技術的助言）

国 住 指 第 702 号

平成29年6月2日

都道府県建築主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課長

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの
構造方法を定める件の一部改正について（技術的助言）

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件の一部を改正する件（平成29年国土交通省告示第601号。以下「改正告示」という。）は、平成29年6月2日に公布され、機械室を有しない非常用エレベーターに係る部分については同日に、段差解消機に係る部分については平成30年4月1日にそれぞれ施行されることとなった。

については、改正告示による改正後の特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号。以下「第1413号告示」という。）の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれは、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願います。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 機械室を有しない非常用エレベーターについて

(1) 建築確認審査について

建築確認審査の際には、駆動装置等の日本工業規格（以下「JIS」という。）C0920（電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード））-2003に規定するIPX2への適合性については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第4項の表1（十）項の「令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに第129条の4から第129条の11までの規定が適用されるエレベーター」の項に規定する「エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法」に基づき、IPX2に適合することを証明する試験成績書等を提出させることなどにより、確認すること。

(2) JIS C0920-2003に規定するIPX2と同等以上の防水の措置を講じたものについて

第1413号告示第1第3号ハに規定する「これと同等以上の防水の措置を講じたもの」として、IPX3からIPX6までに適合するもののほか、国際電気標準会議が定めた規格IEC 60529 (2001) に規定するIPX2からIPX6までに適合するものを想定している。

2. 段差解消機について

(1) 段差解消機の型式適合認定について

改正告示のうち、段差解消機に係る部分の施行日（平成30年4月1日）以前に型式適合認定を取得している段差解消機であって、昇降行程が1メートル以下のものは、第1413号告示に適合しないものがあるため、建築確認審査の際には、このことに十分留意の上で建築基準法令の規定に適合するものであることを確認すること。

(2) 既存の段差解消機について

昇降行程が1メートル以下で第1413号告示に適合しない既存の段差解消機については、建築基準法上遡及を求めるものではないが、適合しないものにあっては、昇降行程にかかわらず、生命、身体に関わる事故につながるおそれがあることを、定期報告等の機会を活用して所有者等に周知し、第1413号告示へ適合させるよう対応を促すこと。

また、この際に、第1413号告示への対応がされるまでの間は、手すりをつかんで利用すること、介助者と一緒に利用すること、これらを表示すること等、安全管理の徹底を行うよう所有者等へ周知すること。

(25) 非常用エレベーターの駆動装置等の防水保護等級の確認について

事 務 連 絡

平成29年6月2日

都道府県建築主管課 様

国土交通省住宅局建築指導課

課長補佐（動力・設備担当）

非常用エレベーターの駆動装置等の防水保護等級の確認について

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件の一部改正について（技術的助言）（平成29年6月2日付け国住指第702号）記1において、建築確認審査の際の、駆動装置等の日本工業規格C0920（電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード））-2003に規定するIPX2への適合性に関して、確認方法の例を下記のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

貴職におかれましては、下記留意事項を貴管内の特定行政庁及び貴都道府県指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

記

1 試験方法

1以上の被試験品について、日本工業規格C0920（電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード））-2003に規定するIPX2又はこれと同等以上の試験を行う。

2 試験結果

別紙1証明書（例）の「試験結果」により判断する。

3 建築主事への提出書類

別紙1証明書（例）を提出する。

4 その他

証明書（例）の記入例については、別紙2のとおり。

機械室なし非常用エレベーターにおける駆動装置等の防水保護等級証明書（例）

防水保護等級の判定結果は、次のとおりである。

機器名称				
型式				
保護等級 (IPコード)				
機器製造会社名称				
試験及び試験方法				
試験条件				
試験実施日	年 月 日			
試験結果	試験項目		確認方法	判定
	1. 被試験品の内部への水の浸入 結果が「あり」の場合、次の2.「被試験品の内部への水の浸入あり」の判定を実施する。		目視	なし あり
	2. 被試験品の内部への水の浸入あり	内部機器の正常な動作及び安全性を阻害しない。	目視、通電、絶縁	適合
		沿面距離を確保している絶縁物表面にトラッキング（絶縁不良）が生じない。	目視、通電、絶縁	適合
		通常ぬれた状態で運転するよう設計していない充電部又は巻線部分まで水位が達しない。	目視、通電、絶縁	適合
		電線の近傍又は電線の導入孔部に水の滞留がない。	目視、通電、絶縁	適合
判定結果	合格			
備考				

以上について、証明いたします。

（作成日）20 年 月 日

機関名又は会社名 _____

代表者又は責任者 _____ 印

機械室なし非常用エレベーターにおける駆動装置等の防水保護等級証明書（記入例）

防水保護等級の判定結果は、次のとおりである。

機器名称	制御盤			
型式	C P - 1 0 5 A			
保護等級 (IPコード)	JIS C 0920:2003 に規定する IPX2			
機器製造会社名称	〇〇〇〇株式会社			
試験及び試験方法	JIS C 0920:2003 に規定する IPX2 に対する試験による。			
試験条件	停止中と同等の状態で、かつ、非通電状態で試験を実施した。			
試験実施日	2017 年 X 月 X 日			
試験結果	試験項目		確認方法	判定
	1. 被試験品の内部への水の浸入 結果が「あり」の場合、次の2.「被試験品の内部への水の浸入あり」の判定を実施する。		目視	なし あり
	2. 被試験品の内部への水の浸入あり	内部機器の正常な動作及び安全性を阻害しない。	目視、通電、絶縁	適合
		沿面距離を確保している絶縁物表面にトラッキング（絶縁不良）が生じない。	目視、通電、絶縁	適合
		通常ぬれた状態で運転するように設計していない充電部又は巻線部分まで水位が達しない。	目視、通電、絶縁	適合
		電線の近傍又は電線の導入孔部に水の滞留がない。	目視、通電、絶縁	適合
判定結果	合格			
備考				

以上について、証明いたします。

（作成日）2017 年 XX 月 XX 日

機関名又は会社名 〇〇〇〇株式会社

代表者又は責任者 △ △ △ △ 印

(26) エレベーターの外部連絡装置の取扱いについて

事 務 連 絡

平成 29 年 9 月 7 日

都道府県建築設備担当各位

国土交通省住宅局建築指導課
課長補佐（動力・設備担当）

エレベーターの外部連絡装置の取扱いについて

建築基準法施行令第129条の10第3項第3号に規定される外部連絡装置の定期検査等については、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号）別表第1第3号（8）に規定されています。

今般、外部連絡装置について、下記のとおり定期検査等の方法及び判定基準に関して、取扱いを明確にしましたので、貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨ご周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 一般電話回線を使用した外部連絡装置については、他の外部連絡装置と同様に、通信経路に該当する設備等（建築物外の通信事業者等の設備を除く。）について、通電時及び電源遮断時の両方で適切に検査を実施する必要がある。
- 2 かご外の外部通話装置が、管理人等が常駐していない管理人室又は住戸に設置されている場合は、他の外部連絡装置を設置する等の対応を行う必要がある。

問合せ先

国土交通省 住宅局 建築指導課 湯浅
電話 : 03-5253-8111（内線 39-576）

(27) 電動機主回路用接触器の主接点の再検査について

29 都市建企第 896 号
平成 29 年 11 月 30 日

〇〇 〇〇 様

東京都都市整備局市街地建築部長
(公印省略)

電動機主回路用接触器の主接点の再検査について（通知）

日頃より、東京都の昇降機行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成 29 年 4 月 1 日より平成 20 年国土交通省告示第 283 号の一部が改正され、新たな定期検査報告制度では、別表第 1 一（六）接触器、継電器及び運転制御用基板の検査項目において、電動機主回路用接触器の主接点の目視確認が求められています。

平成 29 年 4 月 1 日以降に検査報告頂いている物件で、この検査項目について、斜線により抹消され、適切に記載されていない物件があります。（別添 1 参照）つきましては、平成 29 年 11 月 10 日付「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2016 年版講習会質問への回答（追加）」（別添 2 参照）に基づき、再検査を実施し、この接点状況の検査結果について、「適」、「否」、「確認不可」いずれかを○で囲み、建築基準法第 12 条第 3 項に基づく、定期検査報告書の検査結果表の再提出をお願い致します。

別記第一号（A4）

主索又は鎖で吊るエレベーター

検査結果表

（第1第1項第1号に規定する昇降機）

別添 1

[機械室あり・機械室なし]

当該検査に 関与した 検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

		昇降機番号				
番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)					
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					
(3)	機械室の床の貫通部					
(4)	救出装置					
(5)	開閉器及び遮断器					
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()		適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日	
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()		適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日	
			ヒューズ			
			絶縁 電動発電機の回路(300V以下・300V超) 電動機の回路 (300V以下・300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路		MΩ MΩ MΩ MΩ MΩ	
(7)	接地					
(10)	階床選択機					
(11)	減速歯車					
(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況		mm 適・否 適・否	

建築物等の名称:

登録番号

「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書2016年版」講習会 質問への回答（追加）

H29.11.10

8月31日付けで、標記講習会の質問及び回答を掲載いたしましたが、以下質問及び回答を追加掲載いたします。

（一財）日本建築設備・昇降機センター

質問 No.	該当 頁	該当箇所	質 問	回 答
接触器関係他				
42	223	1(6)制御器 [ロープ式]	検査項目1(6)制御器「接触器、継電器及び運転制御用基板」における、検査事項「電動機主回路用接触器の主接点の状況」の検査について、電動機主回路の主接点が常時通電しオンオフしないものは、実質的に主接点の機能を果たしていないと考えられるため、定期検査の対象外と考えてよいでしょうか。	電動機主回路に主接点があるものは、すべて定期検査の対象となります。

※該当頁は、「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書2016年版」の頁です。
 （「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書2017年版」では、227頁となります。）

(28) 建築物・建築設備等に係る定期調査・検査の適切な実施について

国 住 防 第 7 号
令和元年 12 月 26 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
建築物防災対策室長

建築物・建築設備等に係る定期調査・検査の適切な実施について

日頃より建築基準法の適切な運用に御尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、国土交通省において、定期報告の対象となる建築物、昇降機、建築設備（昇降機を除く。以下同じ。）及び遊戯施設（以下「建築物・建築設備等」という。）の定期調査・検査（以下「定期調査等」という。）が、国が定めている項目に基づき適切に実施されているかどうかなどの実態を把握及び分析することにより、定期調査等を行う有資格者の技術力の確保を図るとともに、定期報告制度の適切な運用に向けた取組みの推進を目的として、「定期報告制度の運用に関する調査事業」（平成 28 年度から平成 30 年度まで）を実施してきたところです（別紙参照）。←別紙添付省略

この調査事業の結果、建築物・建築設備等の定期調査等は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく関連告示（平成 20 年国土交通省告示第 282 号、平成 20 年国土交通省告示第 283 号、平成 20 年国土交通省告示第 284 号及び平成 20 年国土交通省告示第 285 号）に定める検査方法に基づいた検査を実施しなければならないところ、告示に定める検査方法によらないおそれのある検査が散見されました。

今回の調査事業の結果を踏まえ、特に留意すべき事項を別添のとおりリーフレットとして取りまとめましたので、貴職におかれては、必要に応じ地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関する業務を行う公益法人等をいう。）等を通じ、定期調査等を行う者に対し、報告時等の機会に配布していただきますようお願いいたします。併せて、建築関連団体との協力等により、建築基準法令の改正内容等適切な調査の実施に必要な情報の提供を行うなど環境整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会及び登録特定建築物調査員講習実施機関等（一般財団法人日本建築防災協会及び一般財団法人日本建築設備・昇降機センター）に対しても、周知していることを申し添えます。

建築物・建築設備等の適切な 定期調査・検査を実施しましょう

建築物や建築設備、防火設備、昇降機等の定期調査・検査等は、告示※¹に定める検査方法に基づいた検査を実施する必要があります。今一度、告示に規定されている検査方法どおりに検査を実施できているか、検査結果の再確認や自己点検を実施しましょう。

特に調査・検査を行ううえで確認しておくべき点や、検査方法を間違いやすい点・見落とされがちな点として以下の例※²が挙げられますので、このような点に留意し、間違いや見落としがないよう適切な調査・検査を行いましょう。

1 調査・検査を行うに当たって確認すべき点

- 建築後、増改築や修繕、模様替え等がされており、現況と整合しない工事前の図面を用いた調査・検査を行っていないか。
- 敷地内の塀や擁壁、地下室等、見落とししやすい場所にある調査対象物を予め把握しているか。

2 間違いや見落としが生じやすい調査・検査項目の例

- 外装仕上げ材等の劣化及び損傷の状況の調査における、ひび割れや浮き等の確認。
- 常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況。
- 排煙設備の排煙口の維持保全の状況の検査における、手動開放装置の操作障害となる物品放置の状況の確認。
- 排煙設備の排煙口の排煙風量の検査における、風速の測定点の抽出方法※³。
- 機械換気設備の換気量の検査における、風速の測定点の抽出方法※⁴。
- 昇降機の主索の径の状況に係る検査における、主索の直径の測定位置※⁵。

※1 「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第282号）、「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第283号）、「遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第284号）、「建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成20年国土交通省告示第285号）及び「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成28年国土交通省告示第723号）

※2 上記の例は、平成28年度から平成30年度まで国土交通省が実施した「定期報告制度の運用に関する調査事業」の結果を踏まえまとめたものです。

※3 排煙口の排煙風量の検査は、排煙口の同一断面内から5か所を偏りなく抽出し、風速を測定することとされています。

※4 機械換気設備の換気量の検査は、給気口の同一断面内から5か所を偏りなく抽出し、風速を測定することとされています。

※5 昇降機の主索の径の検査に当たっては、最も摩耗の進んだ部分と、綱車にかからない部分の直径を測定することとされています。

(29) 建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）

国住指第 4658 号

令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長

建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（技術的助言）

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 181 号。以下「改正令」という。）及び建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 13 号）については、いずれも令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

については、今回施行される改正令等による改正後の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）及び関連する告示の運用に係る細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第 1 防火・避難規定の合理化（略）

第 2 遊戯施設の客席部分に係る構造基準の具体化

令第 144 条第 1 項第 3 号ロの規定により、遊戯施設の客席部分の構造は「客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない構造であること」とされていたところであるが、具体的な構造基準が定められていなかったことから、同号ロの改正により、遊戯施設の客席部分の構造は「客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」とし、具体的な構造基準を「客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（令和 2 年国土交通省告示第 252 号）」に定めた。別紙を参照の上、適切な運用を図られたい。

客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない 遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件について

「客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（令和2年国土交通省告示第252号。以下、「告示」という。）」の運用上、留意すべき事項は、以下のとおりである。

1. 告示第一各号に定める範囲について

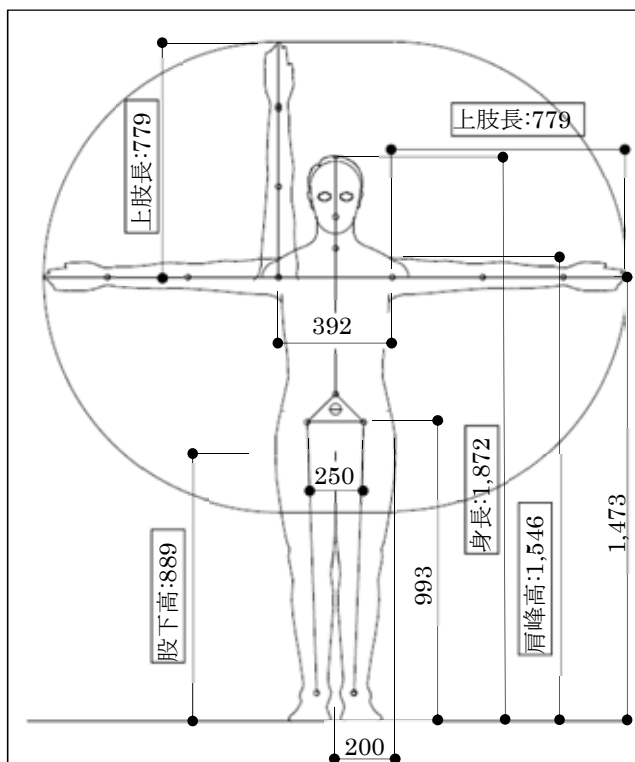
（1）告示別表に定める体格について

告示別表は、客席にいる人の人体モデルの主要な部位の寸法（下図）を定めたものであること。

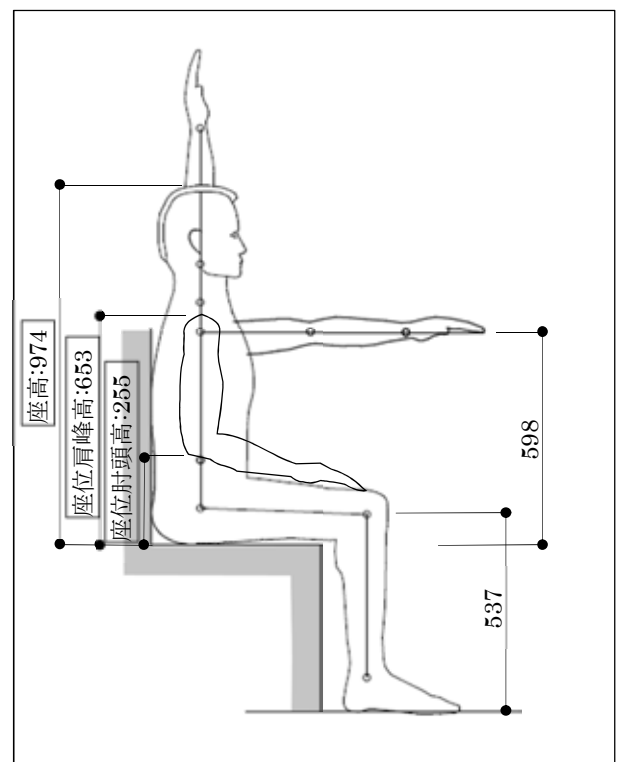
別表

(単位 ミリメートル)

身長	肩峰高	座高	座位 肩峰高	座位 肘頭高	上肢長	股下高
1872	1546	974	653	255	779	889



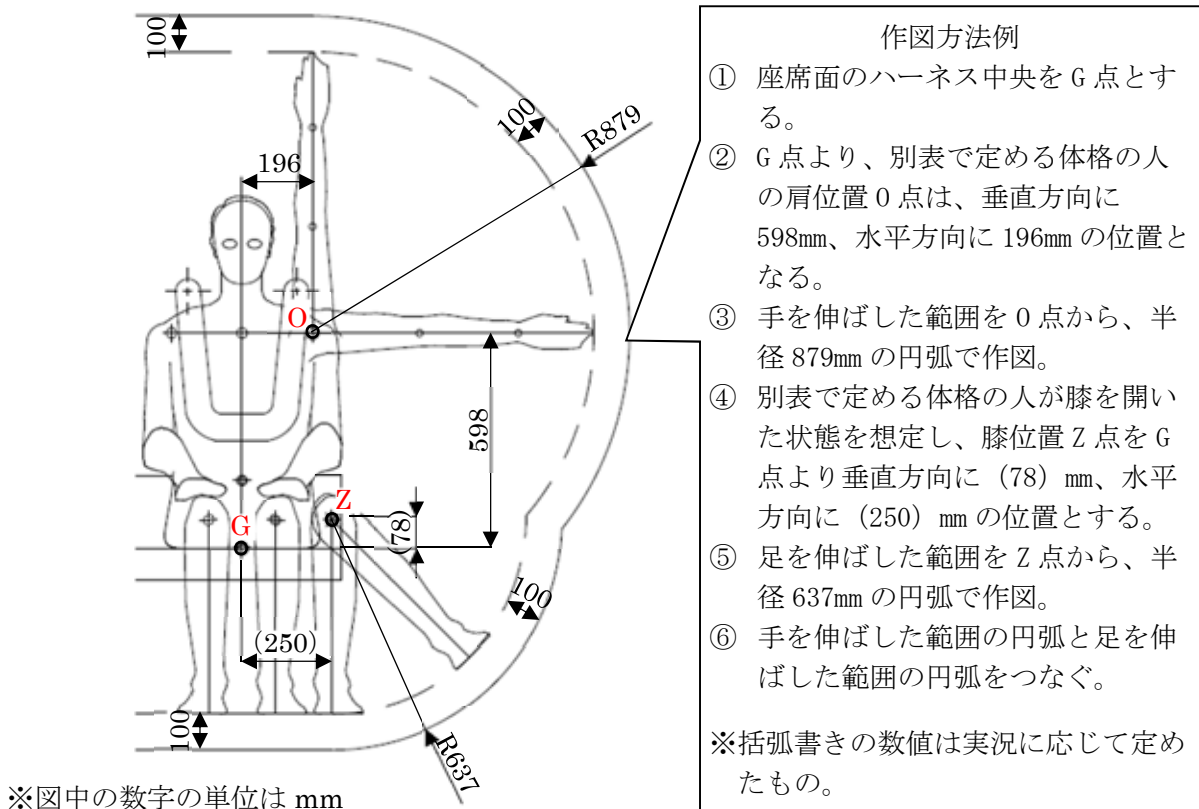
起立時



着席時

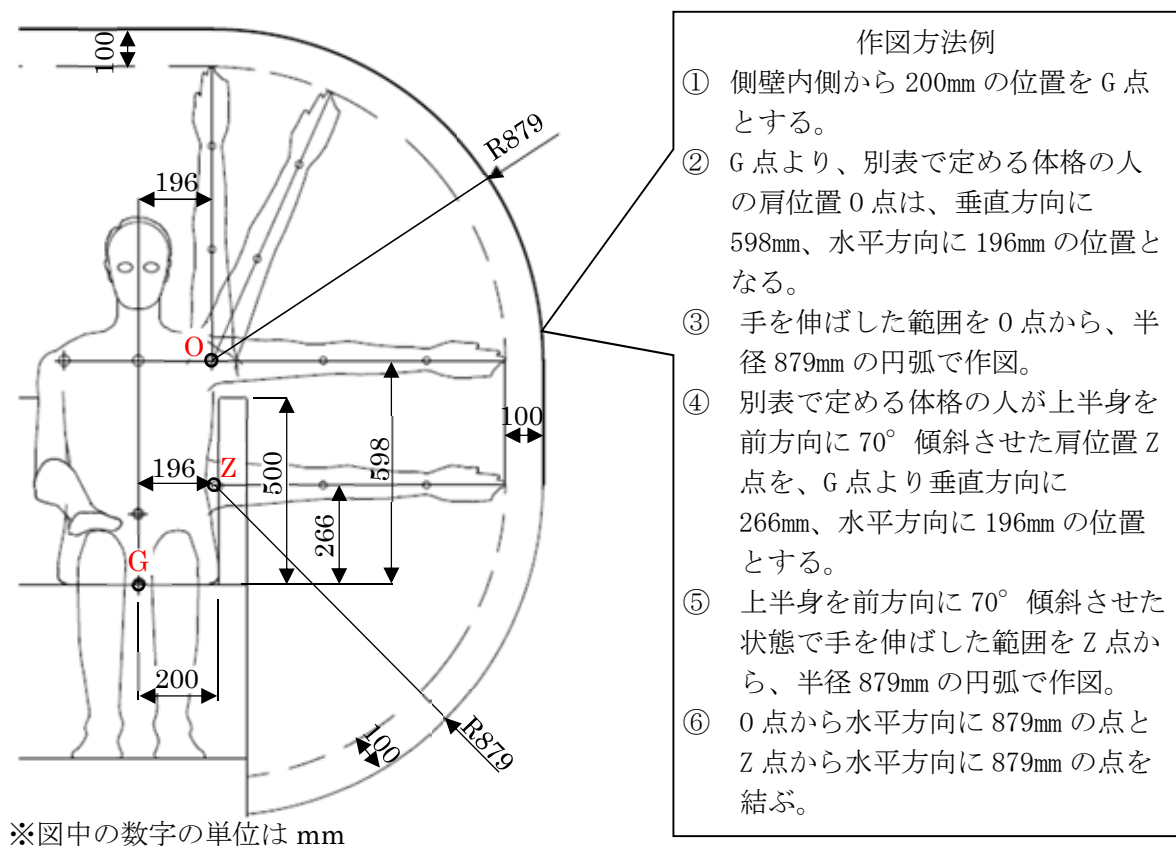
（2）告示第一第一号に定める範囲について（ハーネス等を設ける場合）

告示第一第一号に定める範囲は、下図を参考に手足を伸ばした際に手足その他身体の一部が届く範囲に 10 センチメートルを加えた範囲とすること。



(3) 告示第一第二号に定める範囲について（ハーネス以外の身体保持装置及び座席面からの高さが 50 センチメートル以上の側壁等を設ける場合）

告示第一第二号に定める範囲は、下図を参考に手足を伸ばした際に手足その他身体の一部が届く範囲に 10 センチメートルを加えた範囲とすること。



2. 告示第一及び第二に規定する「他の構造部分」は、プラットホーム（プラットホームに設置する手すり及び柵を含む）等の客席部分以外の遊戯施設及びその周囲の建築物、工作物等が該当すること。
3. 告示第一第四号に規定する「前各号に掲げる場合以外の場合」とは、客席部分に身体保持装置を設けない場合、起立した状態で人を乗せる場合等を指し、一般的にはメリーゴーランド、観覧車、スタンディングコースター等が該当すること。
4. 告示第二に規定する「身体の一部が挟まれることを防止するための措置」は、客席部分と他の構造部分との隙間に身体の一部が挟まれるおそれのある部分に対して講じるものであり、具体的措置例として以下が考えられること。
 - 客席部分とプラットホームが接近する部分にブラシ等を設けること。
 - 車両が進入する側のプラットホーム端部に、手又は足を跳ね上げて挟まれることを防止するためのカバーを設けること。
5. 告示第二第二号に規定する「緩衝材を設けることその他の客席にいる人が当該部分に触れることによる衝撃を緩和するための措置」の具体的措置例として以下が考えられること。なお、雨により緩衝材が濡れて、緩衝材としての機能を損なうおそれのある場合、ゴム引布等により覆う対策をとること。
 - 厚さ 30 ミリメートル以上の日本産業規格 K6401（耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム）に規定する 1 種 MB かつ等級 100 以下に適合する軟質ポリウレタンフォーム又はこれと同等の性能を有するもので他の構造部分を覆う措置。
 - 厚さ 20 ミリメートル以上の日本産業規格 K6401（耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム）に規定する 1 種 L B かつ等級 50 以下に適合する軟質ポリウレタンフォーム又はこれと同等の性能を有するもので他の構造部分を覆う措置。
 - 他の構造部分を手足その他身体の一部が触れた際に容易に変形するもの（ラバーボール等）とする措置。
6. 告示制定に伴う完了検査時の確認方法
建築基準法第 7 条の完了検査においては、以下の方法により確認すること。
 - ① 告示第一各号に定める範囲については、客席の軌道上、客席部分と他の構造部分との距離が近くなる位置における当該距離を測定したものを写真等で確認すること。
 - ② 告示第二各号に規定する客席部分の速度については、速度計等により確認すること。

第 1 章－8 建築士法（抄）

8. 建築士法（抄）

【その他の業務】

第 21 条 建築士は、設計（第 20 条の 2 第 2 項又は前条第 2 項の確認を含む。第 22 条及び第 23 条第 1 項において同じ。）及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務（木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。）を行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない

【登録】

第 23 条 一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して 5 年とする。

3 第 1 項の登録の有効期間の満了後、引き続き、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない。